



Regional Studies

地域研究

2016年9月

No. **18**



目 次

Contents

〈論文〉

- 高 良 沙 哉：憲法の掲げる平和主義と自衛隊の強化
— 石垣市・宮古島市の自衛隊配備問題を中心に — 1
TAKARA Sachika, Principle of Renunciation of war and strengthening the
Self-Defense Forces

- 与那覇 晶 子：民謡を媒体した「辻遊廓」と民謡に表象された「ジュリ」 25
YONAHA Shoko, Tsuji pleasure quarter, a medium of folk songs, and
juri (courtesans) represented in the folk songs

〈研究ノート〉

- 鹿 熊 信一郎：途上国における村落主体沿岸資源管理評価ツール 51
KAKUMA Shinichiro, An Evaluating Tool for CB-CRM in Developing Countries

- 嘉 納 英 明：沖縄の子どもの貧困対策をめぐる動向
— 2015年度を中心に — 69
KANO Hideaki, Trend on poverty policy for children in Okinawa
— Focus on 2015 —

- 黒 沼 善 博：地下ダムと島嶼水利の過去・未来 81
KURONUMA Yoshihiro, About Both Pasts and Futures of
Island's Water and Underground Dam

- 玉木千賀子・金 蘭 姫：ソーシャルワークの支援を必要とする人の意向確認に関する困難
— 地域包括支援センターの実践に焦点をあてて — 101
TAMAKI Chikako, Kim NanHee, Difficulties in confirming the intentions of
people requiring social work support
— Focusing on practices at comprehensive community support centers —

〈調査報告〉

- 壺 岐 一 郎：日本古代史における日中史料の大きな差異 111
Iki Ichiro, An Important Difference of Sino-Japanese Historicals
on Japan Ancient History

- 嘉 納 英 明：沖縄の家庭教育支援施策の始動
— 「家～なれ～運動」を中心に — 125
KANO Hideaki, Start-up of the policy of support for home education in Okinawa
— Focus on Ya-nare-undo —

- 盛 口 満：伊良部島の有用動植物の記録 133
MORIGUCHI Mitsuru, Report of useful animals and plants at Irabu Island

巻 頭 言

アメリカでは、体制に対する鬱積した不満が非常識ともいえる政権を生み出した。青天の霹靂と言えず、さりとして必然とも言い難い歴史の悪戯に翻弄されたのである。

沖縄は常に「日本」に先んじて、国外事情の影響を受けてきた。琉球という自国を守るため、薩摩という支配下と戦うため、そしてアメリカという占領から脱するため、独自の知見を育て、他国とのネットワークを築いてきたといえる。今回のような歴史の悪戯は、世界にとって脅威となるかもしれないが、不条理な過去を乗り越えてきた沖縄にとっては、複雑な柵（しがらみ）を淘汰する機会となるのではないかと願っている。

さて、今回の紀要にも個性あふれる論考が揃った。高良氏は、まさにタイムリーに現在進められている「石垣市・宮古島市の自衛隊配備問題」を取り上げ、今後の課題を氏の情熱と憲法の視点で切り込んでいる。また、与那覇氏が「琉球民謡に表象された遊廓やジュリ」について記され、長きにわたって研究された成果から改めて琉球文化の独自性を示された。天津社会科学院の壺岐氏は、「日本古代史における日中史料の大きな差異」として隣国から我が国がどう見られてきたのかという観点から歴史を紐解いておられる。

沖縄の自然の豊かさに関して、盛口氏が「伊良部島の有用動植物の記録」と題して詳細な記録を残されている。氏の生物に対する優しい探求心が読み取れる。これに対して、沖縄県海洋深層水研究所の鹿熊氏が記された「途上国における村落主体沿岸資源管理評価ツール」の記載は極めて科学性の高いもので、データの積み上げからして興味深い。大林組の黒沼氏は「地下ダムと島嶼水利の過去・未来」について、実務経験を活かして今後の離島の抱える水利問題を問うている。

昨今の沖縄の抱える子どもの貧困問題については、名桜大学の嘉納氏が「沖縄の子どもの貧困対策をめぐる動向」に関して最近のデータや施策動向をまとめられ、今後の本県の施策が抱えるであろう課題を提示された上で、「沖縄の家庭教育支援施策の始動」と題して、いわゆる「家～なれ～運動」について、その課題解決の一つの可能性を示された。また、高齢者が自らの意思を表明し支援の理解をすることの難しさを示した玉木氏の「ソーシャルワークの支援を必要とする人の意向確認に関する困難」からは、歴史に翻弄されてきた沖縄の高齢者が持つあるいは持たされた課題の一つを感じざるを得ない。

貧困問題や基地問題など数々の課題と対峙していかねばならない本県の大学として、こうした地域を強く意識した取り組みを紀要としてまとめることの意義を改めて感じたところである。投稿者の皆様に改めて感謝申し上げたい。

地域研究所

所長 島村 聡

憲法の掲げる平和主義と自衛隊の強化 —石垣市・宮古島市の自衛隊配備問題を中心に—

高 良 沙 哉*

Principle of Renunciation of war and strengthening the Self-Defense Forces

TAKARA Sachika

要 旨

本稿は、憲法第9条に規定する武力によらない平和主義を踏まえ、増強する自衛隊に関し、特に沖縄の離島地域、石垣市と宮古島市への配備計画について、現在の状況を述べ、『防衛白書』に表れている配備計画と自衛隊強化について述べる。憲法の掲げる平和主義と自衛隊の強化の現実は今々か離れている。現状を憲法の原則に近づける努力が求められる。

要 約

2014年安倍内閣の閣議決定による、集団的自衛権の行使容認により、日本の軍事化は一層加速した。その後、2015年9月の安保法制の国会通過、2016年3月の施行は、国民の反対にあいながらも行われた。日米安保体制下で、自衛隊は年々増強し、日米の共同関係も強まる一方である。

本稿では、憲法第9条に規定する平和主義について述べ、憲法と現実のとのかい離を、憲法へ近づける方向で修正すべきであると主張する。

本稿では特に、南西地域における自衛隊の配備強化に着目する。与那国島については、本年3月末に陸上自衛隊が創設され、石垣市、宮古島市への配備計画も挙がっている。

筆者は、昨年、石垣市、宮古島市の配備候補地を視察した。本稿では、石垣、宮古の状況について、視察した内容を中心に述べる。石垣市では、配備候補地が選定され、防衛省が市民を対象に説明会を開催した。しかし、候補地に隣接する集落を中心に住民らが反対している。宮古島市では、配備候補地であった場所が水源流域にかかっていたため、防衛省が配備計画を見直し、水源を外した場所に配備候補地がしぼられ、建設計画が出されている。しかし新計画についても、隣接する地域の住民らから反対の意思が示されている。

本稿では、憲法における自衛隊の地位、『防衛白書』にみる軍事化の状況を踏まえて、自衛隊の

* 沖縄大学人文学部

離島配備計画の現状と問題性について述べる。

キーワード：平和主義 自衛隊 軍事化 島嶼防衛 先島配備

Abstract

Abe Cabinet approved use of the right of collective self-defense by a cabinet decision in 2014. Since this decision, the militarization of Japan has been even more accelerated. Then, the security-related laws to allow exercise of the right of collective self-defense were enacted in September 2015, and came into effect in March 2016, even though many Japanese people were against the enactment or the enforcement of such laws. Under the Japan-US security arrangements, the Self-Defense Forces are reinforced year after year, and the military co-relationship of Japan and the United States is growing.

This paper discusses pacifism as prescribed in the Article 9 of the Japanese Constitution, and, because of the big gap between the pacifism of the Article 9 and the reality, submits that the Article 9 should be amended to enforce such pacifism of that Article rather than to take the reality.

In particular, this paper focuses the deployment strengthening the Ground Self-Defense Force in the south-west region of Japan. At the end of March in 2016, the Ground Self-Defense Force has been established in Yonaguni Island. The Ministry of Defense has a plan of the Ground Self-Defense Force deployment in Ishigaki and Miyakojima.

Last year, author visited the candidate sites for the deployment of the Self-Defense Forces in Ishigaki and Miyakojima. In this paper author discusses details of such visit in relation to the situation of Ishigaki and Miyakojima. The Ministry of Defense decided the candidate sites for the deployment in Ishigaki, and held a briefing for the residents in these sites. However, the residents of the village adjacent to the candidate sites and the residents in other areas oppose such deployment. The Ministry of Defense revised drawings of deployment plan of the Self-Defense Forces in Miyakojima because the candidate site was located in a water source basin of groundwater. The Ministry of Defense re-submitted Miyakojima to modify the drawings. However, there is still a serious problem because the Self-Defense Forces facility in such new drawings is adjacent to the water source basin. The residents of Miyakojima oppose such deployment in either sites mentioned as candidates in the old or the new drawings.

In this paper, author, by examining the status of the Self-Defense Forces under the Constitution and the situation of militarization seen in the Annual Defence White Paper, shows the current status and problems of the island deployment plan of the Self-Defense Forces.

1 はじめに

2016年2月7日、沖縄島、石垣島、宮古島は、北朝鮮による「ミサイル」（北朝鮮は衛星であるとしている。）の発射に対抗するために警戒し、自衛隊によるPAC3配備のために騒然となった。同日午前9時34分、けたたましく携帯電話の緊急速報が鳴り響き、43分には「ミサイル」が沖縄上空を通過したことを知らせた。

このような「ミサイル」騒動や尖閣諸島周辺の中国船の航行に関する度重なる報道が影響し、現在、陸上自衛隊配備計画が持ち上がっている石垣、宮古そして、すでに陸自が配備され基地建設が継続している与那国への配備賛成の声が強まるのではないかと、また政府による必要性の議論が活発化するのではないかと懸念がある。

軍事的な緊張の高まりは、我々の平穏な生活を突如として破壊する。表向きは、軍隊を持っていないはずの日本において、北朝鮮による「ミサイル」発射を軍事力によって迎撃しようとするのは、日本国憲法が想定した防衛のありかたを大きく踏み越えているように思える。日本政府は、継続的な外交努力や武力によらない平和構築について戦略的に考え実践しているといえるだろうか。そして、なぜ北朝鮮がそもそも沖縄へ向けて「ミサイル」を発射したのかという理由の追及や、米軍が駐留しているにも関わらず「ミサイル」が飛んでくる事態に、米軍の抑止力の検証も必要ではないか。米軍の存在故の危険の発生である可能性も考え得る。

2016年2月3日の衆議院予算委員会において、安倍内閣総理大臣は、「7割の憲法学者が自衛隊に対し憲法違反の疑いを持っている状況をなくすべきだ」として、改憲の必要性を述べた¹。同年7月の参議院議員選挙の選挙戦が活発化する以前には、安倍総理大臣は憲法改正を争点化する意思を示していた²。日本国憲法第99条の憲法尊重擁護義務が課せられている内閣総理大臣の立憲主義を無視した発言は問題である。しかし、憲法尊重擁護義務に反する行いを批判する国会の力も、マスメディアの力も衰えている。

憲法施行69年にして、憲法改正の最大の危機を迎えている日本の最大の問題は、政権を担う国民の代表者たちの憲法そのものに対する無知、無理解、そして時には敵視である。

さて、7割の憲法学者が違憲の疑いがあると安倍総理大臣が指摘する自衛隊に関して、憲法学の通説的見解では、自衛隊の組織・編成・規模は憲法9条2項に禁止された軍隊だと解されている³。

憲法に違反する実態を備えているにも関わらず、その違憲性を放置してきた結果、今や自衛隊は世界でも有数の軍事力を持つに至っている。そして今、自衛隊の新基地建設計画が、年々増強されてきた自衛隊による国境防衛、「島しょ防衛」の名の下に推し進められようとしている。

筆者は、2015年9月以降、陸上自衛隊配備計画に関する調査のために、石垣市と宮古島市を訪れ、配備候補地を視察、議会傍聴、市議会議員や陸自配備に反対する住民から、配備計画に関する地元の政治状況や、住民の動き等を聞くことにより、石垣市、宮古島市における

自衛隊配備問題をめぐる状況を明らかにしようと努めている。

本稿は、自衛隊新基地建設計画の現状と問題性を、日本国憲法のアイデンティティである平和主義の根幹にかかわる問題と位置付けている。沖縄の離島地域における自衛隊の配備強化は、日本の軍事化の現状と憲法の規定する平和主義とのかい離に深く関係する。そして、2015年9月に制定された平和安全法制（以下「安保法制」と述べる）の下での日本の軍事化や日米軍事同盟強化の一環である。

本稿では、自衛隊配備計画に関して述べる前提として、日本国憲法の平和主義に関する政府解釈の変遷と学説について整理し、『防衛白書』を基にして現実の日本の軍事化がいかに憲法とかい離しているのか述べる。その上で、石垣島、宮古島の自衛隊配備計画についての現状と問題性を指摘し、2012年に出された『自由民主党改憲草案』と『防衛白書』との関係で分析を加える。

2 憲法の平和主義はどこへいったのか

2015年8月14日に発行された『防衛白書』は、2015年9月の安保法制成立前の発行であるにも関わらず、以下に述べるように2014年7月1日の集団的自衛権を容認する内閣の解釈変更の内容を忠実に反映している。そして、国民的な議論になっていたにも関わらず、安保法制の成立が確実であると見越して、まだ成立していなかった法案の内容を詳細に紹介し、日本の自衛体制は「変わった」「変わっていくのだ」ということを、強く印象付けるものとなっている。日本国憲法の掲げる武力によらない平和主義はどこへ行ったのか。『防衛白書』から受ける印象は、国民の監視の及ばないところでの軍隊の拡大であり、憲法の基本原理の意図的な歪曲である。『防衛白書』を読む限り、日本はありふれた軍事国家へと変容し、憲法の平和主義とは大きくかい離している。

(1) 日本の軍事化に対する制約

ア) 政府解釈の変遷

憲法第9条は、明らかに日本の軍事化を制約している。

憲法制定時期の政府の9条解釈は明快である。1946年6月26日の衆議院帝国議会憲法改正本会議において、吉田茂内閣総理大臣は、「戦争抛棄ニ関スル本案ノ規定ハ、直接ニハ自衛権ヲ否定ハシテ居リマセヌガ、第九条第二項ニ於テ一切ノ軍備ト国ノ交戦権ヲ認めナイ結果、自衛権ノ発動トシテノ戦争モ、又交戦権モ抛棄シタモノデアリマス」と述べ、第9条1項では、直接には自衛権を否定していないが、第2項で一切の軍備と国の交戦権を認めない結果として、自衛権の発動としての戦争も交戦権も放棄したとしている。また国務大臣であった幣原喜重郎は、1946年8月27日の貴族院演説で「實際此の改正案の第九條は戦争の抛棄を宣言し、我が國が全世界中最も徹底的な平和運動の先頭に立つて指導的地位を占むることを示すものであります。今日の時勢に尚國際關係を律する一つの原則として、或範圍内の武力制裁を合理化合法化せむとするが如きは、過去に於ける幾多の失敗を繰返す所以でありまして、

最早我が國の學ぶべきことではありませぬ、文明と戦争とは結局兩立し得ないものであります。文明が速かに戦争を全滅しなければ、戦争が先づ文明を全滅することになるであります。私は斯様な信念を持つて此の憲法改正案の起草の議に與つたのであります」と述べている。文明と戦争は兩立しないとし、戦争を放棄した日本が世界の最も徹底した平和運動の先頭に立つと述べている⁴。政府が、憲法9条について戦争を否定し、自衛権を持っていたとしてもその発動としての戦争は放棄したものと解釈し、憲法の成立に至ったことがわかる。憲法9条は、戦争を放棄した先駆的な条文であるとして、積極的に評価している。

朝鮮戦争勃発以前においては、日本政府はまだ、憲法9条は武力によらない自衛権をとっているという解釈にたっていた⁵。

しかし、政府は解釈を変更することとなる。自衛権について、吉田茂内閣総理大臣(当時)は、1950年2月16日の衆議院予算委員会において、「独立しておる以上は、武力によらざる自衛権があることは当然」、「日本は戦争放棄に徹底する、しかしながらそれは武力によらざる自衛権は存在しておる」と説明した。朝鮮戦争勃発後、警察予備隊、保安隊を保持するにつれて解釈を変更し、憲法で保持を禁止されている戦力とは、「近代戦争遂行に役立つ程度の装備、編成を備えたもの」とであると解し、それにいたらない程度の「実力」を侵略に対する防衛に用いることは憲法違反ではないという解釈に移した⁶。

自衛隊が創設されて以降は、さらに自衛権は、当然に実力を伴うものであるという解釈に移した。しかし自衛という性質上、「他を脅威する、攻撃的なものではない」という限界があるとしていた(第28回国会、1958年4月18日)。そして、1980年代には、「自衛のための必要最小限度の武力を行使することは認められる」という解釈に至り、第2項の交戦権の否認については、防衛のための必要最小限度の武力行使が認められるのであるから、「その行使は交戦権の行使とは別のものであるとして(第94国会、1981年4月16日、鈴木善幸内閣総理大臣)、自衛隊の増強につれて、憲法解釈も自衛隊の有する武力を使用できる方向で変更されていった⁷。

しかし、これほどまでに変更された政府解釈でも、自衛権とは個別的自衛権であり、集団的自衛権の行使は憲法上認められないという解釈が定着していた。集団的自衛権は、「他国に対する武力攻撃を、自国の実体的権利が侵されなくても、平和と安全に関する一般的利益に基づいて援助するために防衛行動をとる権利であり、日本国憲法の下では認められない」ためである⁸。安倍内閣の2014年の閣議決定は、憲法の明文を改定せずに、解釈変更によって、従来の政府解釈が禁止してきた集団的自衛権を行使可能としたのである。

イ) 学説の整理

憲法学においては、第9条が「自衛のための戦争を含む一切の戦争を放棄し、警察力を超える実力としての『戦力』を保持しない、非軍事平和主義規定である」と解するのが通説である。自衛戦争を含む一切の戦争を否定するに至る第1項、第2項の解釈方法によって二つの見解に分かれている。まず一つは、①第1項で「国際紛争を解決する手段として」の戦争、

つまり侵略戦争を放棄し、第2項ですべての戦力を放棄し、交戦権も否認したことから、自衛戦争を含むすべての戦争を否定したとする見解である⁹。国際法の通常の用例に照らして、「国際紛争を解決する手段として」の戦争を侵略戦争と捉える¹⁰。②第1項で放棄される紛争を「文字通り国際間の紛争一般と解して、第1項ですでに自衛戦争を含むすべての戦争が放棄された」と考える見解に分かれる。どちらの見解も「戦争と軍備を全面的に禁止した規範」であると解している¹¹。憲法は、第9条以外に戦争と軍隊に関する規定を持たない。戦争の指揮を執る者や軍法会議についての規定もない。基本法である憲法に戦争に関する重要事項の規定がないのであるから、当然にあらゆる戦争を放棄したという解釈に至る¹²。通説的見解は、「日本国憲法でも自衛権まで放棄してはいないが、それは外交交渉や警察力、郡民蜂起などによって行使されるにとどまるという、いわゆる『武力によらない自衛権』論」である¹³。

通説や政府解釈が基礎とする「武力によらない自衛権」論に対しては、次のような批判がある。「武力によらない自衛権」を肯定する場合、自衛権を国家固有の「自然権のようなもの」と説明するが、「国家の前国家的自然権はそれ自体論理矛盾」であり、「国家は契約に基づき人為的に構成され、国家構成は憲法により規定される」から、「自衛権の在り方も憲法で規定される」。国際法上の自衛権じたいが、戦争違法化の流れの中で形成されてきたものであるから、「歴史以前の国家の普遍的な自然権ではない」。また、「国際法上の自衛権は武力行使と不可分」であるから、同じ文言を異なる意味で用いるのではなく、「平和保障は国家の自衛権ではなく人権保障（平和的生存権）によるべき」である。このように「武力によらない自衛権」論に対して批判を加え、有力に主張されているのが自衛権そのものを否定する見解であり¹⁴、自衛権否定説は憲法を個人の視点に立って憲法を解釈するものである¹⁵。

また、憲法学における通説は、憲法の禁止する戦力を「軍隊および有事の際にそれに転化する程度の実力部隊」とであると解している。軍隊とは、「外敵の攻撃に対して実力をもってこれに対抗し、国土を防衛することを目的として設けられた、人的・物的手段の組織体」である。組織体が軍隊であるか否かは、その名称から判別することではなく、実体として軍隊としての性質を持っているかどうかである。自衛隊は、「人員・装備・編成等の実態に即して判断すると」軍隊であり、第9条2項の禁止する「戦力」に該当するとされている¹⁶。

したがって、憲法学の通説的見解によれば、個別的自衛権の行使としての戦争やそのための戦力も、憲法上は否定されているのである。そのため当然のことながら、集団的自衛権の行使は否定される。有力に主張される自衛権否定説によれば、そもそも国際法上は武力を伴うことが当然である自衛権そのものが憲法上否定されているのである。しかし、現実には日本の軍事化は進み、日米の軍事的な相互協力関係の下で自衛隊は軍備を強化し続けてきた。それでも、日本政府は2014年の安倍内閣の閣議決定以前には、集団的自衛権については、日本国憲法下では認められないと解釈し、その解釈が定着してきた。自衛隊は違憲ではないとし自衛戦争を容認してきたが、日米安保条約に基づく相互防衛体制も、個別的自衛権の範囲であるとの説明がなされてきた¹⁷。憲法の平和主義は、その本来の意味を侵食されつつも、

軍事化の歯止めとして機能してきたといえる。

次項ではどのような憲法観の下で自衛隊の増強がなされているのかについて、『防衛白書』に基づいて述べる。

(2) 『防衛白書』にみる憲法の平和主義

2015年度版の『防衛白書』においても、憲法9条に戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認が規定されているという認識はある。しかし、「独立国である以上、……主権国家としての固有の自衛権を否定するものではない。……（自衛権の）行使を裏付ける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められる」と解釈し、「専守防衛」のための実力組織としての自衛隊の保持、整備、運用を図ってきたとしている¹⁸。

このような解釈に立ち、保持できる必要最小限度の自衛力を、「自衛隊の個々の兵器の保有の可否は、それを保有することで、わが国の保持する実力の全体がこの限度を超えることになるか否かによって決められる」が、「性能上専ら相手国国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃の兵器」（大陸間弾道ミサイル、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母が例として挙げられている）の保有は、必要最小限度の枠を超えるため保持できないとしている¹⁹。

許容される自衛の措置に関しては、2014年7月の閣議決定を受けて集团的自衛権を含むものになっている。集团的自衛権行使容認の根拠は、1972年10月14日に参議院決算委員会に政府から提出された「集团的自衛権と憲法との関係」である。しかし、この政府資料は、集团的自衛権について、日本は主権国家として集团的自衛権を有しているが、これを行使することは憲法によって許される自衛権行使の範囲を超えるものだ、とした資料である。この資料の論理に基づきながら、『『安全保障環境の変化』などを理由に『当てはめ』の部分を変え、必要最小限度の集团的自衛権を認めようとする」のが、2014年の閣議決定であった²⁰。

『防衛白書』は、憲法前文の平和的生存権、憲法13条の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」の規定から、「憲法第9条が、わが国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解されない」とし、採りうる自衛の措置は、「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない……必要最小限の『武力の行使』は許容される」としている。その上で、日本を取り巻く安全保障環境が変化していることから、「今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様などによっては、わが国の存立を脅かすことも現実に起こり得る」として、次のような場合に集团的自衛権の行使が認められるとした。すなわち、「わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛の

ための措置として、憲法上許容される」と説明する²¹。

「自衛」といいながら、自衛権行使の地理的範囲は、「必ずしもわが国の領土、領海、領空に限られないが、それが具体的にどこまで及ぶかは個々の状況に応じて異なるので、一概には言えない」として、範囲を限定していない。また、憲法9条2項の交戦権の否認との関係については、自衛権の行使としての相手国兵力の殺傷等は、「外見上は同じ殺傷と破壊であっても、それは交戦権の行使とは別の観念のもの」だと説明する²²。自衛権の発動としての兵力の殺傷は、交戦権とは無関係という解釈は、果たして国際社会で通用するのであろうか。はなはだ疑問である。

『防衛白書』の平和憲法観は、「必要最小限度」という言葉を用いて歯止めをかけているように見える。しかし、時代により場合によりいつでも「最小限度」の範囲は拡大する危険性がある。個人の尊厳を最も脅かすのが戦争、軍隊であると考えため、筆者は、平和的生存権を保障し、生命・自由、幸福追求権を保障する上において、必要最小限度の自衛の方策として武力や武力行使が必要であるという政府の考えには同意しない。ただし、もし自衛のための軍隊が必要であるとして、「専守防衛」という範囲がまだ明確であった従来であれば、地理的範囲や個別的自衛権が発動される場合にもある程度限定は可能であった。しかし、集団的自衛権に関していうならば、他国に対する武力攻撃の発生は、自国では予防できず、そのため規模や場合も主體的には想定しにくい。そのため、出撃しなければならない場所も、保持しなければならない武力も、戦闘に備えた能力も最小限度がどの程度であるのか想定しにくいと考える。

このような自衛権の発動に備え、防衛省が設計する防衛計画では、総合機動防衛力の構築が中核に据えられている。総合機動防衛力を構築することとは、「平素からの常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察活動（常統監視）や事態の推移に応じた対処態勢の迅速な構築により、事態の深刻化を防止するとともに、各種事態が発生した場合には、必要な海上優勢・航空優勢を確保して実効的に対処し、被害を最小化すること」が重要であり、従来これらの能力が十分ではなかったとして、「より総合運用を徹底し、装備の運用水準を高め、その活動量をさらに増加させるとともに、各種活動を下支えする防衛力の『質』と『量』を必要かつ十分に確保し、抑止力および対処力を高めていく」ことだとしている²³。

そして、この総合機動防衛力構築の重要な要素となっているのが、以下に述べる沖縄の島々における自衛隊の配備であり、沖縄島における自衛隊の強化である。

3 「島しょ防衛」構想と先島自衛隊配備計画の現状

(1) 石垣市の状況

筆者は、陸上自衛隊配備計画についての調査のために2015年9月に石垣島を訪れた²⁴。

同年5月11日に左藤章防衛副大臣（当時）が石垣島を訪れ、中山義隆石垣市長と会談した。その際に、副大臣から自衛隊配備に向けた調査実施の協力依頼を受け、市長は調査を容認し、

筆者が石垣を訪問した当時においては、配備予定候補地7カ所が日本共産党八重山郡委員によって特定されていた。

その後、同年11月26日に若宮健嗣副防衛大臣が、石垣島の中央部にある開南集から西に約500メートル離れた市有地が多く含まれる場所を、候補地として指定したことを明らかにし、石垣市長に早期配備へ向けた協力を求めた²⁵。当該候補地は、防衛省が民間業者に委託して調査して選定した7カ所の候補地の一つに隣接するが、厳密には入っていない。防衛省の事前調査では、地形、水源、インフラ、民家との距離などを詳細に分析して候補地を選定するため、「防衛省関係者は、『防衛の視点で7カ所以外を選ぶことはあり得ない』と指摘」しているという。そうであるとすれば、今回の候補地の選定に政治的理由が働いた可能性があり、「市の要望が強く働いたのだろう」とみられている²⁶。

筆者が視察した7候補地は石垣島中南部に点在していた。軍事的な視点を強く感じる選定であった。まず、①屋良部半島には、半島西側と崎枝集落南側の2カ所に候補地があった。崎枝集落南側は電信屋（旧日本軍の通信施設）の跡地であり、サンゴ礁のない護岸のため船着き場に適しており、軍港として有用だと考えられた。②旧石垣空港北側も候補地の一つであった。旧石垣空港北側は、旧日本軍が戦闘機の格納庫として使用していた跡が現在も残っている。③サッカーパークあかんまー帯は、2012年10月に自衛隊が訓練のために石垣島を訪れた際に、宿舎候補地とされたことのある場所であった。④宮良・白保集落北側候補地は、牧草地であり、旧日本軍が地主から接収した土地を返還しないまま国有地とされ続けている場所である。⑤新石垣空港北側のカラ岳北川付近や、⑥嵩田東、開南西側の牧場跡が候補地とされていた。

この度、若宮防衛副大臣が明らかにした候補地は、上記⑥の候補地に近い場所であるが、候補地のいずれにも厳密には合致しない。

中山石垣市長は、陸自配備に関する調査に協力するとしたものの、市議会においては「自ら誘致することはない」と明言していた。政府から配備依頼があった場合には、市民に情報を開示して、議論を深めた中で判断するとも述べていた。しかし、「市議会の議論などを見守りつつ、具体的に進めていく時には懇切丁寧に説明していきたい」として、市民から一定の距離をおいた発言に後退した。石垣市議会では、自衛隊誘致賛成と反対の議員の数は拮抗しているため、公明党市議2名が賛成に転じた場合に、市議会は誘致賛成の結果となってしまう。それを踏まえた上での「市議会の議論を見守る」ということなのであろう²⁷。つまり、自衛隊誘致派に傾く可能性が高い市議会の動向をみるということは、限りなく誘致に近いと考えられる。そもそも、防衛省が選定した候補地とは異なる場所が候補地として選定されたことは、市の意向が大きく働いているということであり、市長のこれまでの「自ら誘致することはない」という発言を、自ら裏切ったということではないかと疑わしい。市長は6月の市議会では、尖閣諸島周辺における中国船の動向について何度も言及し、国防は「国の専権事項」とし、また、筆者が傍聴した2015年9月の市議会においても憲法を改正し自衛

隊の位置づけを明確にすべきだという持論も述べていることから、国が専権事項であるとして自衛隊配備を決定した場合に、拒否する立場に立っているとは考えにくい。

自衛隊配備問題は、最近になって具体的な動きが出てきているが、市民の間でも広く議論されてきたとは言い難く、これまでの市議会議員選挙や、市長選挙の争点とされてきたわけでもない。したがって、この問題に関する市民の意思は、市の代表者たちの意思に代弁されているわけではないのである。市長が、「市議会の議論を見守る」としたのは、市民の意見に耳をかたむけることにはならない。

2015年8月20日には、「石垣島への自衛隊配備を止める住民の会」が発足した²⁸。同年9月に石垣市を訪れた際に、共同代表をはじめとして同会の中心的なメンバーから、陸自配備計画を取り巻く住民の状況や、配備計画について聞き取ることができた。その際に次のように述べていた。①石垣では、もともと自衛隊配備による経済効果が期待されているわけではない。むしろ自衛隊は、観光にはマイナスであり、島の自然と文化が壊され、経済発展やくらしの阻害要因になる。②石垣島の人口は年々増加しており、自衛隊員の移住によって人口増加を狙う必要もないため、人口の面でも自衛隊の配備にメリットはない。③市長や誘致派が、自衛隊配備によって尖閣諸島に関わる軍事的抑止力、災害時の救援体制が整うと主張する。しかし、自衛隊の配備によって、中国との軍事的緊張が増すことから、デメリットが大きい。④国境の島で、軍事的な衝突が生じた場合には、非常に深刻な事態になるため、国境の島だからこそ軍事的衝突は避けなければいけない。国境の島では、軍事ではなく外交による対立の緩和が特に求められている。また、⑤住民の間には、自衛隊配備に対する危機感がまだ広がっていないということも指摘されていた。

若宮防衛副大臣が、配備候補地を指定して以降、候補地に隣接する開南地区、近隣の於茂登地区、嵩田地区でも自衛隊配備計画への反対を決議している²⁹。さらに、これら3地区の合同会議も開催され、石垣島への自衛隊配備そのものについては触れない形で、現在の候補地に関する反対を、合同で決定した³⁰。3地区は防衛省が説明会を実施した場合の地区としての参加も拒否することを決定していた³¹。

一方、2016年2月15日に、開南地区住民有志主催による開南地区住民に限定した自衛隊配備に関する説明会が非公開で開催された。新聞報道によれば、防衛省や陸上自衛隊職員によって、配備規模などについての説明がなされ、参加者からは弾薬庫と集落との距離や、騒音についての質問がでたとされる³²。前述のように、3地区は配備反対の抗議を共同で行っており、説明会の開催自体を拒否していた。

同年4月22日には、全市民を対象とした説明会が防衛省主催で行われた。説明会の時間の多くが自衛隊のこれまでの災害救援活動の広報にあてられていたという。しかし、第一回の説明会で防衛省側から配布された資料によると、平得大俣に隊庁舎、グラウンド、火薬庫、訓練場（資料に掲載された写真では屋内訓練と思われる）が計画されており、500から600名規模の警備部隊、地对艦誘導弾部隊、中距離地对空誘導弾部隊の配備が計画されていると示

されている³³。しかし、自衛隊の配備計画の詳細は明らかにならなかった。第一回目の説明会の際にだされた市民からの質問に対する答えが防衛省のホームページに掲載される前に、5月24日に2度目の説明会が開催された。この開催に対しては、「石垣島への自衛隊配備を止める住民の会」が、単なるアリバイ作りの説明会であるとして抗議声明をだしている³⁴。しかし、説明会は開催された。当日は、市民からの質問に答える方式がとられたが、未回答のものも多く、まさにアリバイ作りとしての印象がぬぐえないものであった。この説明会において、沖縄防衛局の森浩久企画部長は、駐屯地の面積について、「配備部隊が同じ宮古島の22ヘクタールを例示し『大きくかけ離れることはない』」と、記者団説明したと報じられている³⁵。

石垣には既存の軍事施設がないため、軍隊が配備された場合の日常的な危険性や、騒音被害等を想像することが難しく、市民の間で議論が盛り上がりにくいと考えられる³⁶。その上、市民の間には議論に資する情報も乏しい。市長や市議会議員たちは、国と対等独立の地方自治体として、市民に広く情報を公表し、なぜ石垣市が自衛隊配備の候補になっているのか、どのような規模や機能をもった基地が予定されており、どのような危険があるのかを明確に説明した上で、市民が意思決定できる状況を作らねばならない。新たな自衛隊基地の配備は住民の生活に大きな影響を与え、当然に地方政治に大きく影響を与える事態である。

そもそも、武力によって国境を防衛しようとすることや、日本の軍事化は、日本国憲法が想定する安全保障策ではないのであるから、このような政策が行われようとするとき、根本的な議論を避けている日本の政治状況は、憲法の下に政治を行うという原則から逸れているものと言わざるを得ない。

(2) 宮古島の状況

筆者は、陸上自衛隊配備計画についての調査のために、2015年10月に宮古島を訪れ、配備候補地を視察し、上里宮古島市議や、配備に反対する住民からや、配備計画やそれに対する住民の状況などについて聞き取りを行った。また、2016年4月下旬に、自衛隊配備に反対する「でいだぬふぁ島の子の平和な未来をつくる会」³⁷共同代表の石嶺香織氏に、電話で現状について取材した³⁸。

防衛省は、2018年度末に陸上自衛隊警備部隊の最小限度の設備を宮古島に整備することを予定しており、早くも2016年度から用地の取得を開始するとしている³⁹。

防衛省が、民間業者に委託して調査を行って、配備候補地を選定した資料を、赤嶺政賢衆議院議員が情報公開請求によって取り寄せ、資料をもとにして日本共産党宮古郡委員会が分析し、2015年4月23日に8候補地を推定して発表していた。その後、同年5月11日に左藤章防衛副大臣（当時）が、そのうち2候補地に絞って下地敏彦宮古島市長に明らかにしていた。しかし、その候補地が水源流域にかかっていたことから、宮古島市地下水審議会学術部会で審議していたところ、沖縄防衛局が協議書を取り下げ⁴⁰、水源流域を外し規模を縮小して修正した図面を市に再提出した⁴¹。

2015年10月に筆者が訪問したところ、自衛隊候補地は、宮古島市北部西原の大福牧場一帯の広大な敷地であった。候補地は、複数の所有者の所有地にまたがっており、その大部分は大福牧場であった。また、候補地の一角にはもう1件、他の所有者の牧場があり、調査当日は数匹の牛が飼育されていた。その他、採石場として利用されている場所も候補地であった。

配備候補地は、非常に広大であった。市街地から離れた、小高い丘で住民の視界が遮られた、海に面した場所である。牧草地であるため、すでに平たんに開かれ、すぐにでも軍事訓練場として利用可能な状況にあった。小高い山は、軍事演習の自然の目隠しになるのではないと思われる環境であった。現在採石場として利用されている場所も、採石が済めば平たんな土地が開けることになり、軍事訓練場設置が容易になる。そして、電気や水道などのインフラがすでに利用可能な状態になっており、配備計画を進めやすい状況が整っていた。

宮古島へ配備予定の部隊は、警備（普通科）部隊、地对艦誘導ミサイル部隊、中距離地对空誘導弾ミサイル部隊である。広大な配備候補地には、南西諸島の自衛隊を指揮するための地下司令塔の建設、ミサイル基地、弾薬庫、実弾射撃演習場の配備が計画されている。宮古島市には、現在も野原地区に自衛隊駐屯地があるが、それとは別に新設される基地である。

配備計画では、実弾射撃演習場の建設も計画されているが、当該候補地が宮古島の水源流域に近接している点が重大な問題であった。上述のように、配備計画が水源流域にかかっていたことから、沖縄防衛局は図面を修正し、施設の規模をかなり縮小して市に再提出した。しかし、修正された図面でも水源流域と計画施設は、非常に近接していた。報道によれば、5月22日に宮古島市で開催された「緊急！宮古島・命の水を守る5.22シンポジウム」において、地下水審議会委員の真栄里和洋氏は、宮古島市の地下水の構造そのものがまだ正確に把握されておらず、「市が指定する水源流域の線引きが必ずしも地下水の流れと合致しているものではないとして『ボーリング調査で流域の範囲が広がる可能性は十分にある。防衛省が水源流域の外に施設を配置したからといって、地下水に影響がないとは言い切れない』」としている⁴²。天然の地下ダムを水源としている宮古島の水がめが、施設の建設や実弾演習などの訓練、有事の発生によって汚染され、水の安全性が脅かされる危険性が高く、懸念される。宮古島住民の生命に直結する地下水源に対する危険を考えれば、当該候補地への自衛隊施設建設がとん挫するのは当然である。そもそも候補地として浮上することそのものが命と生活の軽視である。

配備計画では、800人の自衛隊員が駐屯するといわれており、市街地近郊の千代田カントリークラブ（ゴルフ練習場）が、宿舎等の建設候補地とされる⁴³。

配備候補地がすでに明らかとなり、次年度から防衛省が用地の取得のために動き始めるとされているにもかかわらず、市長から市民向けの説明はなく、対立が深まっている。6月12日には、防衛省主催の説明会の開催が予定された⁴⁴。

宮古島市議会では、2015年6月の定例議会で、自衛隊配備賛成派の市民が提出した「宮古島市への自衛隊早期配備に関する要請書」が採択された。市議会議員の大半が自衛隊配備に

賛成している。また市長も、自衛隊配備に賛成である。

陸自配備に反対し、宮古島では複数の市民団体が活発な活動をしている。しかし、広く多くの市民が、自衛隊配備計画について理解しているとはいえない状況である。また、宮古島には、すでに航空自衛隊宮古分屯基地があるため、既存の基地の延長線上で考えているために、反対へ結びついていない可能性もある。

航空自衛隊宮古分屯基地は、日本の最西端、最南端の自衛隊基地としてレーダーが設置され、監視警戒業務を行っている（宮古分屯基地ホームページ）⁴⁵。しかし、新たに計画されている自衛隊配備は、異なる機能を持つ陸上自衛隊基地であり、既存の自衛隊基地の増築の範囲ではない軍事力の強化、新基地の建設である。当初計画では、射撃演習も想定される訓練基地である⁴⁶。オスプレイが配備される可能性もある。

自衛隊の配備賛成派は、新たな自衛隊の配備によって、人口が増え、経済効果があり、災害救援などが得られるとしてメリットを挙げるが、新たな基地は「訓練基地」であり、騒音や環境汚染についても考えなければならないのは当然である。自衛隊基地が紛争の出撃基地となることも、標的となることも考えなければならないだろう。宮古島市長や賛成派の市議たち、賛成派の住民たちは、軍事的な標的となる危険性まで想定しているのだろうか。

石垣市、宮古島市ともに安保法制や日米の軍事戦略との関連も視野にいた、適切で十分な情報が市民に提供される必要がある。軍事基地問題は、経済問題として語られることが多いが、これは戦争問題であり命の問題である。また、自衛隊の誘致は、災害への備えであるとも考えられがちである。しかし、自衛隊法第3条によれば、自衛隊の主たる任務は「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛すること」であり、災害救助などは従たる任務にすぎないのである。また、自衛隊の任務は「我が国の平和と独立を守ること、「国の安全」を保つことであって、守るべき対象の中心は「国民」ではない。東日本大震災における自衛隊の災害救助活動のイメージが強いため、自衛隊配備に関して、漠然としたイメージで語ることは、自衛隊の本来的な存在理由が武力紛争を前提としたものであるという事実から目をそらし、本質的な議論の妨げとなる。

(3) 『防衛白書』にみる自衛隊配備計画

2016年、自衛隊の航空団が51年ぶりに新編成され、航空自衛隊那覇基地の規模が大幅に拡大した。F15がこれまでの二倍の40機に増加し、隊員数も約300名も増員し、約1,500名となった（これは、防衛白書に示された中期防衛力整備計画の一つであり、防空態勢充実を目的とした航空自衛隊の改編である⁴⁷）。同年1月31日に開かれた新編式典において、島尻安伊子北方沖縄担当大臣（当時）は、沖縄の観光客数が好調に伸びている点にふれながら、「(空自によって)沖縄の安心安全が担保されているといっても過言ではない」と述べたという⁴⁸。しかし、自衛隊は、外敵の侵略から沖縄の空域を防衛しているかもしれないが、有事の際に、沖縄にいる住民や多くの観光客の安心安全を守るために駐留しているわけではない。

2015年の『防衛白書』によれば、「武力攻撃事態においては、主たる任務である武力攻撃

の排除を全力で実施するとともに、国民保護措置については、これに支障のない範囲で住民の避難・救難の支援や武力攻撃災害への対処を可能な限り実施する」と明確に示している⁴⁹。したがって、住民の安心安全を守るための保護措置は、従たる任務にとどまり、「支障のない範囲で」行うにすぎず、本来的に過剰な期待はできない。先に述べた、石垣への自衛隊配備を止める住民の会が懸念していた、自衛隊の配備によって、中国との軍事的な緊張が高まった場合や、実際に軍事的衝突になってしまった場合、海で隔てられた島々の住民たちは、どのようにして生命や築いてきた財産を守るのであろうか。『防衛白書』が示しているのは、自衛隊は、住民やその財産を守るために駐留するわけではないということである。

そして、防衛計画における自衛隊の体制整備に関する重要項目として、「島嶼部に対する攻撃への対応」では、「島嶼への侵攻を阻止するための総合的な能力を強化するとともに、侵攻があった場合に速やかに上陸・奪回・確保するための水陸両用作戦能力を整備する。さらに、南西地域における事態生気時に自衛隊の部隊が迅速かつ継続的に対応できるよう、後方支援能力を向上させる」ということが、重要事項として掲げられている⁵⁰。

これを受けた、中期防衛力整備計画の概要では、計画の基本方針の一つとして、「島嶼部に対する攻撃への対応」が挙げられており、具体的には、陸上自衛隊に関して、「島嶼部に対する攻撃をはじめとする各種事態に即応し得るよう、2個師団および2個旅団を2個機動師団および2個機動旅団に改編する。加えて、沿岸監視部隊や警備部隊の新編などにより、南西地域の島嶼部の部隊の態勢を強化する。島嶼部への侵攻があった場合に、上陸・奪回・確保するため、水陸機動団を新編する」と示されている⁵¹。そして、平成26年度以降における防衛計画の大綱に基づく、総合機動防衛力の構築、すなわち、「厳しさを増す安全保障環境に即応し、事態に切れ目なく機動的に対処し得る陸上防衛力の構築」の実現のために特に重視されるものとして、島嶼部における防衛を位置づけている。

したがって、沖縄島とその離島地域における自衛隊の配備強化、訓練強化は、日本の新たな防衛力の構築にとって、非常に重要な部分なのである。

『防衛白書』の中で、次のように解説されている。「平素からの『部隊配置』、侵攻阻止に必要な部隊の『機動展開』、島嶼部に侵攻された場合の『奪回』の3段階から成っている。『部隊配置』は、南西地域に沿岸監視部隊や警備部隊を配備すること、『機動展開』は、全国の師団・旅団の約半数を高い機動力や警戒監視能力を備えた機動運用を基本とする機動師団・旅団に改編すること、そして、『奪回』は、本格的な水陸両用作戦を実施し得る水陸機動団を新編することが計画されている。これらの部隊には機動戦闘車、水陸両用車、オスプレイ（V-22）などが導入される⁵²。また、統合機動力の構築に向けて、沖縄地域に関しては詳細に計画が練られている。「陸自は与那国島に沿岸軽視部隊を新編し、南西地域の島嶼部に初動を担任する警備部隊を配置するとともに、本格的な水陸両用作戦機能を備えた『水陸機動団』（仮称）を新編する」。沖縄地域への取り組みとしては、前述した航空自衛隊那覇基地の新たな航空団の発足や、オスプレイの導入が明記されている⁵³。

「とめよう『自衛隊配備』宮古郡民の会」⁵⁴作成のパンフレットには、この新編される水陸機動団の配備も宮古島に配備される計画だと示されており、住民は警戒している。米軍が、沖縄県の宜野湾市に配備する際にあれほどまでに県民が反対し、それでも強制配備され、現在も配備され続けているオスプレイの配備は到底受け入れられない。

そして、自衛隊の能力などに関する主要事業項目の中で、「島嶼部に対する攻撃への対応」のための事業の中には、次のようなものが挙げられている⁵⁵。

①常備監視体制の整備として、与那国島に沿岸監視部隊を配備すること、「移動式警戒管制レーダの展開基盤を南西地域の島嶼部に整備」することが挙げられている。予定地の「南西地域の島嶼部」とは、宮古島であるのか、石垣島であるのか明記されていないが、宮古島の自衛隊駐屯地はレーダー設備が設置されており、筆者が視察した2015年10月、2016年8月にも基地内では何らかの工事が継続していた。

②航空優勢の獲得・維持のための事業として、「那覇基地における戦闘機部隊の1個飛行隊から2個飛行隊への増勢」とある。これは、先日の航空自衛隊那覇基地を拠点とする航空団の2飛行隊への増強である。

③迅速な展開・対処能力の向上のための事業としては、オスプレイの導入が挙げられている。これに関しては、2015年からオスプレイを取得すると示されている。また、水陸両用車の整備、輸送艦の改修、「機動力を重視した即応機動連隊の新編、初動を担任する警備部隊の南西地域の島嶼部への新規配備、水陸機動団の新設」が挙げられている。石垣島の配備候補地は、島の中心部であり、もし、水陸機動団が演習をするとすれば、近隣の名蔵ダムより大きな底原ダムが考えられる。あるいは、拠点を開南地区近隣におきながら、すでに候補地として挙がっていた場所のいくつかを訓練施設として使用することも考えられるのではないだろうか。防衛省の調査により候補地として挙がっていた場所には、名蔵湾に面した場所が2カ所挙げられていた。宮古島の候補地は、海洋に面しており、自衛隊配備に反対する「ていだむふあ島の子の平和な未来をつくる会」は、水陸機動団の配備計画も指摘している。配備候補地の前面に広がる海には、貴重な珊瑚の群落があることや、高野漁港も訓練地になる可能性があることが指摘されている（同会作成パンフレット第5号）。

④指揮統制・情報通信体制確保のための主要事業には、「専用回線の与那国島への延伸、移動式多重通信装置の那覇基地への配備」とある。与那国島では、自衛隊基地の工事がすでに進められており、レーダー設備も設置されている（「バンタ ドウナンチマ カティラリン！」与那国島の明るい未来を願うイソバの会、与那国島の自衛隊誘致に反対する住民の会のブログ⁵⁶）。2016年3月28日には、陸上自衛隊駐屯地、沿岸監視隊が創設された。沖縄の本土「復帰」後、県内で初めての自衛隊基地の新設であった⁵⁷。

『防衛白書』においては、「卓越した活動能力を有する米国と協力してグローバルな安全保障環境の一層の安定化のための取組を進めていくこと」によって、日本の平和と繁栄が確実にになるとされている⁵⁸。日米の協力のために再三強調されていることが、日米同盟の強化、

合同訓練、相互に防護することなどである。そして、そのために平時からの協力措置の具体的なあり方として、施設の共同使用を強化するとある。「自衛隊および米軍の相互運用性を拡大し、柔軟性および抗たん性を向上させるため施設・区域の共同使用を強化する」という方針が示されている⁵⁹。したがって、既存の自衛隊基地もそうであるが、新規に建設される自衛隊基地でも、配備して基地を利用するのは自衛隊だけではない。時には、米軍も滞在し、基地を使用して訓練を行うことが予定されている。

現在の自衛隊が、米軍と相互連帯した強力な軍隊であるという本質を直視して、憲法と自衛隊との間のかい離を埋めなければ、日本の軍事化は加速する一方である。

4 改憲問題と自衛隊配備計画

自衛隊の配備計画は、2015年9月に成立した安保法制や自民党の掲げる「日本国憲法改憲草案」（以下改憲案と略する。）との関連も考えながら議論しなければならない。

安保法制が成立したことは、今後の自衛隊の活動にも大きく影響するであろう。米軍との協同のためには、自衛隊自身の機能強化、活動規模の拡大が必要とされる。そのため当然に訓練は強化、激化することが予想される。集団的自衛権の行使容認によって、自衛隊の性質は、専守防衛から大きく変質したと考えなければならない。自衛隊の変質の動きは、自由民主党が2012年に作成した改憲案へつながる道のりであることも念頭に置かねばなるまい。

2016年2月、予算委員会において安倍晋三内閣総理大臣は、憲法改正を本年夏の参議院議員選挙の争点にすることを明言していた⁶⁰。自由民主党の結党以来の党是を考えれば当然のことであろう。本稿冒頭に触れたように、安倍内閣総理大臣は、憲法学者の7割が、自衛隊を違憲だとしているから、憲法を改正して自衛隊を明記すべきだという趣旨のことを述べている。この言葉は、あまりに立憲主義を無視したものである。憲法に違反する存在であれば、自衛隊を憲法に適合する形に改編し、あるいは解体するのが本来の姿である。

自衛隊の増強や新設について議論する際に忘れてはならないのは、新たに設置されようとする自衛隊は、将来的には「国防軍」への改編が目標とされている組織だということである。自衛隊の誘致の議論の際には、「軍隊」の誘致につながることであることまで視野にいれ、有事を想定しなければならない。住民の居住地の近隣や環境の保全が絶対的に必要とされる場所への軍隊の設置が、その地域の住民や環境へ与える影響を検討しなければならない。

自民党は改憲案の中で、日本国憲法第二章平和主義を「安全保障」と変更し、憲法の特徴ともいえる第9条2項戦力の不保持、交戦権の否認を全面的に変更して、同条1項の戦争の放棄は、「自衛権の発動を妨げるものではない」（改憲案9条2項）として、自衛権の発動としての戦争を認める。ここにおける自衛権は、当然集団的自衛権を含むものである。改憲案について自民党が解説している『日本国憲法改憲草案Q&A』では、「現行2項（「戦力の不保持」等を定めた規定）を削除した上で、新2項で、改めて『前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない』と規定し、自衛権の行使には、何らの制約もないように規定し」た、

と解説している⁶¹。

そして、第9条の2国防軍を新設し、内閣総理大臣を最高指揮官とした「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、……国防軍を保持する」（1項）とする。その他に、国が「国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない」とも規定している（改憲案9条の3）。領土等の保全に関しては、「国民と協力して」と特に明記され、領土紛争に関して、国民が領土等を守るべき担い手とされている。

その他、紛争との関連で言及しておけば、現行憲法において財産権は、公権力が「侵してはならない」重要な人権として保障される一方で、「公共の福祉」による制約を受ける（29条）。しかし改憲案においては、「財産権は、保障する」（改憲案29条1項）として、公権力が侵してはならないとして強く保障する現行憲法よりも、保障の度合いが弱い文言である⁶²。また、自民党改憲案では「公益及び公の秩序」による制約が規定されている（改憲案同条2項）。自民党改憲案は、「公共の福祉」を意図的に「公益及び公の秩序」と変更することによって、私人の権利・自由を「公」のために制限することを容易にしている点が問題である。紛争との関連で付言すれば、自衛隊の配備地域周辺の集落住民の財産権は、有事の際には、「公」のために制約を受けるという法律の制定が憲法違反ではなくなってしまう。自衛隊の配備を経済的利益を理由に容認する意見もあるが、そのような意見は、自衛隊が紛争に対応するための組織であるという本質を見落とした楽観的な意見である。自衛隊を受け入れ、紛争に身近な地域になるということは、有事の際には自らの経済的自由権の制約を覚悟するという事ではないだろうか。

5 おわりに

本稿を、まさに書き終えようとした2016年5月31日、石垣市への自衛隊配備計画を2年も前倒ししようと、防衛省が用地取得等の費用を来年度の概算要求に盛り込もうとしているという報道が飛び込んできた⁶³。憲法が高らかに掲げた武力によらない平和主義の一方で、あまりに急速に軍事化が進んでいる。石垣市は、軍事的な色彩のない美しい自然と、伝統文化が豊かに実った場所である。配備候補地の平得大俣地区は、豊かな農村地域である。自然豊かで豊かな文化を持つ与那国島への自衛隊の配備も開所式まで、急速に進められた。宮古島では、清らかな命の水と、平穏な生活を自衛隊配備から守るために、住民が必死に闘っている。住民居住地域に隣接した軍事基地の新設は、新たに米軍普天間基地のような危険を作り出すようなものではないのか。当該地方公共団体の政治、そして国政が、人々の人間としての尊厳を、第一に考えるものであることを望む。

本稿では、日本国憲法の掲げる平和主義と現実とのかい離について述べた上で、自国の軍隊である自衛隊の増強の事例として、今まさに危機的な状況にある石垣島と宮古島について述べた。国境地域において、自衛隊の配備に反対する人々は、国境付近の軍事化が近隣諸国との友好的な関係を破壊する恐れがあることを知っている。軍事的な緊張の高まりが、島の

平穏な日常を壊す危険性も認識している。「安全保障」という言葉を掲げる政府や、自衛隊を誘致しようとする政治家たちは、武力によらないことこそが国境地域の紛争をもっとも防ぐ手段であることを認識し、軍事化の進んだ現実を憲法の原理に近づける努力をすべきである。

自衛隊は、災害救援部隊としての良い印象を全面に押し出しながら、一方で軍隊としての本来的な機能を増強させてきた。那覇の航空自衛隊の新編成や与那国の陸上自衛隊新基地の創設、石垣市、宮古島市の自衛隊配備計画は、『防衛白書』に明らかに記された軍備増強の最先端である。

沖縄には、米軍基地問題があり、常に活発に議論されてきたが、自衛隊問題となるとトーンダウンする傾向にある。かつては、自衛隊に日本軍のイメージを重ね合わせていた沖縄社会も、現在は、自衛隊についてあまり表だって批判をしない傾向にある。しかし、自国の軍隊である自衛隊は、国民みずからが批判的に検討しながらコントロールしなければならない。

「島嶼防衛」として防衛省が計画している内容が、まさに戦争を想定した軍隊としての本質を表すものであることはすでに述べた。自衛隊の強化を推し進めようとする現政権の母体である自由民主党の改憲案において、想定される危険性にも着目しながら、軍隊を配備することの危険性について、住民の命や生活の平穏を第一に考えながらの、議論が求められている。配備ありきの防衛省の計画設計は当然に批判されるべきものであり、地元の人々に対して、危険性も含めた明瞭で十分な嘘のない情報提供が必要不可欠である。自衛隊配備問題は、地方自治に深く関係する事柄である。本稿は、その検討がなされていない点で課題を残すものとなった。この点に関しては、今後の課題として検討することとする。

憲法の平和主義の置かれた状況、自衛隊配備問題を取り巻く状況は、刻々と変化している。憲法とかい離している軍事化という現実に向き合い、軍隊と戦争によって、いかに人間の平和な生活が奪われてきたか、人間の真の安全が保障されるのかという原点にたった検討が必要である。

(本稿の脱稿は2016年5月31日であり、事態が刻々と変化する中で、本文の記述が追いついていない部分がある。その点については、可能な限り注に補足している。)

注

- 1 『東京新聞』 デジタル版2016年2月3日 (2016年5月30日確認)。
- 2 『琉球新報』 2016年2月5日。実際には同選挙において与野党は、改憲問題が争点化するのを避けた。しかし、安倍内閣総理大臣は、同年9月26日に召集された第192臨時国会の衆議院本会議における所信表明演説で、「憲法改正に関し、改憲案を国民に提示するのは『国会議員の責任』として、与野党を超えて衆参両院の憲法審査会で議論を深めるよう呼び掛けた」(『琉球新報』2016年9月26日)。
- 3 芦部信喜著、高橋和之補訂『憲法第六版』(岩波書店 2015年) 61頁。

- 4 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』（岩波書店 1987年）335頁。
- 5 深瀬・前掲注4）336頁。
- 6 深瀬・前掲注4）335～336頁。
- 7 深瀬・前掲注4）337～340頁。
- 8 芦部・前掲注3）60頁。
- 9 芦部・前掲注3）57～58頁。
- 10 元山健、建石真公子編『現代日本の憲法第2版』（法律文化社 2016年）52頁。
- 11 小林武『憲法と国際人権を学ぶ』（晃洋書房 2009年）30～31頁。
- 12 小林武『日本国憲法へようこそ』（法学書院 2013年）44頁。
- 13 奥野恒久「平和的生存権と憲法九条」憲法研究所編・上田勝美『平和憲法と人権・民主主義』（2012年 法律文化社）51頁（44～57頁）。
- 14 元山、建石・前掲注10）53～54頁。浦田一郎はこの点、「日本国憲法は国家の自然権を否定し、国民の平和的生存権を認めた」と端的に述べている（浦田一郎『現代の平和主義と立憲主義』（1995年 日本評論社）147頁）。
- 15 奥野・前掲注13）52～53頁。元山・建石・前掲注10）53～54頁。個人の視点に立った見解に関連して、山内敏弘は、日本国憲法の平和主義は「非暴力抵抗の思想によってもっとよく正当化され得る」と述べる（山内敏弘『人権・主権・平和—生命研からの憲法的省察—』（2003年 日本評論社）259～261頁）。
- 16 芦部・前掲注3）61頁。
- 17 芦部・前掲注3）60頁。
- 18 防衛省編『平成27年度版 日本の防衛—防衛白書—』（2015年8月）136頁。
- 19 防衛省・前掲注18）136頁。
- 20 浦田一郎「集団的自衛権容認論の歴史—『自衛』概念の二重性を中心に」民主主義科学者協会法律部会編『法律時報増刊 改憲を問う—民主主義法学からの視座』（日本評論社2014年12月）20～22頁。浦田は、1972年資料そのものが、閣議決定も経ておらず、参議院決算委員会に提出されたとしているものの議事録として確認もできない資料であり、集団的自衛権容認の根拠としては相当に問題があると指摘している（同23頁）。
- 21 防衛省・前掲注18）136～137頁。
- 22 防衛省・前掲注18）137頁。
- 23 防衛省・前掲注18）156頁。
- 24 本稿脱稿後の2016年8月28日から30日にかけて、筆者は平得大俣地域を中心に調査を行った。
- 25 『沖縄タイムス』2015年11月27日。
- 26 『沖縄タイムス』2015年11月27日。
- 27 2016年8月29日には、配備候補地近くの開南公民館と川原地区有志の会が「計画中止を

求める請願」を石垣市議会へ提出した。請願では、自然環境や景観の保全の必要性だけではなく、石垣全体の産業、経済、環境に大きく影響する旨の理由が挙げられている（『沖縄タイムス』2016年8月30日）。配備候補地や近郊の地区から次々に配備反対の請願が出されている。

しかし、住民の請願に向き合うことをせず、2016年9月16日、石垣市議会は自衛隊配備を求める決議を採択した。仲間均市議が提出した決議には、「住民の安全・安心、穏やかな平和は力による均衡で保たれていることは世界の常識」であり、尖閣諸島に関する中国との関係を挙げ、「中国の尖閣諸島奪還にも監視の目を緩めることなく防衛力を高めるために自衛隊の配備は必要不可欠であり……島しょ防衛の防人としての役割を果たすためにも」自衛隊の配備を求めると述べられている。この決議では、配備候補地を平得大俣に限定せず、配備を求める自衛隊も陸上自衛隊に限定していない（『八重山毎日新聞』2016年9月16日）。また、このところ中山市長も自衛隊配備に積極的な様子が発言からうかがわれる。同年9月13日の市議会において、中山市長は、抑止力として自衛隊の必要性を述べ、「基地ができれば攻められるということはすでに戦争状態になっており、議論がずれている」「有事の際は自衛隊がいてもいなくても、軍事利用される空港、港湾が攻撃の対象になる」とし、また自衛隊の配備が中国との軍事的緊張を高めるといった意見についても「根拠がわからない」と述べている（『八重山毎日新聞』2016年9月14日）。また、同15日の市議会一般質問では、防衛省による自衛隊配備計画の説明について「十二分に理解できる」とも述べている（『八重山毎日新聞』2016年9月16日）。日本国憲法の定める平和主義をまったく念頭に置かない、市議会決議、市長の発言には、驚かされる。

- 28 「石垣島への自衛隊配備を止める住民の会」は、2015年8月20日発足した団体である。「反戦・平和を希求し、住民の暮らしを守るために政府が進める石垣島への自衛隊配備を止めることが目的」、で共同代表は上原秀政、下野栄信、仲座初枝の三氏が努めている（『八重山毎日新聞』2015年8月21日）。
- 29 『沖縄タイムス』2016年1月11日。
- 30 『沖縄タイムス』2016年1月14日。
- 31 『沖縄タイムス』2016年1月11日。
- 32 『琉球新報』2016年2月16日。
- 33 防衛省『住民説明会（説明資料）』2016年4月22日配布19～22頁。
- 34 『八重山毎日新聞』2016年5月22日。
- 35 『八重山毎日新聞』2016年5月25日。
- 36 2016年8月29日に石垣市平得で農産物を使った商品を販売している店舗は、店舗の向いに「自衛隊配備反対」と書かれた看板をだし、店舗内でも陸自配備に関する資料を掲示している。石垣市内から来店する客や観光客にも興味をもってもらおうためだという。し

かし、石垣市内からの客に陸自配備計画について話しても、「他人事」としてとらえている人が多く、島全体としての議論になっていないことを指摘していた。

- 37 「ていだぬふあ 島の子の平和な未来をつくる会」は2015年6月に発足した市民団体である。宮古島への陸上自衛隊・ミサイル基地配備に反対する母親たちを中心に結成され、シンポジウム開催や市長への要請、議会への陳情提出などを活発に行っている (https://twitter.com/tidanufa_miyako 2016年10月1日確認)。
- 38 その他、2016年6月12日防衛省主催の説明会への参加、8月7日には、配備候補地の野原地区と千代田地区の住民と交流し状況について聞き取りを行った。
- 39 『琉球新報』2015年7月9日。
- 40 『琉球新報』2016年4月5日。下地敏彦宮古島市長は、地下水審議会は中断した状態であるとしていたが、地下水審議会の学術部会は、施設建設・運用を認めない旨の結論を出していたことが、2016年5月22日に明らかになった。学術部会委員の新城竜一琉球大学教授が、3月3日の学術部会で、「①油分・薬物などの漏出が全くないとは判断しがたく、水道水源地下水の水質を汚染するおそれがある②宮古島市の主要で恒久的な水道水源であるため、多段階のリスク管理が必要で、予防原則的に不適切、③有事の際、施設が攻撃対象となった場合、その攻撃による水質汚染、地下水帯水層の破壊などが発生しうる」との3点を根拠として、認めないという結論に至ったと明らかにしている（『沖縄タイムス』2016年5月3日）。

また、学術部会の結論に対して、市長、副市長が、施設建設・運用を「『認められない』とする部会の結論を削除し、全体的に表現を弱めた文言に書き換えた修正案を作成し、中西康博学術部会長にこの案を軸に修正を検討するよう求めている」ことも明らかになっている（『沖縄タイムス』2016年5月25日）。審議会学術部会の存在意義を失わせるような越権行為であり看過できない。

- 41 『沖縄タイムス』2016年5月11日。しかしその後、水源流域への陸自配備計画に対する住民の反対を背景として、防衛省はさらなる計画の変更を余儀なくされている。2016年月日には配備候補地であった大福牧場の土地所有者が、防衛省に売ることはないと明言し（『沖縄タイムス』2016年8月4日）、また下地市長は、同年6月20日の市議会6月定例会で、地下水取水地である大福牧場地区への配備には反対した上で、基本的に島内全域への自衛隊配備について了解の意思を示した。千代田カントリークラブへの配備受け入れについては、具体的な計画を見て判断するとした（『沖縄タイムス』2016年6月21日）。

しかしその後、同年9月26日の宮古島市議会9月定例会において、当初、防衛省が大福牧場にすべての施設を建設する予定であったものを、下地市長が隊舎を千代田カントリークラブへ配置するように求め、防衛省が方針を転換したことが明らかになった。また自衛隊配備計画のために県が計画していた県営宮古広域公園（仮称）の計画地から、千代田カントリークラブが削除されてしまった（『沖縄タイムス』2016年9月27日）。

- 42 『沖縄タイムス』2016年5月27日。
- 43 防衛省の若宮健嗣防衛副大臣は、2016年9月2日に下地市長を訪れて千代田カントリークラブにおける施設整備計画について、庁舎・宿舎だけではなく、車両整備工場、グラウンド、倉庫などを整備する予定で、隊員規模は700から800名であると説明した。また、大福牧場地区への整備計画を断念し、地对艦誘導弾や地对空誘導弾、弾薬庫、ヘリパットの計画もないと説明した。これに対し、下地市長は、配置案について関連する関係法令についての書類が提出されれば、「内容を精査し、迅速に対応したい。具体的な設計をすすめるわけで、関係書類を出していただければ速やかに処理したい」との見解を示した（『宮古毎日新聞』デジタル版2016年9月3日（2016年10月4日確認））。防衛省は、現時点でのオスプレイの配備やヘリポートの設置、弾薬庫の設置を否定しているが、住民からは、疑わしいとして反発の声が上がっている。千代田カントリークラブは、住宅街に位置している。2016年8月7日に筆者が千代田地区の住民から受けた説明では、もっとも近い住宅では千代田カントリーの金網から3メートルしかない距離であるという。また、千代田カントリー内には農業用水として使用される地下水の水源もあるとのことである。同年9月23日には、千代田部落会が配備の賛否を問う投票を行い、全32世帯のうち、「反対」が18世帯、「賛成」が4世帯（10世帯は「棄権」）であり、過半数が「反対」している（『沖縄タイムス』2016年9月24日）。同年10月2日に千代田地区に隣接する野原地区住民への説明会では、住民たちが反対の声をあげ、整備計画を批判している（『沖縄タイムス』2016年10月3日）。
- また、筆者が同年8月7日に野原、千代田地区住民から聞いたところでは、現在も陸上自衛隊分屯地がある野原地区では、自衛隊の輸送機の騒音がひどく、沖縄防衛局へ対応を求めたもののまったく対応がなされておらず、その上、今回の陸自配備計画で千代田カントリークラブへ基地が建設されると、既存の基地と新基地に野原地区が囲まれることとなることから、生活への影響を強く考えている様子であった。
- 44 防衛省の説明会は、予定通り開催され、住民約300名が参加した。また会場外では、整備計画に反対する住民らが反対の声を上げた。筆者も参加したが、防衛省の説明は、自衛隊基地配備による不利益や危険性についての説明をせず、住民から再三の質問があっても有事の際の危険性について説明をしなかった。当時は、大福牧場地区も候補地であったため、大福牧場を中心とした説明がなされ、環境に配慮し地下水への影響がないことが強調されていた。千代田カントリーについては、訓練場などとして活用すると説明されていた（防衛省作成『住民説明会（説明資料）』2016年6月12日）。整備計画の説明ののち、自衛隊の災害救援活動が紹介され、また、自衛隊を受け入れた際のメリットについての説明もなされた。
- 45 宮古分屯基地ホームページ<http://www.mod.go.jp/asdf/miyako/>（2016年5月30日確認）。

- 46 修正されて再提出された大福牧場地区の図面には、訓練場所の明記がない。島内に訓練場所を求めるのか、島外であるのかは不明である。
- 47 防衛省・前掲注18) 167頁。
- 48 『琉球新報』2016年2月1日。
- 49 防衛省・前掲注18) 151頁。
- 50 防衛省・前掲注18) 160頁。
- 51 防衛省・前掲注18) 165頁。
- 52 防衛省・前掲注18) 166頁。
- 53 防衛省・前掲注18) 227～228頁。
- 54 宮古島では、「止めよう『自衛隊配備』宮古郡民の会」が2015年5月29日に結成された。「宮古島の平和な暮らしを壊す自衛隊配備に断固反対」を掲げており、共同代表を奥平一夫県議、平和運動センター宮古島下地朝夫議長、宮古平和運動連絡協議会砂川洋子共同代表が努めている（『宮古毎日新聞』デジタル版2015年5月31日 2016年10月1日確認）。
- 55 防衛省・前掲注18) 167頁。
- 56 『『バンタ ドウナンチマ カティラリヌン!』与那国島の明るい未来を願うイソバの会＋与那国島の自衛隊誘致に反対する住民の会』（<http://isobanokai.ti-da.net/>（2016年5月30日確認）。与那国島の明るい未来を願うイソバの会は、自衛隊誘致問題を我が島の危機として受け止め、島の女性たちが島を守るために立ち上げた団体である。イソバの会は、自衛隊配備についての情報を発信し続けている。
- 57 『琉球新報』2016年3月29日。
- 58 防衛省・前掲注18) 173頁。
- 59 防衛省・前掲注18) 177頁。
- 60 『琉球新報』2016年2月5日。
- 61 自由民主党『日本国憲法改憲草案Q&A』10頁。
- 62 『日本国憲法改憲草案Q&A』にこの点についての説明はない。
- 63 『琉球新報』2016年5月31日。

参考資料

- 芦部信喜著、高橋和之補訂『憲法第六版』（岩波書店 2015年）
深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』（岩波書店 1987年）
元山健、建石真公子編『現代日本の憲法第2版』（法律文化社 2016年）
小林武『憲法と国際人権を学ぶ』（晃洋書房 2009年）
小林武『日本国憲法へようこそ』（法学書院 2013年）
奥野恒久「平和的生存権と憲法九条」憲法研究所編・上田勝美『平和憲法と人権・民主主義』（2012年 法律文化社）

山内敏弘『人権・主権・平和—生命研からの憲法的省察—』（2003年 日本評論社）
防衛省編『平成27年度版 日本の防衛—防衛白書—』（2015年8月）
浦田一郎「集団的自衛権容認論の歴史—『自衛』概念の二重性を中心に」民主主義科学者協会法律部会編『法律時報増刊 改憲を問う—民主主義法学からの視座』（日本評論社 2014年12月）
防衛省作成『住民説明会（説明資料）』（2016年4月22日）石垣市
防衛省作成『住民説明会（説明資料）』（2016年6月12日）宮古島市
自由民主党『日本国憲法改憲草案Q&A』
『沖縄タイムス』
『東京新聞』
『宮古毎日新聞』
『八重山毎日新聞』
『琉球新報』

民謡を媒体した「辻遊廓」と民謡に表象された「ジュリ」

与那覇 晶子*

Tsuji pleasure quarter, a medium of folk songs, and *juri* (courtesans) represented in the folk songs

YONAHA Shoko

要旨

なぜ遊廓を対象化するのか、それは琉球・沖縄芸能史を見据えた時無視できない場所であるからに他ならない。しかしこれまで「遊廓」や「ジュリ」が担った芸能はあまり評価されてこなかった。芸能の中でもより民衆の生活に根ざした「民謡」を取りあげてみて驚いたのは、遊廓が民謡の媒体者として重要な役割を果たしていたことである。離島や奄美の民謡が遊廓で姿を変え、「新たな民謡」として伝播（逆流）していった。その「民謡」の中に少なからず「遊廓」や「ジュリ」が歌われている。どのように近代沖縄の民衆が「那覇の遊廓」に関心を寄せたか、それが自ずと表象された「民謡」から伝わってくる。「美しいジュリ」は憧れの対象であり、また蔑みの対象にもなった。しかし「遊廓」で男女が互いに「魂をこふ」、応答しあう「相聞歌」が生まれ、それは新しい「民謡」として伝播していった。「民謡」の中には庶民の哀歎が溢れている。

キーワード：辻遊廓、ジュリ（芸娼妓）、琉球・沖縄民謡、媒体、相聞歌、本歌（原歌）

Abstract

Why do I write about the pleasure quarter? It's because we can't ignore its importance in the history of Ryukyu/Okinawan performing arts. However, performing arts, such as Ryukyu/Okinawan folk songs, dances, and dramas, which the pleasure quarters and courtesans presented, have received little attention. Careful research on Okinawan folk songs made me realize that the pleasure quarter functioned as a medium of folk songs.

Folk songs in Yaeyama, Iejima, and the Amami islands were transformed into new popular songs in Tsuji, and they returned to their places of origination. In some of those songs, songs about pleasure quarters and *juri* are abundant. It obviously shows how much Okinawans became interested in the pleasure quarter in Naha.

* 琉球大学大学院

Beautiful *juri* were admired, and love songs in which male and females looked for their soul mates (true love) were represented by new folk songs. They were appreciated and became popular in Okinawa. Much pathos from commoners is present in folk songs.

Keywords : Tsuji pleasure quarter, *juri* (courtesans), Ryukyu/Okinawan folk songs, medium, love songs, original songs

はじめに

沖縄の島々は歌の宝庫だといわれる。島々の歌が祭祀の場で神女たちの祈りの言葉（ミセセル、カンフツ、オタカベなど）とともに共同体独自のものとして表出されてきた。古謡にはキューナやオモロなどがある。歌は生きる糧でもあった。喜びにつけ哀しみにつけ、人々は歌うことによって自らを鼓舞し耐えがたい現実も耐え易いものへと変えていった。それは生きるために、生き続けるために必然的にともなった人々の思いや叙情のなせるものだったといえる。歌、民謡は自発的に島々地域共同体の中で沸き起こってきたものである。歌舞の中心は信仰であり娯楽であり生（恋情）の謳歌でもあった。歌い、そして人々は踊った。一般庶民の癒しの場、愛の揺籃する場、野遊びなど、琉球の歴史を振り返ってみると歌があり、三線があり、人々は互いに踊ったのである。生活の喜びや哀しみを民衆は歌って、踊って享受してきた。

一方で首里那覇の士族社会においては、歌舞を存分に解放する空間は遊廓だった。日常のハレの場で支配階層はディオニュソスの僕となり恋愛を謳歌した。近世から近代にかけて、古典音楽や民謡の中に表出された恋歌、遊里やジュリの表象（琉歌）は少なくない。ここでは主に近代以降表で人々の口から口へと歌い継がれた遊廓やジュリを主題にする音曲、歌詞を取り上げる。とりわけ美らジュリは近代において、雑踊の対象として表象されていった。近代の雑踊が表出する遊廓、ジュリの数は決して多くはない。しかし好んで踊られた。好んで近代の芝居小屋でも遊廓の座敷でも踊られていった。なぜだろうか。そして近代の大衆芸能、沖縄芝居「商業演劇」が登場した。その中に描かれた遊廓やジュリの造形は少なくない。叙情が歌舞の中にきらめいていたからだろうか。人間の関係性の最たる綾がセクシュアリティと深く結びついていたその都市化されていった近代の象徴の中に遊廓があり、琉球美人と賞賛され侮蔑の対象にもなったジュリがいた。資本主義経済の中に取り込まれていった近代沖縄社会の人間模様、関係性、総合的なジェンダー層が、芝居の中に表象（封印）されている。その芝居、特に歌劇の中に民謡が多く取り入れられていった。遊廓やジュリを描いた芝居と民謡の相乗関係の深さがまた見えてくる。聞こえてくる。琉球民謡の中に遊廓やジュリはどのように表象されたのだろうか。本論は1672年に羽地朝秀によって公設されて以来1944年まで272年間、琉球に実在した遊里・遊廓、そしてジュリの芸能が、沖縄芸能史の中に殆んど組み込まれていないという陥穽を埋める目的で取り組む。

第一項 民謡とは何か

民謡についての定義を見ると、まず1983年に発行された『沖縄大百科事典』は「民衆により創られ伝承されてきた歌の総称であるが、沖縄の場合、宮廷音楽であった古典音楽も現在では民衆化されており、広くは沖縄民謡の範疇に入れられる。この古典音楽にたいして、一般に琉球民謡と呼ばれているものがある」（杉本信夫）と冒頭で紹介している。琉球民謡は、

広義には奄美・沖縄・宮古・八重山の各諸島で歌いつがれてきた琉球文化圏における庶民の生活のうたを総称すべきであろうが、一般概念では、沖縄本島とその周辺諸島で歌われている民謡をさす。—(略)— 沖縄の各地でおこなわれた毛遊びや村芝居などのなかから生まれ、庶民における三味線における定着とともに発達し明治期の大衆芸能の主流となった歌劇や雑踊などからも大いに影響を受けつつ創作され、アレンジされていった歌とみることができよう。[杉本1983：934-935]

と同じく杉本は同辞典で定義している。また1991年に日本放送協会が編集・発行した『日本民謡大観（沖縄奄美）沖縄諸島編』の「序」には「民謡は人々の生活の中から生まれ、歌いつがれ、各地に伝えられてきました。それは、民族の音楽・音感の根幹であり、先人たちの生活を知るための大きな手がかりともなります。そして民謡は常に創造されていくものがあります」と定義している。この『日本民謡大観（沖縄奄美）沖縄諸島編』は「南西諸島の自然・歴史・文化」（外間守善）、「南西諸島の音楽文化概観」（小柴はるみ、久万田晋、植村幸生）、「沖縄諸島の風土・歴史・文化」（波照間永吉）、「沖縄諸島の音楽概観」（小林幸男）、「沖縄歌謡の内容・構造・詩形」（玉城政美）と蒼々たる研究者による丁寧な概説があり、407曲の楽譜・歌詞・解説が収録されている。これほどまとまった沖縄民謡に関する集大成は他にない。

植村幸生が作成した「分類項目と各地域における該当曲種」の一覧を見ると、基本的なコンテキスト（大項目）はⅠ. 子供とのかかわりⅡ. 儀礼・行事・祝いⅢ. 仕事・作業Ⅳ. 座興・遊びⅤ. 古典からなる。さらにⅠは、1. わらべうた（64曲）2. 子守歌・遊ばせ歌（14曲）、Ⅱは、1. 神事にかかわる歌（61曲）2. 共同体行事歌 2A. 共同体行事歌（158曲）2B. 芸能に伴う歌（2曲）3. 家行事歌（19曲）Ⅲ. 仕事・作業（7曲）Ⅳは、1. 座興歌・遊び歌（63曲）2. 新民謡・流行歌（12曲）、そしてⅤは、古典（7曲）が収録されている。臼太鼓（94曲）を含む共同体行事歌が圧倒的に多く、仕事・作業歌（7曲）は少ない。座興歌・遊び歌なども比較的多い。

なぜ「民謡」に古典が収録されるのかに関して、金城厚は「古典音楽は沖縄の伝統的な芸術歌曲と定義し、かつ古今東西いずれの文化においても民謡は芸術歌曲の源泉であり、また芸術歌曲は民謡に多くの影響を与えるという連関の中で、一つの音楽文化全体が形成されてきた」と捉え、「源流において福建音楽の要素を受け継ぎ、形成期に大和諸芸の影響を受け、展開期に沖縄や八重山の民謡を取り込んでいる」とする。さらに興味深いのは、「臼太鼓歌

に古典音楽曲の音楽様式がたいへんよく似ている」という指摘である。沖縄民謡のジャンルの中に古典音楽が含まれる根拠がはっきり示されている。

本テーマと関連するのはIV. 座興・遊び歌である。明治以降、宮廷芸能に飽き足りなくなった一般大衆の感性に沿うように沖縄や八重山の民謡が取り入れられた雑踊の歌は、踊りとしてもまた人気を得て現在に至る。その中に遊廓やジュリあつての歌が明治10年～20年代以降に登場した「恋の花」「海のちんぼーらー」「スンガー節」「川平節」などであり、新民謡の中には「西武門節」などまさに辻の西武門まで里主（士族）を送っていくジュリとのやり取りが歌われている。

新民謡の定義を仲程昌徳は「沖縄における新民謡は、厳密に言えば普久原朝喜によって昭和初期に作詞作曲された〈移民小唄〉などをそのはしりとする。古来の歌謡・民謡は、作詞者・作曲者がいずれも不詳であるのに対して、新民謡は、いずれも明らかであるという特質を持ち、時代の状況をよく反映してつくられる一種の流行歌である」（『沖縄大百科事典』）とする。

『日本民謡大観（沖縄奄美）』で新民謡を担当した大城學は「新民謡は現在も盛んに作られ、歌われ、ラジオの民謡番組でも多く取り上げられている。—(略)— 沖縄の人が心情を歌（民謡や古典）に託すことは、今も昔も変わっていない」と記している。新民謡は、1927年大阪で普久朝喜が丸福レコードを設立したことが発端とされる。戦前232枚に及ぶSPレコードを世に出した普久原は、作詞作曲・制作・販売を通して戦前の沖縄内外（移民先でも）の人々の心を慰撫し勇気付けた。その実践は戦後に続き、音楽家普久原恒勇（「芭蕉布」の作曲家）に引き継がれた。沖縄が戦場となり多くの犠牲を出した後の27年間のアメリカ占領をへて1972年の日本復帰後から民謡が「しまうた」や「島うた」、そして新唄（みーうた）と呼ばれる傾向が顕著になっている沖縄の現在である。その民謡から「しまうた」への歴史の推移に関しては、仲宗根幸市著『「しまうた」流れ』（ボーダーインク 1995）や高橋美樹著『沖縄ポピュラー音楽史』（ひつじ書房 2010）が詳しい。

第二項 沖縄民謡と遊廓

大城學が「幻のSP版～甦る沖縄民謡～」と題して『沖縄音楽の精髓（下）』（CD日本コロムビア 2000）に書いた解説に注目すべき指摘（提言）がなされている。

広義の沖縄民謡は、古典音楽と民謡に大別される。—(略)— 古典音楽も含めて狭義の民謡は、地方で村踊りやモーアシビ（野遊び）で演唱され、遊廓でも盛んに演唱された。遊廓ではお客を接待するために、芸妓が舞踊、歌三線、箏などを習得した。そのなかから優れた民謡の歌い手や箏演奏者、舞踊家が輩出した。沖縄の民謡がレコーディングされる初期のころ（大正年間から昭和初期）に活躍した歌い手は、遊廓で歌っていた方々である。多嘉良カナ、赤嶺京子（のちの普久原京子）、辰巳初子、新崎まさ子、糸数カメ、新橋カマドらの活躍は、今日の沖縄民謡界の基礎を築いたとあってよい。沖縄の芸

能史を考えると、遊廓における芸能の在り方を含めなければならない。（下線は筆者、以下同）

大城が明確に遊廓の芸能について言及したこのCDの解説を手にしたとき、驚いた。そのように「遊廓における芸能の在り方を沖縄の芸能史に含めなければならない」と、はっきり言及した男性研究者がこれまで皆無だったからだ。なぜか遊廓を斜め目線で見つめている眼差しがあるのだと感じていた。しかし、大城がそこまで言い切った背景に彼が列挙した女性歌者の姿がせり出してくる。大城がSPレコードを通して彼女たちの実際の歌声を聴く機会があった事、それが大きかったに違いない。さらに大城は1996年に『沖縄新民謡の系譜』（ひるぎ社）を出版している。1992年から26人1994年から29人、琉球新報に連載した総計55人の民謡歌手（唄者）を網羅した書籍である。女性は16人（全体の29%）、普久原朝喜を筆頭に戦前からの唄者への取材を通して文章として表に出る事柄以上の多くの事柄を耳にしたに違いない。大城が短く纏めた唄者の其々のエピソードが面白い。例えば昭和11年生まれの大城美佐子の場合、「祖父や叔父が三線をやっていたのでその影響を受け小学校一年で三線をやり始め、三年の時には〈上り口説〉の演唱ができた。周りの大人たちに、女の子が三線弾くとジュリ売いされるよ、と言われたが、それでも隠れて三線を弾いていたほどである」と纏められている。「歌三線を弾く女性はジュリ」という一般常識が強固だったことが分る。また古典の大家が辻の遊廓で技芸を教えていた遊里の姿が行間からこぼれてくる。それらの実際の声から聞こえてきたものが戦前の唄者、特に無視され人間以下の存在と「尾類」の漢字をあてがわれたジュリや遊里の姿を真正面から捉え返させたのだと想像できる。役者で辻の遊女（ジュリ）にもてたという「富原ナークニー」の富原盛勇の項も興味深い。辻では古典や民謡の唄者はモテタのである。

大城の前に民謡に関して「遊廓」を念頭においていたのが仲宗根幸市（1941～2012）である。仲宗根は1972（昭和47）年ころより琉球列島の島うた（民謡）と民俗調査を志し、1974年に「しまうた文化研究会」を結成、研究のかたわら琉球弧規模の島うた祭典を数多く手がけた。著書に『島うた紀行』第一集「奄美諸島・沖縄北部・沖縄中部」（1997）、第二集「八重山諸島・宮古諸島」（1998）、第三集「沖縄本島周辺離島・那覇・南部」（1999）があり琉球新報社から発行されている。第三集を紐解くと、まず、「民謡といえば日本本土では労作歌が中心となっている。しかし、沖縄は恋歌が多く、労作歌は極端に少ない。また周囲海に取り巻かれている割には海の歌も少ない」と仲宗根は書く。それは沖縄県が1981～82年の二年にわたり民謡の緊急調査をしてまとめた『民謡緊急調査報告書』に基づいている。沖縄本島とその周辺諸島から集まった民謡はほぼ647曲。労作歌、祭り歌（祝い歌、行事歌）、踊り歌、座興歌、語り物、祝福芸、子守歌、わらべ歌に分類されている。その中で労作歌が少なく、野遊びで歌われてきた掛け歌、恋歌、情歌の数が多いということは、なぜか。仲宗根はその手がかりを書いている。

—(略)— 沖縄の政治・経済・文化の中心地那覇は、首里王朝文化の芸術音楽とは対照的に、庶民の生活の中で花咲いた民謡が伝承されている。そのことは、1672年に私娼を集めて始められたという辻、仲島の遊廓や、港まちに栄えた渡地、これら那覇の三大遊廓の存在とも大きく関係している。そして歌の伝播に貢献した港町の役割も……。また、今次大戦激戦地で琉球王朝時代の聖地や古城跡の多い南部は、古謡の分布は多く見られるものの、土着の民謡はいたって少ない。

—(略)— 本書に掲載されている歌群を概観すると、土着の歌以外他所から伝播し、その地に根づいているケースが見られること。いわゆる歌は旅をしている。

—(略)— 琉球列島の場合、民謡流動の媒体はマラン船の船乗りやバクヨウ（馬喰）、ウミンチュ（獵師）、地方巡業の芝居役者、門付芸人（京太郎）、巡礼者、商人、出征兵士などが挙げられる。特に黒潮の海を越えて歌が往来したその原動力に、芝居役者の存在は大きい。沖縄の歌劇は沖縄本島（周辺離島）、八重山、奄美の歌をとり入れ、内容を豊かにしている。沖縄本島周辺離島の歌には全県的に輝いているのも少なくない。

[仲宗根1999：11]

仲宗根は遊廓（その芸能）を、そしてその界限に建った芝居小屋（劇場）と主役の役者たちの位置づけを確かと見据えている。人間と文化の混融するトポスが那覇の三つの遊廓にあったこと、そして芝居小屋では多様な地域の民謡が吸収され、歌劇の中に包摂されていたこと、まさに「チャンブルー」（混ぜこぜ）、複合性がそこに顕現したことを見ている。人と人が接触し、融合しあう場は磁場になりそこから派生していった民謡は劇場だけではなくまた遊里の座敷で日々歌われたのである。劇場よりもむしろ何百件もあった妓楼で歌は享受され消化され、伝播されたのである。

那覇の歌はこれらの三大遊廓を背景に仲島節、海ぬチンボーラ、スンガー節、西武門節ほか多くの恋歌を生んでいる。地方の歌が都会へ持ちこまれ、また逆流し民謡流動の媒体地としての役割を遊廓や港まちは果たしている。伊江島の「前海シンボーラ」が辻へ運ばれ、「海ぬチンボーラ」へ。そして宮古のアーグ（アヤグ）が渡地へ運ばれて潤色され「あやぐ節」となった。宮古の「トーガニアヤグ」は沖縄の民謡に大きな影響を与えているようだ。[仲宗根1999：174]

この仲宗根の解釈は説得力がある。「地方の歌が都会へ持ちこまれ、また逆流し民謡流動の媒体地としての役割を遊廓や港まちは果たしている」事例として、仲宗根は「海ぬチンボーラ」と「あやぐ節」をあげているが、他にもある。地方の曲が新たな歌詞で歌われそれがまた逆流していったのだ。

一方仲宗根より前に遊廓とジュリたちと「歌」のつながりについて言及したのが川平朝申

である。短いけれど川平は『那覇市史 那覇の民俗』資料篇 第二巻中の七、の中で「民謡」を担当しているが、かなり示唆に富む提示をしている。

「民謡」の語は新しく、明治二十四年刊行の大槻文彦著の『言海』にはなく「俗語」の項目に「世俗のうたいもの、はやりうたの類」などと記している。—(略)— 民謡即ちはやり歌として流行しはじめたのはおそらく尚貞王（1669年～1709年）の寛文十二年（1672年）那覇の泉崎村仲島と真和志間切花城村辻原に遊廓が創設され多くの遊女たちが遊客の接待の伎として歌を歌い、はやり歌として流行したのであろう。そのころ尚貞王の冊封式典に備えて、音楽家としてのほまれの高い幸知親方賢忠が踊奉行に任じられていたので、幸地親方は冠船踊の演出や演題の準備にとりかかっていたが遊女らの歌う、はやり歌に興味を寄せたが、それはあまりにも低劣であった。幸地は仲島遊女思乙（ママ）と親しみその内助を得て、作詞作曲活動を始め、いつしか遊女思乙の至情にほだされ、次々と多くの傑作の歌曲を書きあげた。

その中で首里・那覇を詠んだ歌に次の歌曲がある。

<暁節>

「暁やなゆり 如何おさうずめしゃいが 別るさめとめば 袖の涙」

（明け方になった。如何が思いなんですか。お別れの時かと思うと涙ばかり）

<首里節>

「ませこまてをれば ここてるさあもの おす風とともに 忍で入らな

（ませ垣の中に居ると心わびしいものだ。そっと恋しい人の部屋に忍び入りたいものだ）

—(略)— こうして湛水によって沖縄の国楽ともいべき「沖縄伝統音楽」が確立され、沢岬良沢、新里朝住、照喜名聞覚らを経て屋嘉比朝奇（1716～1775）に伝えられ、屋嘉比によって地方のやはり歌を蒐集選択し、百十七曲の歌を集大成して楽曲「工工四」を完成し、宮廷音楽として演奏されるようになった。それらの歌曲はその題名で明らかのように各地方で歌われた歌謡が大半であった。

[川平1979：825-826]

この川平の言説は、先に紹介した金城厚がなぜ古典音楽を『沖縄民謡』の中に収録したかについての、先駆的な理を示している。屋嘉比工工四の大半が地方で歌われた歌謡だったという事実がある。それゆえに湛水の創作した「暁」や「首里節」を「はやり歌」として捉える視線も納得がいく。また遊里・ジュリとの関係で重要な指摘が、「遊女たちが遊客の接待の伎として歌を歌いはやり歌として流行させた」ということは意味を持っている。遊女（ジュリ）はまず歌姫として登場したのである。佐伯順子は『遊女の文化史』の中で「歌が踊りを導くのは〈歌う〉行為が体全体の行為である」[佐伯2003：35-41]と書いている。まず歌があり舞がやってきたのである。その逆ではない。祈りの唱えが次第に歌舞をともなっていっ

たように、民謡や流行歌に振り付けがなされて雑踊が誕生していったいきさつからも理解できる。川平が1672年以降、実際は湛水親方の事例のようにその前から仲島に思乙のようなジュリ（妓女）が存在し歌三線や舞を披露していたことが分かるが、ジュリが客を歓待する中で歌を歌い「はやり歌」を生み出していったとする川平の指摘は鋭い。「湛水が思乙の至情にほだされ次々と多くの傑作の歌曲を書上げた」も音楽誕生の秘話（発端）を示している。それは折口信夫が「魂を迎えることがこひであり、其次第に分化して、男女の間に限られたのが恋ひであると考えている。うたがきの形式としての魂ごいの歌が、「恋ひの歌」であり、同時に相聞歌である」（『日本文学の発生』）と書いたことと繋がっていく。「かがり歌（うたがき）は男女が互いの魂を呼び合うと同時に神聖なものとのつながりを確保するものでもあった。—(略)— 男女の恋は神々の交わり」[佐伯40]であった。つまり湛水が仲島で思乙に耽溺し歌曲が生まれたのは自然の理であったことになる。

その一方で川平がジュリ（妓女）たちの「はやり歌」をあまりにも低劣であったと評している視線は、山内盛彬の「城人」の女性たちの歌三線に対する低評価に重なっている。果たしてジュリの歌三線は低劣だったのか。彼女たちがエンターテイナーとして遊里にあったことは、間切の歌謡が底上げされた場でもあったはずなのだ。歌謡の中から数多の人間の感性に訴える歌三線がその頃から抽出され、残されていったと云える。技巧をこらし様式化していく過程が始まっていったのは公であり外交の舞台に供する芸として高められていったというプロセス、それを金城厚は「芸術歌曲」とするが、国の体面と誇りをかけた歌曲の創造と磨き上げが試みられていったのは歴史が実証している。しかし女性たちの姿が見えなくなった。また折口の『日本文学の発生』に於ける指摘に見る限り、男女の相聞歌は神々の交わりに等しく、そこで生まれた歌が神聖であり、魂を呼び合うものであったことが真実ならば、間切の野遊びから疎外されていた士族（ユッカッチュ）が遊里に歌垣（相聞歌）を求めていったのも自然である。

多くの古典音楽その基礎なる琉歌に恋歌が多い所以である。儒教が士族社会の中で国家規範として蔓延していく中で、そうした情感を意図的に押し隠していこうとする分離が起こったことも自ずと示している。恋の対象は歌舞音曲を嗜むことができない妻達にではなく、遊里の自由な女たちに向けられていったのである。そして彼女たちの音曲や歌舞が決して「低劣」でなかったことは、王侯貴族や士族の趣向が低劣ではなかったことを意味する。その点で川平や山内のジュリ（妓女）批判は歪められていると見なしていい。逆に遊里において「魂をむかえる恋」が高められていった可能性の方が高かったと云えよう。

最後に1954年、金井喜久子が音楽之友社から発行した『琉球の民謡』の「琉球民謡の起源と変遷」を纏めた金城朝永の論稿は、民謡を「15世紀の村々（間切）の古謡がその起源」とするが、金城はまた「ウタ（琉歌）と三味線」の項目の最後に遊廓とジュリ（尾類・遊女）の関与について言及している。少し長い引用になるが、ジュリの位置づけが成されているのでその部分を全部引用する。

琉球の三味線が、王府の庇護と奨励で、先ず、首里親国の按司大名から親方部へ段々上流のよかるひと（士族）から、みおやだいら（御親内裏）の奉公人を経て、シマジマ（村々）の芋掘る二歳らの手で毛遊びなどの興をそえる楽器に使われるようになった。—(略)— これに関連して、今一つ、忘れてならないことがあります。それは、社会の下層部にいて、絶えず、この三味線音楽の普及を助けていたものに、やはり、遊女（尾類）たちがいたということであります。

『南島雑話』という奄美大島在勤の薩摩の役人の書いた本に、胴衣裾（どじんかかん）を着たマカというゾレ（尾類）の絵を掲げ、その説明に、琉球からやって来て、三味線などを弾いて渡世すると見えています。これは沖縄本島の三味線が、かようなルートを通して、島々に伝播されていったという有力な例証として挙げることができます。

港町的那覇に、辻遊廓が設置された（寛文十二年・1672）のは、三味線音楽の湛水（1623～1688）が、一派を開いた頃のことです。辻のほかには、渡地と仲島にも遊里が、その前から栄えていたようです。

首里の上流の男子の間に発達して、声明や後に謡曲などの影響を受けた男声中心の三味線音楽の謡い方は、遊女の細い喉では、謡いにくかったことや、特殊な鍛錬を経て極度に技巧化した弾き方を、正しく習得することは、むづかしかったらしくて、遊女の中には（仲島の名妓ヨシヤ思鶴のように、恩納ナベと並称されるような歌人はでています）三味線音楽の名人があったということは伝わっていません。

充分な正規の伝習期間を持たず、金切声の押しつぶしたような職業的な謡い方と、いわゆるアカデミックな訓練をぬきにした我流の弾き方などのために、遊女の三味線音楽は、正統派の音楽家たちからは、尾類小風と呼んで軽侮されてきていますが、その功罪は別としまして、三味線音楽の普及と伝播に、遊女の力が参与していることは、琉球三味線音楽史に特記しておいてもよいでしょう。

[金城1954：31]

金城朝永がここで強調していることは、社会の下層部に位置づけられた遊里のジュリたちが三味線音楽の「普及と伝播」に大きな力を持っていたということである。彼女たちの歌三線の技巧や表出に関しては、声明や謡曲などまったく男声の表象（僧侶やお能役者）の影響を受け、男声のための歌三線を本領としたゆえに、それらの技巧や美意識に到達できない「尾類小風（ジュリの風情）」として軽侮されてきたことが分かる。男と女の身体性、声帯、声音の領域の違い、その差異ゆえの表出の違いは最もである。しかし、すでに言及したように遊里は「魂よびの恋」男女の掛け合いの場であった。男と女は互いに魂呼びを歌三線を通して何度も繰り返してきた琉球の遊里であったことも事実である。「はやり歌」（民謡）に掛け歌、相聞歌が多い所以である。それにまして古典音楽の琉歌には「恋歌」が多い。士族層は技巧をこらして「思い」を恋するジュリに向かって歌ったのである。ジュリもまた「思い」を歌つ

て返したのである。

では実際に民謡（歌謡、はやり歌）を紐解いてみよう。

第三項 遊廓あって生まれた民謡、遊廓やジュリを表象した民謡

まず民謡は作詞者・作曲者が不詳であるということ念頭におきたい。新民謡は作詞者・作曲者がはっきりしている。以下の表は10作品が民謡で2作品は新民謡である。「西武門節」は作詞・川田松夫（1903～1981）。「吉屋物語」は作詞・小浜守栄（1919～2002）、作曲・喜屋武繁雄（1925～1993）である。

	民謡名	時代	歌の主体と客体 (誰が何を歌っているのか)	遊廓・ジュリは どう描写されているのか	備 考
1	恋の花	明治	里主とジュリ（無蔵）の恋情が梅と鶯に喩えられる恋の歌。	ジュリ（無蔵）の懐は暖かい。相思相愛のジュリと里主の恋。首里から通ってくる里主と詰みジュリ（外妾）の姿が浮かぶ。	新城島の「くいぬばな節」が、遊廓では「恋の花」に、変わった。
2	遊びシヨンガネ	明治	那覇のジュリ（娼妓・芸妓）が面影が忘れられない里主への恋情。主体はジュリ、客体は里主、への恋歌。	解説ではジュリの思いだと誰も触れていない。当時歌三線で思いを表現できたのは遊里の女性たちだったゆえに地方の曲の歌詞が改変されて遊里で歌われた一曲と言える。	元歌は新城島の「前ぬ渡節」である。遊廓で恋歌に変わった。
3	海ぬチンポーラ	明治	辻通いの粋人たちが辻のジュリの世界を歌っているが、二才たちに呼びかけた戯れ歌（座興歌）。	海のチンポーラを擬人化し、遊廓のジュリがなびくさまを比喩し、辻、仲島、渡地のジュリの比較をしている。辻はエンドウ豆、仲島はトーフ豆、渡地はイフク豆（ソラ豆）。	伊江島の「前海シンポーラ」の元歌が、艶っぽい歌に変わった。
4	仲島節	明治	仲島遊廓を偲んで其の地になじんだ里主が仲島遊里を読んだ歌。	仲島の小橋は歌枕になっている。古の評判が絶えていても仲島に渡る人の噂が立つほど人の往来はある。しかし千鳥鳴き風がそよいでいる侘しさが残っている。	琉歌が、民謡として歌われている。
5	きざみ節 敷島煙草	明治から昭和初期	ジュリのチル小に惚れているターリーとチル小、その愛人の里前の語りで綴られる歌劇仕立ての物語。	金持ちで年老いたターリーと色男の里主がチル小を挟んで恋の鞘当をする。伊良波尹吉が同名の歌劇にしている。博多帯や縮緬帯、花染手拭、敷島煙草など当時の遊廓での趣向が窺われる。	敷島煙草は明治37年6月から昭和18年6月まで製造されていた煙草なので、当時の流行歌の一つ。

	民謡名	時代	歌の主体と客体 (誰が何を歌っているのか)	遊廓・ジュリは どう描写されているのか	備 考
6	かまやしな節	明治 32年 頃	辻のジュリの古い馴染みの客と新客、そして主人公で客体のジュリ(カマド小)をめぐる駆け引きの喜歌劇の歌の一部。同一旋律を繰り返しながら劇が進行する。	「ジュリ呼び狂言」の劇中で歌われて知られるようになった。「馴染みのジュリを訪ねて一里の道を馳せる客の思い、妓楼の中前で待つてそわそわするジュリ、波之上毛が夕涼み、月眺めの場であったこと、ジュリを取り合う客同士の争いや駆け引きが歌われている。	沖縄中部地区で歌われていた民謡が変容した。
7	百名節 銭からかなさ節	明治 大正	ジュリが主体として思いを告白している。心底惹かれている里主よりも銭金のある里主をアンマーは選ぶ。なぜか北谷真牛の歌褒めの歌詞もついている。	銭金をもっている里之子と貧しくても心から慕う里之子に思いが引き裂かれるジュリの素性が歌われる。アンマーは金を選ぶ。金が遊廓の命綱だと知らしめる。北谷真牛の歌は突飛だが、その歌詞で「百名節」がまた歌われてきた遊廓の歴史が窺われる。平敷屋朝敏の「苔の下」のよしや君と按司、そして大金で身請けを決めた黒雲殿の姿が浮かんでくる。遊廓の条理(無情さ)が伝わってくる。情けより金が優先される遊廓。	難曲とされるこの歌を高い調弦で唄う。屋嘉比工工四にも載っていることから18世紀に作られた歌曲だが、琉歌の歌詞は異なる。
8	スンガー節	明治 大正	詰めジュリから旦那への金(盆切り)の催促の文と其の文への返答を遊廓通いの粹人が作った歌だという。ユーモアと皮肉の中に真実の声も聞こえてくる。	遊里の盆切りの金の仕組みを詠んだ歌。ジュリ的心情を踏みにじっている旦那衆でもある。田舎の客が遊廓と睦みあっていた近代沖縄の顔が見える。徳之島の「枕節」系統の歌の一つ。「奄美諸島から沖縄に伝播した歌は多い」と仲根幸市は書いている。	奄美に源流があり沖縄化した座敷歌の一つ、遊廓で流行った。
9	花口説	明治	辻に行き慣れた粹人/主体が辻の美しい梅・桜花のジュリ/客体を愛でて歌った口説。	浮世の楽しみとしての遊廓であり美らジュリを愛でることの風流を歌っている。口説の最後は「花の木陰を振り捨てて我が家我が家に帰りけり」である。この『花口説』が印刷された歌詞が三つあるが、それぞれの表記に違いがある。	この口説は昭和9(1934)年に『琉球花街辻情話史集』に収録され、滝原康盛著『沖縄民謡口説大全集』(初版1964年)にも収録されている。

	民謡名	時代	歌の主体と客体 (誰が何を歌っているのか)	遊廓・ジュリは どう描写されているのか	備 考
10	川平節	明治	里主(士族)の辻の花(ジュリ)への命をかけた恋情と成就の歌。主体は里主とジュリ。舞踊の「川平節」は玉城盛重の振り付けだと云われる。作詞は誰か不詳。曲は八重山民謡を使用。	里主のジュリ花への真剣な恋慕が掛け合い(二人の応答)によって物語歌になっている。このような恋愛もまたあつたに違いないと思わせるのは、すでに「手水の縁」が男女の愛の理想として琉球王府時代から伝わっていたことが根にあると云えよう。	八重山民謡「川平節」が本歌になっている。「カンツィ節」とも云われる。
11	西武門節	明治 大正	ジュリ(無蔵)と馴染み客(里之子)の西武門までの語りで主体は二人の思い。作詞(作者)は川田松夫。	歌詞から首里のユカッチュとその詰めジュリの女性の語らいを歌にしたもので、実際にそんな対話が交わされただろうことが想像できる。	レコーディングは昭和9年。元歌は「ヨーテ節」で羽地内海沿岸で生まれた恋歌、モーアシビ歌。
12	吉屋物語	1960 年代	平敷屋朝敏が「苔の下」に描いたよしやの君そして実在したとされる吉屋チルーの一生を「琉歌」で綴った歌詞を創作したのが小浜守栄、作曲喜屋武繁雄。吉屋チルーの「琉歌」を連ねとして挿入している。	1660年代の琉球に実在したとされる吉屋チルーを民謡として再現した。1960年代、米軍占領期の沖縄で誕生している。小浜の琉歌に節をつけたのが喜屋武繁雄。よしやの歌も琉歌として挿入してより吉屋チルーの造形を深いものになっている。朝敏の「よしや」そして民謡や芝居に再現された吉屋チルーは永遠に沖縄の遊女(ジュリ)の象徴で在り続ける。	戦後の新民謡だが遊廓やジュリのテーマの戦後の新民謡の展開を代表するものとしてリストの中に入れた。

これらの12作品だけではなく民謡の中の口説だけでも十数作品あるので、戦前の新民謡を総て含めても50作品は下らないと云えよう。喜歌劇「主ん妻節」、喜歌劇「せんする節(上)(下)」、歌劇「八重山行」、ひじ小節、前の浜節、三村節、ヒンスー尾類小、花風節、町口説、辻口説、浮世口説、さら落てい口説、一二三口説、渡嘉敷パーク口説、中島口説、金細工節なども含まれる。

上で紹介した民謡の特徴としてその殆どに本歌があるということである。いつどこでそれらの本歌や本曲が模倣され、新たな歌詞を付加されたのか、民謡が三線を奏でながら自由に歌い、交換できる場が必要である。まず脳裡に浮かぶのは、遊廓などの人間や芸能を媒体することが可能な空間である。仲宗根幸市が「一琉球列島の場合、民謡流動の媒体はマーラン船の船乗りやバクヨウ(馬喰)、ウミンチュ(漁師)、地方巡業の芝居役者、門付芸人(京太郎)、巡礼者、商人、出征兵士などが挙げられる。特に黒潮の海を越えて歌が往来したその原動力に、芝居役者の存在は大きい」と、書いているように、流動し旅する民謡の存在がある。そ

して氏が指摘したこれらの人々が、顔を出した（出沒）したのが遊廓だったのだ。出征兵士、しかりである。

沖縄は1896（明治29）年から徴兵が始まり、新兵が旅立つ時その多くが田舎からやってきて遊廓の芸娼妓たちの懐を潤したのである。地方から那覇へ、そして那覇から地方への循環がなされていった。もちろん歌詞が変えられ新しい歌曲になった歌は民謡の中に遊廓やジュリが対象化されることになった。

歌をいくつか見てみよう。

1. 恋の花

一、庭や雪降ゆい 梅や花咲ちゆい 無蔵が懐や 真南風ど吹ちゆる
無蔵が懐や 真南風ど吹ちゆる

二、ぬがし我が庭や 梅や咲かなそて 毎夜鶯の 通て泣ちゆが
毎夜鶯の 通て泣ちゆが

三、波の上に行ちゆみ 薬師堂に行ちゆみ
なりし薬師堂の裏やましあらに
なりし薬師堂の裏やましあらに

四、波の上の開鐘や 首里の開鐘と思て 里うくちやらち 我肝やむさ
里うくちやらち 我肝やむさ

この歌は、「8・8・8・6」の伝統的な琉歌の形式であり男女の掛け合い（応答歌）になっている。下句の動詞句が繰り返されより情感が高められている。（一）では冬の風景が描かれ対照的に無蔵（ジュリ）の懐は暖かい南風がふいていると男（里前）が思いを告げると、（二）で女（ジュリ）はなぜか毎夜鶯が通ってきて鳴くよと返し歌を歌う。女が梅で男が鶯のイメージが美しい。また（三）では男（里前）がジュリ（無蔵）を波の上か薬師堂の浜に誘い女（無蔵）が薬師堂の裏がいいねと応答している。（四）は無蔵（ジュリ）が波の上の鐘を首里の鐘と間違っって早めに里前を起こして見送ったことを後悔しているよと愛惜の念を歌う。

仲宗根は「八重山の元歌〈くいぬばな節〉は、新城島（現竹富町）の台地に登って島の生活をコミカルに歌ったもの。沖縄本島のこの歌は発祥地の歌が誤って伝えられ男女の恋歌へ変化、新しい生命を宿して愛唱されている」[琉球芸能辞典1992：531]と八重山民謡からの転用だとする。喜舎場永珣著『八重山民謡誌』（沖縄タイムス 1967）は「クイヌバナ節」について三つの異説を紹介し、より詳しく解説している。本論テーマに関わることは、いつ誰がこの「恋の花」を遊廓で歌ったのかだが、それについて『琉球辻情話』の著者渡嘉敷錦水が書いている。

「庭や雪降ゆい梅や花咲ちゆい、無蔵が懐や真南風ど吹ちゆる」と寂のある懐かしい歌声が典雅な三味線の音色と共に後道天使館小路角の小湾の二階から聞こえる、ゾロゾロ通る遊治郎たちの足が釘つけされたようにピタリと立ちどまる。宇利地小のカメが喉をしぼって歌う得意の「恋の花節」である。恋の神秘境に「恋の花節」を唄う彼女の艶名は瞬く間に通人たちの間に持て囃され引っ張り凧の有様であり「恋の花カメ」と云えば誰知らぬ者なき迄の唄い女となったのである。間もなく落籍されて大阪に赴き料亭を営み気が向くと昔取った杵つかの声自慢で「恋の花節」を唄い客をして南島に遊ぶ思いあらしめるといふ。[渡嘉敷1949：227-228]

渡嘉敷が恋の神秘境と命名する遊廓の「恋の花」である。『琉歌こぼれ話』の清水彰は、「彼女の歌はバイオリンの弾き歌いであった」[清水1994：76]と書いている。バイオリンがいつ沖縄に導入されたのか、詳細は定かではないが、『琉球・沖縄芸能史年表』の中でバイオリンが登場するのは1907(明治40)年である。新聞見出しに「南陽館で教育音楽会が行われる。沖縄音楽、薩摩琵琶、唱歌、バイオリンなどが演奏される」とある。新しい時代の息吹が真っ先に取り入れられるのも遊廓(文化接触の先端)だった明治時代ゆえに、妓楼でバイオリンが人気器楽として受容されたことは写真が証明している。山内盛彬が「外来の男子が最もより多く琉球音楽に接する機会は、九分通り花柳界の音楽である—(中略)—或る意味に於ける琉球音楽の代表者は花柳音楽である」[山内『琉球新報』大正元年10月13日]と記しているように、遊廓の座敷で芸妓が大いに古典音楽、民謡のみならず、またバイオリンに魅了され、三絃といっしょに奏でたことは不思議ではなかった。「恋の花」の評判が良かったのは、この新しい楽器への好奇心が伴った可能性もありえたのかもしれない。

当時の新聞は「恋の花のカメ」として、彼女の消息を幾分記している。1914(大正3)年4月、18歳のカメが抱親(アンマー)を助けるために与那原で一ヶ月ほど出稼ぎした記事を「沖縄毎日新聞」に残している。また大正4年2月の紙面から「恋の花カメ小」のアンマーが「鳥の屋宇利地小」の「まかと」だということが分かる。まかとは「琉球新報」の特集「尾類から見た役者」で登場している。それにしても美声のカメは、まだ十代の頃から「恋の花小」として人気があったのだ。

清水はカメを歌った琉歌を紹介している。

「宇利地小の庭に 恋の花咲かち 眺めたる人の 算やしらぬ」

(宇利地小の庭に恋の花を咲かせて、それを眺めた人は数えきることができない)

「北谷真牛ぎゃねの 昔思出しゆさ 恋の花節の しほらし歌声」

(北谷真牛ぎゃねの昔を思い出すよ、カメの歌う恋の花節の素晴らしい歌声を聞くと)

このような琉歌17首が『新撰琉歌集』(松屋活版所 1918)に収録されていると清水は記し

ている。ただ彼女の美声はかなりの評判だったけれども、容貌との落差が指摘されている。そのカメについて山入端つるの『三線放浪記』にも大阪での様子が多少分かる。つるは大阪の四貫島の料亭で偶然カメに会っている。「サビのある声でうたうこの人の〈恋の花節〉は道行く人の腹の底までひびいて〈恋の歌カミー〉の艶名は当時誰も知らぬものはないくらいであった。年は私より十も上であったが、見知り越しではあり、思いもかけぬ旅の空での再会に二人は手を取りあって泣かんばかり、たちまち仲良しになった」[山入端1996：35]と記憶を綴っている。当時のつるは23、4歳なのでカメは30代である。それからすると渡嘉敷が書いたことはあながち嘘ではなかったことが分かる。大阪に渡っていったのは事実でその後のことは定かではない。

驚くのは、遊廓では殆ど女性達が歌三線を担い舞踊の地謡もつとめていたのだがカメがバイオリンの弾き歌いだったことである。山入端つるも辻遊廓から飛び出して宮古行きに船に飛び乗った十九歳の頃、バイオリンを持っていたことが『眉屋私記』[上野1984：312]に記されている。当時、バイオリンはハイカラな器楽として人気があったという事に尽きるが、遊廓が常に新しい文明の機器を取り入れた場所だったことを証明している。誰が「くいぬ花節」を「恋の花」に変えたのかは不詳。芸妓として長けていたカメにその歌を指南した客が存在した可能性がある。八重山出身の客が妓楼「小湾」に逗留して声が豊かだったカメに特別に教えてそれを歌わせたら思いがけない人気を博したということかもしれないがそれも推測に留まる。この歌の誕生が一人のジュリの女性を彩っていること、歌が誕生する背景に川平朝申や金城朝永、そして仲宗根幸市らが指摘した遊廓の座敷が関わっていたことは確かだと云える。

これらの歌や歌物語から見えてくるのは、遊廓の世相・世情そのものである。「苔の下」のよしや君のようにジュリは、客と「契り」を結んでアンマーに日々の糧を支払い、前借金を返さなければならなかった。明治から大正5年まで18歳になったら鑑札を得て一人前のジュリとして客を取った。大正5年第三十七議会で16歳未満に引き下げが可決されている。無鑑札の娼妓や芸妓が少なくなることを意味した。いい筋の客に出会って詰めジュリになり貸座敷アンマーになるのが、成功の道だった遊廓の仕組みがあり、その中間模様が古い馴染みの客と新しい馴染みの客との葛藤（「かまやしな節」）やお金を気前良く出せる客と肝心から思い焦がれる客との間で引き裂かれる女心など（「キザミ節」や「百名節」など）があり、遊廓のジュリの扮装もまた歌になっている。男女の性愛の空間ゆえか、掛け合いの歌劇調の歌も多い。

「金細工節」も口語の語りの歌で同一旋律の反復唱法である。律儀に内職をしたり三貫模合をしたりして独り立ちを目指す何千といたジュリの女性たちの健気さ、遅しさも歌は伝えている。一方で必ずしも笑えないような歌も残されている。遊廓の女性たちをからかい見下げる視線もまた顕著だった近代沖縄社会であったことは、「ヒンスー尾類小」などの軽快なテンポの歌や「儀保二才達ズリ呼び口説」にも現われている。貧しいジュリの生活が捉えられている。

2. 儀保二才達ズリ呼び口説

川平朝申が『那覇市史那覇の民俗』資料篇 第二巻中の七で紹介した「民謡」の中で「儀保二才達ズリ呼び口説」の名前を挙げていて、冒頭の一部だけ紹介している。首里那覇の若者たちの間でとても人気があったというその口説の全歌詞が、神谷邦彦の『辻情史』（1966）の中に紹介されている。川平朝申が湛水親方の「暁節」が17世紀後半、湛水が生きた時代の「はやり歌だった」という解説は言いえて妙である。

川平が紹介した歌は那覇を詠った代表的なものとして挙げたのが「上り口説」「下り口説」「前の浜節」「丸目加那節」（汀間と節）「海のちんぼーら」「久高まんじゅう主」「仲島節」「儀保口説」である。沖縄の民謡として取りあげた中に遊廓やジュリに関係するものは、「辻口説」「主も妻節」「金細工節」「川平節」「検査屋節」「三村踊節」「恋の花節」「花風」「仲里節」「せんする節」「銭からかなさ節」「居しるかかゆる」「西武門節」「ひじ小節」などである。

「儀保二才達ズリ呼び口説」を見てみよう。

儀保二才達ズリ呼び口説

明治初年 読み人しらず（訳は筆者）

儀保二才たが 三人揃れば	首里の儀保の青年達 三人揃うと
りちゃりちゃ 那覇かい あんし物云な	どれどれ 那覇に行こう そんなに云うな
なまから 行ちね やな尾類呼ぶしが	今から行ったら よくないジュリに当るよ
いひーひーひー いひーひーひー	いひーひーひー いひーひーひー
アハハハ アハハハ アハハ	アハハハ アハハハ アハハハ
とうあんせー急げ通れば	それじゃ 急いで通ろう
登て大中 通て綾門	大中に上って 綾門を通して
千手観音 ちゃんちゃん ちゃん橋	千手観音（観音堂）から茶湯崎
崇元寺前の橋「安里橋」 超えて潟原	崇元寺前の安里橋超えて潟原
潟原来ーしが	潟原着いたよ
仲島行こうか 渡地行こうか	仲島行こうか 渡地行こうか
わたした二オタが 辻仲道袖ふて通れば	我ら二才が辻の中道を袖振って通れば
門に立つちよる ズリ小姿や	門に立っている ジュリの姿は
面に粉ヌイ 口に紅ヌイ	顔に化粧をして 口に口紅塗って
さるし バカマに 紺地 紹一織り	さるし袴に 紺地 紹織り
縮緬帯や前に結うて	縮緬帯は前に結って
ちんらん 風蔵や 肩に打ちかき	金欄 風蔵は 肩に打ちかけ
エッター里主 貴方「ウンジュ」年頃	えーたい里主 貴方は何歳になりますか

幾才なみせが 十七、八さみ

ズリ小年頃 幾年ならうか

十七、八たり

ネーど ネーさみ 縁と縁さみ

家に入りそり うーどん「蒲団」あみひゃ

蚊帳もあみひゃー うーどんあやびさ

蚊帳もあやびさ

カイや戻いや菓子の色々

ないど ないさみ

大和御酒ん らんらんあやびさ

琴一 胡弓 み歌三味線

云ゆる内 する内 な鳥もウタタさ

指環金のかたみ 差す間のかたみ

髪の毛のかたみ 彼の世までも

契りしゃびら

何日やメンセが 儀保人一

限りしち いモーりよー

限りせる夜や お待ちさびら

十七、八才でしょうか

ジュリ小は何歳かな

十七、八ですよ

ちょうど いいですね 縁と縁ですね

家にお入りください 蒲団あるかい

蚊帳もあるかな 蒲団ありますよ

蚊帳もありますよ

帰り際には手土産の菓子をいろいろ

どうですか できますね

大和のお酒も たくさんありますよ

琴、胡弓 新唄三味線もありますよ

話している内、睦みあう内に鳥が鳴く

指環は金の代わり 当分の証文に

髪の毛を抜き取り結び合い火の中に入れ

あの世までも契りましょう

いつお見えになりますか儀保の方

約束して おいでくださいよ

お約束の夜はお待ちしています

この種の口説が若者の間にはやり、歌っていたのである。柳田國男が「尾類考」で書いている事だが、「遊里の公設（色町指定）の一番の理由が外交との関係（外来者の要求）が謳われるが、実は土地の者だけが多く利用して居た那覇のような街だった」[柳田1947:329]と、そのアイロニーを指摘している。この口説は柳田の指摘を想起させる。首里王府時代から近代にかけて士族（ユカッチュ）層と那覇人士が最も遊里の常連客であったことは、地理的に見ても納得がいく。間切単位の野遊びがなかった首里・那覇の最高の遊び場は遊里・遊廓だったのである。そこで彼らは地方から極貧ゆえに売られてきて娼妓・芸妓に育てられた花の女性達と愛し合ったのである。擬似恋愛とはいえ、別天地だったのだ。この口説に登場するジュリたちは若い。17、8歳の年頃は水揚げをして無鑑から鑑札を貰うか手前の少女（抱妓）たちである。大正5年以降は16歳から鑑札が手に入った。すでに化粧をして紅を差し、縮緬の帯を結んでいる。しかし手土産も大和酒もありますよと実際にそのように誘ったのだろうか。琴、胡弓、歌三線は常にそこにあったとして、多様に縁の縁起を担いだ約束事があったことは興味深い。口説なのでまた即興的にいろいろと台詞を変えて掛け歌の雰囲気を楽しんだことが想像できる。

3. 「川平節」

士族の若者のジュリへの思いの深さの相聞歌である。人間国宝の照喜名朝一¹⁾によると彼が若かったころの伝承として、知念半島の知名村では、村遊びの最後には必ずこの「川平節」が奏でられ踊られたという。この男女の愛の掛け歌による踊りは村の若者たちに大いに受けたとのことである。一説によると「明治の頃、玉城盛重が半年間村に住み込んで村踊りでこの〈川平節〉や〈四季口説〉〈胡蝶の舞〉などの振り付けを教えた」との伝承が知名村に残っていたと照喜名は語った。「川平節」はまさに「魂呼びの恋」の雑踊である。ユカッチュの命をかけた恋慕にジュリは心を許し、恋は成就する。この雑踊は八重山民謡が本歌だという。仲宗根によると「八重山の川平節は大浜善俚（1684～1714）、平田善元（1702～1757）という兄弟二人で作詞作曲した恋歌。この歌は琉歌体（8.8.8.6音）に改作されて沖縄では歌われている」[仲宗根1998:59] とのことである。八重山の川平節と那覇に渡って姿を変えた「川平節」を紹介したい。何れも恋歌で艶があるはやり歌である。

《八重山の川平節》

1. 世間沙汰しゆる 大名家ぬかんつい いついぬ夜の露に咲かちすゆが スリ
川平村の大名家（屋号）にカンチという美女がいます。夜露で美しい花を咲かせその唇を吸わせるのはいつのことでしょうか。
2. 時ぬ待ちみしより 節ゆ待ちみしより ついぶでいうる 花ぬ咲かなうちゆみ
時を待ってください。節を待ってください。花の蕾が咲かないことはありませんから。
3. 時まつんで居るけ 節待つんで居るけ 人だみにならば 我んやちゃすが
その時節まで辛抱してくれとのあなたのことばですが、他人に心がなびいた場合私はどうなるのでしょうか。
4. 人だみんなさぬ 他所だみんなさぬ 島ぬあるまでいんかんどやゆる
決してよその人になびくようなことはしません。ご心配いりません。あなたと私はこの島のある限り愛しあいましょう。
5. 又ん沙汰しゆる後浜屋ぬなべーま たんでいとどうみやらび 語られひりゃな
また、後浜屋（屋号）にナベマという美女がいました。恋しいナベマよ、どうか私の恋人になってください。
6. 語られぎーぎひーるか ゆばりていぎーぎひーるか金ぬ屏風んうやすでい確かにうやすんど
私の気持ちを受け止めてくれるなら、金の屏風をつくって、確かにあなたにおあげしましょう。
7. すいかしでんあらぬゆくしでんあらぬ新城びらまんあふわり びらまん 知っちゃんど
お世辞でも虚言でもありません。その証拠に新城粋人も居り、私も居るではありませんか。
8. 生りる甲斐かんつい 産でいる甲斐なべーま 沖縄までいとうゆまれ いけいすつつあいら
カンチとナベマの二人とも、生まれ甲斐がありましたね。遠く沖縄までその美しさが

称えられています。まことにうらやましいことです。

これは仲宗根幸市編『琉球列島・島うた紀行：八重山諸島・宮古諸島』の中から転載した。訳は一部筆者が表現を変えた。この八重山の「かんつい節」は喜舎場永珣著『八重山民謡誌』に17詞章収録されその他10詞章までまとめたのも歌われている。喜舎場は、「1721年頃の作詞・作曲と推定できる」と記している。求愛の歌であるゆえに、那覇の遊里でも18世紀半ば頃から歌われた可能性は無きにしも非ずである。それが首里の士族とジュリの相聞歌を生み出す本歌になった。八重山民謡の底力を示している。

《沖繩の川平節》

- 一、思蔵の面影にひかされて我身や 笠に顔かくち偲でい行ちちゅん（スーリ）
貴女（思蔵）の面影に誘われて私は笠に顔を隠して忍んで行きます。
- 二、笠に顔かくち偲でい来るびけい お門に出ちみそり思いかたら
笠に顔を隠して忍んできました。御門に出てきてください。思いを語りあいたいのです。
- 三、いちぐりちりてい遊ばていやしが はなぬ身ぬなれや自由ならん
ずっと貴方（里前）とご一緒に遊びたいのですが、花の身（ジュリ）の慣わしで自由になりません。
- 四、花ぬ身ぬなれや自由ならねうちゆみ 繰り返しがえし肝に染みり
花の身（ジュリ）の慣わしが、自由にならないということはないでしょう。繰り返しお願いします。私を心に染めてください。
- 五、繰り返しがいい思わりわん里前 我がやなやびらん他所にいもり
繰り返し返し私を思われても貴方（里主）、私にはどうにもなりません。他の美らジュリの所へ行かれてください。
- 六、ゆすとう語らりる思いやていからや 何んでいくがりとうてい我身や泣ちゅが
他の女性と語られるような思いであったならば、何のために焦がれて死ぬほどの思いで私は泣かないといけないのだろうか。
- 七、何んでいくがりとうてい泣ちみせが里前 節ゆ待ちみそりあとうぬ浮世
どうして焦がれて泣かれるのですか貴方（里前）、時節をお待ちください。この浮世の未来もあるでしょうから。
- 八、無蔵が云るぐといに節待たなやしが むしか先ならば我身や如何すが
彼方（思蔵）が云うように時節を待ちたいのですが、もしかずっと先のことになる私はどうしたらいいだろうか。
- 九、むしか先なていん里一人やなさん ちりていかりゆるていだんあむぬ
もしも先のことになっても決して里前お一人にはしません。ご一緒になることができ

る手立てがあります。

十、ちりてい行かゆいかとうていんくまうとうてい 共にはからやいいすじぶしゃぬ

先に思いがかなうことができてもいっその事ここで一緒に思いをかなえたいものです。適えられなければ死もいといません。

十一、命捨てみせるたきゆ又やりば おはじかさあていん うすばなりら

お命を捨てになるほどの思いでしたら、お恥ずかしい気持ですが、貴方と連れ添いましょう。

十二、天ぬうたしきか神ぬ引合わしか 無蔵連れてい宿に戻る嬉しゃ

天の助けか神の引き合わせだろか。貴女（思蔵）を連れて家に戻ることはなんとうれしいことだろう。 (訳は筆者)

八重山の「川平節」の音節は必ずしも琉歌の形式にそっていない。しかし自由に愛を歌っている歌垣（相聞歌）になっている。一方、那覇の「川平節」は琉歌（8・8・8・6の音韻）になっている。同一旋律の反復唱法である。里前の命がけの求愛の前で心がほだされていくジュリの姿がある。思うようにならない浮世だが、なおさらのこと、自由恋愛は擬似的に遊里にあって、ものいう花は歌ったり踊ったり、手作り料理を作ったり、稽古事に励んだり多忙な生活のサイクルを生きていたのである。八重山の「川平節」の2、3、4節目是那覇の「川平節」の7、8、9節目の歌詞に類似している。男性からの激しい求愛に対して「時ぬ待ちみしより 節ぬ待ちみしより」〈時節を待つてほしい〉という女性の側の応答（思い）がうまく取り入れられている。那覇の翻案「川平節」は、ユカッチュの侍が、思いがかなわなければその場で腹を切つて死のうとする場面を付け加えている。思いが適えられないと死もいとわれないという強い情念の前にジュリは心を動かされる。王府時代の習性としてジュリとユカッチュの婚姻は禁じられていた。二人の間に出来た子供は男ならば里に出された。女の子はアンマーの抱子（養女）になっていった。もちろん子供達の運命は一つではなく、多様に色づけられていったといえよう。系持ちの士族の跡目として引き取られた子供もいた。一方、八重山の恋人たちは「人だみんなさぬ 他所だみんなさぬ 島ぬあるまでいん かんどうやゆる」と詠うように、島があるかぎり二人は夫婦であることができると、島の恋人たちのおおらかさが溢れているように見える。しかし一方で、島の綺麗な百姓娘達が島の士族役人の慰み者になっていったのが多かったという〔奥野1978：120～141〕事実がある。

この川平節が「手水の縁」を土台にしていることは、「思いがかなえられなければ死ぬよ」の脅しの所作と物語の展開にある。「金細工」でもお金の工面に困った加那一ヒイが泊高橋から身を投げようとする振りがあつた。「思いが適わなければ死ぬ」と脅しつつ求愛する男の素振りとしてそれに心動かされ、男たちを受け入れる女の姿がある。そこからどうドラマは展開していくのだろうか。遊廓の女性への多様な恋愛の物語が琉歌に見えるように、擬似的な恋愛空間であつたにしろ恋を貫き成就させるのは主体の男にとつても命がけの面があつたこと

を想像させる。それは「花の身」が数多に契りを与える存在であった所以でもある。「苔の下」のよしや君のような立場に置かれた多くのジュリの女性たちと、彼女たちの愛を得んとする駆け引きや手練手管があり、多くの涙が流れまた多くの歓喜も溢れた遊里だったと云えよう。

4. 「花口説」

口説は七五調子で、組踊や歌劇で盛んに使用され、珍重され親しまれてきた独特な民謡のジャンルである。滝原康盛は『沖縄民謡口説大全集』に94作品を集大成し、それらを九つのジャンルに分類している。これだけ多くの口説をまとめたのは滝原が始めてだと言えよう。口説には(一) 移動(旅)編(「上り口説」など6作品)、(二) 舞踊編(「四季口説」など4作品)、(三) 恋愛・花の島編(「辻口説」など13作品)、(四) 教訓編(「孝行口説」など7作品)、(五) 戦争・記念碑編(「命口説」など2作品)、(六) 職業編(「農民口説」など6作品)、また(七) 豊年・祝い編(「祝い口説」など10作品)、(八) 組踊編(「高平万歳口説」など19作品)、(九) 地方の部落編(「新城口説」など33作品)の九種類に滝原は分けている。全94作品の中で最も多いのは地方の部落編である。滝原は「沖縄の口説は、当時の庶民の風習や生活、言語と階級、民族性などの一端をじかに肌で感じる取ることができる、数少ない貴重な沖縄の無形文化財である」と著書の序文に書いている。また外間守善は「もともと薩摩役人たちをもてなす宴席で歌われたものであるという」[外間1980:461]と、『南島歌謡大成』沖縄篇(下)の解説に書き記している。遊廓で「上り口説」や「四季口説」がよく踊られていることも関連があると云えよう。七五調に付け加えて和語が多いことも特徴である。

「花口説」は上の分類では(三)の恋愛・花の島編に含まれる。今回「花口説」の三つの歌詞を比べてみて、その微妙な表記の違いが気になった。その三つとはまず来和雀が『沖縄の歓楽郷辻の今昔』(1934)に、また渡嘉敷錦水が『琉球辻情話』(1949)に書き残し、また滝原康盛が『沖縄民謡口説大全集』(1964)に収録している。滝原の書籍は版を重ね、手持ちの物は1996年版である。三つを比較してみたい。

三つの「花口説」

1934年 来和雀	1949年 渡嘉敷錦水	1964年 滝原康盛
さても浮世の <u>たのしみは</u>	さても浮世の <u>たのしみは</u>	さても浮世の <u>楽しみは</u>
花のほかにはなしとかや	花のほかにはなしとかや	花のほかには <u>なしとかや</u>
頃は正月首里衆がた	頃は正月、首里衆がた	頃は正月 <u>首里衆方</u>
梅やさくらの咲きそろふ	梅や桜の咲きそろふ	梅や桜の <u>咲きそろふ</u>
辻の花見に参りけり	辻の花見に参りけり	辻の花見に <u>参りけり</u>
<u>まづや一ばんカネシオト</u>	<u>先ぢゃ一番兼次ウト</u>	<u>まづや一番 <u>かなしオト</u></u>
唐の楊貴妃日の本の	唐の楊貴妃、日の本の	唐の楊貴妃 <u>日の本の</u>

小野の小町もかれ見ては
跣足のまゝに遁げぬべし
きくにまされるトナキカナ
目笑歯口のしほらしさ
いかな鬼神もや和はらぐる
かれと一夜の 契りさや
結で死ぬなら 遺恨なし
あはれサンサンカマド小や
三年いそくに宿るらん
月の出でたる心地して
知るも知らぬももろともに
ながめあかしの須磨の浦
見ちも見あかぬグスクマの
ツルがとし波はたち頃
雪をあざむくそのはだえ
花の情けといとかなし
たれか寵愛かぎりなし
さても名高き踊りカマ
歌や三味線 いろいろの
踊りはねしよて面白や
昔もろこし 天人の
舞の遊びもこれかとよ
まこと浮世のたのしみに
浮かれ浮かれて遊びしが
今は一時の夢さめてエイ
花のこかげを振り捨てゝ
わが家わが家にかへりけり
(花のおもかげは袖にのこて)

小野小町も彼女見ては
跣足のまゝに遁げぬべし
聞くにまされる渡名喜カナ
目笑れ歯ぐちのしほらしさ
如何な鬼神もやはらぐる
彼女と一夜の契りさや
結で死ぬなら恨みなし
哀れ香香小のカマド小や
三年いずこに宿るらん
月の出ぢたる心地して
知るも知らぬも諸共に
眺め明石の須磨の浦
見ちも見飽かぬ栄小の
ツルが年波廿歳頃
雪をあざむくそのはだへ
花の精のいとかなし
誰か寵愛かぎりなし
さても名高き踊りカマ
歌や三味線いろいろの
踊り跳ねしよて面白や
むかし唐土天人の
舞いの遊びもこれかとよ
まくと浮世の楽に
浮かれうかれて遊だしが
今は一時に夢さめてエイ
花の木陰を振り捨てゝ
我が家々に帰りけり

小野の小町も かれ見ては
裸足のまゝに 遁げぬべし
聞くにまれなる 渡名喜カナ
見笑れ歯口の しほらしさ
いかな鬼神も 和らぐる
かれと一夜の 契りさや
結で死ぬなら 遺恨なし
あはれサンサン カマド小や
三年いそくに 宿るらん
月の出でたる 心地して
知るも知らぬも 諸共に
眺めあかしの 須磨の浦
見ても見あかぬ 城間の
ツルが年波 二十歳頃
雪をあざむく その肌
花の精と いとかなし
たれか 寵愛かぎりなし
さても名たかきヲドリカマ
歌や三味線 いろいろの
踊りはてしよて 面白ろや
むかしもろこし天人の
舞ひも遊びも これかとよ
まこと浮世の たのしみに
浮かれ浮かれて 遊びしが
今は一時の 夢覚めてエイ
花の木陰を ふりすてて
我が家我が家にかへりけり
(花の面影は 袖に残て)

上の三者の表記した「花口説」に微妙な違いがある。まず、「花口説」には5人の美らジュリが歌われているが、来和、渡嘉敷、そして滝原の表記には違いがある。

- ① カネシオト→→ 兼次ウト→→ かなしオト
(唐の楊貴妃、小野小町より美しいと称えられているオト)
- ② トナキカナ→→渡名喜カナ→→渡名喜カナ
(見笑れ歯口しおらしくどんな鬼神も和らいでしまう美しさ)

- ③ サンサンカマド小→→香香小のカマド小→→サンサン カマド小
(三年間行方がわからないことが語られている)
- ④ グスクマのツル→→栄小のツル→→城間のツル
(花の精のような20歳)
- ⑤ 名高き踊りカマ→→名高き踊りカマ→→名たかきヲドリカマ
(舞踊に長けたカマはお座敷を楽しくする)

5人の名前の表記を見ると、おそらく毎日新聞記者として「廓風聞記」を連載して書いていた渡嘉敷の辻の人脈は優れていたと推察できる。来和雀が誰なのか、よくわからない。出版社が久志助善となっているので、来和雀が久志当人である可能性は残されている。1964年の滝原は主に来和雀のバージョンを取り入れているがグスクマを城間と修正している。しかし、カネシオト→兼次ウト→かなしオトである。カネシオトがかなしオトになっていて、姓が払拭されている。花口説が文字化されないうで継承されてきた「はやり歌」だということを示している。沖縄芝居も戦前は口立が主だったので、脚本が残されていないのがほとんどである。それで多くの史劇や歌劇が紛失したままである。戦後になって始めて沖縄芝居の脚本なり台本が整理されてきたいきさつから考えてみても、即興的に人気が出て歌われたであろう口説の歌詞は繰り返し歌われていない限り、喪失していったのは不思議ではない。この「花口説」は、幸い残された。

三つの違いは他に「花の情けと」→「花の情の」→「花の情と」のように助詞の使い方の変容もある。大方差異がないが、下線の部分は総て何らかの差異がある箇所である。時代の感性も加味されているが、この口説が辻の美らジュリを愛でる歌ゆえに、辻に通った遊治郎連の夢と現（うつつ）が素直に歌われている。唐の楊貴妃も日本の小野の小町も裸足で遁げるべきだと、沖縄の美女を湛え、名高き踊りカマの踊りや歌三線も唐土天人の舞の遊びもそうだったのでないかと、それもまた浮世の夢の如き美しさで褒め称えている。これらの美女の中で渡名喜カナと一夜の契りで死んでも本望だとの声は、遊廓がいかに男性にとっての浮世の楽園だったかをこの辻の「花口説」は誇っている。歌は何度も歌われて声音とりズムによって継承されてきたのが本来の姿で、文字に表示されるのはその後やってきたといえる。それゆえに表記の差異は音より視的イメージと言葉の意味性にまた微妙に影響を与えるに違いない。

「花口説」が男の視点から桜や梅と褒めそやされる美らジュリを称えたのに対し、逆に「さら落てい口説」などは首里の士族（サムレエ）の妻がジュリの身になった告白調の物語で、「辻口説」は辻からさらに身を落としていったジュリの哀れな顛末を歌っている。口説が即興で語りのように歌えたことがそれを可能にしている。座興歌としていかに人気があったか分かる。民謡が、聞きやすく歌いやすいリズムとメロディーが今一つの魅力であったならば、軽いテンポの「ヒンスー尾類小」が好んで歌われたのも納得がいく。貧しかった沖縄の庶民、

その中で特に性の対象として身を売らざるを得なかったジュリへの語りかけのことは、辛らつに見えて軽やかに時代の層を抉って見せている。

おわりに

民謡の中に表象された遊廓やジュリについて抽出してみると、良く知られた雑踊の「金細工」や「花風」にしても元は歌って弾いて楽しんだ曲に振り付けがされて踊りが登場したことがわかる。聞き馴れた歌を口ずさみ踊りを見たのである。また遊廓やジュリ、恋愛に関する民謡には本歌（原歌）があったこと、それらが地方から遊廓にもたらされそこで人々の創意工夫の座興の中でまた変容して新しく生まれ変わっていったことは、仲宗根幸市の指摘の妥当性を示しているといえる。歌は旅する。その動く民謡を媒体した渦中の根所が遊廓だったのだ。歌舞が溢れた遊里の座敷は、セクシュアリティがエロスとタナトスを包摂しつつ生きるエネルギーの渦を生み出した場所でもあった。これ等のジュリをめぐる歌がほとんど掛け歌のように男女が互いに応答しあう「相聞歌」の構成になっていることもまた一つの特性である。恋愛は一人では成り立たない。人は語りたい思いを歌の節に繰り返しのせていったのである。「魂をこふ」男女の相聞歌が遊廓において混ざり合い、そこから新しい民謡（はやり歌）が派生し、地方へ逆流（伝播）していった流れがあった。はやり歌は、本歌の替え歌であったけれども、本歌（原歌）以上に人気が高まりそれが当時の人々に親しまれていった流れがあった。しかもそれが歌劇の中で使用されたり、また歌劇から抜き出されたとき、その人気はさらに高まったといえる。そして大正末期から昭和初期にかけて琉球古典音楽、琉球歌劇、琉球民謡を積極的に吹き込んだツル印レコードやマルフレコードが果たした役割は、民謡を伝播する上で海外の沖縄エスニックコミュニティを含め、大きな力となったことを最後に記しておきたい²⁾。

参考文献

- 大城 學 1996『沖縄新民謡の系譜』ひるぎ社
奥野彦六郎 1978『沖縄婚姻史』国書刊行会
金井喜久子 1954『琉球の民謡』音楽之友社
神山邦彦 1966『辻情史』神山青巧社
喜舎場永珣 1967『八重山民謡誌』沖縄タイムス社
来和雀 1934『沖縄の歡樂郷辻の今昔』久志助善
来和雀・渡嘉敷錦水 1973 [1934]『琉球花街 辻情話史集』集大成版 沖縄郷土文化研究所
金城朝永 1954「琉球民謡の起源と特性」『琉球民謡』音楽之友社
佐伯順子 2003 [1987]『遊女の文化史』中公新書
杉本信夫 1983「琉球民謡」『沖縄大百科事典』下、沖縄タイムス
高橋美樹 2010『沖縄ポピュラー音楽史』ひつじ書房

- 滝原康盛 1964『沖縄民謡口説大全集』沖縄芸能出版
- 渡嘉敷錦水 1949『琉球辻情話』銀嶺閣
- 仲宗根幸市 1995『琉球弧の民謡入門「しまうた」流れ』ボーダーインク
- 仲宗根幸市 1999『島うた紀行 第三集 沖縄本島周辺離島・那覇・南部』琉球新報
- 仲宗根幸市 1998『島うた紀行 第二集 八重山諸島・宮古諸島』琉球新報
- 仲宗根幸市 1997『島うた紀行 第一集 沖縄中部・沖縄北部・奄美諸島』琉球新報
- 那覇市企画部市史編集室編 1979『那覇市 資料編 那覇の民俗』第2巻の7
- 日本放送協会編 1995「1991」『日本民謡大観（沖縄・奄美）』日本放送出版協会
- 外間守善・比嘉実・仲程昌徳 1980『南島歌謡大成』沖縄篇（下）角川書店
- 山内盛彬 1993『山内盛彬著作集』第1巻－第3巻 沖縄タイムス社
- 柳田國男 1970「尾類考」『沖縄文化叢説』中央公論

注

- 1) 2015年1月24日、照喜名朝一宅で話をうかがった。知名村では盛重振り付けの「金細工」もよく村踊りでやったようだ。照喜名は昭和28年、戦後初めて復活した『ジュリ馬』が開催された時、上原栄子から頼まれて地謡として参加したとのことだった。「川平節」では、侍が刀を出してそれで腹を切ろうとする所作をするが、その侍は「ウチナーの侍ですよ。ウチナーイキガ（男）だから切腹までしようとする」と話された。
 - 2) 大正期から昭和にかけて登場したSPレコードなどの果たした役割については、「よみがえる歌声—幻のレコード発見をめぐる」(『沖縄タイムス』1993年5月26日—28日)上・中・下の連載で渡久地政司、大城學、大城和喜が特にツル印レコードについて紹介している。また高橋美樹が「沖縄音楽レコード製作における（媒介者）としての普久原朝喜—1920—40年代・丸福レコードの実践を通して—」(『ポピュラー音楽研究』Vol 10、2006)の中で特に戦前の丸福レコードの実態を詳細にまとめている。
- ※ 琉球王府時代、「三線」は主に「三絃」の呼称だったが、近代以降は、「三味線」や「蛇皮線」が多用され、戦後は三味線と三線が併用されてきた。呼称が「三線」に統一されたのは戦後50年ほど経った1994年である。(1994年3月15日付き沖縄県教育委員会告示第18号により新名称が「三線」(さんしん)に改められた。)

途上国における村落主体沿岸資源管理評価ツール

鹿 熊 信一郎*

An Evaluating Tool for CB-CRM in Developing Countries

KAKUMA Shinichiro

要 旨

JICAは、世界各地の途上国において村落主体沿岸資源管理を支援するプロジェクトを実施している。これらの活動およびプロジェクトを数値で客観的に評価することは困難である。このため、フィリピンの海洋保護区を評価するシステムを参考に、途上国の資源管理評価ツール素案を作成した。

キーワード：途上国，JICA，村落主体沿岸資源管理，CB-CRM，評価ツール

はじめに

JICA (国際協力機構) は、アジア太平洋、カリブ海、アフリカ等で村落主体沿岸資源管理 (以後、CB-CRM: Community-Based Coastal Resource Management) を支援するプロジェクトを実施している。これらの活動およびプロジェクトを資源量・漁獲量などの数値で客観的に評価することは、いくつかの理由から困難である。

フィリピンのMEAT (Management Effectiveness Assessment Tool) (National CTI Coordinating Committee 2011) は、MPA (Marine Protected Area: 海洋保護区) の管理効果进行评估するツールで、優れたシステムである。数多くの定性的な指標はあるが、資源量・漁獲量や生態系の改善に関する指標はない。このMEATを参考に、途上国のCB-CRMおよびJICA等の支援機関のプロジェクトを評価するツールの素案・たたき台を作成した。

1. CB-CRMの評価 (資源量・漁獲量での評価は難しい)

一般的にCB-CRM活動の評価は難しい。水産資源管理なので、水産資源が増えたかどうかで評価できればよいが、これは以下の3つの理由で困難である。

* 沖縄県海洋深層水研究所

1) 外部要因の影響が強い

途上国の沿岸水産資源を支えるサンゴ礁生態系の改善・悪化は、気候変動などコミュニティの活動以外の外部要因によっても大きく影響を受けるため、コミュニティがどんなにがんばっても資源が減ってしまうことがある⁽¹⁾。

2) 改善には時間がかかる

サンゴ礁生態系や水産資源が明確な改善傾向を示すまでには、長い年月を必要とする。たとえば、産卵保護を目的とするMPAでは、MPAを設定した年の産卵群を保護できたとしても、そこで生まれた稚魚が成魚となって周辺海域で漁獲されるまでに数年かかることは普通である。JICAプロジェクト等の期間内に漁獲量が増えることは、通常期待できない。

3) 加入量が自然変動する

海産生物は生活史の初期にプランクトンとして生活するものが多く、加入量（その漁場に対象資源の子供が入ってくる量）は、流れや水温など海洋環境の影響を強く受け、通常大きく変動する。図1は、沖縄県の羽地・今帰仁地区にハマフエフキ（地方名タマン）のMPAを設定した際の年齢別漁獲量の推移である。MPA設定後に1歳魚の漁獲量が減って、2～3歳魚の漁獲量が増えている。つまり、若齢魚の保護に成功している。ただし、図をよく見ると、MPA設定直後に全体の漁獲量が増えているのがわかる。これは、MPAの効果ではなく、MPA設定2年前に生まれたハマフエフキの加入量がとても多かったためである⁽²⁾。しかし、沖縄の八重山では、1998年にハマフエフキと同じフエフキダイ属のイソフエフキのMPAを設定したが、その2～3年前生まれの加入量が少なく、漁獲量は期待されたほど増えなかった。

このように、資源量・漁獲量は、コミュニティの努力とは関係なく変動することがある。

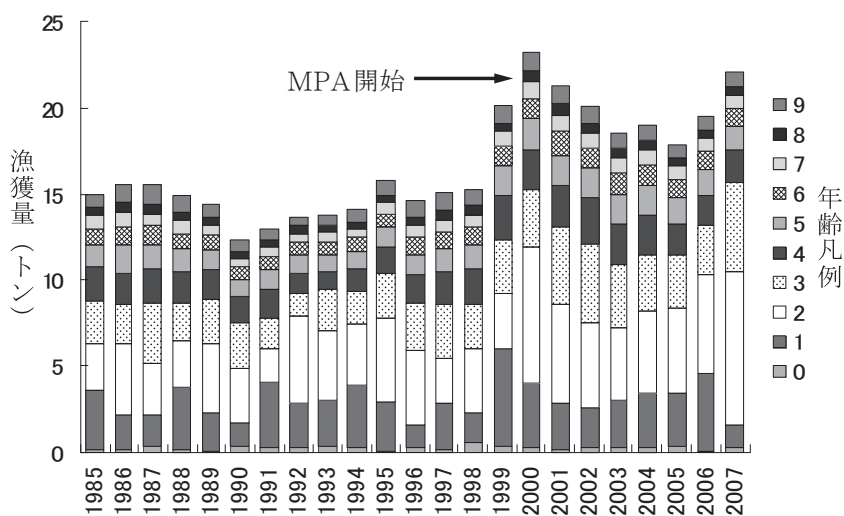


図1 ハマフエフキ年齢別漁獲量の推移

出典：海老沢（2007）を改変

資源が増えたにしろ減ったにしろ、長期的かつ柔軟な視点でコミュニティに想定される理由を説明していくとともに、資源量・漁獲量とは別の評価指標を設定する必要がある。

2. フィリピンのMEAT（定性的なものを定量的に評価する）

CB-CRMの効果を資源量など数値で直接評価することは困難であるが、定性的な指標を定量的に評価する方法はある。MPAの効果評価では、これが実際に行われている。MPA管理効果を評価するツールは様々だが、フィリピンのMEATは優れている。

基本的に自己評価である。MPAの管理者に「外から評価されている」という感触をもたれるのを避け、評価システムに参加するインセンティブを与えるためである。自己評価でも客観的な評価ができるように工夫されている。

良いMPAと悪いMPAを決めることが目的ではなく、他の地区を参考としながら自分たちのMPAを改良する相互学習が第一の目的である。質問に答えていくことで、自分たちの活動には何が足りないのか、どうすればよいのかを学べるシステムになっている。他に、順応的管理ができること、支援機関・政府・地域コミュニティへ他地区と比較可能な形で活動状況を報告できること等の利点がある。

持続性を重視するため、継続年数に応じてレベルが上がるようになっている。生物学的な指標は少なく、生態系の改善に関する質問（たとえば魚が増えたか？ サンゴ被度は上がったか？）はない。どうなったかではなく、何をやったかで評価する。表1に、MEATの核になる評価シートの部分を和訳し示した。

3. CB-CRMの成功要因（資源管理が継続する要因）

Pollnac et al. (2001) は、フィリピン・ビサヤ南部の45の村落主体MPAを詳細に調査した。その結果、MPAの成否を決める要因として、人口（比較的少ない方がよい）、資源減少への危機感の有無、代替収入源プロジェクトの成否、意志決定プロセスへのコミュニティの参加、プロジェクト機関の継続的なアドバイス、地方政府の取組をあげている。

筆者が過去に調査した12カ国、40地区（沖縄を含む）の事例を参考に、CB-CRMが成功する（継続する）要因と考えられるものを整理する。地区によって重要な要因は異なるが、全般的にみて、現時点で筆者が重要と考える要因を順にまとめると以下になる。

- (1) 代替収入源対策が機能している
- (2) 実効性のある計画をコミュニティが作り、実践している
- (3) 監視（コミュニティによる）・取締（罰則含む）が機能している
- (4) 資源管理を引っ張る組織がある
- (5) コミュニティ全体に資源のオーナーシップ・資源減少への危機感がある
- (6) コミュニティに資源管理のリーダーが存在する
- (7) コミュニティの多くのメンバーが資源管理に参加している

- (8) 資源管理を継続する資金メカニズムがある
- (9) 資源管理を継続する資金以外のインセンティブがある
- (10) 地方政府が資源管理の効果を科学的に示す等、支援を続けている
- (11) 話し合いが十分に行われ、民主的な意志決定をしている
- (12) 資源管理の効果をコミュニティがモニタリングしている
- (13) コミュニティが資源管理を行える制度・排他性を維持する仕組みがある
- (14) 資源管理に関する広報・交流を盛んに行っている
- (15) 流通改善を資源管理に組み込んでいる
- (16) 環境生態系保全を同時に取り組んでいる
- (17) 順応的管理を実施できる仕組みがある

1) 代替収入源対策・資源管理計画

途上国で沿岸資源管理を進めるには、その漁業の代替収入源対策が重要である。なぜなら、資源管理の初期には「資源が増えるまで漁獲をある程度がまんしなければならない」ことが多く、漁村コミュニティに代替収入が提供されなければ、資源管理活動を持続できないためである。養殖が通常第一の候補となる。しかし養殖は、餌を必要としない一部の海藻・貝類養殖を除けば、環境への影響が問題視されている。特に東南アジアでは、マングローブ伐採によるエビ・魚の養殖池造成が問題となってきた。エコツーリズムは、沿岸の水産資源を消費しない形で漁村コミュニティが収入を得る方法である。浮魚礁の設置は、乱獲の影響を受けやすいサンゴ礁・マングローブ域の資源から、やや沖合域の資源に漁獲圧を分散させることをねらった代替収入源対策である。

バヌアツでは、JICAのCB-CRM支援事業「豊かな前浜プロジェクト」により、浮魚礁、改良カヌー、貝細工、魚料理など、代替収入源対策が機能し始めている（鹿熊 2014）。あるMPAでは、政府から提供された種苗を用いシャコガイが養殖されていた。収穫あるいは観光利用して代替収入源にするとともに、スピルオーバー効果（MPA内の資源の卵稚仔・幼成体がMPAの外に出ること）によりMPA外の資源を増やすことも目的としていた。シャコガイの種苗を政府などが提供することは、バヌアツ以外にも、フィジー、サモア、トンガ、ソロモン諸島、パラオ、ミクロネシア連邦、フィリピン、インドネシア、マレーシア等、筆者がCB-CRMを調査したほぼ全ての国で実施されていた。

1988年に沖縄県の恩納村漁業協同組合（恩納村漁協）は「地域営漁計画」を策定したが、このなかにシャコガイ、タカセガイ等の定着性資源の管理計画も含まれていた。この資源管理は優良事例と評価されているが、うまくいった要因の一つは、恩納村漁協の漁業者は収入の多くをモズク養殖から得ており、定着性資源への依存度が低かったことがあげられる。つまり、資源管理の代替収入源があったことになる（鹿熊 2006a）。

サモアにおいて、1995～2000年にオーストラリア政府の支援でCB-CRMプロジェクトが

実施された。漁村に沿岸資源管理の計画を作らせるもので、計画作成の過程は恩納村漁協の地域営漁計画と似ている。このプロジェクトは成功し、その後サモア政府水産局に引き継がれるとともに、他の太平洋島嶼国へ波及していった。サモアでは、2004年までに83の漁村で資源管理計画が作成され、主な管理ツールはMPAとなった（鹿熊 2006a；2007a）。

フィジーでは、FLMMA（Fiji Locally Managed Marine Area）と呼ばれるネットワーク型のCB-CRM活動が急速に広がっている。地域のコミュニティがFLMMAに登録されると、大学・政府・環境NGOなどの支援を受けられるようになるが、このためには、地域は自分たちで資源管理・モニタリングの計画を作る必要がある（鹿熊 2005）。

2) 監視・取締

CB-CRMにおいて監視・取締は重要である。生物学的にどんなに優れた管理策も、それが守られなければ効果はなく「取締のできない管理策は、ほとんど無意味である」（Adams 1996）と言われている。このため、実効力のある監視・取締体制の整備が必要になるが、政府の監視員・取締船を十分配備することは途上国では困難であり、コミュニティ自らが監視・取締を行うことも必要になる。ルール違反者の検挙など、取締のなかにはコミュニティではできないものもあるが、取締機関への通報やコミュニティ内違反者への罰則の適用などできるものもある。

MEATも監視・取締を重視している。全部で48ある指標のうち、10は監視・取締に関するものである。違反が起訴され違反者が罰せられているかどうか、レベル2の必須項目指標にあげられている。フィリピンでは、MPA管理に限らずCB-CRMにおいて監視・取締は重要であり、村落主体の監視組織バンタイダガット（現地語で海の見張り）が各地に存在する（鹿熊 2004）。CB-CRM規則の違反者には罰則が適用されている。サモアでも、違反者が罰金（金銭の場合もあれば、豚や缶詰の場合もある）を支払った事例が数多くある（鹿熊 2006a）。沖縄では、CB-CRMの規則で違反に対する罰金（その日の水揚げ金額の5倍など）を定めている例はあるが、実際に罰金が支払われたことは聞いたことがない。

3) 組織・人材

途上国における沿岸資源管理では、政府によるトップダウンの管理が機能しないことが多い。なぜなら、熱帯域では温帯域よりも対象とする魚種の数が多いことが多く、それが様々な小規模漁業により漁獲されていること、離島・遠隔地が多く政府による監視・取締が難しいこと等、トップダウン管理に不利に働く条件が多いためである。CB-CRMは、コミュニティベースの管理ではあるが、実際にはある程度政府の関与がある共同管理（co-management）になっている。そして、国によって政府の関与が強い場合もあれば弱い場合もある。筆者が調査した国で、最も政府の関与が強かったのはモーリシャスである⁽³⁾（鹿熊 2006b）。

政府の関与が強い国では、資源管理を担う漁業者の組織は弱い傾向があると思う。インドネシアも政府の関与が強い国であるが、ここでは爆弾漁が今も行われている（違法ではあるが、膨大な数の離島をかかえるインドネシアでは、取締がきわめて困難である）。中大型爆

弾漁船の乗組員は雇われ漁業者であり、自分たちの島から遠く離れた漁場で操業する。小型爆弾漁船の漁業者も、ポンガワという親方に操業資金を頼っており、漁獲物は全てポンガワに決められた価格で渡さなければならない。このため、地先の海の資源が自分たちのものであるというオーナーシップの意識は低かった（鹿熊 2007b）。

モーリシャスでも資源のオーナーシップの意識は低く、資源減少の危機感があったものの、その原因は自分たちの過剰な漁獲ではなく、陸からの汚染や海洋レジャーなど外部要因であると認識されていた。フィリピンで3地区のCB-CRMを同時に調べた際、最も資源状態が良いと考えられる地区で資源減少への危機感が感じられたが、底曳網やタイワンガザミの過剰漁獲がある地区では、逆に、資源減少への危機感を感じられなかった（鹿熊 2004；2013）。この地区でCB-CRMを進めるのは難しいと考えられる。

日本の漁協制度は、沿岸資源をコモンズ（共有資源）として管理する上で優れた制度であると評価されており（Makino 2011）、パラオ、ソロモン諸島、バヌアツ等、各地で漁協と同様の組織を作る動きがある。1998年に改正されたフィリピン漁業法では、日本の市・町レベルの地方政府（LGU：Local Government Unit）には水産資源管理委員会を設置することになっている。また、その下の村レベルのバラングイ（Barangay）でも水産資源管理委員会を設置できることになっており、実際に設置しているバラングイでは、CB-CRMが活発な傾向がある（鹿熊 2004）。

フィジーのFLMMAは、主島ビチレブ島東岸のベラタ地区で、漁業者のリーダーが最初にこの活動を牽引した。彼は、2002年にヨハネスブルクで開かれた持続可能な開発に関する世界首脳会議で赤道賞を受賞した。その後、彼はフィジーにある南太平洋大学に普及員として雇用され、フィジー各地にFLMMAを広めていった（鹿熊 2005）。バヌアツでは、コミュニティのリーダーが日本の水産業普及指導員⁽⁴⁾と同様の役割を担うため、政府に認定されCB-CRMを推進していた（鹿熊 2014）。また、ある地区では、村のチーフがCB-CRMを強力に引っ張っていたが、そのチーフの病氣と死の後、CB-CRMはやや停滞してしまった。

しかし、CB-CRMは少数のリーダーだけでは持続させることは難しい。リーダーの後継者を育成するとともに、新たなメンバーを加えて活動がマンネリ化するのを防ぎ、順応的・ダイナミックに変化するCB-CRMをめざすべきだろう。コミュニティのできるだけ多くのメンバーが資源管理に参加し、話し合いを十分に行い民主的な意志決定を行っていく必要がある。サモアのCB-CRMシステムは他の太平洋島嶼国へ波及したが、その速度と範囲は筆者の予想より小さかった。その理由の一つは、サモアではフォノというコミュニティの家長組織で民主的に意志決定が行われる（鹿熊 2006a）のに対し、他の太平洋島嶼国ではチーフによって意志決定がなされる場合が多いためと考えられる。JICAプロジェクトでは、途上国のCB-CRMを支援するため、母体となる組織を形成・強化するとともに、そのメンバーの「能力構築」にも力を入れ、意志決定過程に参加できるようにしている。女性がCB-CRMに参加することも重要である。フィジーで二枚貝資源の管理が機能しているのは、女

性が主にこの漁業と漁獲物の販売を担っていることも影響している（鹿熊 2005）。茨城県のヒラメの資源管理では、体長30cm以下のヒラメを「獲らない、売らない、食べない」運動を展開したが、このうち二つは女性が主役である。

バヌアツのある地区では、コミュニティ自らがイセエビの漁獲状況・資源水準をモニタリングしている（鹿熊 2014）。コミュニティがモニタリングを行うことは、CB-CRMに役立つ科学的情報が安価に得られるだけでなく、資源のオーナーシップを醸成するとともに、管理を継続する効果的なインセンティブになる。フィジーのベラタ地区では、MPA内の二枚貝資源をコミュニティがモニタリングしていた（鹿熊 2006c）。その結果は、南太平洋大学が別の方法でモニタリングした結果と統計的に差がなかった。

MEATでは、IEC（Information, Education, Communication：情報・教育・会話）活動も重視している。JICAも、今後、プロジェクトサイト間の相互交流（訪問）を増やしていく方針のようだ。水産庁は、2013年度から水産多面的機能発揮対策を開始した。漁業者が中心となる藻場・干潟・サンゴ礁などの保全活動を柱とする事業である。水産多面的機能とは、漁業生産を本来的機能とすれば、市場にのらない物質循環、環境保全、国防、保養・交流、文化伝承などの公益的機能をさす。この事業では、2016年時点で全国に850ある活動組織自らが、水産多面的機能の価値をインターネット等で国民に発信することも重視している。

4) 制度

資源管理を継続するインセンティブ、特に資金メカニズムがなければ、長期間CB-CRMを継続することは難しい。途上国では、海外からの資金によるCB-CRMプロジェクトが終了すると、活動が停滞してしまう事例が数多くみられる。資源管理により漁獲金額が増え、これをCB-CRMの経費に使えばよいが、そのような事例は聞いたことがない。フィリピンのMPAでは、MPA内をダイビング等の観光で利用させることで、管理経費をまかっている事例が多い（大森ら 2010）。パラオでは、グリーン税と呼ばれる出国税（1人30米ドル）が陸域を含めた保護区ネットワークの管理費に充てられている（笹川平和財団 2012；Sasakawa Peace Foundation 2013）。

地方政府が資源管理の効果を科学的に示すことも重要である。羽地・今帰仁地区のハマフエフキMPAは16年間継続しているが、漁業者のリーダーは「本当はもうやめたいと言う人が多い。魚が増えたという実感もそれほどない。続けているのは、県の研究員が毎年、科学的データで効果を漁業者に見せているからだ」と言っていた⁽⁵⁾。

CB-CRMの規則が自主規制の場合、規則はコミュニティのメンバーだけが対象となり外部の密漁者に対抗できないことがある。サモアでは、政府が条例（by-law）を定め、規則が外部者にも適用できるようにしてコミュニティを支援している。フィリピンでは、地方政府が条例（ordinance）で共同管理のMPAの管理計画を定めている例も多い。

コミュニティが資源管理を行える制度、排他性を維持する仕組みがあることも重要である。これは、コモンズの管理全般に言えることである（鹿熊 2006a）。日本の共同漁業権漁場の

定着性資源はコモンズの一つで、漁協の組合員に排他的な採取の権利がある。フィジーでは、地先コミュニティに資源の利用権があるゴリゴリと呼ばれる区域が410あるが、ゴリゴリは日本の共同漁業権漁場に似ている。フィジー以外にも太平洋島嶼国では、地先コミュニティにある程度排他的な利用権のあるCMT（Customary Marine Tenure）と呼ばれる海域が存在する国が多い（鹿熊 2006a）。このような海域では、多くの人が資源を自由に利用できるオープンアクセスの海域よりCB-CRMは進めやすい。

5) 流通改善・環境生態系保全

水産物の流通改善を資源管理と同時に行うと、効果的である場合がある。横浜柴地区のシャコ、駿河湾のサクラエビなど日本における資源管理型漁業の優良事例のいくつかでは、全体の漁獲量を管理して魚価を高値安定で維持している。少ない漁獲量で必要とされる漁獲金額を得る資源管理手法の一つと考えられる。沖縄の八重山でナミハタの産卵期に短期間のMPAを設定するのは、産卵群を保護すると同時に、漁獲の集中による魚価の暴落を防ぐことも目的としている。パラオで漁協の組織化を進めているのは、資源管理の母体にするのと、漁獲物を漁協が一元集荷することで魚価を向上させることも目的としている。

サンゴ礁生態系のかく乱要因は、気候変動に起因する大規模白化現象、陸域からの赤土・過剰栄養塩の流入、オニヒトデの食害など数多くあるが、漁業が重大な要因だとする見解がある。これは、爆弾漁・シアン化合物漁などで直接サンゴが破壊されるとともに、植食性魚類を漁獲することで、サンゴと競合関係にある藻類を増やしてしまうことも理由にあげられている。しかし、そもそもサンゴ礁漁業はサンゴ礁生態系に支えられているので、漁業と生態系保全を対立の構図でとらえるのではなく、資源を増やすために生態系を守る、生態系を守るために植食性魚類の資源を管理するという位置づけが大切である。

村落主体で取り組めるサンゴ礁生態系保全策の第一には、陸域からの赤土・過剰栄養塩対策があげられる。Wilkinson & Brodie (2011) には、アジア太平洋・カリブ海における村落主体の土砂・栄養塩対策の33事例が載っている。

6) 順応的管理

順応的管理とは、不確定要素が多い状況で、管理策と効果の仮説を立て、実行結果をモニタリングし管理策を改良していく方法である。欧米では、対象生物の生態調査、漁獲統計の整備、モデル分析により科学的に資源管理を進めている例が多い。しかし熱帯亜熱帯の途上国では、対象とする魚種の数が温帯域より圧倒的に多いことに加え、情報・人材・資金の不足によりこのような科学的資源管理を行うことは難しい。沖縄では、フエフキダイ属1種の生態調査を4年間実施し、管理策を提言した。しかし、フエフキダイ属だけでも、産業上重要な種は沖縄に8種生息するし、他のサンゴ礁魚類まで考えると、この数は50を越える。全ての種の生態調査が終わるのを待っている余裕はない。このため、漁業者の有する既存の知識を基に、順応的管理を行わざるを得ない状況にあると思う。

重要な順応的管理をCB-CRM成功要因の最後にあげたのは、すでにほとんどのCB-CRM

プロジェクトで、順応的管理の考え方が取り入れられていると考えるためである。

4. 途上国におけるCB-CRM評価ツール

MEATを参考に、筆者が考えるCB-CRMの成功要因を考慮して指標を大幅に変更し、途上国におけるCB-CRM評価ツールの素案・たたき台を作成した（表2）。JICAのプロジェクトが第一の評価候補であるが、それ以外の途上国のCB-CRMにも応用できると考えている。

1) 評価の進め方

この評価ツールを用い、年1回コミュニティが自己評価を行う。委員会やグループに分かれて評価するのではなく、コミュニティ全体で、できるだけ多くの住民の参加のもとに話し合っ

て評価する⁽⁶⁾。その際、外部の支援プロジェクト関係者は議論を促進することに徹し、評価はコミュニティが行う⁽⁷⁾。多くのコミュニティメンバーで話し合うことで、CB-CRMの改善・持続につながると期待される。

2) 客観性の維持

自己評価のため、客観性を維持する仕組みが必要になる。一つの仕組みは、指標をYesかNoで答える質問形式にして、曖昧さを軽減している。もう一つは、中央に科学者を交えたCB-CRM推進委員会のような組織を設置し、そこで評価を確認する。事実と異なると思われる評価がある場合、コミュニティに再評価や根拠の提示を求める。

3) 相互学習効果, 順応的管理, 説明責任, 発信

評価そのものより相互学習効果を十分発揮できるように設計した。年に1回自己評価を行うことで、順応的管理につながるとともに、プロジェクト機関、国、自分たちのコミュニティへの説明責任を果たすことにもなる。

また今後、CB-CRMプロジェクトでは、サイト間の相互交流が重要になると考えられるが、その際にも比較資料として評価ツールは有効に使える。学習と同時にプロジェクト関係者やコミュニティ自らが活動状況を発信していくことも、波及効果やプロジェクトの持続・発展のために必要と考えられる。

4) 管理ツールと支援ツール

管理ツールとは、資源管理の具体的な方法のことで、漁具・漁法制限、禁漁期、禁漁区(MPA)、サイズ制限、漁獲量制限、免許など様々なものがある。基本的にコミュニティが選択すべきものであるが、プロジェクト機関が選択肢を提供し、コミュニティに選んでもらう方法もある。はじめから複雑なツールにすると管理を継続することが難しくなるので、はじめは簡単なものにし、順応的にツールを変更・改良していくべきだろう。管理ツールは、生物学的に意味があるとともに、取締が比較的容易で漁業者が規則を守ることが期待できることも十分考慮しなければならない。また、はじめは移動する魚より効果が目に見えやすい貝類などの定着性資源を対象にした方がやりやすい。

MPAが管理ツールになることが多いと予想される。MPAが熱帯亜熱帯域の資源管理で有

効である理由は、綿密な調査なしでも、漁業者の知識（特に重要対象種の産卵場・産卵期）を基に設定が可能なこと、多魚種の条件にも対応していること、サンゴ礁やマングローブ等の生態系保全にも適用できること、設定規則を柔軟にしておけば、様子をみて場所、面積、数を順応的に変更できること、参加型の管理策になりやすく、計画の段階からコミュニティの参加があれば、そのプロセスそのものが漁業者の意識向上に寄与すること、など様々である（鹿熊 2006a）。しかしMPAは万能薬ではない。場の管理以外の管理ツールを組み合わせていくべきだろう。沖縄では、MPAに体長制限・体重制限を組み合わせることが多い。

支援ツールとは、代替収入源対策のことである。代表的な養殖、ツーリズム、浮魚礁以外にも様々なものがある。その地域の実情に応じて効果的と考えられるものを、プロジェクト機関とコミュニティが十分話し合って選択する。

5) 評価ツールの改良

CB-CRM評価ツールは、MEATと同様に4つのレベルを設定し、計53の評価指標は、①組織強化、②制度改善、③ツール（管理と支援）、④学習、⑤持続性に分類した。評価指標、重み付け、必須項目は、あくまで筆者個人の経験から判断した案であり、ツールは未完成である。今後、これをたたき台として、CB-CRMに詳しい複数の専門家で検討し再設計する必要がある。評価指標は、専門家が判断してCB-CRMが継続する要件やコミュニティにやってほしいことを追加あるいは修正し、不要と判断されるものは削除する。

評価指標は、地区の条件や時間の経過に応じて順応的に改良していくべきだが、同じ指標を使えば、時系列の解析、他国におけるCB-CRMプロジェクトとの比較、メタ分析が可能になる。

注

- (1) それでもコミュニティの活動はグローバルな気候変動に対して意味がないわけではなく、ローカルな活動でレジリエンス（反発力・抵抗力）を高めることはできる。沖縄では、赤土汚染の少ない地区は、気候変動に起因するサンゴの大規模白化の影響が小さかった。また、ある海域をMPAに設定して集中的に保護することで、サンゴや水産資源の幼生の供給基地とし、海域全体のレジリエンスを高めることもできる。
- (2) 羽地・今帰仁の漁業者は、ある意味運がよかったことになるが、この卓越年級群をしっかり守ったことが、その後の安定した高い漁獲量につながっている。羽地・今帰仁は沖縄島の西に位置するが、反対側の東海岸でも1998年生まれのハマフエフキ加入量は多かった。しかし、東側ではこの加入群を保護できなかったため、漁獲量はすぐに減ってしまった（海老沢私信）。
- (3) 政府のトップダウン管理が機能するためには、取締体制を整備する必要がある。モーリシャスはこれがある程度できていた。政府の水産担当職員の多くは取締官で、61ある水揚場のいくつかには取締官用の事務所があった。
- (4) 筆者は、沖縄県の水産業普及指導員として10年間沖縄各地のCB-CRMに関わった。

- (5) 沖縄県の研究員が科学的情報を提供している過程や漁業者リーダーとの信頼関係については、地域環境学ネットワークWEBサイトのリレーエッセイ「したたかな漁業者としなやかに協働する」で紹介している。<http://lsnes.org/relayessay/00002/> (2016.5.1) 最終確認
- (6) チーフの力の強い国では、チーフの前で女性や若者が発言できなくなるようであれば、グループに分かれて事前に評価する方法も考えられる。
- (7) 明らかに誤った評価をしていると考えられる際は、他地区の評価結果を示す等、誘導する必要もあるかもしれない。

文献

- Adams TJH (1996) “Modern Institutional Framework for Reef Fisheries Management” *Reef Fisheries*, Chap.13. Chapman & Hall : 337-360
- 海老沢明彦 (2007) 「沖縄島北部海域ハマフエフキ禁漁区域の効果について」『平成18年度沖縄県水産海洋研究センター事業報告書』沖縄県水産海洋研究センター：107-119
- 鹿熊信一郎 (2004) 「フィリピンにおける沿岸水産資源共同管理の課題と対策—パナイ島バナテ・ネグロス島カディス・ミンダナオ島スリガオの事例—」『地域漁業研究』45巻1号. 地域漁業学会：1-34
- 鹿熊信一郎 (2005) 「フィジーにおける沿岸資源共同管理の課題と対策（その1）—FLMMAと沿岸水産資源管理の状況—」『地域漁業研究』46巻1号. 地域漁業学会：261-282
- 鹿熊信一郎 (2006a) 『アジア太平洋島嶼域における沿岸水産資源・生態系管理に関する研究—問題解決型アプローチによる共同管理・順応的管理にむけて—』東京工業大学.
- 鹿熊信一郎 (2006b) 「モーリシャスにおける沿岸水産資源・生態系管理の課題と対策」『地域研究』2号. 沖縄大学地域研究所：223-236
- 鹿熊信一郎 (2006c) 「フィジーにおける沿岸資源共同管理の課題と対策（その2）—MPA・サンゴ礁保全・エコツーリズム—」『地域漁業研究』46巻2号：241-260
- 鹿熊信一郎 (2007a) 「サンゴ礁海域における海洋保護区 (MPA) の多様性と多面的機能」. *Galaxea*. JCRS 8: 91-108
- 鹿熊信一郎 (2007b) 「東南アジアにおける破壊的漁業と養殖—サンゴ礁保全とサンゴ礁漁業・養殖の両立をめざして—」『地域漁業研究』47巻1号：137-160
- 鹿熊信一郎 (2013) 「フィリピン・ビサヤ海におけるタイワンガザミ漁業」『地域研究』11号. 沖縄大学地域研究所：75-85
- 鹿熊信一郎 (2014) 「バヌアツ「豊かな前浜プロジェクト」運営指導調査」『平成25年度水産業改良普及事業活動実績報告書』沖縄県水産海洋技術センター：55-64
- Makino M (2011) *Fisheries Management in Japan*. Springer.
- National CTI Coordinating Committee (2011) *MPA MEAT, Marine Protected Area Management Effectiveness Assessment Tool*.

- 大森 信・谷口洋基・小池一彦・Lawrence M. Liao・保坂三郎 (2010) 「日本のさんご礁水域に海洋保護区 (MPA) を設定するために: フィリピン, ビサヤ地域の海洋保護区を視察して考える」『日本サンゴ礁学会誌』12: 81-99
- Pollnac RB, BR Crawford and MLG Gorospe (2001) “Discovering Factors that Influence the Success of Community-based Marine Protected Areas in the Visayas, Philippines”. *Ocean & Coastal Management* 44: 683-710
- 笹川平和財団笹川太平洋島嶼国基金 (2012) 『「ミクロネシア海洋保護区モデル構築のための総合的研究」最終報告書 パラオ型総合的海洋保護区モデル』.
- Sasakawa Peace Foundation (2013) *Palau Integrated Marine Protected Area Model*.
- Wilkinson C. & J Brodie (2011) *Catchment Management and Coral Reef Conservation*.

表1 フィリピンのMPA（海洋保護区）管理効果評価システムMEAT

<ul style="list-style-type: none"> ・レベルに応じて必要継続年数が決まっている。 ・レベルに応じて必要総得点が決まっている。下のレベルは全てクリアしなければならない。 ・必須項目は全て満たす必要がある。 ・分野別に得点を集計し、強い分野弱い分野を分析することも可能である。

レベル1：MPA（海洋保護区）が設立された（設立後少なくとも1年）17項目（必要総得点20）

no	質 問（指標）	必須	割当点	得点
1.1 参加型プロセスによる設立（最大5点）				
1.1.1	MPAの概念が関係者に説明された		0か1	
1.1.2	MPAが地域社会や地方政府により承認された		0か1	
1.1.3	基礎的なアセスメントが実施された	○	0か3	
1.2 正式な管理計画の策定（最大6点）				
1.2.1	管理計画案が策定された		0か1	
1.2.2	参加型の方法で管理計画が準備された		0か1	
1.2.3	MPA管理組織の機能がIEC（情報・教育・会話）を通して説明された		0か1	
1.2.4	管理計画が採択された	○	0か3	
1.3 法制度（地方政府条例、大統領布告、共和国法令等、最大5点）				
1.3.1	MPA設定を宣言する法制度案ができた		0か1	
1.3.2	法制度に関してステークホルダーと協議した		0か1	
1.3.3	法制度が採択された	○	0か3	
1.4 管理組織の形成と機能状況（最大11点）				
1.4.1	管理組織が決定され指定された		0か1	
1.4.2	管理組織が形成され役割が明確にされた	○	0か3	
1.4.3	少なくとも1年間の予算が確保された	○	0か3	
1.4.4	IEC（情報・教育・会話）活動が管理組織により調整された		0か1	
1.4.5	MPAの境界が明示された		0か1	
1.4.6	MPAの監視人・取締人が特定された		0か1	
1.4.7	生物物理的モニタリング活動が管理組織により調整された		0か1	
	総得点		最大27	

レベル2：MPA管理が効果的に強化された（設立後少なくとも3年）9項目（必要総得点31）

no	質 問（指標）	必須	割当点	得点
2.1 MPAが効果的に強化される				
2.1.1	監視取締計画あるいはそれと同等のものが設定された		0か1	
2.1.2	海域の監視取締グループのトレーニングが実施されている		0か1	
2.1.3	定期的に監視・検査活動が実施されている	○	0か3	
2.1.4	違反行為の書類が整備されている	○	0か3	
2.1.5	違反が起訴され、違反者が罰せられている	○	0か3	
2.1.6	資金が提供され、それを利用している		0か1	

no	質 問 (指標)	必須	割当点	得点
2.1.7	施設（境界パイ、看板、ボード等）が維持されている		0か1	
2.1.8	一般社会の意識と理解を得るためのIECプログラムが実施されている		0か1	
2.1.9	参加型の生物物理モニタリングが過去3年間実施された		0か1	
	総得点		最大15	

レベル3：MPA管理が効果的に維持されている（少なくとも5年）11項目（必要総得点47）

no	質 問 (指標)	必須	割当点	得点
3.1 MPA管理が効果的に維持されている（少なくとも5年）				
3.1.1	管理計画と条例が見直され更新された		0か1	
3.1.2	過去2年間、資金が造成されるか提供された	○	0か3	
3.1.3	管理組織がMPA管理活動を監督でき、必要なら技術支援を受けられた		0か1	
3.1.4	監視取締システムが過去5年間十分に運営された	○	0か3	
3.1.5	IEC（情報・教育・会話）プログラムが強化された		0か1	
3.1.6	管理組織の実績確認が定期的実施された	○	0か3	
3.1.7	規則的な参加型モニタリングが実施された	○	0か3	
3.1.8	社会経済モニタリングが定期的実施された		0か1	
3.1.9	持続的な財政戦略が確立された		0か1	
3.1.10	違反者が告訴され制裁が加えられた	○	0か3	
3.1.11	フィードバックシステムが設定された		0か1	
	総得点		最大21	

レベル4：MPA管理が効果的に制度化された（少なくとも7年）11項目（必要総得点63）

no	質 問 (指標)	必須	割当点	得点
4.1 MPA管理が効果的に制度化された（少なくとも7年）				
4.1.1	州政府や地方政府から政治的支援を受けている		0か1	
4.1.2	MPA管理計画がより広範な開発計画に編入された	○	0か3	
4.1.3	管理組織が外部資金を受けることができる		0か1	
4.1.4	地方政府や他のグループとの連携が定義され正式化された		0か1	
4.1.5	生態的および社会経済的影響評価が実施された	○	0か3	
4.1.6	実績確認と評価システムがインセンティブシステムとリンクしている	○	0か3	
4.1.7	IEC（情報・教育・会話）が7年間維持された	○	0か3	
4.1.8	管理組織が一定のケースに判決を出すことができた		0か1	
4.1.9	拡大戦略や資源増大プログラムが開始された		0か1	
4.1.10	支援施設（監視小屋、ビジターセンター等）が建設された		0か1	
4.1.11	過去7年間、MPAが自己財政的に維持された	○	0か3	
	総得点		最大21	

分野別MPA管理項目

	分野と質問番号	最大	得点	率
1	管理計画 (1.2.1 + 1.2.2 + 1.2.4 + 3.1.1 + 4.1.2)	9		
2	管理組織 (1.2.3 + 1.4.1 + 1.4.2 + 3.1.3 + 3.1.6 + 4.1.1 + 4.1.4)	11		
3	法制度 (1.3.1 + 1.3.2 + 1.3.3)	5		
4	コミュニティの参加 (1.1.1 + 1.1.2)	2		
5	財政 (1.4.3 + 2.1.6 + 3.1.2 + 3.1.9 + 4.1.3 + 4.1.11)	12		
6	IEC (情報・教育・会話) (1.4.4 + 2.1.7 + 2.1.8 + 3.1.5 + 4.1.7)	7		
7	監視取締 (1.4.5 + 1.4.6 + 2.1.1 + 2.1.2 + 2.1.3 + 2.1.4 + 2.1.5 + 3.1.4 + 3.1.10 + 4.1.8)	20		
8	モニタリングと評価 (1.1.3 + 1.4.7 + 2.1.9 + 3.1.7 + 3.1.8 + 3.1.11 + 4.1.5 + 4.1.6)	16		
9	地域開発 (4.1.9 + 4.1.10)	2		

表2 村落主体沿岸資源管理評価ツール

国名：	島or州名：	コミュニティ名：
-----	--------	----------

レベル1：資源管理が開始された（開始後少なくとも1年）（必要総得点 23/31）評価日：

項目	番号	質 問	評価方法	点数	必須	備 考
組 織	1.1.1	資源の状態を科学的にコミュニティ全体に説明した	はい 2点			
	1.1.2	資源管理の意義をコミュニティ全体に十分説明した	はい 3点		○	
	1.1.3	コミュニティ全体の管理組織ができた	はい 3点		○	
	1.1.4	組織に強力なリーダーがいる	はい 1点			
	1.1.5	社会経済ベースライン調査が実施された	はい 2点			
	1.1.6	多くのメンバーの総意で資源管理計画を作った	はい 3点		○	
制 度	1.2.1	資源管理ルール違反の罰則を規定した	はい 2点		○	
	1.2.2	監視人を特定するなど監視方法を決めた	はい 2点		○	
	1.2.3	監視・取締を開始した	はい 1点			
ツ ー ル	1.3.1	MPA を開始した	はい 2点			
	1.3.2	MPA 以外の管理ツールを開始した	はい 1点			
	1.3.3	支援ツール（代替収入源対策）を開始した	はい 2点			
学 習	1.4.1	生物物理モニタリングの研修を受けた	はい 1点			
	1.4.2	他地区の資源管理情報を収集した	はい 2点		○	
持 続 性	1.5.1	少なくとも1年間の予算が確保された	はい 2点		○	
	1.5.2	環境生態系保全に取り組んでいる	はい 2点		○	

小計 31 中 0 点 総得点 0 点

レベル2：資源管理が強化された（開始後少なくとも3年、レベル1クリアー）（必要総得点 40/53）

項目	番号	質 問	評価方法	点数	必須	備 考
組 織	2.1.1	MPA、浮魚礁などのサブ組織が2つ以上できた	はい 2点			
	2.1.3	コミュニティの資源管理認識調査を実施した	はい 2点		○	
	2.1.4	毎年活動の点検・計画の微調整を行っている	はい 1点			
制 度	2.2.1	コミュニティ普及員が選定された	はい 2点			
	2.2.2	定期的に監視活動を行っている	はい 2点		○	
ツ ー ル	2.3.1	管理ツールを追加した	はい 1点			
	2.3.2	支援ツールを追加した	はい 1点			
	2.3.3	MPA の境界を明示した	はい 1点			
	2.3.4	監視船を取得した	はい 1点			
学 習	2.4.1	地域内の他のコミュニティと交流した	はい 2点			
	2.4.2	地域外の他のコミュニティと交流した	はい 1点			
	2.4.3	活動を対外的に発信した	はい 1点			
持 続 性	2.5.1	最重要種の参加型モニタリングが実施された	はい 1点			
	2.5.2	その他の生物物理モニタリングが実施された	はい 1点			
	2.5.3	活動の評価を参加型で実施した	はい 3点		○	

小計 22 中 0 点 総得点 0 点

レベル3：資源管理が制度化された（開始後少なくとも5年、レベル2クリアー）（必要総得点 55/74）

項目	番号	質 問	評価方法	点数	必須	備 考
組 織	3.1.1	全体・サブ組織が全て効果的に運営されている	はい3点			
	3.1.2	リーダーの後継者を育てている	はい1点			
制 度	3.2.1	資源管理計画が条例などで政府に認定された	はい3点		○	
	3.2.2	政府から科学的情報の提供がある	はい1点			
	3.2.4	コミュニティ普及員が政府に認定された	はい2点			
ツ ール	3.3.1	管理ツールを追加した	はい1点			
	3.3.2	支援ツールが1つ以上機能している	はい3点		○	
学 習	3.4.1	活動の対外的発信を強化した	はい1点			
	3.4.2	国外の他のコミュニティと情報交換した	はい1点			
	3.4.3	過去1年以内に新聞・テレビ等で活動が紹介された	はい1点			
持 続 性	3.5.1	参加型の生物物理モニタリングが継続されている	はい2点		○	
	3.5.2	流通改善に取り組んでいる	はい2点		○	

小計 21 中 0 点 総得点 0 点

レベル4：資源管理が改善・維持されている（開始後少なくとも7年、レベル3クリアー）（必要総得点 69/92）

項目	番号	質 問	評価方法	点数	必須	備 考
組 織	4.1.1	全体・サブ組織のメンバーの役割が再確認された	はい2点		○	
	4.1.2	コミュニティの多くが活動を支援している	はい2点		○	
制 度	4.2.1	管理計画と条例などが見直され更新された	はい1点			
	4.2.2	政府から必要な技術支援を受けられる	はい2点			
	4.2.3	効果的な監視・取締を継続している	はい2点		○	
ツ ール	4.3.1	管理ツールが1つ以上機能している	はい3点		○	
学 習	4.4.1	活動内容を発信するWEBサイトがある	はい1点			
	4.4.2	学校・地域への普及活動を実施した	はい1点			
持 続 性	4.5.1	プロジェクト以外に活動に使える持続的予算がある	はい3点		○	
	4.5.2	最重要種の参加型モニタリングが追加された	はい1点			

小計 18 中 0 点 総得点 0 点

沖縄の子どもの貧困対策をめぐる動向 —2015年度を中心に—

嘉納 英明*

Trend on poverty policy for children in Okinawa —Focus on 2015—

KANO Hideaki

要旨

沖縄の子どもの貧困問題が深刻化している中、2015年度は、NPO等による子ども食堂の開設が相次ぎ、沖縄県による貧困対策の推進計画の策定や学生ボランティアセンターの設立が検討される等、貧困対策が具体化した年であった。子どもの貧困問題は沖縄の構造的な問題として認識し、議論する必要がある。

キーワード：子どもの貧困対策 子ども食堂 推進計画 学生ボランティアセンター

1. はじめに

沖縄県教育委員会は、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」（2012年5月）を受けて、県の教育行政の指針となる県教育大綱（2015年11月）を策定し、その中に、「教育の機会均等を図るための子どもの貧困対策の推進（子どもの貧困対策の推進）」を盛り込んだ。教育大綱には、「子どものライフステージに即し、支援を必要とする子どもの状況に応じた切れ目のない施策を総合的に推進すること」、「貧困の世代間連鎖を断ち切ること」、「学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム」として位置づけること、保護者に対して「生活支援、就労の支援、経済的支援などの充実に取り組むこと」、「国、沖縄県、市町村、教育・福祉関連団体、民間企業等が連携・協働して取り組む体制を構築すること」を明記し、「県民の幅広い理解と協力を得ながら、子どもの貧困対策を推進する」としている。いわば、県民総ぐるみで、子どもの貧困対策を謳っているのが特徴的である。そのことはつまり、沖縄の子どもの貧困問

* 公立大学法人 名城大学国際学群教授

題が深刻な事態にあることの表れであった。

沖縄社会の実態に即した貧困対策をどのように進めるのかという関心の中、2016年の新年気分を吹き飛ばす数値が公表された。沖縄の子どもの貧困率は37.5%であるという報告である⁽¹⁾。これは、山形大学の戸室健作准教授(社会政策論)による調査であるが、実に沖縄では、3世帯に1世帯以上が貧困という結果を公表した。後述する沖縄県の貧困率とは異なるものの、戸室の指摘は、あらためて、沖縄の子どもの置かれている状況の厳しさを示しただけではなく、保護者のワーキングプアや非正規雇用率の高さ、生活保護受給対象者の世帯が制度から排除されている深刻な状況を浮き彫りにした。子どもの生活支援に関わる関係者からは、予想を超える貧困率の高さに驚き、子どもの貧困問題の根深さを指摘する声があがった。子どもの置かれている状況に対して早急な対策が求められている。また、琉球新報と沖縄県高等学校障害児学校教職員組合(高教組)合同の調査では、高校生の「昼食困窮」や校納金が払えない実態、家計を助けるためにアルバイト漬けの日常が報告された⁽²⁾。子どもの貧困問題と言えば、中学生までを対象に語りがちであるが、この調査により、高校生の支援についての議論と対応策が不十分であることが明るみになったといえる。2016年4月から、厚生労働省は、低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な教育支援資金を加算し手厚くしているが⁽³⁾、こうした施策の充実・強化が期待されている。

2. 県内の子ども支援の動向 — 「子ども食堂」の開設—

県教育大綱を受けて、県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課は、「子どもの貧困対策推進計画」の策定に取り掛かった。県内では自治体やNPO、ボランティア団体等による子どもに対する支援活動が広がりを見せているが、2015年から2016年にかけて、県民から行政や関係施設への寄付金の申し出や奨学金設立の要望が目立ったのは、地元の新聞社の貧困特集の報道による影響が大きかった。子どもの貧困対策として早くから設立されたのは、学習支援(無料塾)である。2015年2月の時点で、県内32市町村で取り組まれているが、特に、沖縄本島内の那覇市、沖縄市等では、毎年2回、子ども支援に関わる支援員と福祉行政担当者の資質向上と情報交換を目的にした会合が開催されている。宮古島市においても、NPO団体による無料塾が開設され⁽⁴⁾、石垣島においても2016年度から始まる予定である。こうした無料塾の広がりがみられる一方で、2015年度からの顕著な動きは、「子ども食堂」の設立である。「現実の目の前の子どもに何が必要であるのか、何が出来るか」という問題意識は、沖縄市の子ども食堂(キッズももやま食堂)の開設に続き、那覇市や浦添市等を含め、県内12ヶ所で展開されている(「資料1. 子ども食堂一覧」)⁽⁵⁾。子どもが食卓を囲み、交流する「子ども食堂」や行き場のない子どもが集う「居場所」は、県内で次々と開所し、様々な課題を抱える子どもの支援の場として機能している。これら「子ども食堂」や「居場所」は、NPOやボランティア団体が担い、食糧支援や寄付金等で運営されている。継続的な運営のためにも、行政の支援は欠かせないものとなっている。

資料1. 子ども食堂一覧

食 堂 名	運営主体	所在地
キッズももやま食堂	NPO 法人	沖 縄 市
ゆがふう子どもサロン	NPO 法人	沖 縄 市
Kukulu	NPO 法人	那 覇 市
すい・こども食堂	学童クラブ等	那 覇 市
ほのぼのヒロバ	NPO 法人	那 覇 市
フードバンクセカンド ハーベスト沖縄	NPO 法人	那 覇 市
子どもカフェ	フードバンク	沖 縄 市
森の子児童センター	児童館	浦 添 市
ていーだこども食堂	児童館、PTA	浦 添 市
レッツクッキング 宮城ヶ原児童センター	児童館	浦 添 市
石垣島こども食堂 (味処のりば食堂)	食 堂	石 垣 市
こども食堂	牧 師	南 城 市
子ども食堂	教 会	糸 満 市

3. 公的扶助研究全国セミナーの開催

2015年度は、子どもの貧困問題をテーマにした講演会や研究会が相当数開催されたが、子どもの貧困問題が全国的な課題になっている中で開催された、「第48回公的扶助研究全国セミナー」（於：宜野湾市民会館、沖縄国際大学）は、最も注目度が高かった。セミナー初日の山内優子（沖縄大学非常勤講師、元沖縄県中央児童相談所長）の記念講演は、戦後の沖縄は米国占領下にあったために児童福祉を含む社会福祉に関する法制度の整備が遅れたこと、基地被害や米軍犯罪により子どもの人権が著しく侵害されたこと、復帰後においても、沖縄の児童福祉行政の貧困と本土との格差が埋まらないままになっていると述べた。特に、山内は、夜間保育所の設置率の低さ、母子生活支援施設の不十分さを指摘している⁽⁶⁾。セミナーでは、数多くのレポートが発表されたが、沖縄の貧困問題についての報告（安里長従「沖縄の貧困～その特徴と課題～」）は、生活保護世帯の補足率の低さ、地域コミュニティへの参加の弱さ、欠食児童生徒の存在が指摘され、こうした沖縄の貧困問題は、沖縄戦による荒廃と米軍統治、基地経済と沖縄経済の脆弱性、社会保障制度の整備の遅れ等、構造的な問題に起因していると指摘した⁽⁷⁾。

比嘉昌也（沖縄国際大学）は、「経済的な困難が通常得られている人間関係や教育的機会を奪い、それらが進学率を低下させている」こと、「貧困が子どものさまざまな機会を剥奪している」と述べる。こうした子どもの貧困の背景には、沖縄県が離島県であること、産業の脆弱と労働市場の狭隘、離婚率の高さ、一人当たりの県民所得の低さ、持家率の低さ等を挙げている。比嘉は、貧困問題の対策のひとつとして、子どもの居場所（夜間含む）や学習支援の場の設置、スクールソーシャルワーカー、コミュニティソーシャルワーカー、ファミ

リーサポートセンターの役割に期待している⁽⁸⁾。国や地方の財政事情から社会保障制度が後退し、貧困が拡大している背景の中、貧困は生存権の侵害であるという権利意識が芽生え始めている指摘（高田清恵・琉球大学教授）は重要である⁽⁹⁾。

4. 2016年度県政運営方針と県子どもの貧困対策推進計画

(1) 2016年度県政運営方針

2016年度の翁長知事の県政運営方針（2016年2月17日発表）は、「はじめに」の中で、「沖縄県の子どもの貧困が深刻な状況にあり、貧困の世代間連鎖の防止などが大きな課題になりますが、これらの解決に向けて全力で取り組んでまいります」と述べ、県政の重要課題として位置づけている。運営方針の「沖縄の『幸せ』を拓く—生活充実プラン—」では、「子育て・高齢者施策の推進」を設け、『県子どもの貧困対策推進計画（仮称）』に基づき、子どものライフステージに即して切れ目のない総合的な子どもの貧困対策を推進します」と宣言し、要保護世帯児童等への支援、ひとり親家庭の自立支援にも引き続き取り組む姿勢を鮮明にした。「切れ目のない」という表現は、これまでの各支援策が個別具体的でありながらも、「切れ目」があったことへの反省とこれの克服を意味するものである。

(2) 県子どもの貧困対策推進計画

県政運営方針で明記された、「沖縄県子どもの貧困対策推進計画」（以下、「推進計画」と略）は、2016年2月に「素案」を発表し、沖縄の子どもの貧困率29.9%を公表した⁽¹⁰⁾。3世帯のうち1世帯の子どもの厳しい生活環境に置かれていることが県調査においても明らかにされ、県民の関心はより一層高まった。「推進計画」は、パブリックコメントを反映し、同年3月にまとまった。「推進計画」は、「県子どもの貧困対策に関する検討会」（会長・山入端津由／沖縄国際大学、以下「検討会」と略）の施策案（2015年11月2日）が最大限反映されている。検討会の委員は、社会福祉学の研究者、児童養護協議会、母子寡婦福祉連合会、NPO団体の代表者、首長の代表者等から構成され、計4回開催された。議事概要をみると、各委員の子どもの貧困に関わるプレゼンテーションと質疑を繰り返しながら、沖縄の実態に迫ると共に各委員の主張を共有する手法を採用している。そのうえで、子どもの貧困対策の必要性について議論を深め、基本的な方向性を提案している⁽¹¹⁾。以下、「推進計画」の特徴と課題について述べる。

「推進計画」は、「第1章 計画の策定にあたって」「第2章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題」「第3章 指標の改善に向けた当面の重点施策」「第4章 子どもの貧困に関する調査研究」「第5章 連携推進体制の構築」から構成されている。第1章で明記されている「推進計画」の目的では、「貧困状態にある子育て世帯の保護者に必要な支援」を行い、その子どもが社会的に自立していくことを掲げる。そのために、「貧困状態で暮らす子どもとその保護者に支援者がつながる仕組みを構築し、県自ら又は市町村、地域の関係団体、広く県民等との協働体制を組織し、子どものライフステージに即して切れ目のない、また、個々の子

子どもが抱える問題の解決に資する施策を総合的に展開」するとしている。2022年（平成34）3月には、児童虐待・いじめの減少、欠食児・孤食児の減少、青少年犯罪の減少、学力や体力の向上、不登校や中途退学の減少、大学進学率の増加、中学校・高校卒業時の進路未決定者やニートの減少、親の就業率の向上と所得の増加による貧困状態からの脱却等を目指している。第2章は、沖縄の子どもの貧困状態を数値で示し、実態把握のための調査研究の重要性（第4章）と関係機関や県民運動としての展開を提案している（第5章）が、特筆されるのは、子どものライフステージに応じた「つながる仕組みの構築」と子どもへの支援、そして保護者への支援等を明記した第3章である。同章は、「推進計画」の中で最も分量が多く割かれている。

第3章は、子どものライフステージ（乳幼児期、小・中学生期、高校生期）に応じて、「支援を必要とする子どもや子育て家庭につながり、適切な支援機関等へつなげる仕組みを構築する」としている。そのため、「関係する支援者の確保と資質の向上」に取り組むことを明記している。それぞれのライフステージにおいて、教育の支援と生活の支援に分けているのが特徴的である。また、小・中学生期から高校生期では、学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開として位置づけ、教育の支援として、自己肯定感を育む支援と学力の保障、地域による学習支援、就学援助の充実等を挙げ、生活の支援としては、子どもの居場所の確保等を記している。特に、高校生期では、就学継続のための支援、キャリア教育の推進、高等教育の機会を保障する奨学金制度等の経済的支援の充実を謳っている。子どもへの支援だけではない。保護者の自立支援、ひとり親家庭への支援、住宅支援、親の就労支援等にも目配りした内容となっている。さらに、「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」の創設も提言している。

「推進計画」は、沖縄の子どもの貧困状態をとらえ、教育と生活の支援を適切に進める方針をもち、子どもの貧困に関する指標及び目標値を挙げている点が評価できる。たとえば、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率は、平成25年は83.5%であるが、平成33年度の目標値を全国平均並の90.8%（平成25年の全国）を目指すとしているのである。子どもの貧困状況を把握し、これに対する具体的な支援策を検討し、達成度目標を設定している点は、期待してもよい。また、行政や教育、福祉、経済労働関係団体による「子どもの貧困解消県民会議（仮称）」設置を位置付け、全県挙げての体制で貧困対策を推進することとしている。

5. 子どもの貧困対策の方向性

沖縄の子どもの貧困問題は、沖縄問題の重要な課題として内閣府を所管としているが、2015年12月1日、沖縄県と市町村との意見交換ののち、「沖縄の子供の貧困対策のメッセージ」を取りまとめた。メッセージは、①沖縄の深刻な現状認識から出発し、②県内の取組を紹介しながらも、国や自治体の連携の必要性を説き、③市町村は貧困対策の最前にあるとの認識を示し、県は「推進計画」の策定、内閣府は関係省庁と連携して市町村や県を支援するという役割を述

べている。また、④貧困の連鎖は、沖縄社会全体に影響を与えるとの認識から、経済界や教育界等の協力を訴え、県民一人一人が当事者意識を持つことを期待しているのである。

沖縄の子供の貧困対策のメッセージ（抜粋）

- ① 沖縄県の子供達を取り巻く環境は、一人当たりの県民所得が全国最下位であること、母子世帯の出現率が全国一位となっていることなど、全国と比較して深刻な状況です。
- ② 沖縄県内では、子供の貧困に関する様々な行政の施策やNPO等の活動が行われてきましたが、依然として、貧困の中で子供達は課題を抱えています。国、県、市町村が連携して、子供の貧困対策を強力に推進する必要があります。
- ③ 市町村は、子供の貧困に関する多くの事業を実施する主体として、積極的に対策に取り組めます。
 沖縄県は、「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、総合的できめ細やかな対策が講じられるようにします。内閣府は、子供の貧困対策と沖縄振興を推進する立場から、関係省庁と連携し、市町村や沖縄県の取組を支援します。
- ④ 子供の貧困は、子供の生活と成長に様々な影響を与えるとともに、貧困の連鎖により沖縄の社会全体に影響を与えます。経済界や教育界、このほか様々な立場から、県民の皆様が当事者として御協力いただくよう、切にお願いいたします。

参議院議員の島尻安伊子（内閣府特命担当大臣／沖縄及び北方対策）は、2016年度の沖縄振興予算に子どもの貧困対策費として10億円（沖縄子供の貧困緊急対策事業、補助率10/10）を追加した（「資料2. 沖縄における子どもの貧困対策の推進」）。同対策事業費は、子どもの貧困対策支援員の配置と子どもの居場所の運営支援に充てられる予定である。支援員は、

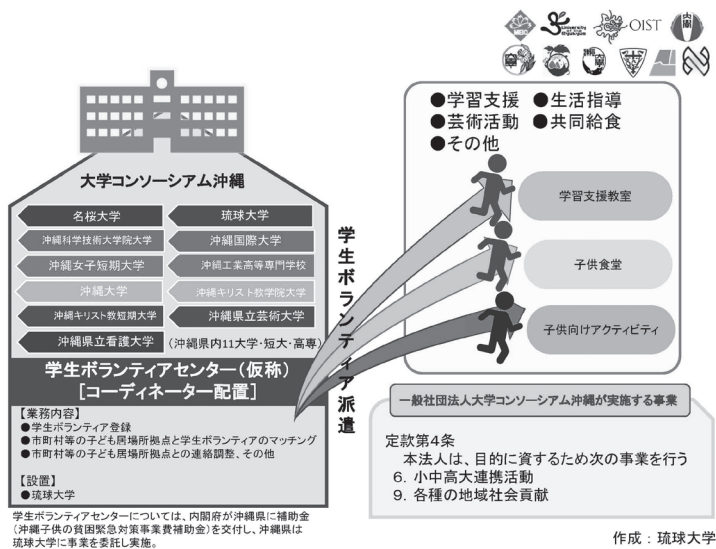
資料2. 沖縄における子どもの貧困対策の推進

沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施	就労支援のための政策金融の活用
(1)子供の貧困対策支援員の配置 ー支援員は、地域に出向いて子供の貧困の現状を把握し、学校や学習支援施設、居場所づくりを行うNPO等の関係機関との情報共有や、子供を支援につなげるための調整を行う。 ーまた、居場所の担い手を確保するなどして、新たな子供の居場所づくりの準備等を行う。 (2)子供の居場所の運営支援 ー地域の実情に応じて、食事の提供、生活指導、学習支援等を行いながら、子供の居場所を提供する取組を支援。 ー放課後から深夜までの開所も想定。	(1)親の就労機会改善支援（事業者向け貸付） ーひとり親家庭の親の雇用や雇用形態の安定などに積極的に取り組む事業者を支援するために、貸付金利の優遇措置を創設。 ①雇用の拡大に取り組む場合：0.3%優遇 ②雇用の維持や雇用形態の安定（正規雇用への転換等）等に取り組む場合：0.2%優遇 (2)親の学び直し支援（教育ローン） ーひとり親家庭の親の学び直しを支援するために、金利引下げ幅を拡大（0.4%優遇→1.3%優遇）

県域で100名の採用を予定し、各地域の現状を把握し、学校や学習支援施設、居場所づくりを行うNPO等の関係機関との情報共有や、子どもを支援につなげるための調整を行う役割を担う目的で配置される予定であるが、専門性を有した人材を確保できるのか、待遇改善が図られるのか、人材の質保障を担保する研修が確立されるのか、課題もある⁽¹²⁾。居場所については、地域の実情に応じて、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援を行うとともに、キャリア形成等の支援を随時行うことを目指している。居場所の運営主体はNPOや児童館、市民団体等を幅広く想定し、すでに運営している子ども食堂も対象になる。親が夜間に働いている子どもの深夜徘徊を防ぐため夜間までの開所や、車での送り迎えも視野に入れている。

ところで、島尻大臣は、貧困問題に取り組む市民団体や県内の11高等教育機関との懇談会を重ねている（2015年11月、2016年2月）。特に、2月の「沖縄の子供の貧困に関する島尻大臣との懇談」（於：那覇市）で提案されたのは、琉球大学内に学生ボランティアセンター（仮称）を創設し、学習支援教室や子ども食堂、子ども向けアクティビティへ学生を派遣するというものである（「資料3. 学生ボランティアセンター（仮称）概念図（案）」参照）。これは、大学コンソーシアム沖縄（県内11大学・短大・高専）定款第4条第6号（小中高大連携活動）及び9号（各種の地域社会貢献）に規定する事業に基づき、沖縄県の子どもの貧困対策の一環として、コンソーシアムの学生が、自発的な意思に基づき学習支援等を行う学生ボランティアとして参加する活動に関し、その支援及び啓発を行うため、コンソーシアムに子ども学習支援ボランティア学生センターを置くものである。センターは、学生のボランティア登録を受け、市町村を実施主体に多様な問題を抱えた子を受け入れる「居場所」への学生

資料3. 学生ボランティアセンター（仮称）概念図（案）



の派遣や連絡調整を行うものである。学生のボランティアは有償である⁽¹³⁾。経済界の支援を含む子どもの貧困対策を進めるという方向性は、「沖縄の子供の貧困に関する内閣府・沖縄県・市町村の意見交換（2015年12月1日）」においても確認されているが、学生ボランティアセンターの設立は意見交換の具体的な施策のひとつとして登場したものである。なお、沖縄の経済界（沖縄経済同友会、県経営者協会）は、子どもの貧困の改善に向けて所得や雇用の安定の必要性を検討し始めた⁽¹⁴⁾。経済界が貧困問題に関心をもったことは前進とみてよい。県内大学の学生の中には、学費や生活費を稼ぐために日夜アルバイトをしなければならない者も多く、地域活動としてのボランティアへの関心はあるが、それを許さない学生事情がある。ボランティアへの対価を支給することで、地域活動へ目を向ける学生が増えていくことは歓迎されるが、地域のニーズをとらえ、学生を派遣するボランティアセンターの運営をどのようにするかが問われるであろう⁽¹⁵⁾。なお、文科省、厚生労働省は、2016年2月に、国公立大学等に対して地域の無料塾や居場所づくりの場への学生ボランティアの参加を促す文書を発送し⁽¹⁶⁾、学生を含めた地域人材の活用を図ろうとしている。

島尻大臣による10億円の予算の追加は、今後6年間継続していく予定であるが、事業予算を効果的に活用していくことは重要である。県内の中でも一人当たりの所得が最も低く、高校・大学進学率が低迷している本島北部地区では、北部12市町村長と大学関係者が子どもの貧困問題について意見交換し、効果的な予算の使途についての議論を深めた⁽¹⁷⁾。沖縄県も、「推進計画」で明記した基金30億円（「県子どもの貧困対策推進基金条例」による「子ども貧困基金」設置期間：2016年度～2021年度）を活用しての貧困対策を展開する方向で議論している。全国と比べて割高な学童保育料の補助、給付型奨学金への基金活用、就学援助への充当の声があり⁽¹⁸⁾、また、就労訓練を兼ねた若者支援施設の整備、学生寮、通学バス無料券、給食費の無料化、運転免許取得への助成制度の整備の要望があった⁽¹⁹⁾。生活困窮世帯からすれば、学校給食の無料化は切実であるが、無料化を実施している自治体は2町3村、独自の予算で助成制度を設けている自治体は18市町村であり、市町村により給食費の補助率が異なっている状況がある⁽²⁰⁾。

県の推進計画は、様々な視点から貧困対策を検討した結果、まとめられたものである。優先順位を考え、限られた予算を低所得者向けに支援拡充をしていく必要がある。また、2016年度から、児童養護施設出身の子どもの退所後の支援が不十分な現状から、無利子の家賃補助、生活費補助、資格取得補助を始める⁽²¹⁾。

6. おわりに

貧困問題の根本は、低所得の世帯収入を安定的に引き上げる施策の展開である。その意味からすると、勤労者の所得増加のためには、最低賃金の上昇、企業誘致等の沖縄の経済政策や産業振興政策が不可欠である。産業振興による財政の安定と諸施策の展開により、子どもの貧困対策は進む。しかしながら、先の「推進計画」には、こうした視点からの子どもの貧

困対策に関する言及はない。子どもの貧困は大人の貧困であり、社会の貧困である。沖縄社会の貧困の克服を目指していく議論を積み重ねる必要がある。また一方で、沖縄の貧困問題は、沖縄戦とそれに続く米軍占領という構造的にとらえる主張がなされ⁽²²⁾、沖縄振興事業による箱モノの乱立は維持管理費による自治体財政の圧迫を招き、経常経費の削減や、教育福祉等の予算が削られているという指摘もある⁽²³⁾。沖縄の貧困問題を歴史的な問題として位置付けながら議論し、効果的な支援体制の構築が求められているとあってよいだろう。子どもの貧困問題は国内の社会問題として浮上し、自治体の新年度予算にも反映されている⁽²⁴⁾。具体的な政策に対して効率的に予算を充て、その効果の程を検証することも大切である。

<注及び引用文献>

- (1) 「琉球新報」2016年1月5日。
- (2) 「琉球新報」2015年12月24日。
- (3) 厚生労働省HP「生活福祉資金貸付条件等一覧」、2016年2月22日閲覧。
- (4) 沖縄県宮古島市のNPO法人あらた（代表・島尻郁子）は、平成24年度から、小中学生対象の支援事業を始めている。宮古島では唯一の無料塾である。島尻氏の他に、支援者としてSSWを採用している。市役所、社会福祉協議会、民生員、商工会、社会教育関係団体等と連携しながら活動を進めている。島尻氏は、社会福祉協議会に勤めていたこともあって、その人脈をフルに活かし、人と人とのつながりを大切にしている。「あらた」は、地域の課題を自覚している諸団体の交流の場としても機能し、様々な困難を抱える子どもの背景を理解しながら、行政との連絡・調整を常に行っている点が特徴的である。部活動で忙しい中学生の支援は週末であり、小学生の場合は、平日と週末である。地域社会福祉に造詣の深い島尻氏は、地域の教育と福祉の課題をトータルにとらえ、地域の支援の拠点として「あらた」の活動を進めている。「あらた」は、地域課題の最前線のプラットホームである（筆者訪問2016年2月20日、於：宮古島市）。
- (5) 沖縄県教育庁青少年・子ども家庭課提供資料（2016年2月22日）。
- (6) 『第48回公的扶助研究全国セミナー（レポート・資料集2015沖縄）』9～16頁。
- (7) 同上、53～56頁。
- (8) 同上、117～120頁。
- (9) 「琉球新報」2015年12月7日。
- (10) 沖縄県の子どもの相対的貧困率は、沖縄県、沖縄県子ども総合研究所の指示を得て、沖縄県下の市町村の協力のもと、阿部彩（首都大学東京／子ども・若者貧困研究センター所長）が推計した（「沖縄子ども調査結果概要 中間報告」平成28年1月29日、<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shonenkodomo/documents/okinawakodomotyouusa-hinkonritusuikei.pdf>、2016年3月29日閲覧）。また、子ども時代の生活が「大変苦しかった」と答えた保護者のうち、現在も困窮経験があると答えたのが約4割以上であることも明らかになり、貧困が連鎖している傾向が浮き彫りになっている（「沖縄子ども調査 調査結果概要版」平成28年3月24日）

- (11) 検討会の施策の骨子は、以下の通りである。「子どもの貧困を自己責任論ではなく、社会全体の問題として取り組むこと」として、子どもの貧困対策の視点を打ち出し、具体的支援として、給付型奨学金制度の創設、学習支援を行う教員又は支援員、ボランティアの確保、スクールソーシャルワーカーの配置充実等を提案している。その他にも、生活の支援として、母子生活支援施設の設置促進、ひとり親家庭の公営住宅への優先入居の拡充、非行のある少年、中卒少年などへの居場所づくり、就労支援を挙げ、保護者への就労支援等も提案している。
- (12) 「琉球新報」2016年3月20日。
- (13) 「沖縄タイムス」2016年2月22日。学生ボランティアセンター（仮称）による学生派遣に係る経費（謝金）は、経済界からの寄付を充てると報道されたが、実際は、沖縄子供の貧困緊急対策事業費の中から、2,600万円の予算が充てられ、専任職員の人件費、活動費、学生への謝金等に活用される予定である。
- (14) 「琉球新報」2016年2月24日。新聞は、次のように報道している。「沖縄経済同友会（代表幹事・玉城義昭沖縄銀行頭取、大嶺満沖縄電力社長）の玉城代表幹事は、21日に那覇市内で開かれた島尻安伊子沖縄担当相との意見交換会の席上、貧困問題の改善に向けて企業や経済団体を挙げて取り組む決意を示した。会合で島尻沖縄相は、（1）ひとり親の雇用促進、（2）子どもの居場所の支援、（3）貧困世帯への学習支援を行う学生ボランティアへの経済支援、（4）奨学金の抛出—に経済界の協力を要請。その上で『賃金や正規雇用への引き上げ、企業内保育施設の整備も考えられる。各企業の特徴を生かした取り組みをお願いしたい』と企業の担う役割に理解を求めた。」
- (15) 琉球大学内に設立予定の学生ボランティアセンター（仮称）は、ボランティアを希望する学生（シーズ）と、ボランティアを必要とする「子どもの居場所」とのマッチングを図ることを主な役割としている。学生の可能な活動時間帯とニーズ側との時間調整、学生の移動手段の有無、学生や子どもの事故補償に係る保険料等の予算確保等、検討すべきことは多々ある。なお、すでに、学生ボランティア（教職インターンシップ）をカリキュラムに位置づけ単位化している沖縄大学、単位化はしていないが、大学と教育委員会、学校等と学生派遣システムを構築し、機能させている名城大学等がある。これらの大学は、主に、学校における学習支援活動である。2016年3月22日の同センター設立に係る会議（於：琉球大学）では、センター業務は、学生を対象とした学習支援等ボランティアに関する啓発活動、学習支援等プログラムの開発作成、学生ボランティアの登録、学生ボランティアに対する研修、子どもの居場所拠点と学生ボランティアの派遣に関するマッチング、子どもの居場所拠点との連絡調整及び派遣した学生ボランティアの活動状況の確認等となっている（一般社団法人大学コンソーシアム沖縄 子ども学習支援ボランティア学生センター設置要項（案））。
- (16) 「27文科生第650号、雇児発0210第3号、社援発0210第15号 平成28年2月10日」。同文書は、学生ボランティアや地域住民等の協力による学校と連携した原則無料の学習支援（地域未来塾）やひとり親家庭の子ども向けの学習支援事業、生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業

等、各地域で実施されている学習支援活動について、学生ボランティアの参加促進の取組の例として、次のような点を挙げている。①大学等と教育委員会及び福祉部局との間における、地域の学習支援活動に関する情報の共有、②ボランティアサークル等に対する地域の学習支援活動の周知や参加の呼びかけ。

- (17) 2016年3月1日、沖縄本島北部地区12市町村長と名桜大学の関係者（教育学研究者）との間で、北部地区の子どもの置かれている状況と貧困対策についての意見交換があった。北部の子どもの生活・教育をめぐる状況と彼らの要望に対してどのような政策を取るべきかについての議論であった。例えば、高校・大学生からは、給付型奨学金の拡充、離島出身者からはアパート代への補助、通学バス代への補助等の要望がある（於：北部会館）。
- (18) 「沖縄タイムス」2016年2月25日。
- (19) 「琉球新報」2016年2月25日。
- (20) 「琉球新報」2016年3月7日。
- (21) 「琉球新報」2016年2月25日。
- (22) 「沖縄タイムス」2016年2月29日。
- (23) 島袋純著『「沖縄振興体制」を問う—壊された自治とその再生に向けて—』法律文化社、2014年、8頁、199頁。
- (24) 「日本教育新聞」2016年3月14日。例えば、神奈川県では、ひとり親家庭の生活実態を的確に把握するとともに子どもの視点を施策に反映するため、高校生や大学生も構成員とした「かながわ子どもの貧困対策会議（仮称）」を新たに設置する。

地下ダムと島嶼水利の過去・未来

黒 沼 善 博*

About Both Pasts and Futures of Island's Water and Underground Dam

KURONUMA Yoshihiro

要 旨

沖縄の島嶼圏を中心に建設されている地下ダムには、地下水の貯水機能以外に、海洋沿岸部での塩水浸入を防止する働きがある。この機能は、淡水レンズの水利構造をもつ島嶼において応用することが可能となる。島嶼水利の供給源として発展してきた地下ダム技術は、さらに風力発電など自然循環機能を持つ新技術との複合によって、地下水の新たな利活用を提起する。それは、家計と併せた島嶼すべての主体にとって、過去においては農業水利への一元的な利用から、将来の地下水の多角的なあり方を展望するものである。

キーワード：地下ダム、淡水レンズ、海水淡水化、農業水利、生活用水、自然循環機能

Keywords：underground dam, fresh water lens, seawater desalination, agriculture irrigation, life water, natural circulation function.

1. 農業と地下の水源

漲水ぬ船着ぬ 砂んむなぐぬよ ヤイヤヌ

ヨーイマーヌーユ 砂んむぬなぐぬよ ニノヨイサッサイ

栗んななり米んななり 上りくばよ ヤイヤヌ

ヨーイマーヌーユ 上りくばよ ニノヨイサッサイ

島皆ぬ三十原ぬ 兄小達やよ ヤイヤヌ

ヨーイマーヌーユ 兄小達やよ ニノヨイサッサイ

ピラとらだカニヤ押さだ ゆからでだらよ ヤイヤヌ

ヨーイマーヌーユ ゆからでだらよ ニノヨイサッサイ

* 沖縄大学地域研究所特別研究員、株式会社大林組 kuronuma@m4.kcn.ne.jp

漲水の船着場の白砂が
粟となり、米となって、上がってきたら
島中の三十村の兄さんたちは
ヘラや鍬をとって押すことなく楽になるよ¹

琉球王朝時代の宮古島では、粟や米などの穀物を農民に納税させる厳しい人頭税が課せられていた。上記の「漲水ぬクイチャー」は、豊穡になればヘラや鍬をとらずともよくなり厳しい人頭税から解放され幸せになれるのに、との願いが込められている。

漲水ぬクイチャーは人頭税廃止を願った島唄であるが、雨乞いを祈願する舞踊でもある。豊穡をもたらすのは天からの恵みの雨である。集団で大地を踏み土埃を巻き上げることで、雲を呼び起こし、雨をもたらすというのだ。粟や米からサトウキビが主な農業生産となった現代でも、宮古諸島の島・集落には、漲水ぬクイチャーのように、雨乞いを祈願するクイチャーが数多く存在する。

宮古島は多雨な気候にあるにもかかわらず、透水性の高い地盤のために降雨は地下水となって海洋へと流出してしまう。また、地表水が乏しいため、水道が整備されるまでの生活では、急な石段を降下しなければ井戸（ガー）にはたどり着けず、重い水瓶を担いで再び石段を上らなければならなかった。そのため、いにしえより農業用水など大量の水源確保が難しく、一旦干ばつに見舞われると農業生産に著しい被害が生じる水環境にあった。豊年祈願と雨乞いは同じものであり、島のひとびとはクイチャーを踊ることで天与の恵みを祈った。島の生活と農業にとって、水は貴重な資源であり続けたのである。

島嶼圏のこうした厳しい水環境を打開したのは、「地下ダム」技術の導入であった。地下ダムとは地中に連続壁を設けて地下水流を堰き止め、地下水を農地へと供給する貯水施設のことである。地下貯水による水源が安定的に確保されることで、農業生産は著しい変化を遂げた。宮古島では、主力品目であるサトウキビ生産の安定化に加え、マンゴーなどの果実や野菜、飼料作物といった採算品目へと多様化が実現したのである²。

地下ダムは地中連続壁が本体となるが、貯水量・貯水範囲に応じて止水壁の役目を果たす連続壁の規模は異なる。沖縄の島嶼圏で施工される地下ダムは、地中連続壁工法のなかでも、ほとんど柱列式原位置攪拌工法（SMW（Soil Mixing Wall）工法）が採用され、琉球石灰岩の最下層地盤である不透水性層まで到達するように止水壁で閉め切られる。この止水壁は場所によって深度は異なるが、深いところでは50mを超える堤高となる。止水壁の構築には、ベースマシンに大型杭打機が用いられる。琉球王朝の水源確保に悩んだ時代からすれば、著しい技術文明の進歩である。

地下水を貯水する技術は古く、世界的にみるとその歴史は古代文明に遡るといわれる。アフリカなどの乾燥・半乾燥地帯では、サンドダムと呼ばれる簡易な地下ダム技術によって伏

流水の貯留が行われる。伏流水の堰き止めを行う止水壁は、現代でも人海で築造されている。国内における地下水の止水技術は、岡山県和気郡和気町に現存する「鏡の州用水」が農業用水のために19世紀初頭に建設され、地下ダムの源流としては最古のものである。また、昭和初期には愛知県春日井市で「神屋地下堰堤」(かぎやちかえんてい)³が建設されている。

宮古島のように潤沢に流れる地下水を堰き止める技術が、こうした国内外の止水技術と同様にもっと早くに具体化されていたならば、島々の農業は実りあるものになっていたのではなかろうかと考えるかもしれない。

しかしながら、「鏡の州用水」や、「神屋地下堰堤」のように、沖縄の島嶼にも人力で地下水の止水壁が建設できていたならば、と仮定することは無意味であろう。これらの建設地のように、人力で掘削が可能な地質と、琉球石灰岩の地盤とは強度が全く異なるからだ。堅固な地盤を砕き不透水性層の深度まで開削しようとするれば、建設重機の導入を待たなければならなかった。多孔質な琉球石灰岩は、かつては筈のごとく地下水を海洋へ放出していた。その透水性の高い地盤をダム本体として利用し、地中の止水壁を構築することによって、地下水を安定的に貯留する地下ダム技術が生まれたのである。止水壁の構築技術は、当初、地下空間を確保するため都市土木で多用されていたが、島嶼圏での琉球石灰岩を原位置で攪拌混合する方法が確立されたことで、地下ダム止水壁の技術は進化を遂げるようになった。

さて近年、沖縄の島嶼圏で多く施工されている地下ダムについて、「地域研究」第16号では、その定義と技術、沖縄を中心とした地下ダムの歴史と施工例を検討した⁴。

本稿では、引き続き沖縄の島嶼環境を中心に、過去における島嶼水利と地下ダムとの関わり、さらに地下ダム技術が、他の環境技術との融合によって将来の島嶼水利に寄与する可能性について検討する。

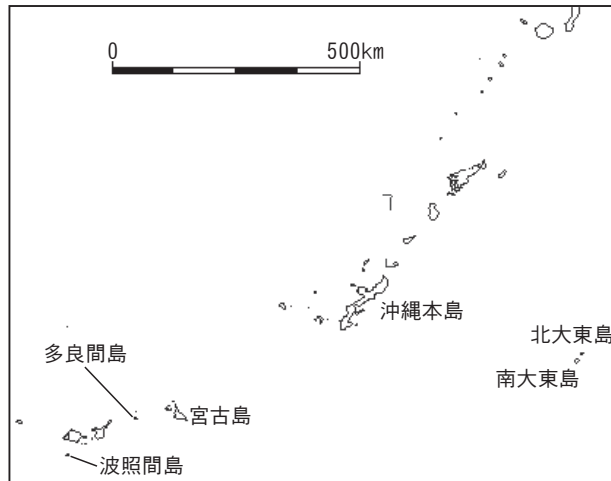


図1 南西諸島

2. 進化する地下ダム技術

「地下ダム」を呼称するとき、地中の止水壁のみを指しているのではなく、地下水を畑地へ供給するまでの附帯設備を含めて、一体的に地下ダムと呼んでいる（黒沼 (2015a)）。したがって、地下ダムの技術水準を検討するとき、止水壁本体の施工精度のみならず、周辺の附帯設備までを含めた全体の機能が、いかに効率的・効果的に実現するかが推し量られるのである。

ここで止水壁以外の附帯設備とは、具体的に、取水設備、ファームpond、用水管、加圧機場、分水工、スプリンクラーなどを指すのであるが⁵、近年では、地中に貯留した地下水を汲み上げる動力に、風力発電や太陽光パネルなど自然エネルギーの活用による地下ダム機能の運営に眼が向けられている。こうした附帯設備の新たな技術投入も、地下ダム機能の水準を上昇させるものといえよう。

宮古島では近年、島内の複数の地下ダム機能を向上させるため、地下水を汲み上げる動力源に、風力発電が利用されている。海岸沿いに設置された風力発電施設で、海風を利用した自然エネルギーにより発電を行い、揚水の動力源とするのである。地下ダム本体のみならず、地下ダムシステム全体での環境負荷の低減に役立たせている⁶。これらの周辺技術については、後に詳述する。

さて、地下ダム本体である止水壁の、施工技術の進化についてみていこう。

地下ダムの黎明期にあった1970年代の施工例として、長崎市野母崎樺島町地内の「樺島地下ダム」(1974年竣工)、宮古島市城辺地内の「皆福実験地下ダム」(1979年竣工)が挙げられる。これらの地下ダムはグラウト工法が採用され⁷、止水壁の規模としては、前者で堤長59m・堤高24.8m・総貯水量20,000m³、後者で堤長500m・堤高16.5m・総貯水量700,000m³⁸と比較的小規模である。

これら二つに続いて施工された地下ダムは、地中連続壁工法の技術的基礎を築いた「常神地下ダム」である(図2)。常神地下ダムは、「地域研究」第16号でも取り上げた松尾新一郎

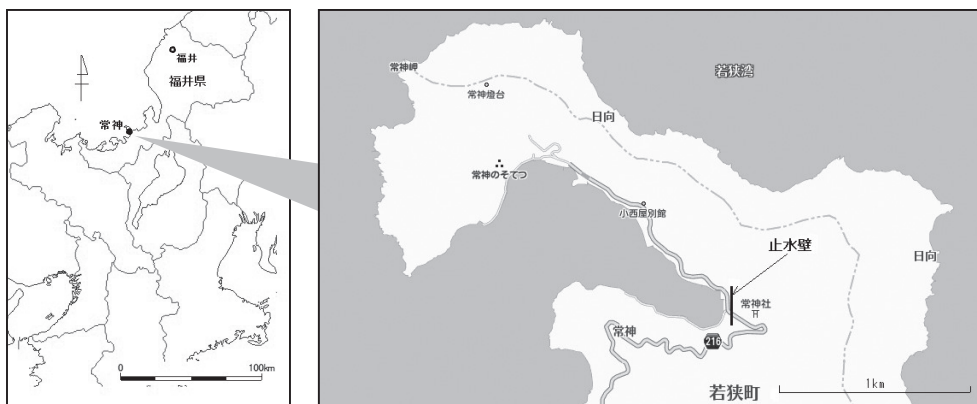


図2 常神地下ダム位置図

氏（京都大学）が調査・指導に関わった⁹。松尾氏の地下ダム構想が樺島地下ダムで導入されたことにより、地下ダム技術が具体化したといわれる。

常神地下ダムはケリー掘削機を用いた地中連続壁工法の最初の施工例である。現在、沖縄の島嶼圏で広く採用されている柱列式原位置攪拌工法との比較を行うためにも、常神地下ダムの施工内容を詳細に検討していきたい。

表1に常神地下ダムの概要を示す。

福井県常神半島の最北端となった建設サイトは、若狭湾中央部の漁業と観光で栄えた集落である。観光人口の増加と水産加工用水、生活水の需要増加に対応するために、飲料水の供給を目的として建設された。常神地下ダムの特徴の一つは、止水壁が海岸線から30mの位置にあり、塩水浸入防止型であるということだ。海洋側からの塩水が、淡水である地下水に浸入してくるのを防止するための目的であるが、塩淡水境界の水利構造については次節で詳述することとする。

表1 常神地下ダムの建設概要

建設地	福井県三方町	総貯水量	73,000m ³
事業主体	三方町、福井県、水産庁	日利用量	300~420m ³
用途	上水道	施工形式	地中連続壁工法
堤高	18.5m	主要機械	ロッド式クラムシェル掘削機
堤長	202m	止水壁原料	高炉セメント・ベントナイト
堤幅	50cm	建設期間	1982~1984年

*大林組（1997a）などを参考に作成した。

常神地下ダム建設地の地質は、樺島地下ダム同様、沖積層である。沖積層は砂、シルト、泥で構成されているため、地質の強度としては非常に軟弱である。そのため、止水壁の施工にあたっては、沖縄の島嶼のように琉球石灰岩の特性を活かした、掘削後の粉碎地盤とセメントミルクとの攪拌混合による施工という着想とはならない。もっとも、常神地下ダム調査時には、原位置での地盤を止水壁本体の原料に利用するという技術開発は行われてはいなかった。常神地下ダム完成時期に書かれた論文では、地下ダム止水壁の工法及び材質について、以下のように分類している（中村他（1985））。

鋼矢板方式（特殊ジョイント処理）…………… 鋼矢板 [ツメのかみ合わせ+グラウト]
 地下連続壁方式*（コンクリート）…………… 無筋コンクリート [ナックルジョイント]
 地下連続壁方式*（自硬性安定液）…………… 自硬性安定液 [自硬性安定液一体]
 薬液注入方式（遮水膜）…………… セメント及び薬液 [ラップ]
 薬液注入方式（柱列杭）…………… 薬液 [ラップ]

*地中連続壁工法に同じ（筆者注）。

[] は止水壁の連続性を示す。

常神地下ダムでは、当初、樺島地下ダムと皆福実験地下ダム同様に、グラウトによる薬液注入工法で考えられていたが、予算の確保に伴って地中連続壁工法に変更された¹⁰。樺島地下ダムは1974年の完成であるが、完成後に止水壁の原料となったグラウトの均一性が確保されなかったため、1979年から1980年にかけてグラウト壁体の改良工事が実施されている。この施工経験によって、注入工法は予算面で有利なものの、止水壁の施工精度が劣るため、常神地下ダムでは止水の確実性から地中連続壁工法が採られたのである。

止水壁の原料には自硬性安定液、壁体のジョイントにはインターロッキングパイプ工法¹¹が用いられている。止水壁の施工手順は次のとおりである（中村他（1985））。

ロッド式クラムシェルによるケリー掘削機を用いて、止水壁打設箇所の掘削を1パネル（5m幅）の両側に行う。続いて、インターロッキングパイプを挿入して、開削部に自硬性安定液を注入して硬化後にロッキングパイプを引き抜く。パイプの完成後に次パネルの施工へと移り、連続壁を完成させていく。この地中連続壁工法は最初の施工事例であり、実証データは、後続の施工へと反映された。ケリー掘削機を用いた地中連続壁の施工例としては、同じく飲料水の供給を目的とした1991年完成の「和板地下ダム」（長崎県豊玉町）が挙げられる。

次に、常神地下ダムの大きな特徴である塩水阻止型である点に着目する。

常神地区は1970年代に、夏期の観光人口の増加と冬期の水産加工水の需要の増加に伴って揚水量が増えたために、良質な水が不足するという事態に陥っていた¹²。さらに、過剰な揚水によって、常神半島の沿岸部では、淡水である地下水に海水を引き込む塩水化が進行していた¹³（図3）。そのため、良質な地下水を保全するために当時京都大学教授であった松尾新一郎氏の調査によって、地下ダム方式による水源開発が望ましいという結論が導かれたのである。

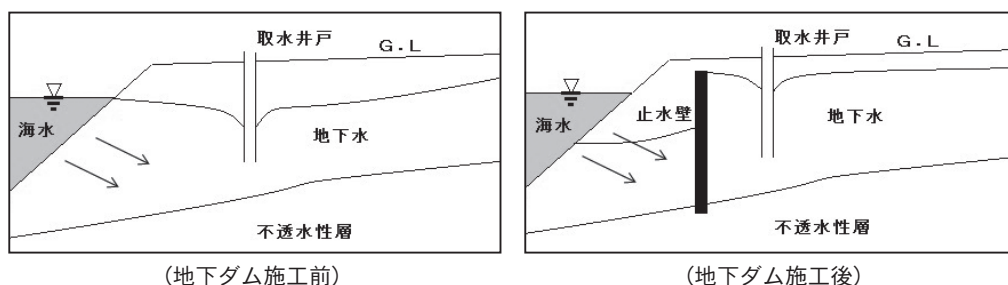


図3 塩水阻止型地下ダムの施工前と施工後

止水壁の構築深度については、止水壁が透水層の底面にある不透水性層まで到達している完全貫入型と、到達していない部分貫入型がある¹⁴。止水壁から至近の距離に海水と地下水の塩淡水境界が迫っている場合には、良質な地下水をより有効的に貯留するため、完全貫入型の地下ダムが望ましいとされる¹⁵。このことは、取水する井戸の位置によっては、大量の地下水を急速に汲み上げると、淡水に塩水が楔形に混入してくるアップコーニングの恐れがあ

るのと同様である。常神地下ダムは海岸線近くに施工されたことと、既設の揚水井戸が近くにあったために、完全貫入型で設計された¹⁶。なお、沖縄本島で建設された米須地下ダム（2005年竣工）も塩水阻止型の地下ダムである。

地下ダムの目的には、常神地下ダムのように海水の浸入を阻止するための下流側からの逆流防止と、上流側からの地下水の堰き止めによる安定貯留という二つが挙げられる。しかしながら、地下ダム建設に伴うマイナスの効果として、地下水の流れを堰き止めることにより、止水壁の下流側にある井戸で地下水が枯渇したり、上流側で地表面が湿地化したりする可能性は否定できない。現実には宮古島では、農地で使用される化学肥料の影響による硝酸性窒素が地下水へ混入したことと、地下ダム建設との因果関係が指摘された¹⁷。建設に際しては、良質な地下水の保全と環境への影響が十分に配慮された計画が望まれることはいうまでもない。特に地下ダムの場合、地中の構築物ゆえに、完成形と周辺環境への影響が視認できないため、施工における経験値が、次施工に活用されるべき典型的な技術分野であるといえよう。

3. 淡水レンズと水源 —波照間島の海水淡水化、過去から未来へひとつの選択—

小島嶼のなかには地層内に浸入している海水（塩水）の上に、地下水（淡水）が浮かんだ水利構造となっている島がある。これを淡水レンズとよぶが、淡水レンズには完全淡水レンズと不完全淡水レンズがある。不完全淡水レンズは、淡水の一部が不透水性の基盤に達しているもので淡水プリズム型ともよばれる（図4）。

南西諸島において、完全淡水レンズ型の水利構造を有している島は、多良間島、伊良部島、北大東島、南大東島である。また、不完全淡水レンズの島は、喜界島、沖永良部島、与論島、久米島、波照間島である¹⁸。

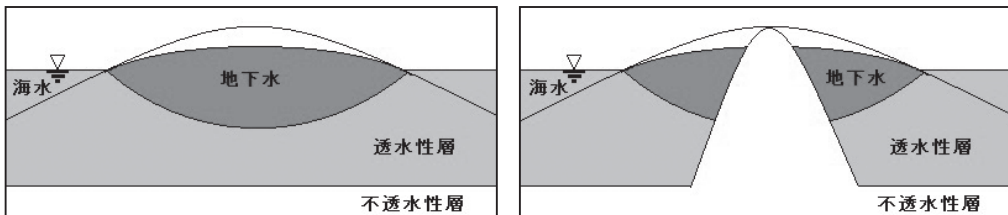


図4 完全淡水レンズ（左）と不完全淡水レンズ（右）

表流水に乏しい島嶼では、農業水利は地下水に依存せざるを得ないが、淡水レンズの水利構造をもつ島嶼の揚水には、飲料水と農業用水の配分を考慮した揚水量や、前節で触れたアップコーニングなど様々な問題が生じる。自島内で水源が十分に確保できない小島嶼では、周囲の島嶼に送水の連携を委ねることがある。海底送水や橋梁添架による導水管で、隣接する島から地下水を送水する方法である。完全淡水レンズの伊良部島では、2015年に架橋した宮古島との大橋に導水管を添架して、宮古島の地下ダムで貯留される地下水を農業用水として送水することとなった¹⁹。

多良間島は、完全淡水レンズの水利構造をなしているが、伊良部島と宮古島のように技術連携ができる島嶼環境にはなく、完全な孤絶環境にある。淡水レンズには従来型の地下ダム技術を導入することは不可能であるため、孤絶環境にある島嶼独自の貯水方法を考えていかなければならない。近年ではそうした淡水レンズ構造の小島嶼に適用すべく、「フローティング型地下ダム」の研究が進められている²⁰。詳細は後述する。

一方、不完全淡水レンズ型の島嶼では建設サイトにより、概念的に従来型の地下ダム技術（沖縄の島嶼では主に、柱列式原位置攪拌工法）、もしくはフローティング型地下ダム技術の、どちらかの選択が考えられる。淡水レンズの島嶼のなかで、地下ダムを水源確保の技術候補とした島嶼に、波照間島が挙げられる。

琉球石灰岩が隆起してできた波照間島の地形は、一番高いところでも標高約60mであり起伏がなく、自然の表流水は乏しい。波照間島の2008年3月現在の人口は562人。かつて最大1,500人ほどあった人口も年々減少している。主産業は農業であり、面積の33%、耕地面積の8割をサトウキビ畑が占めている。特に、波照間産黒糖は有名であり、集落共同の砂糖小屋で黒糖生産が行われている。また、年々観光客数が増加しており、宿泊施設もホテルを含めて建設が続いているという。

波照間島のサトウキビ収穫で特徴的なのは、昔ながらの「ユイマール」で行われていることだ。5集落で構成されている島の集落ごとに、農家で組を作り組合員が順番にサトウキビを刈り取る。時給制で出来高に応じて労賃が支払われるという。このサトウキビ生産と並んで波照間の特産品となっているのは、モチキビである。亜鉛やカリウムが豊富に含まれ、栄養価が高いとされる。健康志向による雑穀ブームで、高値で取引されるという。生産高は沖縄県下で1位である。

現在ではサトウキビ中心の波照間農業も、かつては稲作・畑作で行われ、生産品目が多様化していた。畑作では、粟の他、豆、小麦、大豆などが栽培されており、稲作は踏耕が行われていた。明治20年代の水田は畑地の6分の1であったものが、昭和35年には半分になったという。

踏耕とは、雨が降った時に牛が隊列を組んで田畑を耕す方法である。人力よりも畜力を利用した方が、踏み込まれた草が肥料となって良質の土ができるからであり、表流水に乏しい島での稲作の智慧といえよう。島の人々は御嶽でも家庭でも、多量の雨によって田畑が潤されるよう歌い踊ったという。表土が浅くその下がすぐ石である地層ゆえに、保水性、貯水性の劣る波照間島でも、恵みの水を天に求めてきたのであろう。

換金作物として、かつてはタマネギ、ラッキョウ、カボチャ、西瓜などが行われていたが、1963年に波照間製糖工場で黒糖生産を開始して以来、サトウキビ生産はこれらの換金作物にとって代わることとなり、水稻が島から完全に消えた²¹。サトウキビ生産に依存していた波照間島の農業は、農業従事者の高齢化とともに構造転換が望まれる時期もあったという。依然、サトウキビ生産への依存が大きいものの、最近では農業生産の多様化の動きがみられる

ようになった。肉用牛の飼育を目的とした飼育作物と、前述のモチキビ生産である。2000年台前半のモチキビの耕作面積は、1980年代前半のカボチャとほぼ同じ約1,500アールとなっている。こうした生産品目の多様化の試みは、八重山諸島の他のサンゴ島には見られない特徴となっているようだ²²。

波照間島の農業の水源は、圃場に整備した排水路の末端に貯水池を設けることで確保している。貯水池に溜まった自然水（雨水）はファームポンドに汲み上げられ、自然流下によって畑地へと供給される。農畜産業振興機構のホームページによれば、波照間島の土地改良は、面整備を2001年度までに完全に完了させ、貯水池とファームポンドの建設も済んだ。その結果、10年に一度の旱魃にあっても耐えうるかん水量、貯水量を確保できる目途が立ったようだ。波照間ファームポンド（貯水量1,340 t）が稼働しており、スプリンクラーによる灌漑ではなく、水の有効利用を考慮した節水型の点滴灌漑を目標としている。

さて、不完全淡水レンズの水利構造をもつ波照間島ではあるが、喜界島や伊良部島のように、農業用水が枯渇する危機に遭遇するようなことはこれまでなかった。ところが、農業用水源とは対照的に、飲料用水の水源確保について、その技術的な方法の選択を強いられることとなる。

波照間島では島民の生活用水に、1988年に簡易水道かん水淡水化施設（施設能力240m³/日）が導入された。良質の水が提供されるようになったが、地下水の減少とともに塩分濃度が上昇したため、浄水機能が正常に作動しなくなり、1994年に海水淡水化施設（同、230m³/日）を増設した。それ以来、2010年までに島民の水源の大部分を、海水淡水化施設に拠ることとなった。2基ある施設のうち1基（230 t）の耐用年数が2010年度に切れることから、水源確保の継続方法について島民の間で議論がなされたのである。この海水淡水化施設は、北集落のさらに北側に建設され、塩水の混ざった水を真水にできるようにしたとされる。その後、完全な海水の淡水化も行うようになった。

波照間島の水利構造上、塩水の含まない淡水は島の中央部にあるために、海岸沿いに住んでいた住民は良質の地下水が得やすい島の中央部へと移動し、集落を形成していった。島嶼において、地下水源が集落の位置を決定することは歴史的にみられる。波照間島は不完全淡水レンズであるために、良質の水源が著しく制約されるが、完全淡水レンズである多良間島でも同様にガー（井戸）の周辺に集落が形成されている。

ここで、海水淡水化施設について少し詳しくみておきたい。

地球上の水で人間が容易に使えるのは、わずか0.01%であるといわれる。全体の97.5%は塩分を含んだ海水であり、残りの2.5%が淡水である。

日本ではこの海水を淡水にする技術開発が1960年代より進められており、逆浸透に必要な「RO (Reverse Osmosis) 膜」の技術ではその製造において三企業（日東工業、東洋紡、東レ）で世界シェアの5割を超えている（2014年現在）。RO膜の大きさは100万分の1mm以下ということで、脱塩率は限りなく100%に近い99.75%を達成しているという。

半透膜であるRO膜を境界として両側に真水と塩水を入れた場合に、真水はRO膜を通して塩水側へ移動する。やがて、真水と塩水の水面の高さに差が生じ、真水の移動が停止したところでの高低差に相当する圧力が浸透圧となる。塩水側に浸透圧以上の圧力を加えると、逆に半透膜を通して真水側に移動する。このとき、塩水は塩と水に分離される。これがRO膜の原理である（図5）。

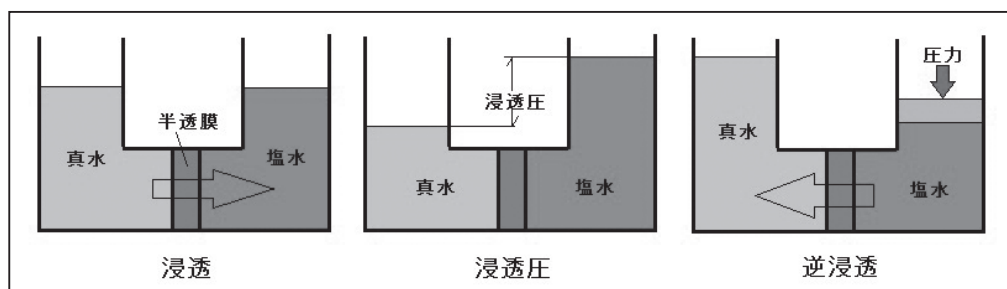


図5 RO膜の原理

海水淡水化技術は、長らく海水を蒸発させて塩分を取り除く蒸発法によって行われてきた。しかしこの方法は大量のエネルギーを消費するために、環境的には著しい負荷がかかってしまう。そのため日本では、海水を蒸発させずに塩素イオンを除去する逆浸透膜 (RO膜) を使った海水淡水化装置が開発されたのである。

海水が淡水化する過程では、上記のRO膜の前段階で海水タンクから、まず限外ろ過膜や精密ろ過膜を通してからRO膜へと併用する方法が採られる。この前処理段階で、処理水に硫酸を添加しpHを下げる。海水に含まれるカルシウムなどをRO膜で析出しないようにするためである。その後、海水を高圧ポンプで昇圧し、RO膜を通して真水の透過水と塩分が凝縮された海水とに分離する。こうして飲料用の淡水が得られるのである。

なお現在、日本最大の海水淡水化施設（逆浸透膜）は、福岡市にある「海の中道奈多海水化センター」（別称「まみずピア」、2005年完成）である²³。海底に埋設した取水管から海水を取り入れ、限外ろ過膜を通して淡水化プラントへと運ばれた海水が真水に淡水化され、市民に供給されている。玄海灘から1日あたりに取水する量は103,000m³で、RO膜によって1日あたり50,000m³の飲料水が生産されるのである。2005年6月に西日本で発生した記録的な小雨によって、大規模な給水制限がかけられたが、福岡の都市圏では本施設が稼働したことにより、一度の給水制限もなかったという。

この海水淡水化施設については、施設維持と生産コストにかかる問題に加え、供給される飲料水が、いわゆる人工的で無味乾燥なものであるゆえに、施設の導入には懐疑的な意見もある。しかしながら、「まみずピア」のように大都市圏での海水淡水化の、これまでの効果をみる限り、海水転用に伴う弊害はない。むしろ、島嶼圏での水源確保の厳しい歴史や、水環境、地質構造に鑑みた場合、干ばつなどのリスクと表裏一体の自然貯水に拘泥し続けるこ

とは、島民の効用を低下させることにつながりかねない。建設技術・プラント技術は日進月歩であり、技術の導入にあたっては島民の総効用から判断されるべきものであると考える。

さて、波照間島では2010年度以降、海水淡水化施設を更新するか、他の方法に拠るかを2009年度に住民アンケートを実施して採択することになった²⁴。

水源確保の方法には、4つの選択肢があった。西表島からの海底送水、地下ダムの建設、天水式、そして、現行の海水淡水化施設の継続である。

沖縄の島嶼間では、水源確保に困難な島への海底送水は数多く行われている（表2）。

八重山諸島では表流水に恵まれている西表島が水源となり、これまでに周辺の島々へ海底送水を行ってきたが、波照間島へも海底最深部400mに送水管を敷設して、飲料水を送る計画が浮上した。西表島～波照間島間の海底送水にあたっては、イニシャルコストは高くなるものの40年間のランニングコストを総合的に判断した場合には、総コストは低減化され有利な方法となるため、島民の支持も得られたという。しかしながら一方で、送水管が破損した場合の修繕費や復旧までの飲料水の確保、水源地となる西表島の水質問題など多くのリスクも指摘された。

地下ダムの導入も選択の一つとなったが、この段階で不完全淡水レンズへの適用に向けた本格的な技術検討が行われることはなかった。

表2 沖縄の海底送水整備状況

施行年度	送水区間	事業主体	給水人口(人)	給水量(m ³ /日)
1971	宮古島(狩俣)～池間島	宮古島上水道企業団	2,500	420
1972～1974	西表島～新城島～黒島	竹富町	746	220
1972～1974	宮古島(前浜)～来間島	宮古島上水道企業団	548	206
1972～1974	沖縄本島(勝連町)～津堅島	勝連町	1,600	270
1975	奥武島～オーハ島	仲里村	117	21
1975～1976	石垣島(新川)～竹富島	竹富町	550	140
1975～1976	沖縄本島(本部町)～伊江島	沖縄県企業局	8,000	1,700
1975～1976	沖縄本島(今帰仁村)～古宇利島	今帰仁村	1,200	255
1977～1978	西表島～小浜島	竹富町	1,000	400
1977～1978	沖縄本島(知念村)～久高島	知念村	540	140
1979～1980	西表島～鳩間島	竹富町	100	40
1979～1980	宮古島(狩俣)～大神島	宮古島上水道企業団	200	80
1980	瀬底島(本部町)～水納島	本部町	140	71
1981～1982	沖縄本島(本部町)～瀬底島	本部町	1,051	473
1981～1982	平安座島(与那城町)～浜比嘉島	勝連町	1,180	306

出典：沖縄総合事務局（2002）をもとに作成。

長沼（1992）によると、波照間島の生活用水は、簡易水道が設置される1976年までは井戸水と天水であった。簡易水道の設置と同時に浅井戸の利用は減少したが、天水は引き続き使用された。前述のとおり、波照間島の良質な地下水は北部で得やすいため、島北部にある洞穴井を簡易水道水の水源としてきたが、常に高濃度の塩分が含まれているために飲料水としては不向きである。このため、水源を天水式とする住民の支持は得られなかった。

住民アンケートの結果、海水淡水化施設の更新継続が70%、海底送水が22%となり、ほとんどの島民が海水淡水化の継続を望んだこととなった。

4. 淡水レンズと水源 —南大東島・北大東島の水資源の課題、未来への提言—

大東諸島は、北大東島・南大東島及び無人島の沖大東島と周辺の西南西小島、南西小島によって構成されている。北大東島が島尻郡北大東村（2010年、人口665人）、南大東島が島尻郡南大東村（2010年、人口1,442人）に所在している。那覇からの空路により、南・北大東空港と一度に三空港を結ぶ便も運行され、最近では豊かな自然を活かした観光地としても注目を集めている。

両村ともに主産業は農業であり、サトウキビが主生産品目である。

北大東島では、近年の灌漑施設の整備に伴って、カボチャ、ジャガイモなどの輪作・簡作による複合型農業が推進されている。また、月桃は島の特産品ともなっている。1950年頃まではリン鉱石採掘事業が栄えていたが、閉山後はサトウキビ農業が島を支える基幹産業へと変わった。ため池からの灌漑がなければ主産業であるサトウキビの栽培が成り立たないため、灌漑施設の整備は重要な政策である。北大東島には16ヵ所のため池があるが、これらのため池から島のほぼ全域に農業用水が供給されている。

南大東島では、サトウキビ生産の歴史は古く、1900年に無人島であった原生林を切り開いてサトウキビ畑へと変えていった頃に遡る。現在では、島の三分の一以上がサトウキビ農家である。また、南大東島のサトウキビ栽培の特徴は、大規模機械化農業にある。島の開拓以来、サトウキビの収穫作業は台湾など、海外・島外からの労働力に頼っていたが、沖縄の本土復帰後に政治環境が変わったことを機に、ハーベスタの導入を開始してから収穫作業が機械化した。

南大東島は水に恵まれた島でありながら、海拔が低く表流水の貯水が困難な島である。台風が頻繁に通過するが、降水量が少ない。島民は台風の通過と同時に雨がもたらされることを願う。サトウキビが風台風でなぎ倒される前に雨水でしっかりと根を張ることが、サトウキビの生産高に関わる切実な問題なのである。

2011年には干ばつ、2012年には台風による潮風害、2013年に再び干ばつの発生と、サトウキビ生産は3年連続の痛手を受けた²⁵。風だけの台風は海から潮を運んでくる。雨が伴えば潮は付着しないが、潮風害はサトウキビの生育に大きな影響を及ぼす。潮を被ったサトウキビには洗い流すための大量の水が必要となる。島内には、貯水池からトラックによって畑地へ給水するための給水場が何ヵ所も設けられているが、降雨量が少ないときには取水制限が

かけられる。こうした灌漑排水の整備状況に鑑みると、島嶼農業には結局は、良質で安定的な水源確保が重要になってくるのである。

さて、南・北大東島の飲料水の水源は、波照間島同様、海水淡水化によって賄われている。南大東島の中央部には大池があるが、大池はかつて生活用水を天水のみに依存していた時代には貴重な水源であったが、水道水源の海水淡水化に伴い、専ら農業用水用の池として活用されている。

北大東島の海水淡水化施設は、RO膜を使った逆浸透法により1985年から稼働が開始した。それまでの南大東島の各家庭では、雨水をためるタンクを設置し、生活用水として使用していたという。最初に建設した海水淡水化施設の老朽化に伴い、2000～2003年に設備更新を実施し、増水能力をこれまでの240 tから320 tへ高めた。取水量は日量、940m³である。

南大東島の海水淡水化施設は、設備更新に伴って新たに1994年に300 t、2002年にさらに430 tの供給量が増すこととなり、現在では合計730 tの淡水化が実現している。淡水化の方式は同様に逆浸透法である。波照間島、南・北大東島のほか、沖縄県では現在、渡名喜村、栗国村、北谷町で海水淡水化が行われている²⁶。

南・北大東島ともに淡水レンズの構造をなしているため、地下水の厚さが薄いところでは、農業用水のように一度に大量の揚水を行うことは不可能である。これまで述べたように、淡水レンズの水利構造となっている島嶼では、海水が淡水に混入する可能性があるため、常神地下ダムのように塩水阻止型の地下ダムを造って、良質な地下水の涵養力をつけることはひとつの方法であろう²⁷。

空隙の多い琉球石灰岩層内では、淡水に塩水が混入しても地下水の流路となる空隙中は、比較的速やかに淡水に入れ替わるものと考えられているが、一旦塩水がデッドエンド空隙に滞留してしまうと、地下水の塩分濃度が低下するのに長時間を要する（図6）。そのため、良質な地下水を恒常的に岩層内に保つためには、淡水に塩水が混入しない貯水方法が求められるのである。

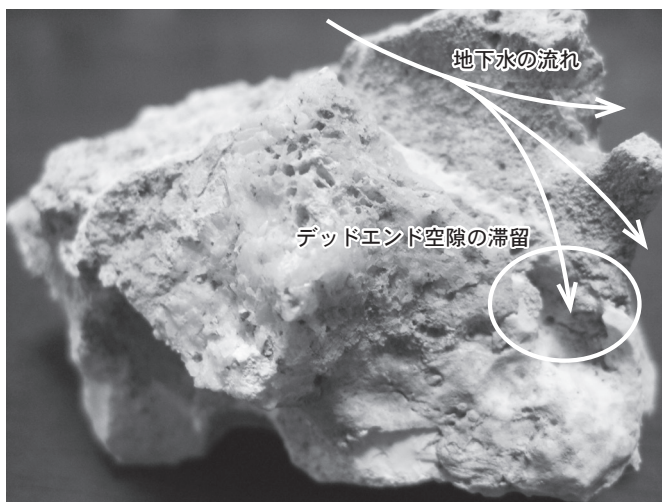


図6 琉球石灰岩層内の地下水の流路

淡水レンズのうち多良間島を対象とし、将来の地下水の安定的な貯水に備えて、フローティング型地下ダム²⁸の技術開発が進められている。フローティング型地下ダムとは、淡水レンズの水利構造をもつ島嶼を対象として、淡水の層厚が薄くなる海岸線に近い両端部の地中に止水壁を構築して塩水の浸入を阻止し、淡水に厚みをもたせるための地下ダム技術である（図7）。

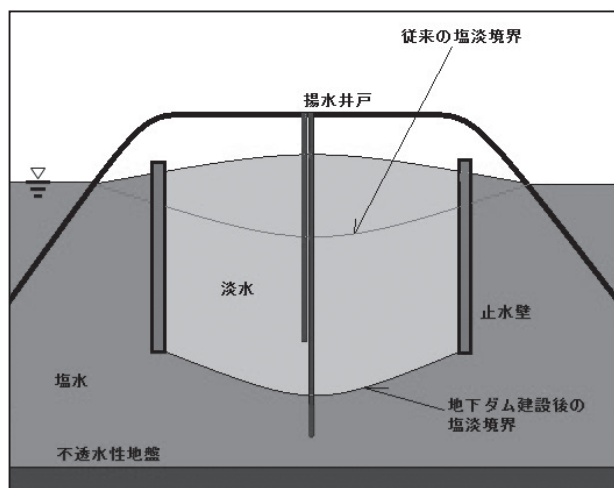


図7 フローティング型地下ダム

淡水と塩水にそれぞれ長さを変えた取水管を塩淡水境界に設置することで、揚水時に地下水の流れの向きが相殺され、アップコーニングの発生を抑制することができる。これは、鉛直二重揚水法とよばれるが、より良質な地下水を涵養し大量の揚水を行うのに効果的である。従来の連続地中壁の構築技術に、新たな揚水技術を加えた複合型の地下ダム技術といえよう。

多良間島では降雨量が多く地下水も豊富に存在するため、これまでに地下水の涵養について懸念されることはなかった。しかし、淡水レンズの水利構造で一度に大量の揚水が行えないこと、孤絶環境にあるために周囲に地下水送水の技術連携ができる島嶼をもたないこと（海底送水はひとつの方法であるが、送水の長距離化に伴ってケーブル損壊のリスクが生じる）などから、自島内での安定的な貯水を実現できるフローティング型地下ダムの導入が効果的との判断により、現在、技術検討が進められている。緊急時の渇水化対策を行政は先駆的に講じ²⁹、島の水利構造の分析やボーリング調査など事前調査を実施している。

南・北大東島でも、多良間島と同様に、これまでに地下水の涵養について深く議論されることがなかった。しかし特に南大東島で近年、3年続いた干ばつにより、農業用水を含めた不安定な水事情が顕在化したことから、安定的な地下水貯水という課題が明らかとなった。農業と家計という島嶼二主体の総効用のために、水資源の安定的な確保は重要である。

淡水レンズ構造の島嶼への適用に、フローティング型地下ダムの導入は、技術的な選択肢のひとつである。海洋沿岸部で塩水の浸入阻止を図った地下ダム建設を原点として、島嶼の水資源という有限資源の持続可能性に向けた、さらなる技術の応用が期待されるであろう。

5. 地下ダムと自然循環機能施設 —宮古島次世代エネルギーパーク—

地球の急速な砂漠化の進行を止めるために、世界最大の砂漠であるサハラ砂漠に地下ダムを建設して、地下水を利用した緑化推進のプロジェクトが提唱されている。特に砂漠化の著しいサハラ砂漠の南部、サヘル地方を対象としたグリーンベルト化計画である³⁰。

この計画では、地下貯水システムとしてワジを横断するように地下の止水壁を構築して、雨水を地下に貯留することで人工涵養を行う。貯留した地下水は太陽光発電をエネルギー源として、ポンプにより揚水する。砂漠地帯の無尽蔵な太陽エネルギーを利用した、環境面でも非常に効率的な地下ダムシステムといえよう。従来型の地下水貯留を行う止水壁に加えて、新たな周辺技術を導入した一体的な地下ダム技術の提唱である（図8）。

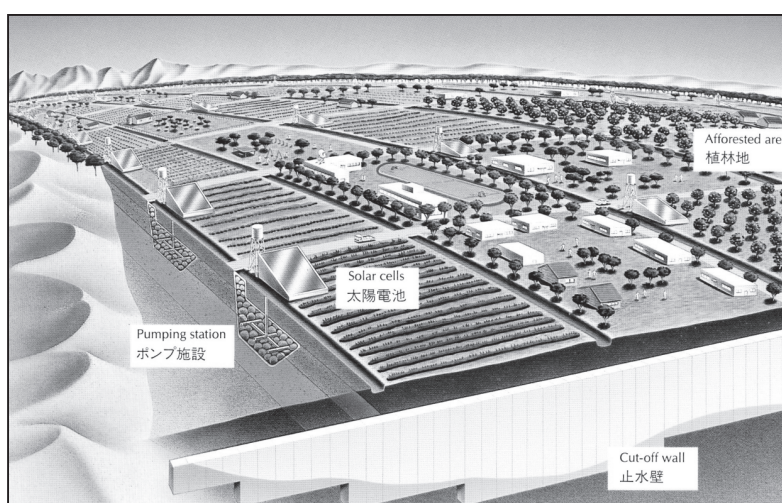


図8 サヘルグリーンベルト化計画の地下ダムシステム
出典：大林組（1997b）。

地下ダムを核とした、自然循環機能を併用した実際の試みは、沖縄の島嶼圏では宮古島においてすでに始まっている。

2008年にエコアイランド宣言が行われた宮古島では、ランニングにおいて環境負荷がない地下ダムの建設をきっかけに、風力発電や太陽光発電を利用した自然エネルギーにより、エネルギーの島外依存を行うことなく「島産島消」を実現しようとする新たな試みが開始した。島全体をエネルギーパークに見立てて、テーマごとにエリアを設定して新エネルギーを体感する「宮古島次世代エネルギーパーク」構想が樹立されたのである³¹（図9）。

このテーマパークは「エネトピア構想エリア」、「バイオマスタウン構想エリア」、「地下ダムエリア」、「E3アイランド構想エリア」の4つのゾーンに分かれ、それぞれのエリアに新エネルギーに関する生産施設や研究施設が設けられている。2015年1月には宮古島と伊良部島を結ぶ伊良部大橋が開通したが、一体的な島嶼圏の観光エリアの広がりと同時に、今後は新エネルギーを体感するためのエコツーリズムが、島嶼の新たな観光スタイルとして確立す

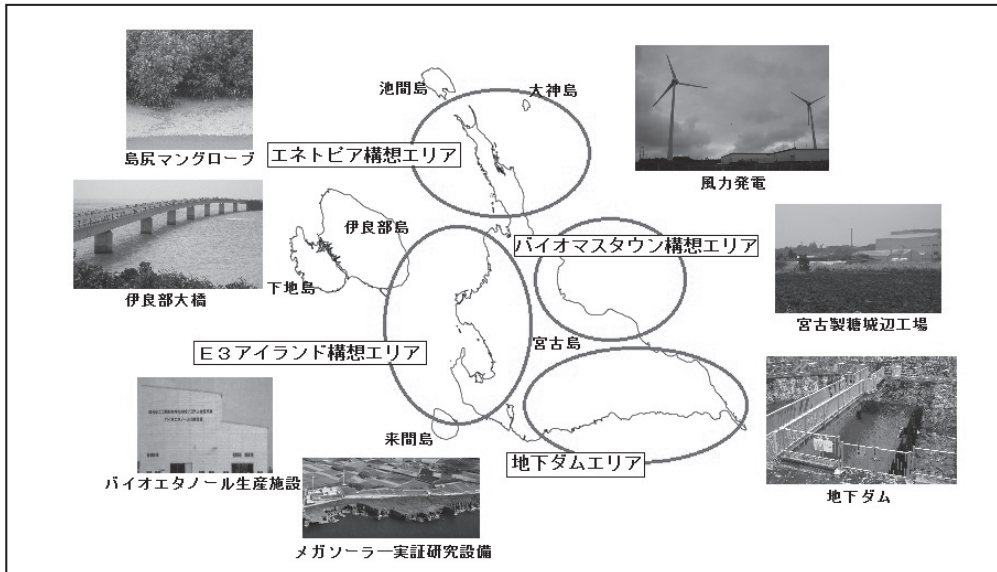


図9 宮古島次世代エネルギーパーク

ることが期待される。

新エネルギーの施設である風力発電は、宮古島島内では現在、狩俣地区と城辺地区で行われている。

狩俣地区では、沖縄新エネ開発が2基（各900kw）、沖縄電力が1基（600kw）を運用している。年間の発電量は約690万kwhであり、一般家庭の年間電力消費量の約1,900軒分に相当するといわれる。

城辺地区では、沖縄新エネ開発が2基（各900kw）の運用を行っている。このほか、メガソーラー実証研究設備が設置されており、4,000kwの太陽光発電と4,000kwのナトリウム硫黄電池によって運用データが解析中だ。これは将来の家庭用供給を前提とした、系統の安定化対策に向けた試行である。

これらの新エネルギーは、地下ダムで貯水される地下水を揚水するための動力などにも利用されるため、今後、自然循環機能を利用した運用上の可能性が広がる。

地下ダムからの給水で、安定的に生産されるようになったサトウキビにも、その副産物を利用した新たなエネルギーの製造が試みられている。下地地区にあるバイオエタノール生産施設では、サトウキビの副産物である糖蜜を発酵させて抽出するバイオエタノールとガソリンを混合させた、「E3燃料」の製造を開始した。バイオエタノールは植物由来であるために、燃焼させて発生する二酸化炭素は総量が増えないために自然への影響はなく、地球温暖化に役立つとされている。このE3燃料は、島内の走行車両すべてに給油すべく、ほとんどのガソリンスタンドに配置されている。官庁の公用車両のみならず、島内観光で利用されるレンタカーにも、E3燃料の積極的な消費が推奨されているのが特徴的だ。

さらに、上野地区に建設された資源リサイクルセンターでは、家畜のふん尿や生ごみなどをたい肥化して農地に還元する事業が開始した。この施設は「宮古島市バイオマスタウン構想」の中核施設として位置づけられ、島嶼系の低炭素社会の構築に寄与することが目的とされている。島尻地区や川満地区に生息するマングローブなど自然体系の保護に加えて、資源循環型の低炭素社会システムの形成を目指す。

宮古製糖城辺工場では、サトウキビから製糖する過程で発生するバガスの約8割が発電に利用され、残りの約2割が宮古島市によって引き取られる。引き取られたバガスは、前述の資源リサイクルセンターでたい肥化されて循環するというサイクルになっている。

国内二例目となる地下ダムが宮古島に最初に完成したのは、1979年のことである。およそ40年近く経た今日、自然の地形を利用して貯水を行う地下ダムの建設を端緒に、島嶼の稼働エネルギーや農業生産における循環機能の構築へと、新たな時代が到来しようとしている。これからの課題は、島嶼への新技術の導入が島民にとって受動的に享受するものではなく、島民が主体となった運営によって、実用面で再生可能エネルギーが活用されることが望まれよう。そこから、エコアイランド宮古島として国内外に発信できる、本当の意味での独自性が生まれてくるのではなかろうか。

6. 将来展望

地下ダムは、農業水利のために地下水を涵養する技術として生まれたものである。今後は新たな周辺技術との併用によって、自然循環機能へ果たす中心的な役割を担うことが期待されている。

海洋沿岸部での塩水侵入の阻止を図る地下ダムでは、淡水である地下水の有効利用量を増加させた。常神地下ダムのように水源が確保されることで、漁業など地域の産業振興に寄与することも可能となったのである。

多良間島での検討例のように、従来の地下ダム技術をさらに応用化したフローティング型地下ダムは、完全な孤絶環境下での地下水量を安定化させる。

また、海水淡水化や海底送水など別の技術で家計への生活用水を確保することで、地下水の農業水利への振り向けを可能にする。さらにこれらの技術と地下ダムとの複合により、地下水の絶対量を増やすことも考えられるであろう。

四方を海に囲まれた島嶼では、地下水は貴重な有限資源である。地下ダムで貯水する地下水の供給対象に汎用性をもたせることで、地下水の持続性は高まる。プラント技術の進化によって、地下水膜ろ過システム³²の研究が進んでいるが、こうした先進技術と併用することにより、地下水の利用に一層の汎用性が生まれてくる。これまで地下ダム貯水の地下水が一元的に農業水利として供給されていた状況から、人々の飲料水・生活用水として供給されることも考えられよう。

技術の融合と応用は、有限資源を持続可能なものにし、その効果が享受できる対象も広がるのである。

注

- ¹ 美ら島物語ホームページ参照。
- ² 地下ダムによる宮古島農業生産の効果については、黒沼（2008）・（2014）を参照されたい。
- ³ 神屋地下堰堤の詳細については、春日井市ホームページを参照されたい。
- ⁴ 黒沼（2015a）参照。
- ⁵ 宮古土地改良区ホームページを参照されたい。
- ⁶ 黒沼（2014）参照。
- ⁷ 工藤他（1984）、富田他（1985）参照。
- ⁸ 4 掲参照。
- ⁹ 常神地下ダムの調査・設計詳細については、松尾・青木（1983）を参照のこと。
- ¹⁰ 前掲参照。
- ¹¹ インターロッキングパイプとは、地中連続壁を構築する際に用いられるエレメント継手である。連続壁の1パネルを掘削し終わった後に、パネル両端部にインターロッキングパイプを挿入して、開削部にコンクリートを打設し数時間置き、インターロッキングを引き抜いた後に次パネルを施工していく。
- ¹² 9 掲や中村他（1985）参照。
- ¹³ 平間他（1986）参照。
- ¹⁴ 松尾（1973）参照。
- ¹⁵ 藤野他（2005）参照。
- ¹⁶ 9 掲参照。
- ¹⁷ 石田他（2005）、石田（2007）など参照。
- ¹⁸ 長沼（1992）の分類を参考にした。
- ¹⁹ 詳細は、黒沼（2015b）を参照されたい。
- ²⁰ 増岡他（2010）、増岡他（2012）、増岡他（2013）など参照。
- ²¹ 島袋（1998）参照。
- ²² 島袋・渡久地（2003）参照。
- ²³ 福岡地区水道企業団ホームページ参照。
- ²⁴ 八重山毎日新聞、2009年3月5日付。
- ²⁵ 中嶋・今井（2014）参照。
- ²⁶ 以上、沖縄県福祉保健部業務衛生課（2010）を参考にした。
- ²⁷ 長沼（1992）参照。
- ²⁸ 詳細は、黒沼（2013b）を参照されたい。
- ²⁹ 多良間村（2009）参照。
- ³⁰ 大林組（1997b）やクボタホームページなどを参照。
- ³¹ 宮古島市企画政策部（2011）などを参照。

³² 三菱レイヨングループが開発した地下水ろ過システムでは、原水槽に汲み上げた地下水を、前処理（砂ろ過）からろ過を繰り返して飲料水を生成する技術として、市場に展開されている。

参考文献

- 藤野和徳・堂山一彦・田川早紀（2005）.「海岸地域の地下ダムについて」『八代高専紀要』第27号、43-47頁。
- 平間邦興・串間正敏・桑原徹・外山聡・古屋弘（1986）.「地下ダム建設技術における調査・設計－特に常神地下ダムの水収支解析について－」『大林組技術研究所報』No.32、11-16頁。
- 石田聡（2007）.「沖縄県宮古島における地下水中の硝酸態窒素濃度変化と地下ダム建設の影響」『土と基礎』Vol.55 No.8 Ser.No.595、20-23頁。
- 石田聡・阿部栄一・土原健雄・今泉眞之（2005）.「沖縄県宮古島の地下ダムにおける地下水中の硝酸態窒素濃度の変化について」『農業工学研究所技報』第203号、111-119頁。
- 工藤浩・靱倉克幹・四方哲雄（1984）.「グラウチングの基礎知識（その11）－グラウチングの実施例（Ⅱ）－」『農業土木学会誌』第53巻第2号、159-167頁。
- 黒沼善博（2008）.「建設技術が及ぼす有限資源の配分様式－地下ダム建設効果と地下水資源の持続可能性－」『大阪経大論集』第58巻第6号、229-244頁。
- 黒沼善博（2013）.「島嶼の有限資源と建設技術の応用－沖縄県多良間島の地下ダム建設の検討にあたって－」『島嶼研究』第14号、1-19頁。
- 黒沼善博（2014）.「島の地下水と建設技術－沖縄県宮古諸島から－」『地域総合研究』第41巻第2号、115-138頁。
- 黒沼善博（2015a）.「地下ダムの源流と島嶼圏での展開」『地域研究 第16号』、81-102頁。
- 黒沼善博（2015b）.「島嶼圏の全体最適と建設技術－沖縄県伊良部島の架橋効果－」『島嶼研究』第16号、1-23頁。
- 増岡健太郎・山本肇・青木智幸（2010）.「浮き型地下ダムにおける効率的淡水取水方法と塩淡水境界挙動に関する研究」『大成建設技術センター報』第43号、56-1-56-8。
- 増岡健太郎・山本肇・今村聡（2012）.「フローティング型地下ダムの課題とその対策方法について」『地下水技術』第54巻第2号、1-11頁。
- 増岡健太郎・山本肇・青木智幸（2013）.「フローティング型地下ダムにおける淡水貯蓄シミュレーション」『大成建設技術センター報』第46号、52-1-52-8。
- 松尾新一郎（1973）.「地下ダムのおいたち」『水利科学』第17巻第2号、13-31頁。
- 松尾新一郎・青木一男（1983）.「福井県三方町常神地下ダムの調査・設計について」『土と基礎』31-3（302）、11-15頁。
- 宮古島市企画政策部（2011）.「島嶼型低炭素社会システム構築委員会報告書－いつまでも済み続けられる豊かな島－」。
- 長沼信夫（1992）.「波照間・南大東両島における水環境とその利用」『駒澤地理』第28号、75-91頁。

- 中嶋康博・今井麻子 (2014). 「サトウキビ生産をめぐるリスク ―南大東島を中心に―」『砂糖類・でん粉情報』No.17、33-44頁。
- 中村弘・内藤和章・平間邦興・串間正敏 (1985). 「常神地下ダムの調査・設計および施工」『大ダム』No.111、62-78頁。
- 農林水産省構造改善局計画部資源課 (1993). 「地下ダム計画・設計技術指針 (第3次案)」。
- 大林組 (1997a). 広報パンフレット『地下の水資源の有効利用 地下ダム』。
- 大林組 (1997b). 広報パンフレット『大林組と砂漠開発 砂漠の緑化・開発を目指して』。
- 沖縄県福祉保健部業務衛生課 (2010). 『沖縄県の水道概要』平成22年版 (平成21年度データ)、46頁。
- 沖縄総合事務局 (2002). 「離島の振興」『群星』、39-40頁。
- 島袋伸三 (1998). 「島をめぐる サンゴ島の土地利用と農業 ―波照間島」『地域開発』98.5 (第404号)、73-76頁。
- 島袋伸三・渡久地健 (2003). 「八重山諸島における波照間島農業の位置づけ」『人間科学』第11号、11-28頁。
- 多良間村 (2009). 『第3次多良間村総合計画』。
- 富田友幸・今泉真之・細谷裕士・永田聡・黒川睦生 (1985). 「沖縄県宮古島における地下ダム開発計画」『応用地質』第26巻第4号、24-30頁。

ホームページ・イラスト

美ら島物語ホームページ

(<http://www.churashima.net/shimauta/19/index.html>) 2016年4月

独立行政法人農畜産業振興機構

(http://sugar.alic.go.jp/japan/view/jv_0302b.htm) 2016年4月

福岡地区水道企業団ホームページ

(<http://www.f-suiki.or.jp/seawater/>) 2016年4月

春日井市ホームページ

(<http://www.city.kasugai.lg.jp/machi/keikan/7951/007972.html>) 2016年4月

クボタホームページ

(https://www.kubota.co.jp/kubota-ep/report/pdf/P5.pdf#search='%E3%82%AF%E3%83%9C%E3%82%BF+%E3%82%B5%E3%83%98%E3%83%AB%E3%82%B0%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%83%B3%E3%83%99%E3%83%AB%E3%83%88%E8%A8%88%E7%94%BB')) 2016年4月

宮古土地改良区ホームページ

(<http://www.m-kairyoku.com/>) 2016年4月

イラストは注釈無き限り、すべて筆者が作成した。

なお、本稿は筆者個人の研究成果を述べたものであり、所属企業の意見・政策を表明したものではない。

ソーシャルワークの支援を必要とする人の意向確認に関する困難 —地域包括支援センターの実践に焦点をあてて—

玉木千賀子*・金 蘭姫**

Difficulties in confirming the intentions of people requiring social work support —Focusing on practices at comprehensive community support centers—

TAMAKI Chikako, Kim NanHee

要 旨

本研究の目的は、地域包括支援センターのソーシャルワーク実践に着目して、ソーシャルワーク実践者が支援を必要とする人の意向確認をおこなう際に生じる困難を明らかにすることである。地域包括支援センターの実践者にインタビュー調査を実施し、質的研究法の定性的コーディングを用いた分析をおこなった。分析の結果、地域包括支援センターのソーシャルワーク実践で生じる意向確認の難しさには、「地域コミュニティとの隔絶」、「相手の求めに応じる」、「相手が発するサイン」、「閉ざされた居住環境」というアクセシビリティの保障に関する難しさ、「被支援者の認識するニーズの理解」、「ニーズ認識の不一致」、「家族の認識」、「地域社会の援助観」というニーズ共有の難しさが生じていることが明らかになった。

キーワード：ソーシャルワーク、地域包括支援センター、意向確認、アクセシビリティ、ニーズ

I. 研究背景と目的

1. 研究の背景

日本の社会は、少子化・高齢化、規制緩和に伴う就労形態の多様化や所得の格差、これらが関係し合って生じる社会的紐帯の脆弱化によって、孤立や生活困窮などの問題が深刻になってきている。しかし、このような状況には、これまでのような社会福祉制度を中心とした契約に基づく支援では対応が難しく、それに代わる取り組みが模索されている。

このことに関係した報告（社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する

* 沖縄大学人文学部福祉文化学科

** 沖縄大学人文学部福祉文化学科

検討会 2000) や提言 (日本学術会議第18期社会福祉・社会保障研究連絡委員会 2003, これからの地域福祉のあり方に関する研究会 2008) によれば, 契約に基づく社会福祉サービスの提供方式が導入されたことにより, サービスの利用意志が明確な人にとっては必要な支援が得やすくなったが, 一方で情報弱者や社会的弱者といわれる人など, 支援に結びつきにくい人々や既存の制度・サービスでは対応困難な社会生活課題をもつ人々が顕在化していると述べて, 社会生活課題の発見や早期対応, 個別性が高く公的なサービスでは対応困難な社会生活課題に対しては, 住民による支援の形成が必要であると指摘している。

支援に結びつきにくい人々には, 従来ソーシャルワークが主流として位置づけてきたカウンセリングのソーシャルワークによる対応では不十分である (玉木 2016)。今日のソーシャルワーク実践には, 社会生活課題をもちながらも支援を求めることができない人の発見や, 課題認識が乏しい人に対して, 支援者の側が積極的に働きかける, アウトリーチを志向した支援が必要になる。併せて, 支援を必要としているにもかかわらず, 意向が確認しにくい人に対する意向確認への対応が求められている。

意向の確認が困難な場合であっても, 個人の特性を踏まえてその意向を適切に捉えることは, 個人の尊厳というソーシャルワークの価値を具体化するという重要な意味合いをもつ。しかし, 個人の理解とその尊厳のあり方についての教育や研究に十分に組みこんでこなかったにもかかわらず, ソーシャルワークの価値やアドボカシーを論じてきたという点の曖昧さが問われている (大橋 2007: 169)。これらのことから, 個人の意向のとらえ方や対応のあり方を考えることは, ソーシャルワークの学問および実践の意義に結びつく重要なテーマであると考えられる。

2. 先行研究

ソーシャルワークにおける意向確認の研究は, 障害者福祉領域を中心におこなわれており, その研究の多くは, 意向確認の課題提起に関するものである。そこで示されている課題には, 支援者の価値観・認識に関すること, 利用者中心の支援や生活モデル, 社会的包摂の視点からの検討などのソーシャルワークの基本原則に関する内容が提起されている¹⁾。

意思決定やその確認のあり方など意向確認の方法に関する研究蓄積は乏しいが, 近年では, 重度知的障害者の段階的意思決定支援の方法 (柴田 2012)²⁾ や言語コミュニケーションの可否と意思決定支援の方法 (北野 2015)³⁾ についての研究がおこなわれている。

3. 地域包括支援センターのソーシャルワーク実践と意向確認

2006年に高齢者を対象とした総合相談, 介護予防の中核機関として創設された地域包括支援センターは, 2012年の制度改正により, 地域包括ケア推進の機能が位置づけられ, 多機関・多職種連携, 住民を巻き込んだ支え合いのしくみづくりなど, 地域福祉の視点からの役割が期待されるようになった。

高齢者の個別的支援に関しては, 契約に基づくサービス提供の支援は主に居宅介護支援事業所の介護支援専門員がおこない, 先述のような契約に馴染まない人に対しては, 地域包括

支援センターが支援を担っている。このことから、地域包括支援センターのソーシャルワーク実践には、自ら支援を求めない人、支援を利用するための情報が乏しい人など、支援を必要とする人の意向確認の難しさという実践上の課題が生じていることが推測される。

4. 研究の目的と意義

以上をふまえ、本研究は、ソーシャルワークの支援を必要とする人⁴⁾の意向確認に関する実践上の困難を明らかにするために、地域包括支援センターのソーシャルワーク実践に焦点化して、支援を必要とする人の意向確認にどのような困難が生じているのかという点を探索することを目的とする。

本研究は、地域包括支援センターのソーシャルワークに限定し、意向確認の困難を捉えることを目的とした探索的研究である。前述したように、今日の社会においては、意向の確認がしにくい人へのソーシャルワークが広く求められていることから、属性を越えたソーシャルワークにおける意向確認のあり方を明らかにすることが必要である。しかしながら、生活に支援を必要とする高齢者の増加、とりわけ認知症の状態にある高齢者の支援の必要性を鑑みると、高齢者のソーシャルワークにおける意向確認の困難を明らかにすることは重要な検討課題であると考えられる。

II. 研究方法

1. 研究対象

対象は、沖縄県那覇市の地域包括支援センターおよび社会福祉協議会で地域住民の自立生活支援の実践に携わるソーシャルワーク実践者16人（女性10人、男性6人）である⁶⁾。調査対象者の決定に際しては、①地域住民の自立生活支援の実践に携わっていること、②実践の現状や課題について語るができること、③調査協力者の基礎資格は問わない、という要件を提示して調査対象者を募り、協力の承諾を得た。

2. データ収集および分析

データの収集にはグループ・インタビュー法（安梅 2001）に基づいて、16人の調査対象者を4つのグループに分けて半構造化インタビューを実施した。質問項目は「地域住民との関わりの状況」「地域住民との関わりのなかでの課題」「行政との関わりの状況」「行政との関わりのなかでの課題」を設定し、これらの項目に狭く限定せず、関連する内容に関しても自由に語ってもらってよいことを伝えた。インタビューは2014年9月から2015年2月までの期間に実施し、インタビューに要した時間は、各グループ1回、1時間30分程度であった。

3. 分析方法

分析方法については、佐藤（2008）の質的データ分析法を用いた。最初に、逐語記録に変換したインタビューデータから、地域包括支援センターのソーシャルワーク実践者の語りの部分を抽出し、意味内容別に分けてコードをつけ、それをカテゴリー別に分類した。分類したデータは、調査対象者に確認をおこない、分析の妥当性の確保につとめた。

4. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針に基づいて倫理的配慮をおこなった。調査対象者には文書および口頭で調査目的、個人情報保護、データの取り扱い、公表の許可などを説明し、同意を得た。

Ⅲ. 研究結果

データ分析の結果、地域包括支援センターのソーシャルワーク実践で生じる意向確認に関する困難は、「アクセシビリティの保障」「ニーズの共有」のカテゴリーに整理することができた。これらの項目の整理に至った根拠となるデータおよびそれをコード化した内容を表1に示した。

1. アクセシビリティの保障

支援を必要としている人は自らのニーズを自覚し、積極的に支援を求めてくるとは限らない。支援が必要であっても、何らかの理由で支援を求めることが困難な場合もある。そのような状況は、支援者の側からみれば、意向の確認の難しさとなってあらわれてくる。この難しさを「地域コミュニティとの隔絶」、「相手の求めに応じる」、「相手が発するサインに気づく」、「閉ざされた居住環境」の4つのコードに分類した。これらのコードは、支援へのアクセスのしやすさの問題と捉えることができると考えたため、「アクセシビリティの保障」というカテゴリーを設けた。

「地域コミュニティとの隔絶」とは、支援を必要としている人が、地域のコミュニティから隔たれている状況である。自分から積極的に支援を求めることができなくても、「自治会とかに入っている方は色々と所属しているところで守られていることが多いですが、そうでない方をどのように見つけていくか（Fさん）」という語りにあるように、コミュニティとの関わりが問題発見機能として働くため、地域のコミュニティとの接点がない「他人を受け入れないというか、孤立ではないが、社会とのつながりを嫌がる（Eさん）」人や「分譲マンションだと、管理会社も『もう売っているので関わりがない』というので会えない」というように居住圏内にコミュニティが形成されていない場合には、間接的な意向確認の手立てがないという状況を招く。

「相手の求めに応じる」とは、支援を必要としている人のニーズ認識に沿って支援者が対応することである。支援者の側が、支援を必要としている人に意向確認をおこなおうとしても、『『どういう役割で関わっていくんです』という説明をして、納得していただかないと受け入れてくれない（Gさん）」という語りにあるように、その人の必要や関心に結びつくようなものを提示できなければ応じてもらうことが難しい。したがって、「何もしないでは訪問ができないのできっかけをどう作ろうかな（Gさん）」や「熱中症のパンフレットがあったら、気になるおうちがあるとまわって配ってきて、そういう形で入っていく（Eさん）」など、相手が受け入れるような働きかけのしかたを考える必要が出てくる。また、高齢者を狙った

表1 地域包括支援センターのソーシャルワーク実践で生じる意向確認に関する困難

カテゴリー	コード	デ ー タ
アクセシビリティの保障	地域コミュニティとの隔絶	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会とか入っている方は色々と所属しているところで守られていることが多いですが、そうでない方をどのように見つけていくか [Fさん] ○他人を受け入れられないというか、孤立ではないけれど、社会とのつながりを嫌がる [Eさん] ○そういうもの（管理組合や自治会）が希薄なマンションの住民は地域から孤立する [Fさん] ○分譲マンションだと（管理会社も）「もう売っているので関わりがない」っていうので会えないんです [Kさん]
	相手の求めに応じる	<ul style="list-style-type: none"> ○何もなしでは訪問できないのできっかけをどう作ろうかな [Gさん] ○熱中症のパンフレットがあったら、気になるおうちがあるとまわって配ってきて、そういう形で入って [Eさん] ○どういう役割で関わっていくんです、という説明をして納得していただかないと受け入れてくれない [Gさん] ○「怪しいものではありません」と言っ [Eさん] ○「なんで来たか」、「どうしてここに来たか」、とか [Mさん] ○言葉遣いも気をつけないといけないし、相手のプライドを傷つけないように [Nさん]
	相手が発するサイン	<ul style="list-style-type: none"> ○本人はどこかで「助けて」って言いたいはずだけど、周囲も諦めているから自分も言い出せなくなっている [Aさん] ○SOSを出せない人がいるのかな（中略）、分からないまま埋もれているというはあるのではないか [Mさん]
	閉ざされた居住環境	<ul style="list-style-type: none"> ○まず開けないので把握できない [Jさん] ○中身が見えないので本当に把握がしづらい [Jさん]
ニーズの共有	被支援者の認識するニーズの理解	<ul style="list-style-type: none"> ○満足しているところと諦めているところの見極めがむずかしいよね [A氏さん] ○孫の写真をもって「自分そのまま逝ってもいい」と思っているから [Eさん] ○セルフネグレクトまではいかないかもしれないけど [Kさん] ○中で動けなくなっているのは知っているわけです（中略）本人同意しないわけです [Iさん]
	ニーズ認識の不一致	<ul style="list-style-type: none"> ○多いですよ、相手は困っていないのにこっちから何かしないといけないというのは [Dさん] ○「それで満足だ」、「幸せだ」と生活を送っているのに（中略）ひっぱりあげようとする私たちがいるかもしれない [Eさん] ○支援する側だけじゃなくて支援される側の問題も出てくるものだからどのように支援の同意をとり方向性をもってくるのか [Iさん]
	家族の認識	<ul style="list-style-type: none"> ○若い世帯主の方に「ピンポンしても出るな」、「電話が鳴っても出るな」と言われている [Gさん] ○引きこもりの息子、娘がいて親の年金で生活している [Nさん]
	地域社会の援助観	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員さんが「困っているんだよ、助けてよ」って来たら、でも相手は困ってない [Dさん] ○（周囲の人の）「やってあげたい」という思いとあっちゃからは（中略）「やれているのに」というギャップは大きいよね [Eさん]

詐欺や悪徳商法から自分の身を守ろうとする意識や、支援を受けることにネガティブな見方をもつ人に対しては、『怪しいものではありません』と言って（Eさん）、『何で来たか』『どうしてここに来たか』とか（Mさん）、「言葉遣いにも気をつけないといけないし、相手のプライドを傷つけないように（Nさん）」など、高齢者がおかれている社会的環境や、相手の目に支援者や支援機関がどのように映っているのかという点を見極めたくえでの働きかけが必要になる。

「相手が発するサインに気づく」とは、支援を必要としているものの、その表出ができずにいる人の存在にも意識を向けることである。「本人はどこかで『助けて』って言いたいのはずだけど、周囲も諦めているから自分も言い出せなくなっている（Aさん）」のように、周囲の人々の意識が意向の表出を諦めさせているということがある。また、「SOSを出せない人がいるのかな（中略）分からないまま埋もれているというのもあるのではないかな（Mさん）」など、意向の表出の手立てがない、表出しているが周囲が気づかないという状況もある。意向の表出がしやすい環境の醸成や、声にならない声に耳を傾けようと意識を研ぎ澄まして、支援を必要としている人に向き合うことが必要になる。

「閉ざされた居住環境」とは、生活環境が見えないために、そこに住む高齢者の生活状況やニーズの予測ができないことである。本人や周囲の人からの直接的な情報だけではなく、住宅状況や居住空間にその人の暮らしぶりが現れ、そこから支援の必要性を判断するための手がかりとなる情報を得ることができる。しかし、「まず開けないので把握できない（Jさん）」、「中身が見えないので本当に把握がしづらい（Jさん）」というように、支援者は情報収集の手立てがないもどかしさを感じている。

2. ニーズ認識の共有

支援を必要とする人と支援者が、取り組むべきニーズを共有することが、その人を主体とした支援においては不可欠である。しかしそこに不一致が生じることがある。ニーズのとらえ方の不一致は、支援を必要とする人と支援者との間だけではなく、家族や地域住民など、その人を取り巻く人々との間にも生じる。支援を必要とする人が主体的に課題解決に取り組み、自らの対処力を発揮してニーズの充足に取り組むことや、周囲の人々にニーズ充足を支援する社会資源としての役割を期待するならば、それらの人々とのニーズの共有も不可欠であり、支援者はこの点にも困難を感じている。これらを「被支援者が認識するニーズの理解」

「被支援者とのニーズ認識の不一致」「家族の認識」「地域社会の援助観」という4つのコードに分類した。これらのコードは、取り組むべき課題に対する支援に関係するシステムのもつ認識という性質をもつ。このことから、〈ニーズ認識の共有〉というカテゴリーを設けた。

「被支援者が認識するニーズの理解」とは、支援を必要とする人自身が捉えているニーズを支援者が理解することである。支援者は支援を必要とする人から表出される思いや願い、生活状況などからその人のニーズを理解しようとする。しかし、「孫の写真をもって『自分はそのまま逝ってもいい』と思っている（Eさん）」、「セルフネグレクトまではいかなきか

もしれないけど（Kさん）」など、言葉や行動の背景にあるその人の真のニーズを捉えることは難しく、「満足しているところと諦めているところの見極めがむずかしい（Aさん）」と感じる。生命の維持や安全に関わるような事態が生じた場合には、支援者は保護的機能を発揮することが必要になる。しかし、「中で動けなくなっているのは知っている（中略）、本人同意しないんです（Iさん）」の語りに表れているように、専門職が可能な限り、本人の意思を尊重して対応しようとするれば、支援の難しさは更に高まることになる。

「ニーズ認識の不一致」とは、支援を必要とする人のニーズと支援者が捉えるニーズが一致せず、支援者に戸惑いが生じることである。「多いですね。相手が困っていないのにこっちから何とかしないとイケないというのは（Dさん）」、「それで『満足だ』、『幸せだ』と生活を送っているのに（中略）ひっぱりあげようとする私たちがいるかもしれない（Eさん）」と、支援者は自らの判断とその人が望んでいる生活の尊重との間で揺れ動いている。「支援する側だけでなく支援される側の問題も出てくるだろうから、どのように支援の同意をとり、方向性をもっていくのか（Iさん）」、と語るように、ニーズの一致を図るための支援のあり方が課題になる。

「家族の認識」とは、家族がもつ、高齢者に対する支援の考え方や家族観である。高齢者と生活を共にする家族は、家族関係や生活形態等を見据えた、家族なりの支援の考え方をもっている。「若い世帯主の方に『ピンポンしても出るな、電話が鳴っても出るな』と言われて（Gさん）」は、同居する家族が、家族不在の間、家で過ごす高齢者の安全を考えた方策であるが、一方では、外部からの支援のはたらきかけを遮断することになる。また、「引きこもりの息子、娘がいて、親の年金で生活している（Nさん）」というように、家族メンバーが高齢者に依存することによって、高齢者自身の生活や家族という集団が維持されている場合もある。このような状況に対しては、システム論的な理解に基づく家族を含めた支援が必要になる。

「地域社会の援助観」とは、地域の住民やボランティアの人々がもつ支援に対する考え方である。これら善意に支えられた人々の力は、支援においては、インフォーマル・サポートとして重要な役割をもつ。しかし、「民生委員さんが『困っているんだよ、助けてよ』って来たら、でも相手は困っていない（Dさん）」、「（周囲の人が）『やってあげたい』という思いとあっちからは（中略）『やれているのに』というギャップは大きいよね（Eさん）」と語るように、支援を必要としている高齢者の意向との不一致が生じる場合があり、時には住民やボランティアが考える「あるべき支援」を高齢者に押しつけることによって、高齢者の地域社会への信頼を損ねたり、意向を閉ざしたりするという状況を招くことがある。

IV. 考 察

以上の結果から、地域包括支援センターの実践者による支援を必要とする人への意向確認には、「地域コミュニティとの隔絶」、「閉ざされた居住環境」、「相手の求めに応じる」、「相

手が発するサインに気づく」というアクセシビリティの保障、「被支援者のニーズの理解」、「ニーズ認識の不一致」、「家族の認識」、「地域社会の援助観」というニーズ共有に関する困難が生じていることが明らかになった。ここでは、本研究の分析から得られたカテゴリーとコードから若干の考察をおこないたい。

意向確認におけるアクセシビリティの保障とは、意向の表出がしやすい環境を形成することである。

個人的要因により意向の表出の難しさをもつ人に対しては、意向の表出が可能となるような環境を醸成することが必要になる。それは、「地域コミュニティとの隔絶」や「閉ざされた居住環境」に対していかに働きかけるのかという課題として捉えられる。このことは、支援を必要としている人にとっての環境のひとつである支援者に関しても言えることであり、「相手の求めに応じる」ことや「相手が発するサイン」に敏感であることなど、支援者にも支援を必要としている人の意向表出の力の補足や向上に結びつくような関わりが求められると考える。

ソーシャルワークの実践者がニーズの共有に難しさを感じるのは、支援を必要とする人が、明確な意向をもっていない、つまり「被支援者の認識するニーズ」が曖昧であることに起因し、それが「支援者とのニーズの不一致」や「地域社会の援助観」への対応の難しさ、「家族の認識」が支援を必要とする人の意向の確認に影響を与えているためであると考えられる。そのように考えるとすれば、「被支援者の認識するニーズ」の曖昧さを軽減し、ニーズに対する認識を高めることが支援を必要とする人と支援者、支援を必要とする人をとりまく環境とのニーズの共有に結びつくと考えられることができる。

本研究では、地域包括支援センターのソーシャルワーク実践で生じる意向確認の困難をインタビュー調査に基づいて捉え、その内容を整理した。意向確認の困難の明確化とその対応の検討には、更なるデータの蓄積に基づいた仮説の精緻化が必要である。本研究の結果をひとつの足がかりとして、個々の人々の置かれている状況やその態勢を踏まえた意向の確認に基づくソーシャルワークのあり方の検討を継続したい。

注

- 1) 志村 (2014), 中野 (2010), 徳川 (1998) 等による研究がある。
- 2) 柴田 (2012) は、意思決定支援を実現するための取り組みを、意思形成支援 (共感・信頼関係の形成による意思の抑圧からの解放)、意思表現・意思実現支援 (表現された意思を読み取り・応える)、意思実現支援 (願いを実現するための支援体制の形成) の要素に整理し、これら意思決定支援のプロセスにおける留意点として、①意思決定支援の成立における本人と支援者間の信頼関係が不可欠であること、②支援者は意思決定の支援者としての役割に徹する、③決定の放置による本人の不利益の発生は虐待に相当する、④失敗の許容や、失敗回避のための情報提供の必要性と、失敗体験を避けることが必要な人への意識、⑤複数の支援者による意思決定

支援のチェック機能, ⑥研修による「本人中心支援」の修得, ⑦本人—支援者間の閉ざされた関係ではなく, 社会関係のなかに開かれた意思決定であること, の7項目を挙げている。

- 3) 北野 (2015) は, 音声言語によるコミュニケーションが何とかとれる場合には, 何度も聞き返して確認すること, 言語でもコミュニケーションが困難な人の場合には, ①支援者が本人との関わりを経験を積み重ねてアクション—リアクションのサイクルを確かめる作業をおこなう, ②エコマッピング等とおして, 本人の生きてきた歴史の蓄積を確かめる作業をおこなう, ③第三者の介在のもと, 本人の反応の変化によって意思を理解することなどを挙げている。
- 4) 本研究では, 社会福祉サービスの利用者と区別するために, 「ソーシャルワークの支援を必要とする人」または「支援を必要とする人」という呼称を用いる。
- 5) 本調査は, 「共生社会 (地域社会) 実現をめざす地域社会と福祉専門家と福祉行政の協働に関する研究—那覇市を事例として—」の一環として実施した地域の福祉実践家を対象としたインタビュー調査であるため, 社会福祉協議会の実践者もインタビューに加わっている。

引用文献

- 安梅勅江 (2001) 『ヒューマン・サービスにおけるグループ・インタビュー法 科学的根拠に基づく質的研究法の展開』医歯薬出版株式会社。
- 北野誠一 (2015) 『ケアからエンパワメントへ 人を支援することは意思決定を支援すること』ミネルヴァ書房。
- 厚生労働省 (2000) 『社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書』 (http://www.mhlw.go.jp/file/05-shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikansitsu_shakaihoshotantou/0000096733.pdf 2016.2.24取得)
- 厚生労働省 (2008) 『これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書』 (<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/03/s0331-7.html> 2016.3.15取得)
- 中野敏子 (2010) 「利用者本位の社会福祉サービスを検証する—利用者の意向確認を手がかりに—」『社会福祉研究』108, pp.58-65.
- 日本学術会議第18期社会福祉・社会保障研究連絡委員会 (2003) 『社会福祉・社会保障研究連絡委員会報告 ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりへの提案』 (<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/18pdf/1821.pdf> 2016.3.15取得)
- 大橋謙策 (2007) 『座談会 混迷する人々の暮らしと社会福祉実践・研究の将来—高橋重宏, 大橋謙策, 米本秀仁, (司会) 山崎美貴子』『社会福祉研究』100 pp.162-178.
- 佐藤郁哉 (2008) 『質的データ分析法 原理・方法・実践』新曜社。
- 柴田洋弥 (2012) 「障害者等の意思決定支援について」『発達障害研究』34(4), 267-272.
- 志村健一 (2014) 「知的障がい者の意思決定支援とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』40(1), pp.46-55.
- 玉木千賀子 (2016) 「問題解決アプローチの支援枠組みに関する考察—個人の尊厳というソーシャ

ルワークの視点から一」『沖縄大学人文学部紀要』18号.

徳川輝尚（1998）「社会福祉基礎構造改革と福祉サービスの質の確保—重度障害者を中心とした考察—」『社会福祉研究』73, pp.61-67.

日本古代史における日中史料の大きな差異

壺 岐 一 郎*

An Important Difference of Sino-Japanese Historicals on Japan Ancient History

Iki Ichiro

要 旨

1956年、福岡で最初に『魏志』倭人伝を読んで、『日本書紀』とのあまりの差異に驚愕した。すなわち、そこには神武天皇とか神功皇后のイメージのスメラミコト、大君は出ていなかった。24歳の遅い研究の出発だった。私の目標は通史志向で方法は中国・韓国史料を集めて分析すると同時に列島内遺物・遺跡を調べ「史実」を確認することだった。

キーワード：日本書紀批判 中国史料無視 古代史再構成 紫式部の炯眼

1 集めた史料

1) 中国史料

正史 司馬遷『史記』以下、『漢書』『三国志』『後漢書』（編修は5世紀）

『晋書』『宋書』『南齊書』『梁書』『隋書』『南史』『北史』『舊唐書』、以上、中華書局本
四書五経、『山海経』『論衡』『抱朴子』『文選』（以下、日本の略字使用）

類書 杜佑『通典』以下、『冊府元龜』『太平御覧』

現代出版 『中外大事典』中華書局年表 香港中華書局・年表

『中国史乗中未詳諸国考証』G・シュレーゲル、馮承鈞訳 上海商務印書館

『CHINA A New History』Harvard University Press 2002

朝鮮史料

正史『三国史記』ほか『三国遺事』『高麗史』地理志

『韓国史体系・年表』千寛宇監修

* 日本記者クラブ会員
沖縄大学地域研究所 特別研究員
天津社院東北亞研特別研究員

2) 日本史料

『古事記』『日本書紀』『万葉集』『懷風藻』『続日本紀』

『延喜式』『新撰姓氏録』『倭名類聚鈔』

3) 現代出版

著者 津田左右吉、太田亮、石母田正／井上光貞、松本清張、上田正昭、門脇禎二

直木孝次郎、鈴木靖民、安本美典／貝塚茂樹、宮崎市定、西嶋定生

喜田貞吉、岡崎敬、森浩一／森博通 / 岩波・歴史年表1965年版

大類伸、鳥山喜一、鮎貝房之進、H・G・ウエルズ

周谷城、陳舜臣、

4) 21世紀の出版物

王金林『日本歴史与文化論集』天津社会科学院出版社 2014年

門脇禎二・森浩一の著作、陳舜臣著作『中国の歴史』『小説十八史略』

2

1) 参加国際フォーラム

1991年3月 北京「東アジア問題」 1992年2月 北京 日中友好協会

1991年8月 龍口「徐福東渡」 1993年 天津「日本人の国際化」

1995年 長春「日本の戦争責任」 1997年 河北省「徐福東渡」

1998年 チェジュ「4・3・50周年」 1999年 沖縄「東アジア・平和と人権」

2000年 天津「東アジアの発展」 2006年 チェジュ「徐福東渡」

2012年象山シンポ（中止）

2) 参加国内フォーラム

市民研究団体—福岡・大阪・東京

東アジアの古代文化を考える会、主宰協力・古代未来塾（1986～）ほか

3) 所属団体

中国研究所（1975～89年）、日本記者クラブ（1974年～）

4) 顧問委嘱

全国邪馬台国研究協議会2014年～（故上田正昭以下20名）

日本徐福会協議会2016年～（5名）

3 日中間で大きな差異のある中国正史史料

（以下、大意—編訳いき一郎『中国正史の古代日本記録』葦書房 1984年）

1) 『史記』巻六始皇帝本紀 28年（前219年）司馬遷著

徐市（徐福）ら上書、三神山あり、蓬萊・方丈・瀛洲といい、仙人が住んでいるという。心身を清めて童男童女と行くことを請い願う。

始皇帝27年（前218年）（目的のものは）得られず出費が多かった。

始皇帝35年（前212年） 出費は巨万の額に及んだ。

” 37年（前210年） 神仙の術を持つ徐市らは琅邪から出て神薬を求めたが数年を経て得られず出費が多かった。罰を怖れ、偽りの報告をした。

「蓬萊の薬を手に入れることはできますが、大鯨がいて苦しめられています。どうか弓の名手と連発できる弓で仕留めることを認めてください」と。始皇帝は巨魚捕獲具を与え、自ら連発の弓を持ち、巨魚の出るの窺った。（山東半島の）之罘に行き巨魚を射殺し、西へ向かった。（注、大意 始皇帝はこの後、没した）

元朔5年（前124年）卷百十八淮南衡山列伝（淮南王を臣の伍被が諫める）

ですから、始皇帝の治世下に乱を起こそうとする者が10戸のうち5戸になりました。不老不死の薬を求めた徐福は得られず、偽って報告しました。「海の上で大神に会いました。延命長寿の薬を求めていると言いますと、「汝の秦王の礼物が足りないから見ただけで与えられない」ということでした。ついで東南の蓬萊山へ連れていかれ、靈芝でつくられた宮殿を見ました。私は神を拝み、何を献上すればいいのか問いかけました。海神は「育ちのいい少年少女とあまたの道具と技術を献上すれば神薬を得ることができよう」との答えでした。始皇帝は大いに悦び、三千人の童男女に技術者と諸道具を与えて東方に行かせました。

徐福は平原で水の豊かな地域に着き、王になって帰りませんでした。そこで秦の民は悲しみ、嘆き合い、乱を起こそうとする者が10戸中6戸に増えました¹⁾。

『漢書』卷二十八下 地理志 班固著

燕地 東夷 天性従順、西南北と異なる。孔子は中国で道が行なわれていないのを悼み、海に浮かんで九夷とともに住もうとした。もっともだ。そう、楽浪海中に倭人が住み、分かれて百余国をつくり、定期的に貢献してくるといふ。

呉越 会稽の海外に東鯤人が住み、分かれて二十余国をつくり、定期的に貢献してくるといふ²⁾。

卷四十五 列伝（伍被が淮南王を諫める一史記・列伝の略述）

『三国志』魏書 卷三十 烏丸鮮卑東夷伝 陳寿著

倭人 朝鮮半島・帯方郡から倭の邪馬壱（台）国（女王国）への距離、方角、戸数、制度、風俗、魏との関係史。距離の単位は短里（千里＝約70余キロ）。朝鮮海峡6国と邪馬台国（卑弥呼・女王国7万余戸）ほか20余の旁国、女王国と対立する南の狗奴国は九州島に収まる。女王国の東、渡海千余里、倭種があり、その南に侏儒国（こびとの多い国）があり、女王国（都？）からはるか東南に裸国。黒齒国があり、船で1年の位置にあるとする³⁾。

『三国志』呉書 卷二 呉主伝 陳寿著

黄竜2年(230年)春正月、孫権は將軍衛温、諸葛直ら將兵万人を遣わし、海に出て夷洲および亶洲を求めさせた。亶洲は海の中にあり、長老は伝えている。

「秦始皇帝は神仙の術を持つ徐福に童男女数千人を連れ、海に出て蓬萊の神山と仙薬を求めさせたが、この島に留まって帰らなかった。代々続いて数万家あり、その人民は時に会稽にきて取引する。会稽の東の呉人で海に出て風に流され、亶洲に行った者もある。その住んでいる処は果てしなく遠く、將軍らはずいぶん亶洲に行きつくことができなかつた(列島中央部か)が、夷洲(九州島南部か)に行くことはでき、数千人が帰ってきた⁴⁾。

2將軍は(孫権の事業の失敗で)翌年、処刑された。

『後漢書』卷八十五 東夷列伝 倭条 5世紀・范曄ほか著

(魏書・倭人のほぼ半分の記述量)

大倭王は邪馬臺(台)国にいる。建武中元2年(057年)朝貢、光武帝、金印拝授(「漢委奴國王」、18世紀福岡出土)。倭国の極南界だ。(この南は夷洲?)

永初元年(107年)朝貢、生口160人献上。(略)女王国の東、渡海千余里、拘奴国に至る。(狗→拘、以下、略)

会稽海外、東鯤人がいる。20余国でなりたっている。また夷洲と澶洲がある。伝えられることに「秦始皇帝が方士徐福と童男女数千を遣わし、海上、蓬萊神仙を求めさせたが得られず、罰せられるのを恐れ、徐福はこの洲に留まって還らなかった。世々、受け継がれ数万家になっている。その人(人民)は時に会稽に来て取引する。会稽東冶の人で海上、暴風に流され澶洲にたどり着いた者がいるが、果てしなく遠く往来できない⁵⁾。

『晋書』卷九十七 四夷伝 房玄齡(唐)ほか著

倭人は自分らは呉の太伯の末裔だと言っている。

泰始年間(265~274年)の初めに使者を遣わし、重訳して(他の言語に訳され)、さらに翻訳)朝貢した。

(注別項、魏正始元年(240年)春正月、東倭、重訳して朝貢した)。

『宋書』卷九十七 列伝 夷蛮 倭国 沈約著(梁)

倭国の五王、南朝とひんばんな往来 有名な上表文がある。

世祖(孝武帝)は大明2年(462年)詔して述べた。

倭の世子興は歴代の王の忠誠心を受け継ぎ、外の海にわが王朝の垣となり、(略)順帝の昇明2年(478年)、使者を遣わし上表文を寄せた。

「中国の冊封国である我が国ははるか遠くにあり、(略)戦い通してきました。

東は毛人を討つこと五十五国、西に衆夷を降伏させること六十六国、海を渡って北

を平らげること九十五国です。・・・天子の境界ははるか遠くに至りました。(略) 高句麗は無道で百済を征服しようとし、略奪し尽してやみません。亡父済は高句麗を討とうと大挙して出撃しようとしたのですが、にわか父と兄を喪いました。私は父と兄の遺志を継ぎ、皇帝の徳を受けて強敵を撃ち砕きたいと存じます。ひそかに開府儀同三司を仮称し、他の者にも仮授させました。このように忠節に励んでおります」⁶⁾

詔して、武を使持節都督、倭、新羅、任那、加羅、秦韓、慕韓、六国諸軍事、安東大將軍倭王に任命した。

『南齊書』卷五十八 列伝 東南夷 贊 蕭子顯著(梁)

東夷海外に碣石、扶桑がある。南域の諸国は極めて遠くにあり、大海に浮かぶ。必要もないのに貢物を納め、新しい王が立った時に挨拶にくる。

『梁書』卷五十四 列伝 諸夷 倭 姚思廉著(唐)

東夷の国(略)、梁が興り、また情報の増えた国があった。扶桑国はこれまで聞いたことがなかった。普通年間(520～527年)、ある僧がその国から来たと称し、中国に着いたが言うことはその地を十分に知り尽くしたものだだったのでここに記録する。

(高句麗、百済、新羅、略)

倭は自ら呉の太伯の後裔と称している。(以下、略)

帯方郡から・・・、一支国に至る。・・・未(マ) 蘆国と名付けている、・・・

南水行十日、陸行一月日、邪馬臺(台)国に至る、すなわち倭王の居るところだ。

(風俗、制度、卑弥呼、略)

正始年間、以下、略・・・晋代、齋代、高祖(梁・武帝)は即位すると武を征東代將軍に進めた。

その南に侏儒国があり(略)、また南に黒齒国、裸国があり、倭を去ること4千余里、船行1年か。また西南万里に海人がいる(略)、その肉は美味で、訪れる者が時に射殺して食用にする。

文身国は倭国の東北7千余里にある。入れ墨の習慣があり、額に三筋の入れ墨があり、身分の高い者は直線だ。(風俗、略) 王の居る所は金銅、珍宝で飾っている。王の建物の周りに堀を回らし、水銀を満たしている⁷⁾。(刑罰、略)

大漢国は文身国の東、5千余里にある。武器がなく戦争しない。風俗は文身国と同じだが言語は違っている。

扶桑国とは、南齊の永元元年(499年)、その国の僧慧深が荊州に来て話した。

「扶桑国は大漢国の東2万余里にある。土地は中国の東にあり、扶桑の木が多いので国名にしている。(扶桑木、城郭、文字がある、兵なし、戦争しない、刑罰、略)。国王は乙祁といい、貴人は上から大対盧、小対盧、納咄沙という。国王が出ていく

ときは鼓笛が先導する。(衣の色、牛、鹿がいる、鉄はなく銅がある、金銀を喜ばないなど。冠婚葬祭、略) 王の跡継ぎが立ったが3年間、国事を見なかった。

その国に仏教はなかったが、大明2年(458年)、罽賓国(ガンダーラ)の僧5人が来て経典、仏像を伝え、仏法を広めて出家させたのでその習俗も変わった。」

女国、慧深はまた話した。

「扶桑の東千余里に女国がある。(女子の風俗、妊娠、子育て、海草好き、略)

天監6年、福建・晋安人が海に出て風に遭い、ある島に着いた(以下、略)。

『隋書』 卷八十一 東夷伝 魏徴ほか(唐)

流求国(中国文・約1,200字を要約、ほかに陳稜伝一流求人(の)行商、隋軍攻略など) 福建省建安郡の東、水行5日で着く。山の洞が多い地。王の姓は歛斯、氏名は渴刺兜、土人は王を可老羊と呼ぶ。居所は波羅檀洞という。国に4、5人の帥がいて諸洞を統率、洞には小王がいる。村があり鳥了帥が治める。(風俗、刑罰、など略) 文字はない。宴会で歌いだし、皆が和し、音は極めて哀怨にひびく。女子は上膊を上げ手を翻して舞う。(服喪、自然、など略)。熊、羆、豺、狼がいる。山海の神に仕え、戦闘の犠牲者を神に祭る。

大業年間、4年(608年)煬帝は慰撫させようとしたが流求国は従わず、攻めた。都の宮室を焼き、殲滅し、男女数千人を戦利品として連れ帰った。

倭国『北史』に同文、倭国事情の記録、倭(たい、によわいの意)

その国境は東西徒歩5か月、南北が3か月で各々海に行きつく。邪馬堆が都だ。

大乱後、共立して鬼道によって衆を導く卑弥呼という名の女子が王になる。

隋代に入り、開皇20年(600年)、倭王(姓は阿每、字は多利思比孤、号を阿輩鷄弥)というが使者を遣わし朝廷に至った(洛陽)。文帝はその風俗を訊ねさせた。(略) 王の妻は鷄弥と称し、後宮に侍女6,700人がいる、太子は利歌弥多弗利という。

内官に12等があり、大小の徳仁義礼智信の順だ。(地方官に)軍尼20人がいて80戸ごとに1伊尼翼(冀?)を置く。10伊尼翼は1軍尼に属している(全10万戸か)。(風俗、ほかの制度、略) 軍隊はあるが交戦しない。仏法を敬うようになり、百済を経て漢字を知った。性格は素直で雅風がある。(冠婚葬祭、略)

阿蘇山があり、その石が突如、噴火により天に高く上がろうとすると、異変として祈祷の祭りをする。

大業3年(607年)朝貢してきて「海西の天子が仏法を興隆させておられると聞きましたので沙門数十人を伺わせ、仏法を学ばせたいのです」とし、国書に「日出る処の天子、書を日没する処の隋の天子に送る、恙なきや」とあった、煬帝はこれを見て悦ばず、夷蛮の国書は無礼だ。二度と奏聞させるな」と命じた。が、翌年、文林郎・裴清を倭国に遣わした。百済に渡り、(略)東に一支国に着き、ついで竹斯国に着く。

さらに東に秦王国に至る。その住民は中国と同じで夷洲として疑っても明らかにすることはできない。また十余国をへて海岸に達する。竹斯国以東の諸国はすべて倭国に属している。(以下、郊勞、招待など、略)

『旧唐書』卷百九十九上 列伝 東夷 劉昫(後晋)ほか

倭国は古の倭奴国、京師(長安)を去る1万4千里。四面小島五十余国、倭国に属す。(風俗、制度、略)

貞観5年(631年)、使者を遣わし朝貢してきた。使者を送ったが倭の王子と礼を争い、皇帝の命を述べることなく帰朝した。22年(648年)、新羅に付託して上表文を送る。

日本国 倭国の別種だ。国が日の昇る所にあるので日本と名付けた、倭国はその名が美しくないで改めたという。日本から来る者の多くは尊大で「実を以て応えず」、中国側は(国の存立を)疑っている。国境は東西南北、各数千里、西界と南界はともに大海があり、北界には火山があつて境界に、山外は毛人の国だという。

長安3年(703年)、その国の大臣朝臣真人がきて朝貢した。(略)真人は経書や史書を読み、文を理解し、容姿は温雅だった。則天武后は麟徳殿でもてなし、司膳卿を授けて帰した。開元の初め(713~741年)、また使者を遣わした⁸⁾。(略)

朝臣仲満(阿倍仲麻呂)は帰国せず、朝衡と改名し、50年も留まり、鎮南都護に拔擢された。⑧ 貞元20年、遣使来貢、学生橘逸勢、学問僧空海が留まった。(以下、略)

卷八十四 列伝 劉仁軌 (倭と百済王子の関係)

(略)劉仁軌は倭兵と白江の河口で遭遇し、四戦とも勝ち、倭兵の船400艘を焚いた⁹⁾。

臣は尋ねて申し上げる。「陛下、もし高句麗を滅ぼそうとなさるなら、百済の土地を捨ててはなりません。余豊は北におり、余勇は南(倭国)におり、高句麗、百済は旧からたがいに結んで助け合い、倭人は遠くにいても、また影響を与えております。(略)上(高宗)は深くこの言葉を聴きいれた。(略)扶余勇はこのとき逃げて倭国にいて扶余豊の求めに応じていたので、このように言ったのだ。(略)

麟徳2年(665年)、泰山の封禪の儀に際し、仁軌は新羅および百済、耽羅、倭の四国の酋長を連れ、赴いたので高宗は大いに悦び、大司憲に拔擢した。

4

以上、日本古代史学界および日本・中国史学界の大勢は中国史料の理解についてヤマト王権早期統一の視点で解釈するほか、徐福集団東渡や呉水軍の東渡、『梁書』の倭方面5国について無視、黙殺してきた。これに対して、私は1980年代初めに北京中華書局に一筆啓上、翻訳の承諾を得て中国や列島西部を訪問し、独自の追究を試みた。岩波文庫版『魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝』(初版1951年)の編訳は正しいのか、2013年末の20

年ぶりの『日本史講座』原始古代1、古代2の著作まで、いわゆるアカデミーの思想・説明への大きな疑問が募った。

1) 中国官人の測定と表記 短里

いわゆる「魏志」倭人伝の距離表記をめぐり、千里を長里、約450メートルか短里、約70～80メートルかの古田武彦・安本美典の論争が知られている。現在では東夷関係が短里の表記だとされている。すなわち、対馬から壱岐など千余里とあるのは短里の約70キロが正しいというものだ。この理由について明らかにされていないが、私は京師と夷蛮の地を同一単位にすると後者が大きく見えるからと考えている。同時に中国史中世の官吏が地図を遺さなかった理由も平面に図示すると夷蛮の地が大きくなることをよしとしなかったからと見ている。

また、日本の研究者は簡単に「一大国」は「一支国」の誤りとしたほか、岩波文庫版では倭人伝の数か所を誤りとしているが、一大国などは当時の一時的呼称で、ひとつ離れた国の意であることは次項で説明する。また、通説は伊都国が女王国に統属されていたとするが、その場合に中国文では「于」という前置詞を必要とする。「于女王国」でなければならない¹⁰⁾。伊都国が上位にあるとするのが松本清張説で私も従ってきた。諸橋大漢和の解釈もこのほうが正しいと見る。

2) 呉書・孫権伝の水軍派遣で夷洲を台湾とする説が有力だが、黄竜2年(230年)に孫権は大帝を名乗っており、東の徐福末裔の人狩りという大事業を興した。臨安からわずか200キロ対岸の台湾島であるはずがない。東の夷洲、さらに亶洲(亶はまこと、澶は遠いの意)へ向かう雄図である。万もの兵の意味は大きい。4世紀後の流求国の記述を読んでも分かるのは、夷洲が少数民族の台湾島ではなく沖縄島で、王制を持ち、音楽・舞踊などの文化が開いていた(流求国条)ことから証明できるのだ。3世紀・呉水軍は向こうの地に遣った者も少なくなかったといえる。当時、世界有数の水軍の主力が漂着したり遭難したとは考えられず、列島南部から中央部へ新文明の旗手になった可能性も否定できない。いわゆる古墳時代における墳墓の高塚化だ。

3) 『梁書』倭方面5国のメッセージ

本研究中、最大の問題は『梁書』に初出の倭・文身国・大漢国・扶桑国・女国の実在だ。日本学界と岩波出版文化は長い間、黙殺してきた。平田篤胤・白鳥庫吉による証言僧・慧深に対する非難、罵詈雑言によるものといえる。外遊経験のあった白鳥は東京帝大教授で裕仁天皇の家庭教師だったから、講演録など説得力があった。

だが、ヤマト王権の神国化、日本帝国の美化に走りすぎた。

20世紀以降、邪馬台国論争では白鳥・内藤湖南(京大)の論議が有名で、21世紀の現在まで各氏の著書はおそらく千冊をこえると愚考するが、扶桑国については白鳥と不肖・壱岐の2名のみという結果を示している。私は原文はつぎのような問題を提起してきたとする。

イ) 倭、倭国はどこにあったか。北部九州か、近畿（関西）か。

ロ) 里程は長里か短里か

このような条件で原文の位置を考察すると

(帯方郡)—————倭—————東北・文身国————東・大漢国	
12,000余里 7,000余里 5,000余里 =23,000余里	
中 国—————東・扶桑国—東・女国	
20,000余里 1,000余里 =21,000余里	

倭は北部九州、短里—東北に北陸文身国—東に関東・大漢国となるが、もし倭が関西なら短里でも大漢国は福島沖に没する。長里だと扶桑国は北米大陸になる。

4) 大漢国の疑問

では「大漢国」とはどういう意味だろうか。私は1995年、天津の国際フォーラム「日本人の国際化」（古代部門）で短い発表をした。「大」についてだ。中国では漢代に「大秦国」「大夏国」という表記をしていて、碩学・貝塚茂樹著『中国の歴史』（上）でも悩ましい表現が使われている。実は諸橋大漢和によれば「大」の50程の意味の終わりに「離れた」の意があるとされている。大漢国とは漢を離れたの意、大秦国は遠く離れたローマ帝国、大夏国は同じく遠いペルシャ帝国の意なのだ。だから「一大国」はひとつ離れた国で、後で「一支国」と表記されるようになったにすぎない。ちなみに、音で福岡市西方に壱岐という地名・学校名・団地名があり、その西に加布里があってイキ・カヘリとあったと言えないこともない。

一方、大については、大国主命や大海人王子の命名理由を考えさせる。

5) 扶桑国の意義

前記の理由から、扶桑国は倭国の東に実在した国で、王制があり、貴族名は高句麗に準じた呼称だったことがわかる。この仏教伝来は民間伝来であり、飛鳥の仏像が示す北魏系の伝道・移住を物語るといえよう。最古の仏寺・若草伽藍や法興寺など高句麗・清岸里様式といわれるが、関西中央部・飛鳥や近江に高句麗様式の仏寺があって不思議ではない。

日本書紀が喧伝するのは百濟仏教だが、「公伝」が552年、「上宮聖徳法王定説」が538年伝来で扶桑国仏教の民間伝来（458年）よりも80～95年も遅いのだ。この点、奈良八木出身の田村園澄・九州大学名誉教授は「倭の五王」時代の420年代に仏教をとりいれていた可能性があるとも書いている¹¹⁾。また、中大兄王子の呼称は百濟ではなく高句麗・新羅系の命名で不自然に思えるのだ。扶桑国の傍証になる唐代の「梁四公記」の中には高句麗経由の文物往来が描かれている。列島中央部に古来、高句麗経由の基層文化があったとして誤りではなかろう。

6) 夷洲と琉球

一方、私は「夷洲広域説」を考えた。

- ① 夷洲を狭くとらえるならば、『隋書』流求国条（伝）から台湾島というより沖縄島の社会・文化が描かれているというものだ。自然描写の中で熊・羆がいない点だけが疑問だが、沖縄・名護市の資料館で大きな黒豚のはく製を見たときに、この体長2メートルもの黒豚が疾走していれば熊と誤認することであろうとした。前述したように王制が示され、文字はなくても音楽・舞踊は現代の琉球芸能に通じる完成度だ。音楽が「哀怨」と表記され、現代に伝わるその独特の琉球5音階を想起させる。
- ② 『隋書』流求国条のあとの倭（倭）国条に「竹斯国」の東に秦王国があり、夷洲として疑っても明らかにできない、と記述がある。この2世紀前の『後漢書』倭条には倭奴国があり、倭の最南端としていることから、中国側の東方探査は『三国志』呉書の水軍東渡の夷洲攻略とも重なると言える。孫権の大志は浙江省に近い対岸の台湾島を目標とするものではなく、はるか東にあったとする。
- ③ 長安から見て2千キロ先の、台湾島—沖縄島—九州島中南部の弧状千余キロはVサインの間に収まることに気付く。いわば広域なのだ。
- ④ 隋軍と流求人との戦闘が台湾島や先島でない理由は航海記述にもよるが、陳稜伝の初め流求人が商旅に来て、ついで揉めて戦闘になったという記述に注目したい。行商に来たという資質は少数民族のものではない。しかも、もめごとの後に戦闘になって勇敢に闘っている。台湾島なら山間部に逃げるだろう。先島なら2、3日で殲滅だ。戦闘地域は一定の広さを要する。「男女数千人を虜にした」ということから沖縄島とする理由だ。1990年代の終わりに私は那覇市で小型船舶1級免許更新のために、沖縄海人と共に講習を受けた。台湾北東から東へ強い海流が流れ、『隋書』の高華嶼（澎佳嶼）から3日で沖縄島に着く理由が分かった。動力船のない時代は特に海流の活用が求められたのだ。

5

以上の中国正史を中心にした「史実」は日本書紀によるヤマト早期統一政権の存在を疑わせるものになった。すなわち、長大な日本列島は文献の上でも、東方、中央部、西部、それに日本海岸（北ツ海）、さらに琉球列島とその文明2000年史において単純ではなく複雑な構造を持っていたことが分かり、むしろ中国史料の正確さを証明する。

考古学的な「史実」は大略、以下のように考察した。最初に正倉院御物を鑑賞したのは滋賀県に住んだ1946年秋であり、以後、1991年から2年、2004年から8年と通算15年の関西、福岡は3回の業務で20年余の生活を送り、考古遺跡、遺物を調べた。関西と北部九州の双方を等しく観察できたことは成果といえる。ふつう、どうしても関西の巨大古墳に幻惑されるからだ。

- 1) 徐福集団渡来の実証としては20世紀前半から喜田貞吉の銅鐸製造説がある。周知のように現在、500点ほどの出土が公表されており、約400年間にわたる製造が知られている。私は初期の試作段階が短いことから、移住集団の製作と考えた。幸運にも、友人が精銅

会社の経営者であり、彼の実弟が考古学者久野邦雄であった。1980年代の高度の精銅技術でも古代の銅鐸製作技術に及ばなかったという。なお、終末期の大型銅鐸は滋賀・大岩山と三遠地区で知られているが、近年、東三河地区で約300ものかめ棺墓の出土が公開され、西の吉野ヶ里と双壁とされることも注目すべきだろう。

- 2) 3世紀後半に列島の墓制が急速に変化するが、その理由に呉水軍の東渡があったと愚考している。墓制思想の変化は大きな文化摩擦であり、自然成長とは考えにくい。南九州島—瀬戸内—奈良・河内というルートがあったというものだ。しかも、南九州・大隅地区で出土した大型の壁（国宝指定）ほか男性の威信財遺物が証明し、女性の遺物が皆無に近いということだ。大隅地区から北の西都原古墳群へと高塚墳墓が北上する。同時に岡山地区で特殊器台円筒埴輪や変形の高塚が築造されていく。岡山の研究者・近藤義郎は東のヤマト地区の初期巨大古墳群を「共同墓域」と表した。その前の時代の纏向遺跡など、祭祀のみで生活遺跡が乏しいこともあるのだろう。
- 3) いわゆる「魏志」倭人伝の世界は諸国の強弱を示したものではなく、最強は狗奴国ということになる。邪馬台（沓）国（北部九州）は広大でも強大ではないのだ。また、旁国20余のほかにも南九州・投馬国5万余戸について、本来は旁国地区だが、魏としては対呉戦略からわざわざ調べていたといえる。これは倭種（四国）の侏儒国についてもいえることだ。帯方郡使やその代行者、一大率は物見遊山で伊都国にいたのではない。
- 4) 『梁書』の倭方面5国と仏教民間伝来記録はもっと追究されてよい。2014年岩波『日本史講座』（古代2）は飛鳥時代を従来の「推古朝」という表記を用いているが、1979年に故井上光貞が総括した「古代国家の成立・6世紀前半」説を黙殺しているのだ。『梁書』扶桑国の記述は「継体天皇」の存在を否定するもので、文身国・北陸説が地方政権の存在を証明する。また、関東大漢国は埼玉稻荷山鉄剣出土地域に当たり、『梁書』記述の正当性を証明する。現学界でこれらの記録を一顧だにしないのは歴史科学の名に恥じるものではなかろうか。
- 5) 『隋書』流求国および倭国の記録は隋唐代の熱心な観察・記録への執念を示す。日本の古代史学界では『隋書』倭国条の評価が高いつわられてきたが、この倭国は倭国としてヤマト王権として理解されたことはいままでのまではない。だが、本稿で考察してきたように、中国側官吏の視点は一貫して北部九州倭国であって関西のそれではなかった。だから、「日出る処」は北部九州の倭国政権で、日本書紀がこの上表文を書いていないことも重要であろう。しかも『隋書』は男王に会い、后がいたので、「推古」女王・聖徳太子の日本書紀とは決定的な差異があるのだ。日本古代史学界が「倭の五王」比定とともに苦勞を強いられてきた課題なのだ。

このように日中史料の比較検討をすると、日本書紀がまとまりの悪い政治小説だと断じることができる。中国正史を絶対化するものではないが、少なくとも比較にならない水準だと言ってよかろう。言語学上の森博通による日本書紀の基本的分析がもっと評価されてよい。

同時に、2015年、人類学、遺伝学上の研究成果が公表され、「古代日本列島人」の成立について踏み込んだ実像が明らかになった。国立遺伝学研究所・国立科学博物館・徳島大学などの共同研究で、男子Y染色体の分析でA、B、D…O…Tと20ある型のなかでアフリカ系はABDで、縄文系はDを示し、チベット、アンダマン（インド洋）と列島のみという注目すべき結果だ。列島2,000点の歯の解析から1万年の縄文系が32.2%、約千年の弥生系53.8%、そのほか13.9%であった（NHKテレビ「おはよう日本」2015. 5.29）。このほか、ドイツのマックスプランク人類史科学研究所は母方の情報しか受け継がないミトコンドリアのゲノム（全遺伝情報）解析に努力し、7000～3万5000年前にアフリカを出た人類がどのように広がっていったか調べている（日経新聞、2016、5、8）。日本側の研究はゲノムの4%を取り出し、本州の日本人のうち縄文人から引き継いだのは10～20%と推定している。今後、古代日本人の形成をめぐり、沖縄—本州南北—アイヌ—縄文人と微妙な差異が追究され、雑種（ハイブリッド）の実態が解明されよう。

最後に、私は10世紀に紫式部が『源氏物語』（螢の段）で光源氏に言わせた「これらの物語にこそ道々しく詳しきことあらめ。日本紀なぞはただ片そばぞかし」という台詞を思い出す。しかも、19世紀末、西園寺公望は明治憲法を起草した伊藤博文・井上毅に対し「妄誕の書を重んずるは国に大いに損あり」と日記に書いた事実を重ねて銘記する。日本貴族の間ではおよそ千年も古事記・日本書紀が「でたらめ」とされていたことを証明する。遺憾ながら、西園寺の日記は百年眠っていて、発見されたのは京都・立命館大学において、なんと1990年秋であった。私たちは日本史上の2大文化人の警告に耳を傾けることが求められているよう。

因みに西園寺は20世紀初頭に総理2度、1920年代以降、裕仁（昭和）天皇のブレーンとしてテロの脅威下、1940年永眠（国葬）。

2010年以降の学界における日本古代史研究も出雲政権と飛鳥・蘇我勢力の評価など、若干の変化が見られる。ここで私が重く刻む理由は、日本書紀が21世紀の右翼思想の源流であることなのだ。そこには約50年にわたり、言論文化に関係した私の反省もある。

現代の右翼史観は「伝統」重視というが、その伝統とは「明治」クーデターによる吉田松陰の「至誠テロリズム」肯定から礼賛への隣国蔑視・専制ファシズムにほかならない。日本社会は19世紀半ばまで全体として平穏な善隣社会であったにもかかわらず、蝦夷地攻略・琉球処分・台湾併合・韓国併合・大陸侵攻とこちらからの攻撃、加害の反復による、その結果の大敗戦の80年になった。

右翼思想はこの日本で、著しく自己陶醉と反学知の暴走だと知るだろう。

私の研究も、大戦前、祖父の那覇地裁判事就任（13代所長）、戦後の米軍占領—祖国復帰運動参加、今世紀初めの7年にわたる沖縄の地平での歴史認識であった。

注

- 1) 徐福伝説は韓国2地区、列島に約30地区

- 2) 東鯷人、東の端の人の意
- 3) 邪馬台国論争、列島東西・主に九州説と近畿説
- 4) 夷洲・台湾島説が多数、少数が南西諸島説（森浩一ほか）、亶にまことの意
- 5) 澶洲の澶に遠いの意
- 6) 坂元義種2010. 4.10講演「授号における倭と朝鮮3国との差異」
- 7) 列島は世界有数の水銀産出国
- 8) 鑑真和上ら、留九の文字
- 9) 白村江の戦い、唐・新羅・倭（日本）の記録一致
- 10) 『徐福一（二）』山東省、1993年 李永先論文「于女王国」
- 11) 田村圓澄『古代朝鮮仏教と日本仏教』吉川弘文館 1980年

参考文献

- 徐逸樵『先史時代的日本』三聯書店 1990年
森博通『日本書紀の謎を解く』中公新書 1999年（毎日出版文化賞）

<拙著>

- 藤田・伊ヶ崎・いき主編『ゼロからの古代史事典』（通史）ミネルヴァ書房 2012年
『新説日中古代交流を探る』葦書房 1984年
『扶桑国は関西にあった』葦書房 1995年
『徐福集団渡来と古代日本』三一書房 1996年
中国語訳『徐福集団東渡与古代日本』天津人民出版社 1997年
『藤原不比等』三一書房 1997年
『継体天皇を疑う』かもがわ出版 2011年

<論文>

- 天津社会科学院『東北亜学刊』2015年Ⅲ期
「対日本古代史的重新認識～関于正史『日本書紀』的再審視」

沖縄の家庭教育支援施策の始動 —「家～なれ～運動」を中心に—

嘉納英明*

Start-up of the policy of support for home education in Okinawa —Focus on Ya-nare-undo—

KANO Hideaki

要旨

沖縄県の家庭教育の現状から、その支援のひとつとして、「家～なれ～運動」が始まった。「家～なれ～運動」は、親のまなびあいプログラムを特徴として展開されている。この運動は、家庭教育支援のリーダーやアドバイザーの養成を図りつつ、各地域で、他の関係機関との連携をどのようにつくるのかが問われている。

キーワード：家～なれ～運動 家庭教育支援 推進計画

1. はじめに

家庭教育の責任は、その子の父母又は保護者であることについては、特に、異論はないであろう。しかし、現状をみると、子育ての機能が著しく低く、或は欠如している家庭で児童虐待相談対応件数は毎年増加の一途を辿り⁽¹⁾、子どもが悲惨な状況に追い詰められている事件も頻発している。こうした家庭（の子ども）に対するサポート体制のあり方については、より一層幅広く議論し、具体的な方策の構築が求められている。一方で、子育てで悩み、疲れ、地域で孤立している保護者も少なからず存在している。行政の家庭教育への介入は抑制的でなければならないが、家庭教育の支援を受けることで、家庭内の教育機能に回復が見られるのであれば、どのようなサポート体制が望ましいのかという点にたち、議論を始めなければならないであろう。沖縄県教育委員会（以下、県教委）では、家庭教育への支援をどのようにしていくのかについての議論が始まり、「家～なれ～運動」を企画し、実行した。

* 公立大学法人 名桜大学国際学群教授

本報告は、沖縄県の家庭教育支援の施策に焦点をあて、県教委が提案している「家～なれ～運動」の企画・提案の背景を中心に報告するものである。

2. 「家～なれ～⁽²⁾運動」とは何か

県教委は、2013年度（平成25）から学校・家庭・地域の連携を密にし、家庭教育への支援並びに地域の教育力の向上を目指した「家～なれ～運動」（8割国負担）を推進している。2014年度（平成26）の家庭教育支援に係る予算は7,300万円余、翌年の2015年度においても6,000万円余の予算が投入されている⁽³⁾。TV・ラジオのCMも放映され、また小学校によっては正門に「家～なれ～運動」を印字した幟がはためいている。「家～なれ～運動」以前の家庭教育支援に係る県予算が800万円程度で推移していたことを考えると、大幅な予算増額といえる。2015年度の家庭教育支援に係る予算の内訳をみると、家庭教育の促進を目指した「家～なれ～運動」は5,000万円余、親子電話相談事業600万円、家庭教育支援事業200万円をみても、突出した予算額になっている。しかも、「家～なれ～運動」は、2019年度（平成31）まで継続する予定であり、諸見里明県教育長（2015年度末退任）の並々ならぬ決意がみられる。諸見里教育長は、沖縄県家庭教育推進委員会の設置により、家庭教育の基礎となる生活習慣の確立や規範意識の向上、学習環境の整備等のために、家庭教育の改善充実に向けた「沖縄県家庭教育支援推進計画（以下、「推進計画」と略）」を策定したと述べている⁽⁴⁾。

推進計画は、家庭教育や家庭教育支援の現状、推進計画の必要性、家庭教育支援の具体的な取組等について詳述し、保護者が家庭教育について、共に気づき、共に考え、共に楽しく学び合うことができる学習プログラムから構成されている。夢実現「親のまなびあい」プログラムと呼ばれる内容は、主として保護者向けであり、基本的な生活習慣や学習習慣、家庭学習のルール、生活リズムの自己管理等について保護者が相互に学び合うものである。このプログラムは、食育の研究者、養護教諭出身の元学校管理者、臨床心理士等の協力を得て作成されたものである。

この「親のまなびあい」プログラムは、まず、家庭教育支援リーダーによる実施から始まった。県教育庁生涯学習振興課内に8名の家庭教育支援リーダーが委嘱され、彼らが、各地区でプログラムを実施することで、家庭教育支援に関わるアドバイザーの養成を図るというものである。各学校、PTA、社会教育関係団体等で52回開催し、約1,700名がプログラムを体験し（2015年12月末現在）、105名のアドバイザーが登録されている⁽⁵⁾。「親のまなびあい」の受講者は、「楽しくできた」「学びはあった」の各項目で、「とてもそう思う」「ややそう思う」で、97%の回答を示し、総じてプログラムの内容に満足した回答が得られている。

2016年度からは、県庁内に常駐していた家庭教育支援リーダーのうち、2名は課内に常駐し、県内6つの教育事務所へ1名ずつ配置され、地域とより近い場所でアドバイザーの養成を図ることが期待されている。リーダーは、教育事務所の社会教育主事との連携により地域

活動を展開していくことが求められている。今後、家庭教育支援リーダーとアドバイザーが地域でどのような活躍をみせるのか、注視したい。これらの支援活動と並行して、県生涯学習振興課の主導のもと、沖縄県家庭教育支援地区別推進委員会が設立され（国頭地区、中頭地区、那覇地区、島尻地区、宮古地区、八重山地区）、「家～なれ～運動」の事業概要の説明が行われ、県民挙げての運動になることが期待されている。

3. 「家～なれ～運動」の企画・提案の背景—沖縄県の家庭教育をめぐる現状—

(1) 教育基本法の改正と「家庭教育支援」報告書

では、なぜ、いま、「家～なれ～運動」なのであろうか。先の諸見里教育長の発案の背景には、まず、2006年に改正された教育基本法を挙げることができる。同法は、第10条に「家庭教育」を、第13条に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」を新設した。第10条は、父母その他の保護者は、子の教育について第一義的な責任を有することや、同13条では、学校、家庭及び地域住民の教育におけるそれぞれの役割と責任等について規定している。旧教育基本法には規定されていなかった新しい条文は、学校、地域、家庭の連携した子育て支援の重要性を説いたものだともいえるだろう。

教育基本法の改正を受けて、文科省は、2012年3月、家庭教育支援の推進に関する検討委員会の報告書を策定した。『つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～』（座長：汐見稔幸）がそれである。同報告書は、家庭教育支援の課題として、「子の誕生から自立までの切れ目のない支援」が必要との認識に立ち、課題を抱える家庭に対して、「届ける支援（アウトリーチ）と福祉等との連携が必要」としている。そのうえで、「多様な世代が関わり合う社会で、子どもの育ちを支えることが必要」だととらえ、「地域の課題に応じた取組の活性化や地域資源の活用」を挙げている⁽⁶⁾。報告書は、家庭教育支援の基本的な方向性を、①親の育ちを応援する、②家庭のネットワークを広げる、③支援のネットワークを広げる、以上の3つを提案している。具体的な方策も、親の育ちを応援する学習プログラムの充実等を掲げ、沖縄県版の「家～なれ～運動」も、同報告書の内容を踏襲するものとなっている。

ところで、子どもの貧困をめぐる問題が社会問題化している中、全国都道府県教育長協議会は、子育て悩み等の相談業務は、都道府県、市町村とも「効果が大いにある・ある」と回答した割合が約8割であるとし、効果をあげるための工夫については、都道府県、市町村とも「情報提供」に関する回答が多く、次いで「連携」に関する回答が多いと報告している⁽⁷⁾。若い世代の家庭のみならず、ひろく子育ての悩みを抱えている家庭に対する支援が求められている。

(2) 沖縄県の家庭教育の現状

県教委内で「家～なれ～運動」を展開する必要があると認識されたのは、沖縄社会の厳しい状況がその背景にある。県生涯学習振興課は、現状の「低い家庭教育力」の理由として次

の8点を指摘している（「資料1. 沖縄県の家庭教育をめぐる現状」⁽⁸⁾）。ここで、同資料のいくつかの項目についてみてみよう。まず、県民所得の低さや失業率の高さは、大人の貧困を招き、それが子どもの貧困の根本の問題のひとつとして認識されていることである。県民所得の低さは、少なくとも沖縄の日本復帰後一貫して指摘されていることであり、失業率の高さも沖縄の最大の課題である。離婚率の高さや母子・父子家庭の多さから、生活の不安定さがみてとれ、多忙なひとり親が子どもと向き合う時間がとれないこと、また地域社会で孤立しがちであることを示している。特に、県内では、若年層の婚姻と離婚が繰り返され、低

資料1. 沖縄県の家庭教育をめぐる現状

- ①経済状況が苦しく、家庭教育へ関心の薄い保護者が多い。
根拠 県民所得全国47位 国民経済計算・内閣府（平成23）
失業率全国1位 労働力調査年報・総務省（平成25）
- ②ひとり親が多く、多忙で悩みを抱え孤立しがちな親が多い
根拠 離婚率1位 人口動態調査・厚労省（平成24）
母子・父子家庭率全国1位 国勢調査・総務省（平成22）
- ③急速な核家族化で家庭教育が世代間で受け継がれない
根拠 核家族率推移 全国24位（平成12）→18位（平成17）
→10位（平成22）
国際調査・総務省（平成12、平成17、平成22）
- ④確立されていない生活習慣
根拠 朝食摂取率 全国平均以下（小）（中）
規則正しい就寝 全国平均以下（小）
規則正しい起床 全国平均以下（小）
全国学力学習状況調査・文科省（平成27）
- ⑤規範意識の低さ
根拠 学校のきまりを守る 全国平均以下（小）
全国学力学習状況調査・文科省（平成27）
- ⑥薄れる地域とのつながり
根拠 地域行事の参加率 全国平均以下（小）
全国学力学習状況調査・文科省（平成27）
- ⑦全国学力調査結果
根拠 中学生 全国平均以下
全国学力学習状況調査・文科省（平成27）
- ⑧深刻化する少年非行
根拠 少年刑法犯検挙・補導件数15位
不良行為少年補導件数 平成25年過去最高
平成25年少年非行等の概況・沖縄県警（平成26）

学歴と就業率の低迷により生活が不安定であることも指摘されている。核家族化の進行も、地域社会とのつながりの薄さと無関係ではない。ひとり親の生活の不安定さは、子どもに向き合い、家庭での教育を考える余裕すら持てないことが、子どもの生活習慣の形成やしつけの不十分さにつながり、経済的な格差は、学力の格差となって表れているものと解釈できる。子どもにとっての居場所が家庭にはないことが、不良行為・少年補導件数の検挙率の高さに現れているのではないだろうか。

沖縄県は、以上のことをふまえ、家庭教育の現状として、子どもの基本的な生活習慣の確立が不十分であると考え、子どもの生活リズムの乱れが身体の不調や学力不振の原因となっていると指摘している⁽⁹⁾。

4. 「家～なれ～運動」をめぐる諸課題

学校の教育活動の充実や地域の教育力の活性化を図る目的の「学校支援地域本部事業」、子どもの安全・安心な活動拠点づくりを目的にした「放課後子ども教室推進事業」の実施状況をみると（次頁「資料2. 学校・家庭・地域の連携協力推進事業 市町村実施状況／2016年3月1日現在、沖縄県教育庁生涯学習振興課提供資料）、市レベルでの実施が多く、北部地区や離島での未実施が多い⁽¹⁰⁾。これらの事業は、主に学校を拠点に進められているものであり、特に、後者の「放課後」の事業は、子どもの「居場所」の役割も果たしている。学校の教育課程外で、子どもの体験や遊びをプログラム化して実施している実践も数多く、個々の家庭（教育）ではなかなか出来ない内容を含みこんでいる点は、もっと評価されても良い。一方で、昨今の子どもの貧困対策事業として、地域において、無料塾、子ども食堂、居場所づくり等の開設が相次いでいる。これらの事業は、内閣府の予算と県の基金によって進められているものであるが、「家～なれ～運動」が目指す家庭教育の拠点づくり（小学校や公民館等を想定）との連携協力や子どもを総合的に支援していくネットワークづくりが益々重要になってくるであろう。とりわけ、地域連携を担当する教職員、保護司、社会福祉担当者等と家庭教育支援のリーダー、アドバイザーとの連携協力は不可欠である⁽¹¹⁾。この点と関わって、家庭教育支援のための体制としては、家庭教育支援を担当する専任職員の配置が望ましいが、現状では、専任職員9.6%、兼務職員51.9%、専任職員未配置36.4%である⁽¹²⁾。

「家～なれ～運動」は、家庭教育支援リーダーによるアドバイザー養成の実施、CM放送等の広報により、徐々に県民のなかに浸透してきた感があるが、家庭教育の支援を求めるニーズにどのように対応していくのかについては、課題である。アドバイザーは、支援を求める家庭の悩み、要望をすくい上げ、関係部局へつなげる役割を担っているが、地域のなかでのアドバイザーの存在認識が深まらないことには、アドバイザーの利用も低迷してしまう。アドバイザーが地域のなかで活躍できる「場」をどのように作りだしていくのが、これからの課題である。

資料2. 学校・家庭・地域の連携協力推進事業 市町村実施状況

市町村名	学校支援地域本部						家庭教育支援 チーム数			放課後子ども 教室数			土曜日の教育支援 体制等構築事業
	H25		H26		H27		H25	H26	H27	H25	H26	H27	H27
	本部数	学校数	本部数	学校数	本部数	学校数							活動数
那 覇 市													
宜野湾市	1	12	1	12	1	13				8	3	3	
石 垣 市	1	5	6	6	1	5	1	1	1	5	4	4	
浦 添 市	5	16	5	16	5	16				29	28	25	
名 護 市	8	21	8	34	1	33		1	1	1			
糸 満 市	4	10	6	16	6	16				2	3	3	
沖 縄 市	24	24	24	24	24	24				16	16	17	
豊見城市	1	17	1	17	1	19				6	6	7	
うるま市	8	20	9	22	9	20				18	20	21	
宮古島市	2	5	2	5	2	5				10	10	6	
南 城 市	1	17	1	20	1	18							
国 頭 村													
大宜味村													
東 村													
今帰仁村													
本 部 町	1	2	1	2	1	2				2	2	2	
恩 納 村			1	15	1	15							
宜野座村													
金 武 町													
伊 江 村													
読 谷 村	2	7	2	12	2	12	1	1	1	5	5	6	1
嘉手納町										2	2	3	
北 谷 町										6	7	6	
北中城村	1	3	1	3	1	3				2	2	2	
中 城 村	1	4	1	4	1	4				4	3	3	
西 原 町	1	5	1	6	1	6							
与那原町	1	3	1	3	1	3				1	1	1	
南風原町	1	6	1	6	1	6				4	4	4	
渡嘉敷村	1	3	1	3	1	3							
座間味村													
粟 国 村													
渡名喜村													
南大東村													
北大東村													
伊平屋村							1	1	1				
伊是名村										9	9	9	
久米島町										19	17	18	
八重瀬町	1	6	1	6	1	6							
多良間村													
竹 富 町										2	3	4	
与那国町													
合 計	65	186	74	232	62	229	3	4	4	151	145	136	1
	19 市町村		20 市町村		20 市町村		3 市村	4 市村	4 市村	20 市町村	19 市町村	19 市町村	1 村

※ H26 は実績報告書の数字、H27 は交付申請の数字

5. おわりに

沖縄県の家庭教育支援施策は、「家～なれ～運動」として、2013年度（平成25）から始まっている。多額の予算投入の割には、学校や地域での浸透については課題があり、今後もより一層の啓発と家庭教育支援リーダーやアドバイザーの活用が鍵になる。また、県社会教育委員会は、「家～なれ～運動」の地域的展開を図るべく、県民向けの「提言」の準備を始めている。家庭教育支援施策は県主導であったが、これからは、各地区に配置されたリーダーと地域のアドバイザーを活用したまなびあいプログラムの実施を通して、家庭教育の在り方を各地域で議論していくことが求められる。子育てに悩みや困難を感じ、家庭内に様々な事情を抱えている保護者にとっては、気軽に相談できる窓口が必要である。「家～なれ～運動」の施策は、こうした窓口開設＝拠点づくりを目指すものであるが、これは、教育や福祉等の機関につながるものとして想定されている。前述したように、子どもの貧困対策事業として、子どもの居場所づくりや子ども食堂等がNPO等により県全域で展開されているが、これらの活動拠点との連携も視野に入れて議論すべきであろう。

<注及び引用文献>

- (1) 望月重信・春日清孝・原史子著『ジェンダー化社会を超えて 教育・ライフコース・アイデンティティ』学文社、77～78頁。
- (2) 「家庭でのしつけや習慣が、外に出たときのかがみ（鑑）になる」という意味である。沖縄の黄金言葉“や～なれ～る ふかなれ～”からヒントを得た運動名である。
- (3) 沖縄県教育庁生涯学習振興課提供「家庭教育支援に係る予算の推移」2015年度。
- (4) 沖縄県教育委員会『沖縄県家庭教育支援推進計画』2014年12月の冒頭の教育長「あいさつ」。
- (5) 「沖縄県社会教育委員の会議 第2回起草委員会」資料（於：沖縄県庁）、2016年2月5日。
- (6) http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1306958.htm（2016年4月27日閲覧）。
- (7) 全国都道府県教育長協議会第2部会「子供の貧困対策における社会教育の支援の在り方について」2015年度、16頁。
- (8) 「沖縄県社会教育委員の会議 第2回起草委員会」資料（於：沖縄県庁）、2016年2月5日。
- (9) 沖縄県教育委員会『沖縄県家庭教育支援推進計画』2014年12月、18頁。
- (10) 那覇市は、2013年（平成25）に中核市に移管したため、県予算を活用しての学校支援地域本部事業等は実施していない。そのため、集計には入っていない。また、北部地区や離島では、「必要性を感じない」「部活等があり子どもの居場所が確保されている」等の理由により実施されていない。
- (11) 子どもの貧困問題が深刻化している中、教育と福祉をつなぐ専門職としてのスクールソーシャルワーカー（SSW）の役割に注目が集まっているが、収入が不安定な非正規雇用がほとんどで人材が集まりにくい実態が報告されている。有資格者数も増加していない（「沖縄タイムス」2016年2月19日）。家庭教育支援のチームとしてもSSWは期待されている。県予算での配置数20

- 名、市町村単独経費での採用数は30名である（沖縄県庁義務教育課提供資料、2015年5月26日）。
- (12) 平成24年度文部科学省委託調査『「地域における家庭教育支援施策に関する調査研究」調査報告書』株式会社リベルタス・コンサルティング、平成25年3月、5～6頁。

伊良部島の有用動植物の記録

盛 口 満*

Report of useful animals and plants at Irabu Island

MORIGUCHI Mitsuru

要 旨

宮古諸島・伊良部島において、かつて里の周辺に存在していた動植物を、どのように利用してかについて、島出身の年配者から聞き取り、記録した。

キーワード：伊良部島・里山・有用植物

1. はじめに

琉球列島の里山は、戦後、大きく様変わりをしており、現在では、かつての里山の面影を見つけることさえ難しい。著者はこれまで、琉球列島の島々のお年寄りたちからの聞き取り調査を続け、その結果、これまで、ソテツ（盛口 2015）、魚毒（盛口 2016a）、シュロ（盛口 2016b）といった特定の植物、または植物の利用形態に着目することで、琉球列島の里山の多様性を明らかにすることと、琉球列島の里山を類型化する試みを行ってきた。本稿では、これまで未発表だった伊良部島の動植物利用の聞き取り調査の結果を報告する。伊良部島は隆起石灰岩からなる、ほぼ平坦な島であり、この聞き取り調査の結果は、石垣島、久米島、沖縄島北部などの山や森のある島における里山との比較を行う際の基礎資料となるのではと考えている。

なお、話者として、「宮古の自然と文化を守る会」の渡久山章さんに、伊良部島・佐和田生まれの渡久知勝さんをご紹介いただいた。昭和17年生まれの渡久知さんは、現在沖縄島・嘉手納町在住であるが、子ども時代にすごされていた佐和田の人と自然の関わりについて、よく覚えておられた。なお、聞き取りあたっては、同じく昭和17年に佐和田でお生まれになった、渡久山さん、昭和35年に佐和田でお生まれになった、長堂芳子さんにも同席をいただいた。

聞き取りを行ったのは、2012年12月16日および、2013年4月7日、7月28日、2014年1月

* 沖縄大学人文学部こども文化学科 kamage@okinawa-u.ac.jp

5日、2月8日である。

2. 聞き書きの記録

2-1・魚毒と石灰

——私は、今、沖縄大学に勤めているのですが、昨年、佐和田に初めて行く機会がありました。伊良部の小学生や高校生と、うちの大学生たちが、佐和田の浜に残っている、最後の魚垣の修復に関わりながら、自然体験をするというプログラムがあったのです（注1）。

渡久知：魚垣は、前はいっぱいありました。4つぐらいあった。最初、浜に近いほうでは石垣の間がひろくしてあるのが、だんだん狭くなって、細い通路みたく作って、そこに網をしかけて魚を獲るといふしくみです。石垣の上に立っていて、魚がきたら、仕掛けてある網をあげる。網を怖がって逃げた魚は、魚垣の石の中に入り込んでいたりもします。魚垣の主じゃない人は、そうしたところに入り込んだ魚を探したりするわけです。

渡久山：ハマボッサとか、ミズフサ（和名：ルリハコベ）をつついたりして、それで魚を獲ったりしたね。ミズフサのほうが、魚がよく酔いましたね。ハマボッサは、オコミズフサといいました。大きなミズフサという意味です。

渡久知：ミズフサを使うのは、水たまり。あれはそんなに強いもんじゃないから、水が流れるところだと効かない。草ではないが、石灰も使った。海のそばで、石灰を作っているところがあった。主が石灰を作った後、残っているものを取って、流すと草の何十倍も強い効き目があった。

——沖縄島南部では、リュウキュウガキを魚毒に使うのですが、リュウキュウガキは何かに使いますか？

渡久知：リュウキュウガキは知りません。

渡久山：イジュの皮も魚毒に使えるけれど、伊良部にはイジュが生えていないからね。

長 堂：子どもの頃、浜下りに行って、水たまりみたいなのがあって、結構な深みだったけれど、魚がブカブカしていることがあったけれど、あれがそうだったのかな。

渡久知：子どもの頃、よくやったのは、鍛冶屋で使う青酸カリを買ってきて魚を獲ったこと。丸い粒で売っていたのを、割って、布に包んでね……あれは、すぐに効きますよ。

渡久山：そうそう、丸い粒だったよ。

渡久知：鍛冶屋では、鉄を固めるために、青酸カリが必要だったんだね。海に大きな岩があって、その岩の影の穴のところに魚がいるのが見える。でも、潜ってみると、息が続く限り探してみても、わからなくなる。それで、青酸カリを買ってきて、布に包んでモリの先にしばって、海の中に入って行って、穴の中にモリを入れて2、3分すると、魚がブカブカして出てくる。ハタのように口の大きい魚は最後にでてくるんだよ。アイゴは、入れるとすぐに出てくるよ。ただ、青酸カリはサンゴも殺してしまうからね。

長 堂：青酸カリで殺した魚を食べても平気なの？

渡久知：大丈夫。子どものころは、魚を獲っていて途中で足りなくなると、海の中で粒をかんで割ったりもしていたから……。口はゆすいだけど。子どもだからできたのかもしれないが。人を殺すのに使うようなものだから、知らなかったから。昔は、枝サンゴが2メートルぐらいもあって、その中に魚がいっぱいいた。干潮になると、船を出すこともできない。船を出すところだけサンゴを割ったりしていた。今、不思議なのは、サンゴがないどころか、サンゴの枯れたカスでさえ、残っていない。

——さきほど、石灰を焼くという話があったのですが、その話も非常に興味があります。今は、石灰を焼くという風景も見られなくなっていますね。

渡久知：自分らが子どものころの話です。海の中からサンゴを取ってきて、4、5日以上は焼いていました。

——窯のようなものはあったのですか？

渡久知：窯は陶芸の窯のようなものがありました。真ん丸もので、真ん中に煙突がありました。

渡久山：焼きあがった石灰は真っ白だったね。燃やすのは、松の材を使っていた。

長 堂：佐和田のどのあたりにあったんですか？ 私は見たことがありません。

——渡久知さんの子ども時代と長堂さんの子ども時代で、もう、そうした違いがあったということですね。

渡久知：赤瓦を使わなくなって、漆喰が必要なくなったから。

——石灰は、黒糖づくりにも使いますね。

渡久知：そうです。中和剤ですね。石灰を入れないと、黒糖は固まりません。黒糖を作るとき、キビの汁を鍋で煮詰めていきますが、そのときに3つ、4つと鍋を移していくでしょう。鍋の上にごみが浮いてくるから掬い取って、それで次の鍋に移していく。そして、棒でかき混ぜる。火からおろして固まるな……というのは、棒を回してとめたときの、汁の様子でわかります。

渡久山：作っているところに行ったら、黒糖が食べられるから、行きましたね。窯からおろすところに、冷やすための鍋が置いてある。その煮詰めている鍋と、冷やすための鍋の間に、パタスという板があって、鍋から鍋に大きなスプーンで汁を移すときに、その板に落ちるものがある。それが、飴状で、おいしいさ。

渡久知：冷やすための鍋に移す時は、飴状だから、それがおいしい。それだけじゃなくて、板からその下に落ちるものもある。翌日行くと、それが固まっているから、それを拾って食べました。土の上に落ちているものだけど、子どもの時は汚いなんていう感覚はなかったから。

——煮詰める時には、薪を使ったのですか？

渡久知：薪では火加減を調整できません。山に行くと、細い木も草も混じったようなものが刈れるので、それを使うんですよ。刈ってきたものを丸める道具みたいなものがあるって、刈ってきたものを丸めて、窯の炊き口から奥のほうまで突っ込んで。

渡久山：キビの絞りながらも、道に干して、燃料にしたさ。

渡久知：あれは上等だった。キビの汁を絞っておいておくと発酵してしまい、黒糖にならない。だから、絞って、炊きはじめると、夜も寝ないで作業をしました。昼間のうち絞ったものを夜に炊いて。その日のうちにやらんといけないわけです。ただし、発酵したものは、おいしい酢のようなものになります。しぼり汁をわけておいて、1日2日おいておくと、発酵します。あれはおいしかったですね。

渡久山：キビを絞るときに、子どものころは馬を使ったでしょう。しぼり機の真ん中に芯が出ていて、そこから長い棒が出ていて、馬がぐるぐると回す。あの棒のことを何と呼んだかな。

渡久知：あれは名前があったよ。でも、なんといったかな。

渡久山：子どもは、馬の後を追いかけて、早く歩け……という役目。

長 堂：馬は交代したんですか？

渡久知：絞った汁、何貫絞ったから、次の馬に交代……としていたですね。キビは、刈っただけでは発酵しません。だから、絞るまでしばらくとっておける。ただ、葉っぱを残しておくと、茎の中まで乾燥してしまう。大型製糖工場ができてからは、糖度を調べるようになりました。そのとき、工場の人が1本、主が1本、キビを抜き取って、糖度を調べる。だから、主は、糖度が強そうだなというキビを1本、選んでおいて、葉をつけたままおいておく。そうすると、葉っぱが枯れる時に、水分が抜けて、でも糖分は残ります。それで工場に運ぶときに、そのキビの葉っぱを落として、それとわかるようにキビの山に差し込んでおいて、糖度を計ると、高く計れる……といった話もあります。キビは、台風が多く来た年は糖度が落ちます。台風で倒れたキビは、起き上がって葉っぱを伸ばします。その時に、糖度が落ちる。だから秋台風が来ると糖度が落ちてしまう。花が咲いてしまった後なら、倒れても葉が伸びないので、糖度が落ちる問題はないですけど。

——キビの品種も栽培方法も昔と変わったと思います。昔はカンシャワタアブラムシという害虫がキビについたと聞いていますが、この害虫、今は探してもなかなか見つかりませんね。

渡久知：前は、25号というキビの品種を栽培していて、これは汁が多いけれども、根っこが弱くてですね、収穫時期になると、根が浮いて台風に弱かったですね。それに葉も茎もやわらかくて、虫が付きやすかった。今のは、葉や茎も硬くなって、そんなに虫が付かない。

渡久山：カンシャワタアブラムシというのは、白い虫？ あれはひどかったね？

渡久知：今は、盆栽を300鉢作っているが、それにアブラムシが付いて困っている。

2-2・家畜とエサになる草

——キビの汁を絞るのに馬を使っていたというお話でした。当時は馬だけではなく、ヤギも飼っていたと思います。それらの家畜の世話は子どもたちでしたか？

渡久知：ヤギは特に子どもの仕事。小学校の時、学校から帰ると、親から早く、ヤギの草を刈ってこいと言われてね。

——あちこちのシマでお話をうかがうと、ヤギの好む草や木の葉があったということなのですが、そのようなものはありましたか？

渡久知：ヤギが一番好きなのは、クチナシ。そのクチナシにも何種類もある。あとは、クワも好きですね。

渡久山：クチナシは方言ではなんというかな。

渡久知：フツナ。クチナシの中でも、岩場に生えてくるのがあって、それは花がちがって、小さくなっている。

渡久山：アキノノゲシは量が少ないから、ウサギにあげたね。

渡久知：ガジュマルの葉もヤギは食べた。寒くなると、草が枯れるから、ガジュマルの葉をあげました。

渡久山：馬はマカヤ（和名：チガヤ）を食べるね。

渡久知：ヤギもマカヤを食べるが、柔らかいときだけ。

渡久山：オコンーダキー（和名：イヌビワ）の仲間もヤギは食べるね。

渡久知：イヌビワを折ると、白い汁がでる。肌の弱い人は、白い汁がつくとかぶれるから、草刈の時は注意したね。夏は暑いから、太陽のあがらないうちに、草刈にいきました。

渡久山：スーキと呼んでいる、海岸に生える木はヤギは食べるかな。

渡久知：スーキには種類があります。葉がすべすべのもの（和名：クサトベラ）はヤギが食べる。葉が白くなっているもの（和名：モンパノキ）は食べません。スーキの材は削りやすいから、船の櫂を作ります。

長 堂：モンパノキの材からは、水中メガネの枠も作りますね。

渡久山：水中メガネの枠は、スタンツギー（和名：マルバチシャノキ）でも作ります。

長 堂：ヤギにあげてはいけない草や木の葉はあったんですか？

渡久知：ネムノキ（和名：ギンネム）です。刈ってきて、すぐにあげるのなら、どうってことがないのですが、ネムノキを刈ってきて、一日おいておくと、熱を持ちます。そうしたものをあげると、ヤギの毛が全部抜けてしまいます。ネムノキは馬も食べる。でも同じように、おいておいたものをたくさんあげると、尻尾が抜けてしまいます。子どものころはそうした馬をよく見ました。天気の悪いとき、たとえば、台風が来るときは、何日も草刈にいけません。それで、草を何日か分、刈っておきます。その中にネムノキが入っていると、大変です。馬の尻尾のとれたものを見ると、「ああ、ネムノキあげたんだな……」と思ったものです。

渡久山：ヤギは雨に濡れた草は食べないかな？

渡久知：雨に濡れた草を食べると、体調が悪くなる。ヤギは水浴びしても大変。馬は水浴び喜ぶけど。ヤギは水が嫌いなもんだから。馬は濡れた草を食べますよ。ただ、冬は草が少

なくなる。だから、刈ってきたものの中に、枯葉が混じっている。だから、少し濡らして
湿り気をあたえて、葉っぱを柔らかくしてあげたりはしました。

渡久山：海岸の岩場に生えるイスンギャオ（和名キダチハマグルマ）はヤギは食べないかな？

渡久知：食べますよ。

——ノアサガオはどうでしょうか。

渡久知：馬は食べないけど、ヤギは食べます。

長 堂：渡久知さんのその知識は、どうやって身に着いたのですか？ 先輩たちに教わった
りしたのですか？

渡久知：畑仕事は大人の仕事ですが、子どもも小学校1年から草刈に行くようになります。

それで、刈ってきた草が少ないと、怒られる。もっと刈ってこいと。晩飯も食べさせても
らえない。刈った草をいれる入れ物も、自分で編みます。アダンは茎の途中から足を延ば
しますね。その足が地面にとどかないうちのものを切ってきて、裂いて、それで綱を作っ
て、大きめの網目の編み物を作って、それが、刈った草を入れる入れ物です。草をいっば
い入れて背負うと、もう背負っている子供の姿も見えないくらいのもです。それだけた
くさんの草が刈れないときは、ごまかすために、中のほうに、ヤギの好まないような草を
入れて持って帰るわけです。ただ、ヤギもおいしくない草は、翌朝、食べ残していたりす
る。それを親が見つけると、「お前、こんなもの、刈ってきて……」と怒られます。そう
いうことがあって、自分で、ヤギの好む草、好まない草を覚えていきました。ヤギのエサ
の最終手段はガジュマルです。たくさん草が刈れないときは、部落の近くまで帰ってきて、
ガジュマルの木に登って、入れ物の真ん中にガジュマルを突っ込んで、ふくらまして帰
ります。ただ、ヤギが噛みきれないような枝も入っているから、翌日、親が見つかる前に枝
を拾って、畑に投げ入れたりしました。よくやりましたよ。

渡久山：僕は勝ほどは草刈をやってこなかったけど、それでも夕方、ヤギが腹を減らして泣
いているからと父に怒られて、クワの葉を刈に行ったりはしましたね。勝はスサビツはやっ
たかな？ 友達同士で、刈った草を賭けるゲームですが。

渡久知：穴を掘って、石を投げいれて、入らなかった人は草をあげるというゲーム。ゲーム
で負けた人は、その場で草をひとつかみあげる……とか。草刈は、結構、遠いところまで
いきました。だいたい4キロぐらい離れたところまでかな。歩いていくときは担いで帰ら
んといかんから、それ以上、遠くにはいけません。

渡久山：馬で刈った草を運ぶときは、馬の背中に刈った草を束ねて載せて、その上に乗って
帰るわけだけど、慣れないうちは、落っこちたりして、大変だよ。青年になると、自分の
背が見えないくらい草を積んで帰るわけだけど。

渡久知：あれは要領がある。たばねた草の載せ方があって、うまく隙間を作るように載せる
と、人が乗ったときに、馬の両側の草がふわっと持ち上がって、実際に載せている以上に
草が載せられているように見えるわけ。

渡久山：なるほど。それで、娘たちに、あの男はすごいねえ……と言わせるわけだね。馬はキビの葉も食べますね。キビの収穫期になると、馬のエサはキビの葉です。

渡久知：畑のある人はキビの葉をあげた。無い人は、人の畑でキビの葉を取ったりするわけだけど、これが見つかったら大変。鎌を取り上げられてしまう。鎌を返してほしかったら、家に帰って、親を連れてきなさい……と。鎌がないと、翌日から草が刈れなくなってしまう。その日のうちに詫びに行つてね。

渡久山：でも、キビには間引きみたいなのが必要でしょう。

渡久知：そう、取ったほうがいいのがある。ただし、そういうものでも、主は自分の馬にあげたいわけです。だから、誰かがとったら困るわけ。時代が変わってキビづくりが盛んになって、馬がいなくなってしまうと、「取ってくれ」と言っても、誰も取らなくなるわけだけど。

渡久山：キビで間引きをするものことは、なんと叫ぶたかな？

渡久知：カマウサ。間引きをするものは、植えた株から伸びた芽のうちで、力の弱いもの。これは見ればわかる。葉の先がすーっと伸びているものは、おおきくなるもの。葉の先が縮んでいるものを間引きます。

馬は、よく行き来している道はよく覚えています。それだけでなく、全然行ったことがないところへ行つて、仕事が遅くなって夜になったりしても、ちゃんと家まで戻ります。帰り道、主は疲れて寝てしまったりするでしょう。でも、馬は馬車引いているから寝るわけにいかない。帰らないとエサも食べられない。そこで、主が寝てしまつていても、必ず家まで連れて帰ります。家まで戻つてきて、狭い門もちゃんとうまく入つて、いつも停めるところに停まつて、それでも主が寝ていると、鼻を鳴らして起こすんですよ。

長 堂：話に出てくる馬は宮古馬ですか？

渡久知：宮古馬は、小さいけれども、頑張り屋。うちにもいました。うちの馬は牡で、村一番の強い馬でした。昔は、馬車と馬車の後ろをつないで、反対方向に馬を曳かせあう、綱引きみたいなことをやりました。

渡久山：正月野遊びですね。僕が実際に見たのは、1, 2度ぐらいだけ。

渡久知：あんたの馬より、俺の馬のほうが強い……じゃあ、勝負しよう。あんまりやる気のない馬は、すぐにバックしてしまいます。やる気のある馬は、引つ張られたとき、踏ん張つて、爪をたてて、動きません。それで相手が疲れるのを待つて、自分が動く。昔の人は怖さを知らないから。草刈によく研いだ鎌を使います。その鎌を脇にはさんで馬に乗つたり、競争したりしましたから。僕の馬、早いもんだから、一度競争したとき、先に行かせてから追い抜いたら、抜かれた馬が急に方向転換して、それに驚いて僕の馬が急に曲がつたもんだから、僕が馬から振り落とされてしまった。そのとき脇に鎌をはさんだままだったけど、怪我をしなかったですね。頭は打つてしまいましたが。

渡久山：そういえば、井戸で釣瓶で水をくむときも、井戸回りの石組の上にたつて、釣瓶を

引き上げたね。

渡久知：そうそう。そこにあるような直径60センチくらいの井戸なら、石組の端と端に足を置いてまたげるが、共同の井戸だと、大きすぎて、とてもとどかない。石組のひとつところに立って水をくむ。バランスを崩すと、井戸の中に落ちてしまう。今の人なら、絶対にやらんよ。重いものを引っ張り上げるわけだし。怖かったね。それで、共同の大きな井戸だと、水汲みの時、井戸の石組に何人もが立って水を汲むわけです。勝負よ。釣瓶を引き上げる紐が古くなると、引っ張り上げる途中で切れて井戸の中に落ちたり。

渡久山：ブタの種付けをするので、オス豚を追っていくおじさんがいたけど、あれはおもしろかったなあ。道を歩かせて、メスの豚のところへたずねていくわけ。

渡久知：豚は一度に6匹、8匹、多いときは10匹生みます。

2-3・堆肥とカニ

渡久山：芋は人がふかして食べたわけだけど、その皮は馬やブタのエサとして貴重なものでした。

渡久知：馬も、畑で鋤を引かせたり、難儀な仕事をさせるとスタミナが弱ってくる時がある。そういうときは、酒かすをかってきて、水にちょっと入れて、それでスタミナをつけさせた。昔は酒かすは人が口にするものではなかったね。馬車馬にあげる貴重なものだ。人は人で別の食べ物があるわけだし。昔は、馬は各家庭に2匹ぐらいいたものです。一匹は雌馬で、子どもを育てて、売ってお金にするために飼っていました。もう一匹は雄で、これは畑仕事をさせるため。それに畑の肥料は堆肥を使っていました。山から草をもってきて、積んでおいて、馬小屋に入れて、雨が降らないときは水をかけて、馬に踏ませます。馬は水をたくさん飲んでおしっこもいっぱいするから……。それで、敷き草が堆肥になります。馬小屋を作る時は、床を30センチぐらい掘って、水がたまるようにしておきます。そうすると、堆肥ができる。堆肥をとったら、また草を全部床に入れて、馬に踏ませる。こうして馬小屋からできる堆肥だけで、畑の肥料が間に合いました。

渡久山：堆肥が発行すると湯気が立ってね。あの匂い、僕は好きだな。

渡久知：堆肥と言えば、畑で堆肥を下すとき、石ころを踏んで、足の裏に傷ができて、そこから菌が入って、足が腫れてしまったことがあります。破傷風ですね。ところが島には病院がない。応急処置ができる〇〇さんと言う人がいたので、そこに行って切ってもらいました。自転車乗れないから、自転車に足をかけて、自転車押して。もう、居ても立っても居られないくらい痛いんですが、麻酔なんてありません。バシッと親指の真ん中にメスを刺して、刃を引いて、骨だけ残して皮を開いて。それから宮古島の病院に行きましたが、医者がびっくりしていました。これ、〇〇がやったんだね、すごいね……って。

長 堂：うちの母の兄弟も破傷風で亡くなっています。

——その頃は、普段は裸足だったわけですか？

渡久知：野山に行くときは、草鞋を履きました。アダンの足……気根の繊維で編んだ草鞋です。アダンの葉からも草鞋を作りますが、これはお家で履くものです。野原に行くと、カヤの新芽があって、これが強いので、すぐ足の裏を刺します。アダン葉の草履は弱いので、カヤの芽で突き通ってしまう。アダンの足……アダナスといいますが、これで編んだ草履は強いので、カヤの芽が突き通りません。アダナスは、採ってきて、平たく裂いて、干してから小さくちぎって綱を作ります。

渡久山：馬小屋には、アラガン（和名：オカガニ）という大きなカニがいたね。堆肥を出す時、時々出てきた。

渡久知：馬小屋の床はくぼんでいて水がたまっているから。それに発酵して暖かいから。それでカニがいるんじゃないかな。

渡久山：馬小屋から出てくるカニは食べたことはないね。

渡久知：同じオカガニでも、塩田の縁に巣を作っていたのは食べました。縁にたくさん巣を作っていて、最大でも30センチぐらいしか穴を掘っていないので、鍬で掘り起こして。それを塩水で炊いて。年寄りの中に、博士のような物知りがありました。「今日はオカガニが出てくるから捕りに行きなさい」と言う。それで、夜、海の岩場に行くと、オカガニが、卵を潮で洗いに、どっと出てきているわけです。それをたくさん捕って、炊いて食べました。庚^{かのえ}……アラカニという日にどーっと出てくると言うわけです。ヤドカリもね、アフリカマイマイの殻に入っている大きなものがあるでしょう。ヤドカリも潮で卵を流しに海に降ります。この大きなヤドカリの体の中にはミソがつまっています。おいしかった。カニ捕りながら、ヤドカリも捕って、持って帰って、最初はヤドカリを食べます。ヤドカリのほうがミソが入っておいしいから。

砂浜にいるカニもいますね。体の白い、脚の速いカニです（和名：ツノメガニ）。あれと一緒にハマグリ（和名：イソハマグリ）もいて、これは、足で砂浜を耕すみたいにして一杯採って食べました。春一番をニンガチカジマーイといいますが、これが終わったかどうか、砂浜の白いカニの巣の作り方でわかるんです。海が静かな時は、海に近いところに巣をつくる。嵐がくるときは、ずっと陸のほうに巣をつくる。だからカニの巣が上にあると、まだ嵐がおさまっていないなど。巣が下のほうにできるようになると、もうニンガチカジマーイも終わったから、船を出しても大丈夫だと。こんな風に言っていたわけですが、昔の人はすごいなと思いますね（注2）。

——伊良部では浜下りはありましたか？

渡久山：シマの浜下りはあまり、にぎやかではないね。

渡久知：いつも海にいつているからね。女の人がおかずを採りにいくから。夜もイザイに行くし、昼も干潮のときには海に行くし。昔は女の人たちが、小魚を捕る道具があったんですよ。アダナスでつくった網で、これで細かい魚も捕りました。シツサギという、口の開いた網です。小さな魚は石の下に隠れていたりするから、そうした石の近くにこの網をお

いて、網の上に石を載せて、それから魚の隠れている石をおこすと、魚が網の中の石の下に逃げます。それで、網をおこして石をどかすと、魚が捕れるわけです。これでエビとかカニも採りました。こうしたものは海草の中にいっぱいいました。まあい甲羅をしたササカンをよく捕りました。パダラーカンは噛みつくからあまり捕りませんでした。これはガザミよりもハサミが強いカニですよ。あとは、シャコとかも。シャコは大きいものでは15センチぐらいありました。魚ではアイゴの大きいのも海草の中にいました。隠れていても、海草の葉は平たいので、上から見ると姿がわかります。それで、網で囲って捕りました。

2-4・小動物との関わり

—以前、伊良部出身の方のお話を聞いたことがあります。冬、畑を耕していると、土の中から冬眠しているキシノウエトカゲ……大きなトカゲです……が出てくることがある。たまたまクワでトカゲを切ってしまうと、自分の父親がもったいないねといって、たき火をたいて、そのトカゲを焼いて食べた……という話なのですが（注3）。

長 堂：方言でバガツツアというものです。

渡久知：あれは、おいしい。焼いたときに、魚のカタカシ（和名：ヒメジ）に似たニオイがします。冬眠しているときは、太っています。冬は畑のイモづるが繁っているようなところの土の中に潜っています。だから、冬場、イモ畑を耕す時に出てきます。子どものとき、親がよく焼いてくれましたね。イモを掘る時、鍬でバキッと切ってしまうんです。冬眠しているものだから、土の中にいるわけ。モグラみたいに潜っているんですよ。ネズミもおいしいですよ。ひいばあちゃんが元気なころ、「おうちのウズラ」と言って持ってきましたよ。食べると、ウズラの味がします。骨も小さくて、柔らかいし。焼いて持ってきて、「何か？」と聞いたら、「おうちのウズラだよ」と。その頃は、よく食べましたよ。大きくなって、それがネズミだとわかりました。カエルも食べました。食用ガエルではなくて、普通のカエルです。胴体は食べませんが、足を食べました。

渡久山：ところで、アブシバレー……虫払いというのは、シマではあったかな？

渡久知：毎年同じ季節にするというのではなくて、虫が急に発生したりしたとき、やりました。昔は、大発生するのはどっかから虫が流されてきたというふう考えたので、必ず、虫を外に流すということをしたわけです。イナゴが大発生して、キビの葉っぱが全部なくなって芯だけになったりしたことがありますよ。イナゴは食べませんでした。ただ、大きいバッタ（和名：タイワンツチイナゴ）は焼いて食べましたね。卵を持つので、そのときがおいしいものです。

渡久山：キビの葉っぱを下から透かして見ると、葉っぱに止まっているのが見えたね。

渡久知：あれは秋から冬にかけて卵を持つんです。そして、アズキを収穫するころ、幼虫が発生します。最初は緑色の翅のないやつ。脱皮をして、そのうち翅が出てきます。それで秋から冬にかけて卵を持ちます。あれが卵をもっておいしいとき、どうやって捕ったか知っ

ていますか？ 木の上に止まっているから、マーニ（和名：クロツグ）の葉の芯で輪を作って、その輪を頭にかけて捕ったんですよ。首のところに輪が入ると、絶対に逃げられません。これを焼いて食べました。卵がないときも、胸のあたりに筋肉があって、それもおいしい。相当いたからね。

渡久山：ガーズ（セミ）も食べた？

渡久知：食べましたよ。ニイニイゼミも食べた。あの方が味がある。採ってきて、翅を捨てて、焼いたら、あの方がおいしい。カエルも食べたし。カエルは脚だけ食べました。

渡久山：昔は畑の脇にも水たまりがあったからね。アオダイショウ（和名：サキシマスジオ）も食べられる？

渡久知：アオダイショウは傷薬。お腹の脂を使います。お尻から木の枝を刺して、ぐるぐるしたら、脂が巻き付いて出てきます。それを缶詰のカンにいれてたくと、融けるから、ビンに入れて持って歩く。浅い傷の場合は、これをつけると、傷がピタッと止まるから。葉っぱですと切ったときとか、鎌で浅く切ったときとかはこれをつけます。ただし鎌で深く切ったときとかには使ってはいけません。表面だけ閉じてしまって、中が膿を持ちます。擦り傷とかはすぐに治ります。天井に大きなアオダイショウがいたこともありました。山に行ったら、草刈をしているときによく見つかります。そうすると、尻尾をもって、ぐるぐる回して、だれが遠くまで飛ばすことができるか、競争です。ただ、ニオイがすごいです。その日はニオイが落ちないぐらい。アオダイショウは、夜はウズラがなくように鳴きます。だから、夜のウズラはアオダイショウと言っていました。アオダイショウはネズミを捕るので殺してはいけないとも言っていました。アオダイショウが1メートルぐらいまで近づいたら、ネズミは絶対に逃げないんです。チーチー鳴きながらも、絶対に逃げません。不思議ですね。ネコもそうですね。ネコににらまれたネズミやハトは逃げるのができません。

渡久山：カタツムリもよく食べました。パルンナと言ってね。雨が降ると出てきたからね。——食べるのは汁ですか？

渡久山：汁にしたが、身も食べます。

渡久知：カタツムリはあくが強いから、ゆがいてあくがなくなるまで、よく洗って。

長 堂：普通のカタツムリは食べたことはありません。アフリカマイマイなら食べたことありますが。

渡久山：アフリカマイマイよりよく食べましたよ。

渡久知：あれは本当は、雨降りじゃないときに採るほうがいいのです。雨が降っていないときは、白い蓋のようなものがあります。そういう時にとって来れば、ものを食べていないので、体の中に糞が入っていません。だから、そういうときに採るのが一番いい。雨降りのは、エサを食べているので、体の中に糞が入っています。昔は畑の周囲に垣根がありました。防風用です。昔の畑は石垣と垣根で小さく区切られていました。雨が晴れると、

カタツムリはそうした畑の脇の石垣の隙間とかに潜り込みます。大きな隙間だと、手を入れてカタツムリを採りました。

——ヤシガニは食べるシマと食べないシマがありますね。

渡久知：伊良部ではヤシガニを食べます。来間島のヤシガニは食べたらいけないといいますね。毒草を食べているからと。あと、ゆでて色が変わらないものは食べてはいけないともいっていました。

渡久山：やはり、ヤシガニが毒のあるものを食べているかどうかじゃないかな。毒のあるオキナワキョウチクトウが生えているところのヤシガニは危ないといったことじゃないかな。

渡久知：オキナワキョウチクトウは、その木の下で雨宿りしただけで大変。しずくがあたっただけでひっくり返るよ。乾燥した枝も危ない。昔、弁当食べている人が、この枯れ枝を箸にして弁当をたべてひっくり返ったといいますよ。

——毒ということでしょうか、ソテツはどうでしょう。伊良部ではソテツを食べていましたか？

渡久知：昔は食べていたみたいです。僕は食べたことはありません。

——ソテツ自体は生えているのですか？

渡久知：ソテツはあります。

渡久山：ソテツの生えている山とかが火事で焼けると、マカヤとかがたくさん生えてきて、家畜のエサを取るにはよかったね。

渡久知：焼け跡にはなんでも生えます。昔、アダン山が火事で焼けたことがあって。アダン山は岩場にできます。岩場の穴にはヤシガニがたくさんいるわけです。だから火事で熱を持って、ヤシガニがたくさん穴からでてきて、行ってみたらカラスも死んだヤシガニをついばんでいたが、僕もヤシガニを袋2つ取ってきたことがあったよ。草刈をしていて、ヤシガニのいる穴が見つかったら、枯草をたばねて、火をつけて穴の中まで押し込んで、煙を穴の中に入れてから草をひっぱると、ヤシガニと一緒に出てくる。見つけた巣穴がまっすぐな穴だったら、火を使わなくても、棒を切ってきて穴の中に入れてやると、ハサミで咬む。咬んだら離さないから、すぐに引っ張ると出てきます。

長 堂：ヤシガニは夜に捕るものだと思っていました。

渡久知：夜は捕りやすい。アダンの葉の繁っているところに必ずいるから。そういう場所に懐中電灯持って行って、懐中電灯を消して、静かに座っている。風の静かな時でないとはじめですが。待っていると、カサカサと動く音が聞こえます。こっちがじーっとしていると、ヤシガニが動いて音をたてるので、よく聞いていて、あっ、ここだと思うところで電灯をつけると、そこにいるんですよ。場合によって、道を歩いていたたり、畑の真ん中を歩いているときもあります。ヤシガニは冬眠もします。冬眠をするときは、穴の奥から土を持ってきて、穴の入り口をふさぎます。まるく土でふさがれているので、その奥にヤシガニがいるのがわかります。それで、枯葉を持ってきて、燃やして、中から追い出します。ヤシ

ガニと言えば、ヤシガニは脱皮しているのは見たことはありませんね。

——ヤシガニは、穴の奥深くで脱皮をすると聞いています。そのような環境を用意するのが難しいので、飼育するのも困難だそうです。

渡久知：そうですか。ヤシガニはハサミで咬んだら離しません。おなかの柔らかいところを触ると、くすぐったいのか、すぐに咬みます。あと、ヤシガニの大きなものでは、人が足で踏んでも押さえつけられないものがありますよ。

2-5・さまざまな鳥たち

——昔はサシバも捕りましたか。

渡久知：寒露のころは、サシバを捕るために、学校から早く帰りました。サシバを捕るための罟をヤマといいます、そのヤマを作ったり。年に一回のことですから、食糧を捕るといっても、採るのが楽しみでした。ヤマを使うのは昼間なのですが、夜は夜で寝ないで、懐中電灯を持って捕りにいきました。知り合いの子が、サシバ捕りの名人でした。電燈も何も持たないで、夜、サシバを捕りに行くのです。電燈をもたないと、空が明るいから、サシバの影が夜空にきれいに見えます。しかし、普通、サシバの止まっている木を人が触ると、サシバは感じて飛んで行ってしまいます。ところが、この子が触っても飛んで行かない。一度、懐中電灯を消して、この子の後をついていったことがあります。モクマオウの5~6メートルほどの木のでっぺんにサシバが止まっていました。サシバがとまっているので、モクマオウのでっぺんがたれて、風が吹くと揺れていました。その子がそのモクマオウに上っていくわけです。しかし、サシバが逃げないんです。それで、でっぺん近くまで登って、枝をまげて、サシバを捕まえて、木からすっつと降りてきた。僕らがやると、止まっている木を触っただけで飛んで行ってしまうのに。この子は不思議な子で、馬にも、手綱を使わずに乗っている。前脚のところに足をかけて、お尻のほうに寝転んだり……。下地島の入り口に大きな松の木が生えている山がありましたが、この子はこの木から登って、木のこずえからこずえを渡って、一度も木から降りずにぐるっと山をまわったりしていました。

長 堂：一晩でどのくらいのサシバを捕ったことがあるのですか？

渡久知：多いときは20匹くらいですね。サシバは昼、晴れているとなかなか島には降りてきませんが、雨のときは降りてきます。風の様子によっても、降り方が違ってきます。渡りのときのサシバは島でエサを取りませんが、寒露が過ぎて島に残るサシバはエサを取ります。

長 堂：サシバは飼うこともありましたね。私の父が、飼っているサシバの調子が悪くなると、土を水に溶いてあげると元気になるといっていました。

渡久知：そういうこともしました。サシバは年齢によって、眼の色が全然違います。若いものは黒い眼をしています。それから緑になって、黄色になって、オレンジになります。オ

レンジのものは羽の模様もきれいです。ですから、昼間、サシバを捕るときのヤマのおとりには、オレンジの目のサシバを使いました。おとりのサシバの胸にはひもをつけておきます。そのひもを引っ張ると、羽を広げるので、それを見て、空を飛んでいるサシバが降りてきます。スーッと降りてくるのですが、あまりに高いところから降りてくると、勢いがついているので、おとりの止まっている枝を通り過ぎてしまうこともありました。おとりには、選んで選んで、一番きれいなものを使いました。黄色い眼をしたサシバには卵があります。赤い眼のものは、もう年です。黒い眼のものをやしなっていると、眼の色が変わっていきます。羽の色がどんどん変わるのもわかります。黄色い眼のものは、攻撃的ですが、赤い眼のものはおとなしいですよ。

長 堂：思い出しました。サシバには、フミ（黒眼）、アオミ、キンミ（黄眼）、アカミといいました。キンミはツインミともいっていました。

渡久山：寒露のころは、独特の雨が降りますが、それをタカノシーバイ（タカの小便）と言っていました。

渡久知：寒露の渡りのあと、島に残る落ちダカがいます。これをシマヌバンダカと呼んでいました。

渡久山：タカを獲る時の罟は、マーニを使わなかったかな？

渡久知：マーニの葉が、まだ広がらないときに採ってきて、その芯をちょっとだけ干して使う。これは、硬くて、しかも折れない。この芯と、アダナシから取った繊維を一緒になって、タカを獲る輪を作る。これ、絶対に切れません。夜、懐中電灯を持って捕りに行くときは、タカの頭の上から輪をもって行って、頭にかけます。タカが飛んでくるのは10日ぐらだから、その間は寝ないでもいいと思っていたくらいです。楽しくてね。一年の楽しみはこれだから。この鳥は珍しくて、きれいなところにしか止まらない。だから、枝ぶりのいい松を見つけてきて、大きな松の上にあがって、この切ってきた松を縛っておくわけです。飛んでくる方向はわかっているから、枝をそちらに向けてね。そこが勝負。木の下には人の隠れ家を作ります。これはマツの葉で覆ってあります。隠れ家の下のほうにも松の葉をしくと、上からのぞいても中が見えません。自分でも木の上にあがって、隠れ家の出来栄を確認してね。隠れ家の中に入ったら、ヤマが見えるように穴をあけます。そして、屋根の下から、タカを獲る棹を出しておきます。タカが空の遠いところに見えたら、おとりの胸につけている紐をひっぱると、おとりが翼を広げます。それをめがけてタカがおりてくるわけです。くくりつけた松の枝だけでなく、ほかにも何本か横木をつけておきます。これをヨコンツといいます。枝や横木にタカが止まると、まず、必ず下を見ます。安全かどうか確かめているんでしょう。それから、ずっと、横を見たり、上を見たりし始めますが、そのときに、下から棹を伸ばして輪をタカにかけます。ゆっくりやらないとダメです。止まり木に降りてすぐに棹を出したら、ばれてしまいます。棹は見えないように前からではなく、タカの後ろから伸ばします。今考えたら、ずいぶんとヘンなことをやったなあ

と思いますが。

——ヤマの作り方はどのように習うんですか？

渡久知：親から習いますが、そのあと、誰がよくタカを獲るのかわかりますから、それを見に行つて、「ああ、こうしたらいいんだ」とまねるわけです。

——ヤマの場所取りみたいなことはあるのですか？

渡久知：ありますよ。いい場所だと、入札してでもというのがあります。ほとんどは、谷底からあがった山の斜面というのがヤマの場所です。夜は山のとっぺんがいいのですが。鳥目といいますが、月夜なんかは、タカは空を飛んでいます。そして、降りるときは、一番高いところに降りてきます。

渡久山：棹の長さはどのくらいだったかな。

渡久知：あんまり長いと3メートルぐらい。

——棹の竹はどこから採ってくるんですか？

渡久知：時期になるとわざわざ本土のほうから長いのを持ってくる。釣竿なんかに使うやつです。ただ、まっすぐにはなっていないから、これをまっすぐにします。ポロ布を準備して、バケツの水にひたして、これで竹を濡らしてあぶって……を繰り返します。そうすると竹がやわらかくなって、まっすぐにすることができます。

——ヤマをするのは、何歳ぐらいからですか？

渡久知：だいたい、5,6歳ぐらいからです。まず、親が教えてくれます。最初は連れて行って見せる。それから、傍に小さな隠れ家を作って、「獲りなさい」と言ってくれる。

渡久山：特に夜は、子どもも一緒に行つたはず。昼は学校があるから。タカではないが、ツバメの場合、2月ぐらいに南から本土に戻るものが島に来ます。そのツバメを道に並んで、木の枝で叩き落とすという遊びをしました。ツバメは地面すれすれを飛んだりしますから。でもツバメは早いから、叩き落とせはしませんが。

渡久知：僕らはパチンコ作つてツバメを狙いました。ツバメが低空飛行したあと、上にあがつて、そこで方向転換をして、また低いところに飛んでくる。その方向転換をするときには、スピードが落ちるので、そこを狙ったわけです。それでもめつたにあたらぬ。フチャーリ（和名シロハラ）は、ヤマを作つたり、パチンコでよく獲りました。この鳥は、今は僕の敵です。盆栽の肥料をあげると、肥料の下に虫がわくんです。その虫を狙つて、鳥が肥料を全部鉢から落としてしまう。鳥よけのスクリーンを張るのに、3日かかりました。

渡久山：ヒヨドリは食べた？

渡久知：食べなかった。でも、フチャーリ（和名：シロハラ）は食べました。これは旧の10月ごろに渡ってくる鳥です。これはヤマを作るんですが、ヤマにはストゥンという道具を使います。直径30センチぐらいの、木の杵をたわませてバツテンに組んだものに、網をかぶせたものです。これに紐をつけて吊るして、下にエサを仕掛けて、エサを引くと、ストゥンがかぶさるようになっていきます。四隅には石を吊るしているので、落ちたらもう、鳥に

は持ち上げることはできません。地面のほうも、真ん中のあたりを少し掘っておきます。ビキフング（和名：ヒメクマヤナギ）の実が好物だから、これをエサにぶら下げます。よく捕りましたね。ヤマはひとつ、二つではなく、いくつも作ります。それで捕ったものは焼いたらごちそうです。3月ぐらいになるとまた、渡って行ってしまいます。この鳥は人が手入れをした森でないとおだめです。木の下に草がはえていると、入れないんです。木があったら、どこにでもいるというわけではありません。

渡久山：ウズラ（和名ミフウズラ）も捕ったね。

渡久知：ウズラは捕りやすいものです。夜、野原に行くとき必ずいる。懐中電灯を持っていけば、草の間で夫婦で寝ています。野原をどことなしにあるいていると、ウズラが飛びます。しかし、そんなには飛ばない。それで、降りるところを見ていて、そこに行く。最初に驚いて飛ぶだけで、そのあとは飛びません。だから、捕れます。あれを捕るのは非常に簡単。——しかし、ウズラも少なくなりましたよね。

渡久知：そうですね。昔の十分の一どころではないでしょう。

渡久山：ウグイスは？

渡久知：ウグイスは鳥かごを二段式にして、下の段におとりをいれて、それで捕りました。ウグイスは春になるとホーホケキョと鳴きますが、冬は、チャッチャッと鳴いて、藪の中を飛び回っています。だから、沖縄ではウグイスのことをチョッチョイと呼びます。ヒバリ（和名：セッカ）も沖縄では鳴き声からチュンチュナーと呼んだりします。直接的な名前ですよ。ところが僕らのシマでは違った名がついています。ウグイスはユムヌミーマチャー。ユムヌはネズミ。藪の中を飛び回っている様子を、ネズミを探しているみたいだ……ということで名前が付けられています。ヒバリも、ガヤンチュと呼びます。

渡久山：ガヤンチュは食べた？

渡久知：あまり小さすぎて食べない。ガヤンチュは賢いやつで、マカヤ（和名：チガヤ）に巣をつくるけど、北風のときは東に入口が向いて、南風のときは北に入口が向いているように巣をつくります。これをどんなして捕ったかということ、巣の入り口についている蓋のようなところに、紐をくくりつけておいて、のばしておくわけです。ガヤンチュは、夜は必ず巣の中に入ります。そこで、夜にでかけて、蓋に結んである紐をひっぱると、もう蓋は開きません。それでずっと紐をひっぱりながら巣に近づいて、手をずっと巣の中に入れて捕るわけです。一番、巣作りが下手なのは、ハト。木の枝をちょちょっと置いているだけです。カラスの巣はすごいです。巣の中はすべすべですよ。カラスの子どもを捕って親に見つかったら大変。夫婦で追っかけてきます。それと、カラスの巣の中に卵が6個あったら、もう、卵の中には子どもがいますが、4個ぐらいなら、卵はまだ新鮮です。それでその卵のうち1個を残して、3つを捕ると、また次には4個になっていたりします。カラスは鶏のひよこも襲いますね。そうそう、メジロは人間が巣に近づいたら、ヒナがふかしていても巣を捨てて逃げますね。

渡久山：鳥は夫婦でいるようなイメージがあるけれど、メジロもそうかな？

渡久知：夫婦でいます。寒露の頃に夜、夕方を捕りにいくと、メジロも必ず枝に夫婦で止まっています。

渡久山：ヨーガラサという鳥がいたね。

渡久知：夜、飛ぶだけの鳥。列をなして飛んでいるから、ガンみたいな鳥です。飛んでいる姿は見えるけど降りたのは見たことがない。夏の夜に見ます。それで、人の姿が見えると、ガーガーと鳴く。

渡久山：あの鳥は降りないのかな？

渡久知：低いところを飛んでいるから、降りるかもしれないけれど、見たことがない。脚が短いからカモの仲間かなとも思うんですが。あと、池に冬泳いでいる鳥に、ガーナというのがいました。下地島に池がいくつもあったんです。夏は陸の上にあがっていて、たぶん、岩の中に入り込んでじっとしている。羽を落としてね。それで冬に羽が生え換えて、泳ぐんです。大きいから小さいのまでいました。

渡久山：畑を耕す時、耕運機の後ろからついて来るアマサギというのがいるね。あれとは違う？

渡久知：違う。サギも白いのから黒いのまでいろいろいたけど。

2-6・デンブンの話

——もう一度、ソテツの話に戻ってお聞きしたいのですが、ソテツは山に生えていたということなのですが、植えられていたわけではないのですか？

渡久知：伊良部のソテツは自然生えです。植えているところはありません。公園とか、ああいう施設には植えますが。

——沖縄島南部などでは、ソテツの生えていたところを原野と表現したりしますが。

渡久知：そうです。原野ですね。岩場の多いところにソテツは生えますよ。平たん地には見ません。

——ソテツひとつとっても、島ごとに、いろいろな違いが見られますね。久米島などでは、ソテツだけを植えている場所があるというお話を聞きました。

渡久知：昔はソテツで命をつないできたというのがありましたから。

——石垣でも、あまりソテツを利用しなかったと言う話を聞きました。一方で、ウムクジ……サツマイモのデンブンを貯蔵していたというお話が印象的で、ソテツでなくても、いざというときの貯蔵食のようなものに注意を払っていたように思ったのですが。

渡久知：イモのデンブンは、昔、子どもが風邪を引いたりすると、お湯で溶かして、とろとろにして、ザラメで味をつけて、お粥の代わりに食べたりしました。お米がありませんでしたから。ぜんざいに入れて食べることもありました。

渡久山：デンブンは、水で溶いて、ネギとかを入れて、フライパンとかで焼いてもおいしい。

渡久山：デンプンを取るには、鉄板を用意して、その両端に棒を取り付けて、その鉄板をひっくり返して、釘などで斜めに穴をいっぱいあけて、またそれをひっくり返して、その穴の開いた鉄板をおろし金のようにして、イモをおろします。水とかは加えず、おろしたものを、そのまま絞って、デンプンを取ります。絞ったカスも、布に包んで、縛ってぶら下げておくと、自分の重さでチョロチョロ汁が垂れて、それも加えて、絞った汁を細かい布に包んで水を落として、残ったものを干すとデンプンが取れます。デンプンを作る時に出るカスも食べました。絞って、握って、干して、固めて保存食にしました。生のイモを薄く削って、太陽に乾かして保存をすることもしました。食糧の無くなる時期、主に冬に、これを取り出してきて、水に漬けて、大きな鍋で炊いて、樫みたいなものをつついてから、丸めて食べました。炊くときに、水を入れるんですが、その炊いた汁が、甘くなるんですよ。甘いものですから、子どものときは、炊いてから後でつuitてと、冷やしてあるものを、親に黙って、鍋の中にある汁をひしゃくですくって飲んだりしましたよ。本当はつuitてから丸めるわけですから、握れるように、水分が残っている。その汁を、様子を見て、飲んでしまうんです。あの汁は甘かったですね。乾すとイモの水分が飛ぶから甘くなるんでしょうか。親に見つかったら、怒られますが。冬になると、農作物が伸びません。北風で、塩があがってきて、枯れてしまうんです。枯れない前に、採って、干して……としたわけです。

イモを薄く切って干す時には、鎌を使って、イモを薄くそぎました。鎌の柄を自分のおなかにあてて、刃を自分の方に向けて。それから、イモに親指をあてて、ほかの指でイモを動かして、そいでいきます。包丁だとやりにくいんですよ。よくやっていましたよ。タピオカからもデンプンを作っていました。タピオカは生で食べられないこともありませんが、アク抜きをしないといけないので、おろしてデンプンを取りました。クズモチを作る時は、タピオカのデンプンでないとダメだから、しばらく前は金武まで飼いに行っていました。最近ではスーパーでも売るようになってますね。

2-7・畑と田んぼの話

渡久知：アオマメというのがあります。もやし豆。これ、完熟したら、絶対に炊けません。ぜんざいをつくろとして、炊いてもダメです。ある人が、いくら煮てもダメだと、食べられないと畑に捨てたら、そのマメから芽が出たと言う話があるくらい。宮古から、アズキ（注4）が送られてくるので、ぜんざいにしたりするけど、偶にその中に、絶対、炊かれないマメが入っていることがあります。これも同じ。

——栽培化の度合いが低い場合、そうしたことがあるのでしょうか。大豆の野生種も、一日水に浸しても、まったく吸水せず、柔らかくなりませんから。

渡久知：沖縄でトウナチン（和名：キビ）というのは、オコギャンと言うけど、これは昔、よく作っていました。アワもよく食べていました。アワだけでご飯を炊いて、おにぎりを作って食べていました。アワは一本の先に、一つしか穂ができませんね。

渡久山：石垣島の白保の人から、ヤドカリがアワの穂を食べるために、殻を脱いで登っていく……と言う話を聞いたことがある。見たことはないけど。

渡久知：アワは山を開墾したところに植えます。そういうところにもヤドカリがいる。反対側は海まで絶壁なのに、そういうところにもいる。畑にいるヤドカリは、生のイモを食べますね。だから、アダンの生えているところで、イモを置いておくと、ヤドカリが山ほど集まります。ヤドカリはタマンなんかを釣る時のエサにいいです。

——伊良部島にも田んぼはあったんですか？

渡久知：少ないながらもありました。

長 堂：私の家の畑にも、田と言う名前の畑がありましたよ。昔は田んぼだったんでしょうね。周りに水路もたくさんありましたから。

渡久山：あの水路には、たくさん魚がいて捕ったりしました。

渡久知：ティラピアを田んぼにわざと入れて飼っていました。それが水路にも逃げて。ティラピアの刺身は非常においしいものです。

——田んぼはいつぐらいまであったのですか？

渡久知：僕らが小学生ぐらいまでかね。畑では麦とかアワ作っていて、田んぼが割に合わなくなつて、畑に変わっていったんじゃないかな。アワの場合は、山を開墾してまくから、そこまできれいに作らなくてもよかつたんだが。

下地島には、浮き田というところがあります。ここ、草が生えているけれど、人が入ると、動く。結構、広いですよ。家畜の小屋を作る時の草刈りのため、馬車も入って行けるけど、動くんです。だから、あんまり奥の方へは行かない。どうして、こんなところが生まれたかと言う話があります。昔の伝説。昔、金持ちと貧乏人がいました。貧乏人は金持ちに使われていました。ある正月、みんなは御馳走を食べて飲んで騒いでいるのに、貧乏人だけ田んぼを耕してきなさい……と言われて。それで、牛を使って、鋤で田んぼを耕しながら、涙を流した。いつもならいいけど、今日は正月なのに。お金がないために……と。だから神様に、もし見ていたら、自分と牛を田んぼの底に沈めてくれとお願いしたって。そうしたら、もろとも、落ちていったと。そこは、海まで3キロほどあります。ところが、なかなか、返ってこないの、人が探しに行ったら、田んぼにはいない。ところが、牛と鋤と人が海に浮いていた……と。それから、金持ちのうちは、あっという間に没落してしまったと。それから、草が田んぼの両脇から伸びてきて、上に重なって、そのうち、乗っかっても、動くけど、沈まない、浮き田になったって。生えているのが、ナダツ（和名：ハイキビ）という、カヤとも違う、水の中にも根を張る草だからだと。本当に、動くから、怖いところですよ。

2-8・ススキ・カヤ・アダン

渡久山：章は、カヤヤー……カヤ葺きの家を見たり作ったりしたことはある？

渡久知：あるよ。壁に使うのはススキ。屋根に葺くのはマカヤ。屋根にするときは、ススキよりマカヤが強い。ススキは茎のところが腐りやすいが、マカヤは腐りにくい。葉っぱが平たいから、これで葺くと、雨が漏るということもない。屋根を葺くときは、マカヤを束ねて、屋根の上にあげる。屋根の下にいる人が、棒みたいな先っちょに紐をとおしたものをぶすっと刺す。そうすると、屋根の上の人がぬきとって、紐でカヤの束を押さえて、今度は上から下へそれを刺し返す。こんなして屋根を葺いて言った……。

——屋根の上のところを、かんざしのように刺して止める木がありますね。八重山で話を聞くと、これに使う木は特別の木で、腐りにくい木を使う……と言う話ですが。

渡久知：屋根のてっぺんにはススキを編んだものをかぶせますが、それを留める木ですね。

渡久山：石垣ではシمامサオノキを使うと言うね。ただ、あれは伊良部島にはないと思うから、何を使ったかな。

渡久知：農器具にはよく、ヤラブを使いましたが。鍛冶屋から鎌を買ってきても、柄はついていないから、ヤラブを切って、自分で作って。クワの柄もそう。山にヤラブを植えると、密植するから、途中で間引きます。2メートルぐらいで間引いたものは、トマトの支柱に使いました。これは腐らないから。伊良部には竹がそんなにないし。ゲッキツも農具の柄に使いました。粘りがあって、絶対に折れないので。

渡久山：ブー（和名：カラムシ）も上布をつくるものは、畑で密植していたね。

渡久知：カラムシで織った生地はバーズンといいます。皮をはいで、繊維をとって、おばあはそれを紡いで着物を作っていたりしました。芭蕉布のようなものです。

渡久山：よく石垣の上で繊維を乾燥させていたね。僕も子どもの頃、夏は、これで作った着物を着ていたな。涼しくて。

渡久山：マカヤはどこから刈ってきたのかな。自由？

渡久知：いやいや。個人の山からは採れないから。村の山があって、そこから。村の土地でも、管理しているところと、管理していないところがある。例えば、マツの木を育てているところは、山番がいて、木を切らさないように管理している。何も植えていないところには、山番もいないから、そういうところから、マカヤは刈ってくる。

渡久山：じゅあ、ススキは？

渡久知：ススキは、昔、アダンの木がいっぱいあったでしょう。そのアダンの木の上に生えているススキを採った。アダンの木の上に背が伸びていて見えるから、それを見つけて、入り込んで。

渡久山：ススキ原ではなかったんだ。

渡久知：ススキは個人の山にはたくさん生えていたりしたが、これ採ったら、大変。売ってくれと言っても、後で使うからと売ってくれないぐらい。

渡久山：家建てるぐらいススキがあったということは、それだけ、アダンがいっぱいあったということだね。

渡久知：頻繁に採るわけじゃないし。ススキは秋から冬になると、穂が出ますね。そうすると、それ以上、もう伸びない。その穂が出たときに採ると、非常に強いススキが採れます。ところが、4、5月に採ると、そんなススキは、すぐに腐ってしまう。

長 堂：サトウキビを収穫するとき、縛る紐もススキ？

渡久知：サトウキビは工場で細かく砕くから、ビニールでくくると、一緒に細かくされるのでまずい。だから、ススキとかワラとかで縛る。

渡久山：そういえば、オジヤオバアたちが、ススキで綱を作っていたな。ススキを道で干して、根元を車に轆かせて、綱を作りやすくしていたり。

渡久山：ムシロは？

渡久知：ムシロはアダンの葉から。

渡久山：アダン？ アダンの葉の刺を取らないといけないね。

渡久知：アダンの葉の刺を取るの簡単。今も、小学校に昔遊びを教えに、年に2、3回行くが、このとき、風車をアダンの葉でつくる。知らない人は、わざわざ、カッターで、アダンの刺を取ろうとして、失敗する。どうするかというと、板に釘を3本打ち込むわけ。そこにアダンの葉を差し込んで、葉を引くと、刺もとれるし、葉も同じ幅のものに裂けるわけ。

渡久山：ああ。その板に釘を打ち込んだもの、名前あるよね？

渡久知：ありはするけど……。

渡久山：そうやって、裂いた葉を乾燥させて、緑が無くなるまでしておく？

渡久知：いや、根元は白だから。ムシロを編むときは、アダンを茎ごと切り倒すわけ。だから、葉の根元の15センチほどは、もともと白くなっている。だから乾しても、根元は白く、その先が緑。だから、ムシロを編むときに、この色の違いを利用すると、碁盤模様のムシロが編めるわけ。機織りの場合は一人ですが、ムシロは幅が90センチあるので、編むのは二人がかり。ムシロは、昔はめったに作るものではなかったから、作ったものは、まとめておいてあった。何か行事とかがあるときは、家には人が入りきらないので、庭にマカヤをひいて、その上にムシロをひいて、宴会をしたんですよ。よく、ムシロを借りに来ました。でも、その後が大変。お酒を飲むでしょう。それをこぼす。ヤギ汁とかもこぼす。だから、終わった後、それを洗わなければならない。まとめて馬車に載せて、海へ行って広げて洗って、そのまま干すと塩が出るから、また水で洗って。借りる人が、手伝ってくれないと大変です。手伝わなかったら自分たちだけでやらないと。それでも、お礼は、そのときの料理を持ってくるぐらい。遠いところからも、よく借りに来ましたよ。

渡久山：そうしてみると、アダンは貴重だったね。

渡久知：草履もアダン葉で作ったし。あと、下駄はセンダンで作りました。これも自分たちで。

木を厚く削って、ノコとオノで足の部分を作って、磨いて。紐は売ってみたいけど、その前は古布で綱みたいになってね。これを正月がくると、子どもらにお年玉のようにあげたりしました。

アダナスから取った繊維で、凧の紐も作りました。ただ、こうして作った紐は重いので、小さな凧ではだめです。大きな凧の紐を作りました。昔、書類を作った薄い紙が当て、今で言うとB4くらいの大きさだと思うのですが、これを5、6枚つないで凧を作りました。この凧、風を受けると、4、5歳ぐらいの子なら、引っ張っていくほどの力がありますよ。凧の骨は竹です。作ったのは障子凧と呼ばれるものです。骨が障子のように組まれた凧です。上端の骨は少したわめて、紐を張ります。尻尾にはアダン葉の紐を使います。正月が来ると、これを揚げるのが勝負です。塩田があったので、そこで揚げます。誰が一番高く揚げるかと、綱と地面の間の角度を測ったりもしました。

渡久山：喧嘩凧はありませんでしたね。

渡久知：あと、硬いフクギやヤラブ（和名：テリハボク）の葉を取ってきて、真ん中をえぐります。これを綱の中に通して、もう一枚の葉をまるめて、穴の中につっこみます。葉が風を受けて、綱をさーっと上がっていくんです。上まで行くと、凧にあたって、葉が落ちます。硬い葉のほうがすべりがいいので、フクギやヤラブの葉をつかったんです。

障子凧の上端をたわめて、そこに紐を張って、そこに薄い紙をとりつけると、その紙が風を切つてうなるんです。音、すごいですよ。ぴんと紐を張るには、凧の骨が硬い方がいいです。紐につける紙も、1枚ではなく、2枚にして。1枚は平たいもので、もうひとつは切り込みをつけて。そうすると、それぞれの出す音が違います。その紙が音を出しながら、紐のあっち、こっちと移動して、両方の紙がくっつくとまた音が変わります。そんなふうにな凧の出す音でも勝負しました。

障子凧の紙と骨は、黒く塗って四角に切った紙で貼ります。この紙の貼り方にも工夫があります。どんなふうにするかで、凧の模様が変わるわけです。いい天気が高く上げると、太陽にあたって、とてもきれいにみえる凧でした。正月が来ると、これが楽しみです。僕は自分のだけでなく、隣近所の友だちにも作ってあげていましたね。

凧を揚げている時、紐が切れると、どこかへ飛んで行っちゃいます。友だちを連れて探しに行くわけですが、これも楽しかったですよ。

2-9・キノコや雑草の話

—島によって、利用していたキノコもいろいろあったという話を聞くのですが、伊良部ではキノコは利用していましたか？

渡久知：伊良部では、マツタケはマツの木の下に生えたマツタケと言うキノコがありました（和名・ハツタケ）。マツの木が茂って、下に草が全然なくて土が相当見えるようなところで、雨が降った後に出ます。本土のマツタケのように裂けるようなことがなくて、ボロ

ボロと崩れてしまうようなキノコですが、炊いたらおいしい。このキノコのことは、マツギヌミンといいました。これは、茶色か、黄色っぽいような感じのキノコです。これとは別に、黒っぽいのがありました。これがおいしかったです。とろみがあって。これはクローミンと呼んでいました。それと、アダン場にてでくる白いキノコがあります。これがおいしい。肉と一緒に炊くと、とてもおいしいんです。アダン場が火事で焼けたりすると、その跡に出てきます。焼けた後に、露が下りたりすると生えてきました。このキノコは、アダンギーヌミンと言っていました。山火事でアダンがやけると、まず、ヤシガニ。そのあと、このキノコを狙っていきました。おいしかったですよ。一回、このキノコで失敗したことがあります。大事にしていたイヌを大怪我させてしてしまったんです。昔、台所は離れにありました。そこで炊いてから、母屋に運びます。で、このキノコを鍋で炊いて、母屋に運ぶ時、入り口に寝そべっていたイヌに汁をぶっかけてしまったことがあるんです。それっきり、そのイヌは現れませんでした。このイヌ、まな板に肉を置いておいて、「みとれよー」と言うと、ネズミは追い払うけど、自分は全然、食べないというイヌです。賢い。言うことを全部聞くイヌでしたよ。それが失敗してしまって……。キノコの汁は特別に熱いんです。ほら、味噌汁に豆腐が入っていると、豆腐が熱いでしょう。それと一緒にです。

キノコには食べられるのと、食べられないのがあります。裏返して、裏が縦にさけていると毒じゃなくて、裏が平たいものや、丸い穴とかが開いているのは食べてはいけないと言われていました。

—キノコではないのですが、沖縄本島でモーアーサーと呼んだりする、地面に生えるノリのようなものは食べていませんでしたか？

渡久知：食べていました。ヌーズとっていました。雨が降ると、膨らんでいきます。昔は、野原で大便をしたものです。モーアーサーを腹いっぱい食べて、野原で“大”をするでしょう。そうすると、“大”の他の所は流されても、モーアーサーだけは流されずに残って、しかもそれが生えて大きくなるんです。“大”をやった人は、自分がどこでやったかを覚えていますから、もちろん採りませんが、知らない人は採って行ったりするんですよ。だから、あれは炊いても死にません。なんでそんなものを食べるかと言うと、胃袋を掃除してくれるんです。コンニャクみたいなもので、そういうのが体にいいと言うわけです。

昔、畑の縁には、雑草が周りから畑に上がってこないように、周囲が掘り下げられて、その土を畑の縁に盛り上げていました。畑の縁に溝のようなものがあつたわけです。雨が降ると、そこに水がたまります。伊良部の土地は、地表から30～45センチほどしかない土がなくて、その下はかたい赤土です。マカヤの根も、赤土まで行くと、止まってしまう。畑の縁に溝を掘る時は、その赤土のところまで掘り下げます。そこまで掘るので、周囲から草が入ってこれないわけです。昔、飲み水は井戸の水です。夏、水を探していたら、この畑の周りの溝に水がたまっているのに気づいて、すくって飲んだと言うこともあります。

アダン場のあるところは、水に困らないんですよ。アダンを切ると、葉っぱの間に水が溜まっていますから。アダンは露だけでも水をためます。だから、いつでも水が飲めます。——昔のくらしでは、鎌と知識があればノドの乾きがいやせたということですね。

渡久知：今は飲み物も食べ物も全部お金。昔は自分で、探して飲んで、食べて、遊び道具も作っていました。これが楽しかったんですよ。

——雑草でやっかいだったものはどんなものですか？

渡久知：マカヤがやっかいです。根が深く差し込みますから。入ってしまうと、草を引いても、根っこが残るし。根っこを取るには掘らないといけないし。でも、作物があるから、そうそう掘るわけにもいきません。あと、ニガナ（和名：オオジシバリ）。食べるニガナは株立ちになっていますが、雑草のものは、葉っぱが一枚ずつです。で、根っこが這います。これも赤土のところまで、根が深く入り込みます。取ろうとしても根がボキボキ折れてしまって。これもやっかいです。そして、肥料を入れると、イモに覆いかぶさるぐらいにまでなります。根っこが深くにあるので、イモよりよけいに肥料を吸ってしまうんです。イモなんか、すぐにやられますよ。

渡久山：ナダツ（和名：ハイキビ）は？

渡久知：そこいらじゅうにあるものではないが、畑のそばに生えていると、畑に入ってくる。ナダツも細切れにしても出てくる、強い草です。

——雑草の中でもスベリヒユのようなものは食用になりますね

渡久知：葉っぱの厚みがあるやつですね。食べることができますね。沖縄の野草はたいがい食べられるので、食べられないものを知っておくほうが早いというのを聞いたことがありますよ。トゥルナ（和名：アキノノゲシ）はあえものとかにして食べることができます。これはウサギの大好物です。それと、血止めにも使えます。

——ところで、草刈とかに使う鎌は何歳ぐらいから持たされるものですか？

渡久知：鎌は5,6歳ぐらいからですね。最初は親が連れ歩きながら、刈り取る要領とかを教えます。

——子どもの草刈り用のパーキなどもたされるのですか？

渡久知：パーキではなく、自分で編んだアミデルという網袋に草を入れます。イモもこの網袋に入れます。イモを入れる物と、草を入れる物では網の目の大きさが違います。これは、アダンの足の繊維を裂いて、乾燥させて、綱をつくって編んだものです。

2-10・植物利用あれこれ

渡久知：僕らの頃は、サンニン（和名：ゲットウ）の葉の大きいのをとってきて、丸めて、棒の先につけて、セミを捕りました。あまり大きくすると、枝にあててもセミが隙間から逃げるので、小さく作る必要があります。

——サンニンの葉は、ムーチーを包むのにも使ったのですか？

渡久知：ムーチーはサンニンの葉でつつんだものは作りません。十五夜にダンゴを作りますが、これも細長く、アズキをまぶしたものです。

渡久山：おにぎりを包むのは、オオバギの葉っぱだったね。

——便所の落とし紙にも木の葉を利用したと言う話を聞きますが。

渡久知：ユウナ（和名：オオハマボウ）ですね。あれは、葉が柔らかいし、それでいて、強い。3枚ぐらいの葉を重ねて使いました。

渡久山：叔父に聞いたら、叔父が小さいころは学校に葉っぱを何枚もっていきなさいという、ノルマがあったといいます。僕らの頃はどうだったかな。

渡久知：学校に持って行ったことはないな。学校に小使いさんがいたから、その人が取ってきていたかもしれない。そういえば、45年ほど前、仕事でいった宜野湾の現場で、民家のおじいとおばあにトイレを借りたら、これがまだユウナの葉を使っていて、びっくりしたよ。ドラム缶の上に板をわたしただけのトイレで、しかも前にドアがあるだけで、後ろはそのまま道に向けて仕切りも何にもないんです。びっくりして、トイレをしないで、逃げてきました。あれは忘れられない。90前のおじいとおばあだったなあ。

——クワズイモの葉は使いましたか？

渡久知：あれを食べた人は、涎を流してひっくり返ると昔、聞きました。だから、酒を飲みすぎて、涎を流してひっくり返っている人は、これを食べたんだろうと言ったぐらいです。クワズイモの葉は傘の代わりにしました。

渡久山：石垣では、一日萎らせてから、水筒のように水を入れて持ち歩く容器にしたと聞きますね。

渡久知：小さい葉は、お祝いで皿替わりにしました。切ってしばらくおいたら、しなやかになるよ。

——クワズイモは伊良部では何というのですか？

渡久知：あれは字に書けない。クワズイモの方言の発音、特に難しい。書いて書くならビィビィリガサだけど、このりには○がつく。字だけ見ても発音できないでしょう。

渡久山：ツワブキは戦時中、兵隊さんが食べていたらしい。

渡久知：チィパッパといいます。山にいったら、いくらでもある。うちでは鉢植えにしています。

——ほかにもまだ、草や木の利用はありますか？

渡久知：サディフ（和名：ハマユウ）で遊びました。茎を切ると、うすい皮が取れます。この皮を膨らませて、風船替わりにしました。女の子たちがよくやりましたね。

渡久山：あと、海端には食べられる草もあるでしょう。マツバボタンみたいなのがあって（和名：ミルスベリヒユ）、和え物とかにして食べましたね。

渡久知：あれはよく食べましたね。アザミ（和名：イリオモテアザミ）は食べたことがないな。トゲがきつくて、触りたくない。

渡久山：石垣では、牛の鼻の穴をあけるのに、シマミサオノキを使ったというけれど、伊良部ではどうしたんだろう？

渡久知：なんの木かわからんけど、尖った木で開けていたよ。そこに鉄の輪を通して、紐を通してね。馬のおモガイは、農具を作ったのと同じで、ヤラブで作った。人を噛みそうな馬には、さらに口の中に、フチャというのを噛ませたが。

——ガジュマルは何かに使いましたか？

渡久知：石でつついてチューインガムみたいなものは作りました。ガジュマルがある場所が遊び場です。隠れ家を作ったり。夏になると、子どもはみんなガジュマルの上。

——スナズルは何かに使いませんでしたか？

渡久山：石垣では漆喰にに入れて粘り気を出すと言うけど？

渡久知：使いみちはないですね。これはアカニクと言っていました。岩場には、昔はクロキ（和名：リュウキウコクタン）なんかも大きいのがたくさんあったけど、みんな採られてしまった。シタンなんかもそうなんです。直径15、6センチのものなんか、ざらにありました。盆栽や庭木用に採られて無くなりました。シタンは材も強くて、使うことができます。

渡久山：デイゴは何につかったろう。

渡久知：水中メガネの枠も作ったし、櫂なんかも作った。ただ、皿は作らなかったね。柔らかすぎて、水を入れると漏れてしまうから。あと、ブタのエサいれ、タウニーと言っていたもの……もデイゴです。子ブタ用は、幅を小さくして、長いタウニーを作りました。

——垣根にはどのような木が使われていましたか？

渡久知：垣根にはソウシジュを使ったり、ウカバ（和名：クロヨナ）を使ったり。ウカバは肥料にもなりますから。家畜がいない人は、キビを植える時にもウカバの葉を肥料としました。石垣は、幅が50センチぐらい、高さが1メートルぐらいでした。その上に自然にいろいろな木が生えて、石を抱いて石が動かなくなる。そんなふうには石垣があるところの垣根は自然にできたりしましたが、石垣がないところは、木を植えました。

——マーニの繊維も使いましたか？

渡久知：マーニの繊維はフカラといいます。ヤシの繊維に似ています。これで作った綱は腐らないから、農具などにも使いました。

渡久山：釣瓶の綱にしたり。

渡久知：泡盛の壺に書いてあるのは、ほとんどがマーニで作られた綱です。マーニがそんなに採れないので、ヤシの繊維も混ぜてありますが。腐らないから、泡盛の壺にもいいですね。マーニは葉っぱも使いみちがいろいろとあります。裂いて、芯を除いて、細工にしました。鍋の蓋とか、カゴとか。柔らかいからいろいろなものに使えます。

渡久山：クバ笠は作ったかな。

渡久知：作ったよ。扇は普通のクバ（和名：ピロウ）の葉でも食ったけれど、クバ笠は小さ

い葉でしか作れないから、それ専用のクバがあったよ。ツークバとって、普通のクバとは種類が違うもの。Kの家にはいっぱいあったよ。

渡久山：ああ、あまり背が高くないものか。

渡久知：マーニは、根っこも貴重。根本を掘ると、イモみたいなのが出てくる。親株は堅いが、このイモみたいなのを乾燥させてから、泡盛に漬けておく。そうすると、これが腰痛の薬。マーニは捨てる場所がないよ。お年寄りは、こうしたことを何でも知っていて、お年寄りから教わったよ。昔の人から教わったものをどンドン伝えていかないと。そのまま死んでしまったら、誰にも伝えられないから。

2-11・木の実の話

——お盆には仏壇にアダンを供えましたか？

渡久知：アダンは実がまだ小さいときに、柄を少し残して切ってくる。これ、何の意味？と聞いたら、お盆の時に、大事にされていない幽霊がご先祖様がお土産持って帰ってくるのを奪おうとするから、これでなぐる……と。お盆のときは、あと杖替わりにキビを供えて、箸もメドハギのものにして。それと、果物もお店で売っていなかったから、畑で採ってくるものや、普通に木の実も採ってきたり。

渡久山：ミカンは伊良部でも作っていたね。

渡久知：昔は、ミカンの木はそのまま伸ばすと実がそんなにつかないと言っていた。それで、成長するときに、根元の股の間に石をいれると実をたくさんつけると言っていた。ミカンの木の相手は石だと言っていたよ。村のオガンに森があって、年に一度行くときは、必ずミカンに石が挟まっているか、見ましたね。

渡久山：食べられる木の実のことを話してみよう。

渡久知：ヤラブ（和名：テリハボク）の実を食べました。

——テリハボクの実を食べることができるのですか？ てっきり、コウモリばかりだと思っていました。

渡久知：コウモリは嫌なやつで、木の实でも全部食べなくて、3分の1は食べて捨ててしまう。ヤラブの実はたくさん鈴なりになるが、食べるのは、黄色く熟したもの。食べても、うすい、3~4ミリぐらいの皮のようなところ。ここを食べました。ヤラブの実の中の種の中身はつついて芯を入れれば、ロウソクになります。種の皮は中を掃除して上を切ってホタルを入れて蓋をすると、皮が薄いから、ホタルの光が見えます。全部使えるんですよ。花もきれいだし。

食べられる木の実と言えば、フビギと言っていたグミもいっぱいあったし、イヌマキの実もおいしかった。グミは種類があります。ただし、種が大きくて、食べる場所が少ない。オコンータギー（和名：イヌビワ）も食べました。完熟したら、黒くなって柔らかくて。サルカ（和名：サルカケミカン）の実も食べました。これは辛いけど、種類が違って、

甘いものもありました。サルカは刺のすごいのと、ないものがあります。ヤギのエサには刺のないものをあげました。この刺のないサルカが、甘かった。ミーフンギ（和名：クロイゲ）も刺のあるものですが、この実もおいしかった。熟しないと酸っぱいけれど、実が大きくしてね。このフンギと似たようなもので、紫の実がつくものがあります。この紫の汁が出るのを、オスのフンギ、ビキフンギ（和名：ヒメクマヤナナギ）と呼び、クロイゲのほうをメスのフンギ、ミーフンギーと呼んでいました（注5）。ビキフンギはたくさんあるところでは、枝ごと採って、お土産に持って帰るくらいでした。ミーフンギは盆栽にもなるので、山からみんな採られてしまった。盆栽では、石に抱かせてね。ミーフンギは、大きいものは、幹の直径が10センチぐらいになります。下地の飛行場を作る前はものすごくあったんです。ミーフンギは、群がって生えていると、茂みの中が見えないくらい。これに、アオダイショウが巣をつくります。ヘビの巣はネズミの巣と一緒に。草や葉を集めて作られています。一べん、年下のTがミーフンギに作られているヘビの巣を見つけて、中から卵を採ったことがあります。卵はハトと同じで、2個うみます。これを年上の知り合いに見せたら、ハトの卵と思って、すぐに叩き割って飲んでしまった。Tは怒ったけれど、飲んでしまったはどうしようもない。で、どこで採ったか……と、知り合いを案内したわけです。「あれの中で採った」といったら、びっくりしてね。ヘビの巣だ……と。あわてて胃の中を吐きだそうとしたけれど、これも、どうしようもない。そこで、今度は逆に怒り出したと言う話があります。食べられる実と言えば、クワの実も多かったですね。クワも何種類かあって、甘いものや、酸っぱいもの、実が細長いものなどありました。アヤウィーンタギー（和名：シマヤマヒハツ）というのもあった。フクマンギはシヌーヌタギと言っていました。

渡久山：シマヤマヒハツは、泡盛に漬けるとワインのような色がでますよ。

長 堂：フクギの実を食べましたか？

渡久知：フクギは食べないなあ。臭くて、近寄れない。

渡久山：伊良部にはフクギは少ないし。モモタマナもそんなにないよね。

渡久知：だいたい、海のそばに生えますね。

渡久山：墓には植えるかな？

渡久知：影になるから。

渡久山：方言ではクウーテギ。

渡久知：実をとって、大きな葉っぱの上に載せて、その葉っぱの両側を二人でくわえて、葉っぱを「んーっ」という声で振動させて、実がどっちにいくかで勝負をしましたよ。モモタマナの実は、ウシの音を出すと動き出すから、ウスギ……牛の木ともいったんじゃないかな。

——エビヅルはありましたか？

渡久知：カネウギ。ありました。伊良部にはありませんが、ヤンバルには、これに葉が似た

イチゴがあって、とってもおいしいですね。

——ハウロクイチゴですね。

渡久知：あと、やはりブドウによく似た葉で、実は食べられなくて、葉にブドウにもつく大きな虫がつくのがあるでしょう。オクムスギと言っていますが。

——テリハノブドウですね。

渡久知：ニチニチソウにも同じ虫がつきますよ。うちのカアちゃん、虫が大嫌いなので、ブドウもニチニチソウも虫がつくからと、全部、切って捨てられてしまいました。

——グァバはどうでしょうか。

渡久知：バンツケラと言っていました。山にもあるけれど、いろいろと種類があるから、いいのがあると食べてから種をとって、植えました。今のうちにも、大きな甘い実をつけるグァバがありました。モモタマナの乾燥した実の中身も割って、食べましたよ。アカギの実は竹鉄砲の球です。

2-12・葉と材木

——サクナ（和名：ポタンボウフウ）は利用しましたか？

渡久知：これ、肉と一緒に煎じるみたいにします。ヤギ肉が生の中に入れて、一緒に煮る。そのままだと硬いからです。

——ニガナ（和名：ホソバワダン）はどうですか？

渡久知：ニガナは欠かしたことがありません。千切りにしてビニール袋に入れて冷蔵庫に入れてあります。味噌汁にしても野菜炒めにしても、一掴みずつ、入れています。

渡久山：昔は島に病院がなかったから、風邪をひいたときとかは、どうしたかな。

渡久知：小さいころ風邪をひくと、親がサトウキビを火にあぶって、皮を剥いてくれました。それを丸かじり。不思議とそれで治りました。糖蜜とショウガを混ぜてお湯を入れて飲んでも非常にいいですね。

渡久山：僕が子どものとき風邪をひくと、オバアが前の畑からヨモギをとってきて、それを僕の額の上に乗せてね、それをタオルで包んで。それから包丁をもってきて、体から悪いものを払う……とやると、翌日からもう学校にいけるようになりましたね。

渡久知：ヨモギからはモグサが採れます。ただ、モグサは買ってきていました。

長 堂：私の頃も病院がなく、捻挫をしたときは、お灸をしてもらって、治しました。

渡久山：膝を悪くしたとき、オオバコの葉っぱを火にあぶってあてたことがありますね。

渡久知：オオバコの葉は吸出しに使います。昔の子供は、おできがよくできました。おできが膨らんでくると、オオバコをあぶって、かぶせます。すると、おできの中身が全部出て、すぐに治りました。

渡久山：悪いところの血をヒルに吸わせるという治療法を聞いたことがあるけれど、島にはヒルはいるかな。見たことがないけれど。

渡久知：田んぼにいましたよ。僕らが子どもの頃は、島にも少ないながらも田んぼがあったから。悪い血がたまっているとって、ヒルに血を吸わせているところも見たことがあります。血を吸うと、ヒルがどんどん大きくなるから、もう怖くて。

渡久山：草刈をしていて、ケガをした場合は、アカミヤーツツ……というカタバミの葉を採って、これをつぶして汁で消毒したら、これが薬でした。ハチに刺されたら、歯垢をつけるとか。

渡久知：小さいハチ（和名：チビアシナガバチ）も最近、いなくなっている。農薬のせいじゃないかと思います。

——しばらく前、沖縄大学のジュニア教育支援発表会で、伊良部高校の高校生たちが、オキナワキリギリスが伊良部島ではほとんど見られなくなっているのは、農業の変化による影響ではないかと言う報告をしてくれました。

渡久知：キリギリスはたくさんいたのにね。夏はものすごく鳴いていたものだけど、今は聞いたことがない。ヒバリ（和名：セッカ）もいなくなったし、ウズラもいなくなったし。

長 堂：薬の話に戻ると、アロエは昔からありましたか？

渡久知：アロエはなかった。血を止める薬草は、トゥルナ（和名：ハルノノゲシ）。これをもんで傷につけると、すぐに血が止まった。あと、頭に大きなけがをしたときは、イモを使いました。イモをふかすと、夏はそのままだと腐ってしまう。ふかしたあと、皮を剥いて、大きな船の櫂みたいなのでつついてこねて、丸めて、それをパーキ（ザル）の中に入れて、風通しのいいところに吊るしておきます。ヌズーと言います。こうしておいて、何日も食べた。頭に大きなけがをしたときは、これをとってきて傷に載せました。真っ赤になってね。それで止血。イモの葉ももんでつけると血止めになりますが、昔は家の周りの塀は石でしょう。幅が5～60センチほどもあります。石を積んで、隙間に砂利をつめて……というのですが、その塀の下で遊んでいて、石が転がってきて頭に当たったりするわけです。塀の上でも遊んでいる子がいたりするから。

テモン（和名：ナンゴククスギカズラ）と言うものもありました。これは血圧を下げる薬。イモがたくさんできるので、これを泡盛に漬けます。ただ、飲みすぎると、血圧が下がって大変。この草は、岩場の岩の間の土から生えています。イモの苦味がスゴイですよ。——伊良部では家を作る材はどうしていたのですか？

渡久知：昔は山から取ってきました。戦争のときに、兵隊がマツを取って使ってしまいましたが。伊良部では、個人で松山を持っていました。大きな松山は村のものですが。山から切ってきた木は、砂浜に3か年埋めて、塩をしみこませます。それから堀り上げて、皮を剥いで、干して材にします。このときのニオイ、すごかったですよ。今のような建築方法だと、こうした材は使えません。塩を含んでいるわけですから。昔は釘をつかっていないので、大丈夫なわけです。こうした家は台風にも強いんです。腐らないし、虫がつかないし。山からもってきただけの木だと、虫がついて、どうにもならない。これ、カミキリム

シです。幼虫が材をかじる音が、眠っている時もカリカリと聞こえるぐらいです。

——それは、イエカミキリですね。今は昔風の木造建築物が減ってしまったので、イエカミキリもめったに見ることができなくなっていると言う話を聞いています。ところで、松山は個人のものだったんですか？

渡久知：建築材としてだけでなく、売るためのものでもあったんです。金持ちの山でもないと、そうそう大きな木はありませんが。佐和田の浜は、よく材木が埋められていました。埋められていた場所には、自分のものであるという印がつけられていて。当時、大工はお金をもらうけれど、加勢をする人はお金がもらえません。沖縄でいうところのユイマールですね。そうそう、昔は機械がないので、角材も大工が作っていました。さし金で角度を出して、マイツという、チョウナのような刃物でけずって、しあげにカンナで平にしていました。設計図もありません。板一枚に図面が書いてあるだけです。

昔の人は、何事も自分で考えてやっていたでしょう。時間も太陽を見て、季節もカレンダーなしで、ちゃんとわかっていたから。昔の人はすごいなと思います。

昔の大工は、さし金を大事にしていました。それで、こうといったら絶対に意見を変えない人がいるでしょう。そういう人のことをバンジョーガニ……さし金というんですよ。あと、今でいう、認知症のような人のことは、カニハンディと呼んだりします。カニはさし金。ハンディははずれるということです。今はね、こうした人を邪魔にしたりする。僕は違うと思いますね。こういう人たちのおかげで、今があるんだと。年寄りには宝だから、じゃまにしたりしたらバチが当たるよと思います。

2-13・津波の伝説

——佐和田の浜には津波石と呼ばれる巨石が転がっていますね。津波に関する伝承とかはお聞きになったことがありますか？

渡久知：あの石は津波で浜にあがったというけれど、自分はそんな風には考えられない。石の根っこのほうを見ると、ひろがっている。だから、生きていますよ、あの石は。あとから抱いたのか、下から張ったのかはわかりませんが。もともとあそこにあって、石ごと海底が上がったのかもしれない。

——津波に関してヨナタマの伝説があるわけですが、あれは下地島の話になるわけですか？

渡久山：そうです。津波では下地の村が一つ沈んで無くなったと言う話になっていますね。

渡久知：ヨナタマはジュゴンのことです。下地島に通り池と呼ばれる、海とつながった池があります。昔、そこに2世帯で一緒に漁をしている家があった。あるとき、ジュゴンが捕れて、2軒でわけて、そのままだと腐ってしまうから、干して乾かそうと。そうしたら、ジュゴンの親がやってきて子どもを呼ぶわけです。ただ、返事はあっても、帰ってこない。それで子どもが言うわけです。自分は今、干されているから、戻っていけないと。だから大きな波をみつつぐらいこさせてくれたら帰れると。そこで3つの波が来たら、家ごと池

に落ちて、その池は海に通じているから、ジュゴンは戻って行ったと、そういう話。あと、通り池には、継母が、自分の子どもと継子を連れて、池に行つて、平たい岩の上に一晩泊まったと言う話もあります。継母は、継子を殺してしまおうとわざわざ連れて行ったと。で、岩の上で、継母が真ん中に寝て、継子は池のほう、自分の子は奥の方に寝せるわけです。ところが、継子が継母のたくらみに気づいて、寝静まったとき、自分と本当の子とを入れ替えるんです。と、案の定、夜中、継母が突き落す……。でも、朝起きたら、自分の子の姿がない……と言う話です。

今の科学では計り知れないことはあるんじゃないかと思います。うちの隣に、ハカセみたいなおじいちゃんがありました。まだ、飛行機を誰もみたことがなかったときに、この人が飛行機というものを言い当てたという話があります。おじいちゃんは、家の前で火をたいて、煙をあげて、天におうかがいをたててた。あるとき、やがて天から船が音を出しながら通るから見ておけと言ったというんです。みんな、とうとう、おかしくなったと言っていたら、やがて本当に飛行機がやってきた。おじいちゃんは、「アヤバタフネが通つて世の中が変わるよ」と言ったというんです。アヤバタというのは、チョウチョのことをアヤバチャと言うので、そこからきたのかもしれませんが。この人は不況や豊作を当てたと言います。

——いろいろなお話、どうもありがとうございました。本当に、お話が尽きないですね。

渡久知：まだお聞きになりたいことがあったら、またお話しをしましょう。

注

注1：現在、佐和田の浜には、伊良部島唯一の魚垣（カツ）が残されており、長浜トヨさんとそのご家族が管理をされている。2011年の10月1日および2日に沖縄大学の移動市民大学が佐和田の公民館で開かれ、その後、魚垣体験のフィールドワークが、沖縄大学の学生、伊良部島の小学生・高校生および一般参加者によって行われた。なお、長浜トヨさんのカツは西側の袖垣が105メートル、東側の袖垣が427メートルあり、その内側の面積は12,500平方メートルにも及ぶ。フィールドワーク当日はあいにくの天候で漁には恵まれなかったが、カツの漁ではサヨリ、アジ、ボラ、ベラ、ダツ、アイゴ、ヒメジ等が漁獲されるという（「魚垣保全の意義、今回の企画をとおして」三輪大介『2011年度離島別シマおこし研究Ⅰ報告書 環境教育によるシマおこし』沖縄大学地域研究所・盛口ゼミ 2012年）。

注2：八重山でも同様にツノメガニの巢のありどころによって、ニンガチカジマーイと呼ばれる3月ごろの暴風を予報する言い伝えがあることを、明治～昭和初期に当時の石垣島測候所の名物所長であった岩崎卓爾が書き残している。『岩崎卓爾一卷全集』（伝統と現代社 1974年）に卓爾の手になる『石垣島気候篇』（1927年）が所収されている。同書には「各月の気候状態」と題して八重山の気候の概観が述べられているが、その3月の項に以下のような記述がある。「季節風は幾分衰勢するも猶余力を保ち、往々東海及至台湾北部に低気圧出現し、其発達し

たるものは俗に「二月風廻^{ニグワツカサマーリ}」又は「二月大雨^{ニグワツフーアミ}と言ひ、(中略)冬至より起算して八十六日目とあり、古来二百十日と共に荒れ日として前後七日漁民相戒む。然れども此日には必ず荒れると言ふ意にはあらず、春分秋分の候には荒れること多し、島人は「春馬蟹^{ハルマーカン}」の波際近く穴を啓き、海水濁りまたは海藻魚介の類磯辺に打ち揚げられて、臭気を発するを以て、此厄日の経過したるをト知す。」

注3：聞き手が関わるNPO珊瑚舎スコーレで講師をされていた謝花勝一さんからうかがった。謝花さんの著書にも以下のような記述がみられる(『サシバ日和』謝花勝一 ひるぎ社 1997年)。「冬、芋畑で鍬を振り下ろして芋堀りをしている時、起こした土中からモゾモゾと這い出して子どもたちをビックリさせるのがキシノウエトカゲ(バカッザ)だ。～私は食べるため、あるいは薬用に積極的に捕えた記憶はないが、鍬で両断したものはもったいないと父が畑で火を起こし、焼いておやつ代わりにした小学生の頃の記憶がある。」

注4：宮古在来の黒いササゲのこと。沖縄ではアズキは栽培されておらず、ササゲが代用とされる。

注5：伊良部島で、ヒメクマヤナギのことをピキンータギーと呼ぶと『琉球列島植物方言集』(天野鉄夫 新星出版 1979年)にあり、同書には「ピキンータギーは、果実のなる木の雄株の意(果実のなる木の雌株はクロイゲ)で、ンータは野生の食える果実の通称」と説明が付されている。

3. 結果と考察

話者の話は多岐にわたっているが、以下に挙げるように、その様々な話題にアダンが登場した。

葉：むしろ、草履

気根：草刈りの網袋、サシバを捕る道具、風あげの紐

若い実：お盆の供え物

葉の付け根のたまり水：飲料水

枯れ木：キノコの発生木

アダンの群生地：ヤシガニ・ヤドカリの捕獲場所、ススキの採取地

葉の利用や気根の繊維の利用、実の利用は他地域でも共通して聞き取れる利用例であるが、アダンの群生地に生えるススキを利用することや、葉の付け根にたまった水を飲料水として利用することは、今のところ伊良部島でのみ聞き取れている利用例である。また、伊良部島の場合はこのように、アダンという植物に多様な利用が見られたわけだが、例えば、沖縄島北部・奥では、リュウキュウマツ、ホウライチクなどの植物に多様な利用が見られることがわかっている(当山ほか 2016)。この多様な利用の見られる植物の地域による違いを比較することで、琉球列島の里山の実相がより明らかになるのではないだろうか。この点について、今後、明らかにしたいと考えている。

引用文献

当山昌直ほか 2016 「奥における植物利用」 大西正幸ほか編 『シークワサーの知恵』
京都大学学術出版会 pp.172-176, 240-244

盛口 満 2015 『琉球列島の里の自然とソテツ利用』 安溪貴子ほか編 『ソテツをみなお
す』 ボーダーインク pp.111-119

盛口 満 2016a 「魚毒植物の利用を軸に見た琉球列島の里の自然」 大西正幸ほか編
『シークワサーの知恵』 京都大学学術出版会 pp.103-128

盛口 満 2016b 「琉球列島におけるシュロ (*Trachycarpus excelsus*) の消失」 『沖縄大
学人文学部紀要』 18 pp.1-10

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿規程

1. 目的

沖縄大学地域研究所は、琉球弧およびアジア地域に関する国内外の研究水準の向上を目的として、沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』を原則として年2回発行する。

刊行・編集については、本研究所紀要編集委員会（以下、編集委員会とする）がその任にあたるものとする。

2. 投稿資格

本誌への投稿は、原則として沖縄大学地域研究所所員（学内所員および特別研究員）、および編集委員会が投稿を依頼した者とする。

3. 原稿

原稿は、原則として日本語または英語で書かれたものとし、琉球弧およびアジアを対象とする未発表のもので、以下のいずれかに相当するものとする。

- (1) 論文
- (2) 研究ノート
- (3) 判例研究
- (4) 調査報告（現地調査などによって得られた資料、データ、聴取記録など）
- (5) 実践研究報告
- (6) その他（書評、資料紹介、翻訳など）

4. 原稿の提出

原稿は、執筆要項にしたがってMS-Wordで作成し、(1)メールまたは(2)郵送で提出する。

- (1) メール：電子メールの添付ファイルとして原稿および投稿票を提出する。
- (2) 郵送：記録媒体（CD、USB等）および印刷された原稿1部に投稿票を添付して送付する（当日消印有効）。

5. 原稿の締め切り

毎年、5月末日及び11月末日を原稿提出の締め切りとする。

6. 原稿の種分けおよび採否

- (1) 原稿の種分けの最終的な決定は編集委員会が行う。
- (2) 原稿の採否については編集委員会が決定する。

7. 査読

原稿の採否について、特に3に示された種別のうち、論文については、査読者により判定される。査読者は、学内外における当該論文の内容にふさわしい研究者とし、編集委員会より委嘱される。査読の方法ならびにその取り扱いについては別途定める。

8. 掲載誌及び抜刷の贈呈

掲載誌2部、抜刷30部を執筆者に贈呈する。これらを超える部数については、執筆者の自己負担とする。

9. 著作権

- (1) 掲載された論文等の著作権は原則として本研究所に帰属する。
- (2) 掲載された論文等は、インターネット上で公開される。
- (3) 本誌掲載の原稿を転載する場合は、本誌に掲載された原稿である旨を転載先の原稿に記載した上で、出版物を1部本研究所に寄贈して下さい。

10. 原稿送付先

〒902-8521 沖縄県那覇市宇国場555 沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』編集委員会宛
(tel 098-832-5599 fax 098-832-3220 メール chicken@okinawa-u.ac.jp)

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』執筆要項

1. 使用する言語
原則的に日本語または英語とします。
2. 表題と著者名
和文原稿には英文表題と英文著者名をつけて下さい。英文原稿の場合は、和文表題と和文著者名をつけて下さい。
3. 要旨、要約、キーワード、原稿の種類と長さ
 - (1) 要旨
原稿の種類を問わず、執筆の意図を説明するものとして要旨（150字）を冒頭につけて下さい。地域研究という性格上、専門分野が多岐にわたるため、他分野の読者にも、原稿の狙いや扱っている問題の性格についての理解を促すためのものとして心がけて下さい。
 - (2) 要約
和文の論文には和文要約（600字程度）および原則として英文要約（600語以内）をつけて下さい。
英文の論文の場合には英文要約（200語程度）および和文要約（1,200～2,600字程度）をつけて下さい。
 - (3) キーワード
各要約の末尾には、それぞれの言語で3～5語のキーワードを明記して下さい。
 - (4) 原稿の種類と長さ（和文）
400字詰原稿用紙換算。図表、注、文献リストを含みます。要旨、要約は字数に含みません。
 - ・「論文」：40～70枚＋要旨（150字）＋要約（600字程度）＋キーワード（5つ程度）
 - ・「研究ノート」「判例研究」：20～50枚＋要旨（150字）＋キーワード（5つ程度）
 - ・「調査報告」「実践研究報告」：20～30枚＋要旨（150字）＋キーワード（5つ程度）
 - ・「書評」「資料紹介」「翻訳」など：10～20枚＋要旨（150字）
 - (5) 原稿の種類と長さ（英文）
 - ・「論文」：7,000語以内＋要旨（40語）＋要約（200語程度）＋和文要約（1,200～2,600字程度）＋キーワード（5つ程度）
 - ・「研究ノート」「判例研究」：5,000語以内＋要旨（40語）＋要約（150語程度）＋キーワード（5つ程度）
 - ・「調査報告」「実践研究報告」：3,000語以内＋要旨（40語）＋要約（100語程度）＋キーワード（5つ程度）
 - ・「書評」「資料紹介」「翻訳」など：2,000語以内＋要旨（40語）
4. 書式
原稿の書式は以下の原則に従って下さい。
 - (1) ワードプロソフトはMS-Wordに限定します。
 - ・用紙：A4（横書き）。各頁には、通し番号を明記して下さい。
 - ・余白：上下左右すべて20mm
 - ・行数×文字数：40×40（1,600字）
 - ・フォント：和文はMS明朝（10.5ポイント）、欧文はCentury（10.5ポイント）
 - (2) 論文は、表題、執筆者名、要旨、和文要約、英文要約（原則）、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。
 - (3) 研究ノート、判例研究、調査報告などは、表題、執筆者名、要旨、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。
 - (4) 注および図表の位置、特殊な指示などは、ペーパー原稿の上に朱書して下さい。

5. 表記法

- (1) 英数字は、原則として半角文字を用いて下さい。． 。（ ）＝ などの記号類は、全角文字を用いて下さい。
- (2) 節、項には半角数字を用いて、それぞれ 1. (1) のように記して下さい。
- (3) 外国人名や外国地名はよく知られたもののほかは、初出の箇所にその原綴りを、「フライブルク (Freiburg)」のように記して下さい。
- (4) 原則として西暦を用いて下さい。年号を使用する場合には、「昭和63年 (1988年)」のように記して下さい。

6. 図表、写真

- (1) 図表、写真はそのまま版下として使えるように、執筆者の責任で別紙に作成し、オリジナルおよび仕上げり寸法大のコピーを提出して下さい。
メールで提出する場合は、jpgのデータを添付して下さい。(図表用の版下作成の必要が生じた場合には、執筆者に版下作成の実費を負担いただきます。)
- (2) 図表の頭に、「図1 世界の人口 (1992年12月末現在)」のように題名を記し、データ類を他の文献から引用する場合には、下部に「(出典) 厚生省人口問題研究所『人口統計資料集1992』」のように、引用した文献を挙示して下さい。
- (3) 図表、写真の挿入位置を原稿中に明記して下さい。

7. 注、文献引用

- (1) 注は、本文該当箇所の右肩に通し番号(1)、(2)のように記し、本文の最後にまとめて記載して下さい。
- (2) 本文注とする場合は「Carson (1962)」のように「著者名 (発表年)」を記して下さい。文献リストは、著者名 (五十音順もしくはアルファベット順)、発表年、論文名、書名、雑誌名、出版社名、巻号：所在ページの順で記載して下さい。和文文献は書名、雑誌名を『』で、論文名を「」でくくり、欧文文献は書名、雑誌名をイタリックで表記して下さい。

8. 校 正

著者校正を1回行います。(万一校正段階の加筆、修正によって組換え等追加の費用が必要になった場合は、その費用を執筆者にご負担いただくことがあります。)

※原稿番号： _____

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿票

※受付日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

※は編集委員会記入

著者名（連名の場合は全著者について） ①日本語 ②英 語	
表 題 ①日本語 ②英 語	
キーワード（5語程度） ①日本語 ②英 語	
文字数（図表、注、文献リストを含みます。要旨、要約は字数に含みません。）	
原稿の種分け（著者希望） 1. 論 文 2. 研究ノート 3. 判例研究 4. 調査報告 5. 実践研究報告 6. その他（ _____ ）	著者連絡先 住所：〒 _____ 氏名： _____ Tel: _____ Fax: _____ E-mail: _____
著者紹介（執筆者の①所属、②所属機関の住所、③E-mailを執筆文章の1ページ目に掲載します。連名の場合は全著者について掲載します。） 著者名： ① _____ ② 〒 _____ ③ _____ 著者名： ① _____ ② 〒 _____ ③ _____	

(注) 原稿は、執筆要項にしたがってMS-Wordで作成し、メールまたは郵送で提出する。

- (1) メール：電子メールの添付ファイルとして原稿および投稿票を提出する。
- (2) 郵 送：記録媒体（CD、USB等）および印刷された原稿1部に投稿票を添付して送付する（当日消印有効）。
送付先：〒902-8521 那覇市国場555 沖縄大学地域研究所 紀要編集委員会
Tel: 098-832-5599 Fax: 098-832-3220 E-mail: chicken@okinawa-u.ac.jp

『地域研究』 No.18

編集委員長 田里 修 (沖縄大学・地域研究所所長)
発行日 2016年 9月
発行 沖縄大学地域研究所
〒902-8521 沖縄県那覇市字国場555
電話：(098) 832-5599
FAX：(098) 832-3220
E-mail：chiken@okinawa-u.ac.jp

印刷・製本 株式会社 国際印刷
〒901-0147 沖縄県那覇市宮城1-13-9
電話：(098) 857-3385
FAX：(098) 857-3892
E-mail：kokusai@herb.ocn.ne.jp

Regional Studies No.18

